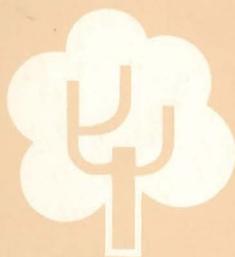
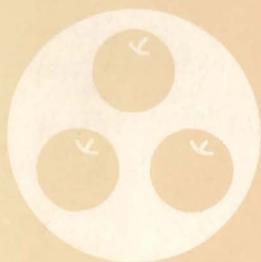
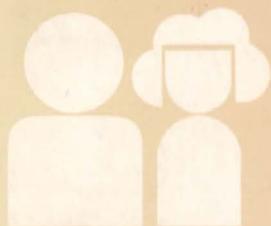


# 日野市政白書

1973



## 市政白書の発刊にあたって

日野市は今年市制施行10周年をむかえました。

このまちの変化はおよそ15年前に始まりました。それ以前は日野5社と呼ばれた企業の進出はあったが環境は山紫水明の自然豊かな農村でした。

およそ15年前頃から国のとった経済成長政策が動因となって都市の人口集中現象が著しくなり、その波及によって距離、交通、地勢などの条件と相まって宅地開発、団地造成がすすみ、いわゆる人口の社会増が急速化しています。現在11万6千の人口ですがそれは15年前の4倍、10年前の2倍という増えかたです。

かつては宅地開発などによる人口増加は地域発展のパロメーターとして抵抗なく受けとめられ、むしろ市の行政のある面では歓迎されることもありました。

しかし多摩丘陵といわれる南部丘陵地帯の開発が急速に進み、人口が急速なテンポで増加し自然環境も大きく後退することになりました。

一方ではGNP一辺倒の経済成長が進められ、技術革新に導かれて大量生産、大量消費の時代をむかえましたが、その反面で大気汚染、水質汚濁、ゴミ廃棄物の公害などの諸問題がひきおこされて市民の生活にも直接影響をおよぼすようになっていきます。本市も都市化の中でこの渦中にまきこまれ、かつて山紫水明の自然郷は姿をかえ、山の緑は後退し、水流はよごれて悪臭を生み、いたるところで不潔なゴミが捨てられて環境はますます悪化しています。つまり急速な人口増や開発のための自然破かいが市民生活を快適、安全な方向に発展させる方式でないことに気づき、反省をせまられております。

財政が傾き、市民が求める公共施設や、文化、スポーツなどの市民施設に当然たちおくれが生じて、ますますそのギャップがひろがる傾向にあります。

しかし、このように山積する難問題はひとつひとつ解決してゆかなければなりません。

またこれらを効率的に実行しようとするには、市政が市民の皆さんの参加によることが前提でなければなりません。そして市民参加が行われるには、市政の現状をまず皆さんに知ってもらうことが必要です。

このためにできるだけ資料を集めて提供し、市民参加の手がりとしてもらうためこの「市政白書」の発刊を考えました。この白書は初めての試みであり、作成の時間も十分とはいえませんので、未熟な点、整わぬ面も多々あろうと思いますが、市政についてのご理解を深めることに役立てば幸いです。

昭和48年12月25日

日野市長 森田喜美男

# 目 次

第1章 人口と世帯 .....	1
人口の推移 .....	1
(1) 総人口 .....	1
(2) 世帯 .....	3
(3) 年齢別(5才階級)男女別人口 .....	6
(4) 居住環境等移動理由別人口 .....	7
第2章 暮らし .....	13
1. 上水道 .....	13
(1) 概況 .....	13
(2) 水源 .....	15
(3) 都営一元化問題 .....	15
(4) 水道の使用状況 .....	16
(5) 施設 .....	17
(6) 給水並びに管理 .....	18
2. 下水道 .....	19
3. 住宅 .....	25
(1) 住宅の推移 .....	25
(2) 住宅の型 .....	26
(3) 住宅建設の動向 .....	27
(4) 公共機関による住宅供給 .....	28
(5) 市の住宅施策 .....	28
4. 医療 .....	33
(1) 市内医療施設の実態 .....	33
(2) 市内各病院の患者数 .....	33

(3) 休日診療	33
(4) 乳児および老人医療	34
(5) 市立総合病院	35
(6) 救急医療	37
(7) 予防衛生	39
5. 国民年金・健康保険	48
(1) 年金	48
(2) 国民健康保険	49
6. こみ	51
(1) 処理	51
(2) 収集	56
7. し尿	60
(1) 収集	60
(2) 処理	62
8. 交通	66
(1) 鉄道	66
(2) バス	67
9. 公害	69
(1) 大気汚染	69
(2) 騒音	74
(3) 水質汚濁	79
10. 消防・防災	83
(1) 消防	83
(2) 防災	86
11. 市民集会施設	92
12. 市役所	95
(1) 庁舎	95
(2) 本庁舎	97

(3) 七生支所	99
(4) 多摩平支所	101
(5) 動く窓口	102
<b>第3章 まちづくり</b>	<b>104</b>
1. 道路・はし	104
(1) 道路	104
(2) 橋梁	107
2. 交通安全	111
(1) 現在の交通安全	111
(2) 交通安全施設整備事業	111
(3) その他の交通安全対策	112
(4) スクールゾーンの設定	113
(5) 交通安全教育の実施	113
3. 土地区画整理	115
(1) 土地区画整理事業のあゆみ	115
(2) 市施行の土地区画整理事業の概要	116
(3) 都市計画道路	121
4. 自然と緑地	124
(1) 概要	124
(2) 破壊される自然と緑	124
(3) 公園	126
<b>第4章 福祉</b>	<b>130</b>
1. 児童福祉	130
(1) 概要	130
(2) 保育所	131
(3) 乳児医療費の助成	138

(4)	児童手当	141
(5)	学童保育クラブ	145
(6)	児童館	146
(7)	遊び場	148
2.	老人福祉	153
(1)	概要	153
(2)	老人人口の推移	153
(3)	老人福祉施設	155
(4)	老人の健康	160
(5)	老人の諸扶助関係	163
(6)	老人の活動関係	167
3.	低所得と福祉	172
(1)	最低生活を保障するための生活保護制度	172
(2)	被保護世帯に対する法外援護	176
4.	心身障害者(児)の福祉	180
(1)	身体障害者	180
(2)	精神薄弱者の福祉	185
<b>第5章 教育</b>		188
1.	学校教育	188
(1)	義務教育施設	188
(2)	学校給食	195
(3)	学校保健と児童生徒の体位	197
(4)	移動教室	197
(5)	中学校卒業者の進路状況	203
(6)	心身障害児学級	207
(7)	教育相談の状況	208
(8)	就学援助	209

(9)	教職員の研修と研究委託	210
(10)	教職員年令別男女別構成	211
2.	幼児教育	213
(1)	市立幼稚園	213
(2)	家庭教育通信	214
(3)	予算の推移	216
3.	公民館	217
(1)	施設のあらまし	217
(2)	利用状況	218
(3)	公民館事業	218
(4)	施設・職員・予算	219
4.	市立図書館	220
(1)	図書館は市民にとって何なのか	220
(2)	市民は図書館をどう使ったか	221
(3)	図書館のすがた	222
(4)	市民のくらしに図書館を	222
(5)	これからの図書館	224
5.	市民体育	225
(1)	概要	225
(2)	市民の体力づくり	225
(3)	市民ソフトボール大会	227
(4)	市民スポーツレクリエーション大会	227
(5)	歩く運動大会	228
(6)	各種専門競技大会	228
(7)	体育関係団体の育成	230
(8)	体育指導委員	230
(9)	社会体育施設	231
6.	文化	234

(1) 文化財	234
(2) 文化団体	234
(3) 市民文化祭と文化施設	236
<b>第6章 産 業</b>	<b>237</b>
1. 農 業	237
(1) 宅地化する農地	237
(2) 重金属公害	239
(3) 米の生産調整	240
(4) 畜産と都市化	240
(5) 都市農業の確立	241
(6) 農業委員会と農政	241
2. 商 業	243
(1) 概 要	243
(2) 商業施設の配置形態と業種構成	243
(3) 大型店の動向	245
(4) 商圏と競合関係	245
(5) 消費者教育	245
3. 工 業	248
4. 観 光	250
<b>第7章 財 政</b>	<b>252</b>
1 概 要	252
2 税収の概要	254
3 超過負担	262
4 地方債	263
5 予算と決算	263
6 事業収益	267



# 第1章 人口と世帯

## 人口の推移

本市の人口にはどんな特徴があらわれているかを考えてみます。

この問題については、今日まで各種の資料が刊行されていますので、ここでは市制施行後の人口のすう勢を中心におきました。

### (1) 総人口

—10万人台を突破した日野市—

市制施行（昭和38年11月3日）以来の平均増加人口は、年間約5,800人をかぞえ、巨大都市“東京”のスプロール化の波は、都心から40K圏に位置する本市にも大きな影響を与えています。

この人口増は、これまで農村地帯であった本市を東京のベットタウンと位置づけつつ、昭和45年12月7日には、ついに10万人に達しました。

昭和48年9月1日現在では、115,821人と人口増はめざましいものがあります。この人口増加を全国、東京都、市郡部に別けて表1-1を参考に比較してみました。

年平均増加率をみますと、全国では、昭和30年以降約1.0%と伸びが安定し、その人数は約900~1,100千人となっています。

東京を中心にした場合は、全国の安定した伸びとは異なり、昭和25年~30年 5.6%、昭和30年~35年 4.1%、昭和35年~40年 2.4%、昭和40年~45年

には、1%と減少の傾向を示しています。

さらに区部は、昭和25年～30年 5.9%、昭和30年～35年 3.9%、昭和35年～40年 1.4%、昭和40年～45年には 0.1%減と同様のパターンを示していますが、減少傾向はさらに顕著です。

市郡部は、増加の一途をたどっていますが、昭和35年～40年をピークに若干鈍化しています。しかし、市部のうち武蔵村山市、町田市、狛江市、東久留米市、周辺3県(埼玉県、千葉県、神奈川県)への増勢は強まっています。

前述の市以外で人口増が若干弱まっている原因としては、地価の高騰、各市の人口抑制施策などの影響が考えられます。

さて、本市の人口の推移はどうなっているかを、周辺各市との比較もまじ

表1-1 日野市、東京都および国の人口推移

(単位千人, %)

		全 国	東京都	区 部	市郡部	日野市
実 数	25	83,200	6,278	5,385	885	24
	30	89,276	8,037	6,969	1,068	27
	35	93,419	9,684	8,310	1,374	43
	40	98,275	10,869	8,893	1,976	68
	45	103,720	11,408	8,841	2,567	98
年 平 均 増 加 数	25～30	1,215	352	317	35	0.6
	30～35	829	329	268	61	3.2
	35～40	971	327	117	120	5
	40～45	1,089	108	△ 10	118	6
年 平 均 増 加 率	25～30	1.5	5.6	5.9	4.0	2.5
	30～35	0.9	4.1	3.9	5.7	11.9
	35～40	1.0	2.4	1.4	8.7	11.6
	40～45	1.0	1.0	△0.1	6.0	6.1
対 全 国 比	25	100	7.55	6.47	1.06	0.03
	30	100	9.00	7.81	1.20	0.03
	35	100	10.37	8.90	1.47	0.05
	40	100	11.06	9.05	2.01	0.07
	45	100	11.00	8.52	2.47	0.09

資料「国勢調査」

えて考えてみました。

本市と境を接している市(八王子市、立川市、府中市、昭島市、国立市)および市制施行が、本市と接近している市(小金井市、小平市、東村山市)との比較は表1-2および図1-1のとおりです。

ちなみに、各市の20年間(国勢調査時)の人口推移をみると、昭和30年～40年の平均増加率は表1-2のとおり、本市

表1-2 日野市および他市の人口推移

(単位 百人)

項目	市名	日野市	八王子市	立川市	府中市	昭島市	小金井市	小平市	東村山市	国立市
	年									
実数	25	240	1,310	630	450	320	230	220	180	140
	30	270	1,480	760	590	390	300	290	240	230
	35	430	1,640	820	820	450	460	530	430	330
	40	680	2,089	1,010	1,270	600	760	1,050	750	430
	45	980	2,530	1,170	1,630	760	940	1,370	970	600
年平均増加数	25~30	6	34	26	28	14	14	14	12	18
	30~35	32	32	16	46	12	32	48	38	20
	35~40	50	88	38	90	30	60	104	64	20
	40~45	60	90	32	72	32	38	64	44	34
年平均増加率	25~30	2.5	2.6	4.1	6.2	4.4	6.1	6.4	6.7	12.9
	30~35	11.9	2.2	2.1	7.8	3.1	10.7	16.6	15.8	8.3
	35~40	11.6	5.4	4.6	11.0	6.7	11.3	19.6	14.9	6.1
	40~45	8.8	4.3	3.2	5.7	5.3	5.0	6.1	5.9	7.9

〔資料 国勢調査〕

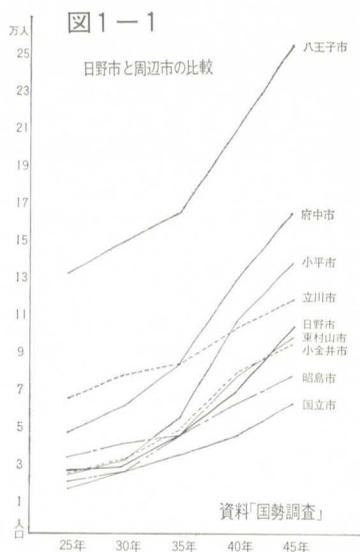
は小平市、東村山市について第3位の伸びを示しています。さらに昭和40年~45年の間では9市中第1位の伸びとなっています。しかし、各市とも増加率は10%台を下回り、前述のとおり人口増はやや鈍化しつつあるのが現状です。

## (2) 世帯

一日野市の一世帯あたりの人員は約3人—

つぎに、1つの生活の単位である世帯について考えてみました。

35年国勢調査、45年国勢調査により、世帯人員の推移についてみますと、



都における一世帯あたりの人員は、35年で3.95人、45年では3.15人と減少しています。

表1—3 日野市および東京都の世帯人員別普通世帯数

	総 数		普 通				
	世 帯 数	世帯人員	世				
			総 数	1 人	2 人	3 人	4 人
東 京 都	3,589,109	11,408,071	3,371,570	693,974	596,329	648,502	797,794
市 部	3,525,796	11,161,201	3,309,566	688,983	487,272	635,611	780,316
郡 部	63,313	246,870	62,004	4,991	9,057	12,891	17,478
日 野 市	27,510	98,557	26,824	2,878	4,317	6,300	8,325
八王子市	65,914	253,527	64,210	6,424	8,970	12,876	18,483
立 川 市	34,037	117,057	32,742	4,524	5,278	6,873	9,215
府 中 市	45,324	163,173	43,506	5,709	6,484	9,189	13,315
昭 島 市	21,084	75,662	20,612	2,255	3,168	4,656	6,024
小 金 井 市	29,923	94,448	28,248	5,833	4,908	5,869	7,617
小 平 市	36,883	137,373	35,508	4,341	4,834	7,777	11,680
東 村 山 市	25,804	96,545	25,218	2,682	3,534	5,405	8,346
国 立 市	18,502	59,709	17,701	3,463	2,640	3,640	4,989
区 部	2,858,766	8,840,942	2,668,227	600,618	487,687	497,948	591,168
東 京 都	2,496,680	9,683,802	2,243,783	218,291	405,821	409,753	417,581
市 部	2,368,542	9,124,217	2,122,963	212,982	388,971	386,829	392,292
郡 部	128,138	559,585	120,820	5,309	16,850	22,924	25,289
日 野 市	10,451	43,394	10,167	327	1,752	2,224	2,108
八王子市	33,436	158,443	32,380	1,186	3,886	5,169	6,338
立 川 市	17,185	67,949	15,400	1,107	2,550	2,780	2,980
府 中 市	18,705	82,098	17,629	822	2,529	3,351	4,079
昭 島 市	10,422	44,805	10,006	641	1,283	1,723	2,117
小 金 井 市	12,166	45,734	10,597	539	1,792	2,188	2,369
小 平 町	11,761	52,923	11,132	366	1,543	2,344	2,760
東 村 山 町	9,330	42,946	9,079	259	1,168	2,012	2,202
国 立 町	8,595	32,609	7,613	454	1,212	1,547	1,723
区 部	2,173,555	8,310,027	1,943,599	203,764	362,087	353,656	354,799

さらに、区部の傾向をみますと、35年で3.90人、45年では3.08人と同じように減少傾向を示しています。この世帯人員の変化は、核家族化の進行と、単身世帯の増加傾向が原因と考えられます。

世帯							注) 上欄45年国調 下欄35年国調	
帯		数					世帯人員	1世帯あたり人員
5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上		
371,584	166,781	55,303	23,997	10,144	4,283	2,879	10,628,918	3.15
362,359	162,140	53,033	23,070	9,777	4,180	2,825	10,395,007	3.14
9,225	4,641	2,270	927	367	103	54	233,911	3.77
3,222	1,158	411	131	56	24	2	91,461	3.41
9,577	4,763	1,898	788	281	100	50	237,068	3.69
4,151	1,667	603	276	104	36	15	111,214	3.40
5,625	2,003	720	285	126	38	12	148,621	3.42
2,837	1,097	356	147	48	18	6	71,772	3.48
2,994	968	317	135	31	18	8	87,901	3.11
4,621	1,520	448	194	59	24	10	121,863	3.43
3,307	1,251	422	160	66	23	22	88,705	3.52
1,971	684	210	58	36	5	5	55,941	3.16
284,305	131,407	42,179	18,673	8,121	3,572	2,549	8,227,885	3.08
35年国調								
323,941	213,871	122,414	64,659	33,726	17,607	16,119	8,875,496	3.96
304,380	200,092	113,915	60,080	31,462	16,548	15,412	8,350,805	3.93
19,561	13,779	8,499	4,579	2,264	1,059	707	524,691	4.34
1,542	1,118	592	290	123	53	38	41,890	4.12
5,759	4,337	2,728	1,573	763	371	270	150,042	4.63
2,538	1,647	947	456	201	106	88	63,201	4.10
2,969	1,852	982	538	300	106	101	74,314	4.22
1,845	1,174	633	343	132	70	45	42,696	4.27
1,712	1,004	528	261	107	59	38	42,527	4.01
1,874	1,085	633	274	128	83	42	46,504	4.18
1,485	933	516	249	139	63	53	38,560	4.25
1,265	739	378	159	82	30	24	30,399	3.99
274,551	180,324	102,568	53,895	28,488	15,110	14,357	7,588,243	3.90

資料「国勢調査」

市部，郡部を中心に考えますと，市部における一世帯あたりの人員は35年で3.93人，45年では3.14人と都全体および区部とほぼ同様の減少傾向を示しています。郡部は，35年で4.34人，45年では3.77人と都全体，区部，市部に比べて減少傾向はゆるやかです。

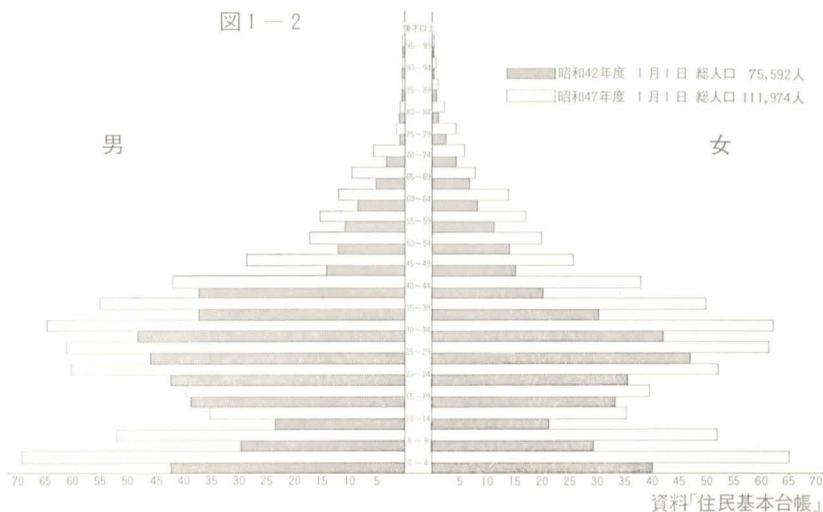
本市の一世帯あたりの人員は35年で4.12人，45年では3.41人となっており，その減少傾向は市部，郡部のほぼ中間にあり比較的ゆるやかです。しかし，単身世帯を含めた昭和48年9月1日現在の一世帯あたり人員は2.96人と都市型となっています。この比較は単身世帯が含まれていないため完全なものとはいえません。

### (3) 年齢別（5才階級）男女別人口

さて，日野市の人口を年齢別，男女別の角度からみてみました。

まず，第一に生産年齢（15才～59才）が大きな割合を占めていることに注目できます。この割合は昭和42年で約69.4%，昭和47年では約66.5%をしめており，生産性型の市であることがわかります。

さらに，昭和42年と昭和47年を比較した場合，その人口の増加率80%となっていますが，15才～19才の階層をとりあげると3%減となっています。



この原因は明確な説明はできませんが、原因として考えられることは公団住宅、民間アパートなどの住居形式によるのではないかと思います。つまり世帯構成人員が多く（4人以上位）なった場合は、転出し、この世帯の代りに、夫婦あるいは、3人世帯（0～4才児1人をもつ世帯）が転入しているというパターンが反復して起こっているということがいえます。

（4）居住環境等移動理由別人口

昭和46年5月から昭和47年4月までの一年間において、東京都居住環境等

表1—4 昭和42年，47年，年令階層男女別人員 単位人，％  
 (昭和42年1月1日) (昭和47年1月1日)

男女別 年令別	昭和42年1月1日				昭和47年1月1日			
	総数	男	女	構成比	総数	男	女	構成比
総数	75,592	38,830	36,762		111,974	57,368	54,606	
1～4	8,302	4,208	4,094	11.0	13,414	6,928	6,486	12.0
5～9	5,873	2,935	2,938	7.8	10,067	5,202	4,865	9.0
10～14	4,495	2,309	2,186	5.9	6,924	3,505	3,419	6.2
15～19	7,209	3,858	3,351	9.5	7,021	3,982	3,039	6.3
20～24	7,852	4,296	3,556	10.4	11,278	6,070	5,208	10.1
25～29	9,375	4,618	4,757	12.4	12,291	6,103	6,188	11.0
30～34	9,114	4,820	4,294	12.1	12,710	6,479	6,231	11.4
35～39	6,757	3,709	3,048	8.9	10,542	5,552	4,990	9.4
40～44	4,333	2,269	2,064	5.7	8,113	4,268	3,845	7.2
45～49	2,982	1,436	1,546	3.9	5,484	2,838	2,646	4.9
50～54	2,674	1,280	1,394	3.5	3,682	1,726	1,956	3.3
55～59	2,241	1,102	1,139	3.0	3,236	1,502	1,734	2.9
60～64	1,684	852	832	2.2	2,690	1,246	1,444	2.4
65～69	1,225	531	694	1.6	1,945	906	1,039	1.7
70～74	762	337	425	1.0	1,339	313	738	1.2
75～79	421	170	251	0.6	774	107	461	0.7
80～84	209	76	133	0.3	311	30	204	0.3
85～89	71	20	51	0.09	122	9	92	0.1
90～94	13	4	9	0.01	29	1	20	0.03
95～99	—	—	—	—	2	1	1	0.002
100以上	—	—	—	—	—	—	—	—
総人口	111,974				75,592			

四捨五人の関係で計は100%になりません

資料「住民基本台帳」

移動理由別人口調査が実施されました。

その結果については、表 1—5 から表 1—8 に示すとおりですが表 1—5 の他府県からの転入事由別をみると、「職業的事由のため」によるものが、

表1—5 他府県間転入地転入理由別転入件数および人員

	総 数			職 業 的 事 由 の た め								
	件 数	人 員	%	総 数			転 勤					
				件 数	人 員	%	件 数	人 員	%			
東京都	499,044	650,808	100	304,961	408,987	62.9	76,800	144,754	22.2			
市 部	92,937	136,159	100	54,389	82,931	60.9	19,364	39,757	29.2			
日野市	3,738	5,580	100	1,980	3,148	56.4	677	1,358	24.3			

(つづき)	職 業 的 事 由 の た め								
	就 職 ・ 転 職			求 職			開 業 ・ 転 業		
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	197,158	221,522	34.0	18,126	21,542	3.3	8,997	15,819	2.4
市 部	30,500	35,590	26.1	2,336	3,365	2.5	1,511	3,124	2.3
日野市	1,273	1,760	31.6	30	30	0.5	0	0	0

(つづき)	職業的事由のため			住宅事情解決のため			生活環境の良い所を求めて		
	そ の 他			件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
	件 数	人 員	%						
東京都	3,880	5,350	0.8	19,371	40,320	6.2	18,987	30,515	4.7
市 部	681	1,097	0.8	560	13,351	9.8	4,151	7,720	5.7
日野市	0	0	0	217	461	8.3	124	339	6.1

(つづき)	学校関係のため			結婚、離婚などのため			そ の 他		
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	68,302	72,334	11.1	69,018	74,212	11.4	18,405	24,441	3.7
市 部	11,389	12,087	8.9	13,541	14,747	10.8	3,900	5,326	3.9
日野市	305	397	7.1	863	893	16.0	240	342	6.1

3,148人(56.4%)と最も多く、ついで「結婚・離婚等」によるものが893人(16.0%)、「住宅事情解決」461人(8.3%)となっています。

表1-6の都内間の転入事由別をみると、表1-5とは逆に「住宅事情解

表1-6 都内間転入地転入理由別件数及び人員

	総 数			職 業 的 事 由 の た め								
	件 数	人 員		総 数			転 勤					
			人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%		
東京都	422,986	669,114	100	142,402	202,115	30.2	40,393	65,405	9.8			
市 部	109,383	193,684	100	28,410	44,742	23.1	10,420	17,835	9.2			
日野市	4,089	8,541	100	1,068	1,590	18.6	396	532	6.2			

(つづき)	職 業 的 事 由 の た め								
	就 職 ・ 転 勤			求 職			開 業 ・ 転 業		
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	80,468	98,854	14.8	5,773	7,044	1.0	11,661	23,266	3.5
市 部	13,559	18,256	9.4	758	904	0.5	2,609	5,750	3.0
日野市	559	764	8.9	22	23	0.3	90	271	3.2

(つづき)	職業的事由のため			住宅事情解決のため			生活環境の良い所を求めて		
	そ の 他								
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	4,108	7,546	1.1	103,775	231,140	34.5	49,107	84,860	12.7
市 部	1,055	1,977	1.0	33,016	81,192	41.9	13,591	27,108	14.0
日野市	0	0	0	1,138	3,831	44.9	618	1,566	18.3

(つづき)	学校関係のため			結婚、離婚などのため			そ の 他		
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	21,321	27,464	4.1	89,091	99,505	14.9	17,289	23,760	3.6
市 部	4,800	5,938	3.1	24,763	28,059	14.5	4,801	6,636	3.4
日野市	109	176	2.1	892	1,023	12.0	264	354	4.1

決」によるものが 3,831人 (44.9%) と非常に高いウエイトをしめ、ついで「職業的事由のため」が1,590人 (18.6%), 「生活環境」1,566人 (18.3%) となっています。

表1-7 他府県間転出地転出理由別件数及び人員

	総 数			職 業 的 事 由 の た め								
	件 数	人 員		総 数			転 勤					
		人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%			
東京都	483,662	753,372	100	229,679	340,953	45.3	87,169	156,757	20.8			
市 部	81,999	128,784	100	44,126	71,706	55.7	19,769	39,238	30.5			
日野市	2,320	4,302	100	1,241	2,276	52.9	566	1,129	26.3			

(つづき)	職 業 的 事 由 の た め								
	就 職 ・ 転 職			求 職			開 業 ・ 転 業		
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	108,501	135,372	18.0	7,353	9,287	1.2	17,876	28,582	3.8
市 部	18,756	24,288	18.8	1,437	1,764	1.4	2,799	4,696	3.7
日野市	545	913	21.2	78	131	3.1	25	75	1.7

(つづき)	職業的事由のため			住宅事情解決のため			生活環境の良い所を求めて		
	そ の 他			件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
	件 数	人 員	%						
東京都	8,780	10,954	1.5	82,773	205,884	27.3	18,855	37,583	5.0
市 部	1,365	1,722	1.3	10,329	24,933	19.3	2,010	3,853	3.0
日野市	27	26	0.6	411	1,181	27.5	102	280	6.5

(つづき)	学校関係のため			結婚、離婚などのため			そ の 他		
	件 数	人 員		件 数	人 員		件 数	人 員	
		人 員	%		人 員	%		人 員	%
東京都	37,336	40,394	5.4	80,624	84,823	11.2	34,394	43,735	5.8
市 部	8,526	8,996	7.0	107,43	11,268	8.8	6,263	8,026	6.2
日野市	51	51	1.2	385	385	8.9	130	130	3.0

表1-5, 表1-6 をみて他府県からの転入者の場合, 転勤, 就職, 転職などの理由がもっとも多いということは, 交通機関が便利であることから都心への通勤圏内にあたるからです。また都内間からの転入者の場合, 「住宅事

表1-8 都内間転出地転出理由別件数及び人員

	総 数			職 業 的 事 由 の た め					
	件 数	人 員	%	総 数			転 勤		
				件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	422,986	669,114	100	135,479	192,219	28.7	41,398	66,489	9.9
市 部	80,866	143,737	100	25,612	37,178	25.9	8,912	14,919	10.4
日野市	3,000	4,863	100	964	1,472	30.2	425	799	16.4

(つづき)	職 業 的 事 由 の た め								
	就 職 ・ 転 職			求 職			開 業 ・ 転 業		
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	75,072	91,804	13.7	3,564	4,560	0.7	11,347	22,614	3.4
市 部	13,124	16,045	11.2	577	705	0.5	2,124	4,028	2.8
日野市	459	513	10.5	0	0	0	80	162	3.3

(つづき)	職業的事由のため			住宅事情解決のため			生活環境の良い所を求めて		
	そ の 他								
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
東京都	4,098	6,752	1.0	126,725	277,124	41.4	25,588	43,987	6.6
市 部	874	1,484	1.0	26,669	62,947	43.8	5,288	9,956	6.9
日野市	0	0	0	887	1,978	40.7	189	375	7.7

(つづき)	学校関係のため			結婚, 離婚などのため			そ の 他		
	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%	件 数	人 員	%
	東京都	21,783	27,686	4.1	93,374	98,699	14.8	20,038	29,400
市 部	5,523	6,632	4.6	18,493	19,335	13.4	5,281	7,689	5.4
日野市	80	80	1.6	827	904	18.5	53	53	1.1

情解決」によるものが多いことは、都内に比較すればまだまだ生活環境に恵まれていることからマイホーム作りの他、民間団地や公団住宅などが建設されたことによります。

いっぽう、転出の事由別からみると表 1—7、表 1—8 にしめすとおりです。

まず、表 1—7 の他府県への転出事由では、「職業的事由のため」によるものが2,276人(52.9%)と一番多く、ついで「住宅事情解決」1,181人(27.5%)、「結婚・離婚等」385人(8.9%)となっています。表 1—8 の都内間での転出事由をみると、「住宅事情解決」によるものが1,987人(40.7%)ともっとも多く、ついで「職業的事由のため」が1,472人(30.2%)、「結婚・離婚等」904人(18.5%)となっています。

表 1—7、表 1—8 とも、「住宅事情解決」の理由で転出者が比較的多いことは、転出前に民間借家に住んでいた人が転出後、持ち家、公共借家になっているケースが多くみうけられます。

その他、東京都全体からみた人口動態は、自然増の変化はほとんどなく社会増に著しい変化がみられます。

この社会増の変化についてみると戦後、都市集中化によって著しい増加を示したが、昭和32年をピーク(198,726人)として、次第に減少の傾向を示し、昭和42年には、マイナス(△20,648人)に転じました。そして、その後も社会増のマイナスはつづいています。

この要因は、転入そのものが同一水準にとどまっているにもかかわらず、転出口が急速に増加したことによるものです。

表 1—1 から表 1—8 の差引合計をみると、東京都全体ではマイナス102,564人ですが、市部では逆にプラス57,322人(郡島部ではプラス6,107人)本市の場合はプラス4,956人の社会増となっています。このことは大都市の人口が減少し、周辺都市の人口が増大するという人口のドーナツ化現象を反映しているものであり、今後もつづくものと考えられます。



## 1 上水道

### (1) 概況

本市の地勢は、おおむね、西部の台地と、東部の台地とに大別されます。西部丘陵地帯の一部は、八王子市と隣接して、その南側を浅川が西より東に流れ、市街地をはさみ、北側を多摩川が流れて、東部において合流しています。このような地勢の影響で、かつては豊富な地下水脈により、比較的容易に生活用水が得られました。従って、市民の飲料水、その他の雑用水は、昭和35年6月16日にはじめて水道が給水されるまで浅井戸に依存していたのが実情です。

その後、昭和34年に日本住宅公団が西部の台地を開発し多摩平公団住宅を建設したところより、都市化の現象が激しくなってきた地下水の枯渇、水質の汚染などにより、太陽や、空気と同じように大切な水を供給する水道の重要性が、近代都市化による生活の向上にともなって、ますます著しいものとなってきました。水道は、このような状勢にあわせて計画し、施行しています。

市水道の経緯は、昭和33年3月に創設の認可を受け、昭和35年6月16日に通水を開始しました。当時の規模は給水人口10,000人、1日最大給水量1,700tとごく小規模なものでした。この間、日本住宅公団多摩平団地の造成がはじまり、この影響で、団地周辺が開発されるとともに、国鉄中央線並びに京

王電鉄などの利用により、都心と30分から40分程度で結ばれる本市の住宅化は、急速に進んできました。このような状況のなかで、水道の普及をはかってきましたので、事業についても拡張につぐ拡張、また新しく事業計画をたてるとまがないため、変更計画などをたてて市民の飲料水の確保について努力してきました。しかし、まだ、多摩丘陵地帯の専用水道地域など、若干、

表2-1 日野市水道事業の沿革

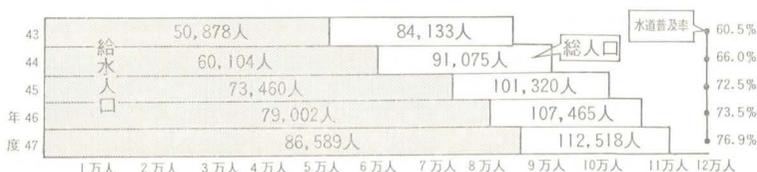
区 分	創 設	1 拡	2 拡	2拡変更	3 拡
認可年月日	33. 3.31	35. 3.14	38.12.27	43. 3.28	46. 2.20
計画目標年次	50年度	50年度	50年度	50年度	53年度
計画給水区域	国道119号線沿いの低地域人口密集地区	中央線西側地区の大部分を拡張区域とする。	浅川左岸の大部分と浅川中部分と浅川中部の右岸の一部を拡張区域とする。	左に浅川右岸の大部分を加える。	日野市全域とする。
計画給水人口	10,000人	19,500人	64,000人	101,800人	133,500人
1日最大給水量	1,700m <sup>3</sup>	3,315m <sup>3</sup>	23,460m <sup>3</sup>	38,684m <sup>3</sup>	53,400m <sup>3</sup>
工事施行期間	33. 4~37. 3		38.12~47. 3		46. 4~50. 3
事業費	122,862千円		1,340,609千円		千円 1,327,127

表2-2

尚ちなみに各事業計画の1人1日最大給水量の積算の根拠が生活水準の向上により次のように変化しております。

年度	事業計画	1人1日最大使用水量
32	創設並び1拡	170l
38	第2期拡張計画	360l
43	第2期拡張変更計画	380l
46	第3期拡張計画	400l

図2-1 水道普及の推移



水道の普及していないところがあります。この地域においても、市では昭和49年度中に水道水を供給するための計画をたてて拡張工事を進めています。

## (2) 水源

拡張計画にあたって、重要な問題は、水源の確保であります。本市の水道は昭和38年度に計画をした第2期拡張計画(2拡)までは、全部地下水に求めてきました。その後の計画から、地下水並びに東京都水道局の広域水源計画に依存しています。

現在、自己水源は、深井戸で18井あり、揚水能力は、最高で26,600tです。この水源の最高揚水能力を配水量が上回るときは、東京都水道局より水道水を1t19円で購入し補っています。

このことは、地下水源利用の増加が著しくなり、各水源の水位の低下が激しくなって、将来の水源を地下水のみに依存できない状態になってきたからです。まず、この水源問題(地下水の不足)がはじめて生じた武蔵野市が中心となり、昭和37年に「北多摩水資源対策促進協議会」を発足させ、多摩川の水源を多摩地域へ分水してもらう要望書を東京都へ提出しました。

その後、多摩地域の計画給水量の基礎調査並びに多摩川分水路などの調査が行なわれ、将来にわたる需給計画の策定とその具体化をはかるために、東京都の副知事を会長として、三多摩地区給水対策委員会を設置しました。そして、各市町村の計画給水量、不足水量の充足方針などを検討した結果、要望をした多摩川水路については、多摩地域に広域的に継続して給水することは、水資源的に無理なので、これを都の開発事業である利根川系の開発により多摩地域へ、昭和40年から分水することが決定されました。

その後、工事は順調に進み、本市では小作浄水場よりの送水管が昭和46年度に接続され、同年7月1日より分水を受けはじめています。

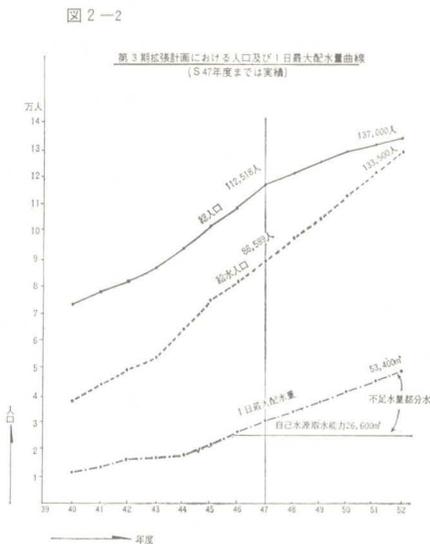
## (3) 都営一元化問題

多摩地域の水道を東京都が一元的に経営することを、都営一元化と称しています。そもそも、この問題が検討されはじめた原因は、多摩地域32市町村が水道事業をそれぞれ独自に経営していますがその実情は、おのおのの地域

における給水の需給や、財政の状況が社会的または自然的な特殊性によって、区市町村ごとにきわめてまちまちであるからです。このような状況のため、区部と多摩地区並びに多摩市町村間においては、料金をはじめもろもろの問題で格差が生じていました。またさらに加えて先に述べた広域水源対策による分水料金が、莫大な資金の投入により区部の一般住民の使用料金（14円）より高い19円となり、料金の格差はますます著しいものとなっています。このように重要である格差は正問題を取りあげ、昭和44年2月都では、東京都水道事業調査会（代表 高橋正雄九大名誉教授）に検討を依頼しました。そして、昭和45年1月同調査会は、多摩地区の水道事業を吸収合併し一元的に経営することが一番よい方法であると、都知事に答申をしました。その後、この答申にもとづき都および多摩市町村は、協議を重ね一部の修正は行われましたが、この実現に着々進んでいます。現在、この問題について都と個別協議に入り、具体的なことを検討しています。

#### (4) 水道の使用状況

水道需要量は、年々人口の増加とともに著しく延びています。左の曲線はそれを表したものです。



このように水を使う量がふえてきたのは、私たちの暮しかたの変化が、大きく影響しています。洗たくを以前はたらいを使い手で洗っていましたが、いまでは、洗たく機を使っています。便所は、汲取りから水洗便所に変わりつつあります。車をもつ人が多くなり、車を洗うための水をたくさん使うようになりました。学校のプールができるにつれて、水を使う量がふえ、また最近、冷房用のクーラ

一などが普及して、ますます使用水量は増加しています。このように私たちの生活が進むにつれて、水を使う量はふえつづけています。

#### (5) 施設

大切な水をつくったり、送ったりするためには、多くの施設が必要です。現在の水道施設のあらまは、つぎのとおりです。

##### 大坂上浄水場 日野市日野5,646番地

甲州街道日野坂の南側にあり給水区域は、高区（ポンプ圧）低区（自然流下）にわけて、高区は日野台地域に、低区は新町、栄町、日野、万願寺地区に給水しています。水源は5井で約17,000人、6,800tを給水できる施設です。

##### 多摩平浄水場 日野市多摩平2丁目7番地の2

豊田駅より北側、日本住宅公団多摩平団地の中心部に所在し、多摩平、豊田、東豊田、川辺堀之内、上田地区に給水しています。水源は、9井並びに部分水の受水により、約25,000人、10,000tの水を給水する施設です。

##### 三沢浄水場並びに三沢配水場 日野市三沢

京王線高幡不動駅と百草園駅の間、通称川崎街道ぞいにあり、水源4井を浄水し、また部分水を受水して百草団地内にある三沢配水場まで送水する施設です。

三沢浄水場より送水を受けた三沢配水場の施設は、約5,000tの配水池より、高幡、百草、石田、下田、落川、程久保、南平地区に給水し、また配水池よりポンプ圧にて、場内の高架水槽に揚水したのち、自然圧にて、高幡、百草団地に給水しています。なお、昭和47年度事業でさらに同配水場内に送水ポンプ施設を建設中です。この施設が完成し、48年度、49年度計画の配水本管の布設工事が完成しますと、約43,000人、17,400tが、給水可能となります。

##### 平山台浄水場 日野市旭が丘2丁目42番地

平山台画整区理地内の都立工業短大前にあり給水区域は、多摩平地区の一部、旭が丘、平山、西平山、神明上区画整理地内に給水する施設で、昭和49

年度中に、本浄水場系統の配水本管の布設工事を完成させる予定で、現在実施中ですが、能力は約48,000人、19,200 t を給水する施設で、水源は、全都分水の受水です。

以上が水道施設のあらましですが、この施設が100% か動いたしますと、約133,500人に対し、53,400 t の供給ができるわけです。

#### (6) 給水並びに管理

水道事業は、みなさんの日常生活と直結し、深いかかわりあいがあります。朝起きて、歯をみがき、顔を洗うことから始めて、食事、洗たく、そうじ、お風呂など生活にかかせないものです。この水道をみなさんが使用するにあたって、主につぎのことを知っていただきたいと思います。

給水装置の新設、改造、修繕などの工事については、使用者から申込みによって、市の指定工事店（現在16店舗）が行います。指定工事店の工事の区分は、止水栓からじゃ口までです。この工事費用は、申込んだみなさんの負担となります。これは、水道の本管から家庭へ引きこんだ給水管が、それぞれみなさんの所有物となるからです。また、水道の工事の施工は、指定工事店でなければできません。それは、市民のみなさんに、市が責任をもって安心して使用していただくためです。市では、指定工事店に対して一定の技術水準を保つとともに、工事を正確に行うよう指導をしています。なお、指定工事店には、必ず市が定めた給水技術者と配管技能員を置くことを義務づけています。また、受水槽を設置している場合の水道施設の管理については、その設置者か、実際に水道を使用しているかたがたが責任をもって管理することになっています。管理にあたっては、水道が衛生上きわめて重要であることを充分認識されて、最善の管理をしていただくことになっています。

その他、年々激増している交通量と車輛の大型化、また各種道路関係工事の増加などにより、給水管などよりの漏水事故などが多くなっています。市では、大切な水を無駄に流すことを極力さけるため、昼夜にかかわらずできるだけすみやかに、修理するよう心がけています。このように水道事業は、市民サービスを心がけ、常に一步先を考え努力を重ねています。

## 2 下水道

近代的な町という点からいうと、し尿などはすべて公共下水道によって処理することが、望ましいことはもちろんです。本市においては、多摩平を区画整理事業として行った時、この区域を排水処理区域とする約130haが公共下水道として、昭和33年にできあがり処理場を設けて処理を開始しました。

また民間の大きな宅地造成には、将来のことを考え下水道施設を設置するよう指導しています。この宅地造成の合計面積は、約190haになり、これらの区域内では水洗便所が使えることになります。

以上の区域外は、ほとんどが各戸ごとの浸透式か、道路側溝により処理し、またし尿については、汲み取りによってそのほとんどが収集され、処理されています。

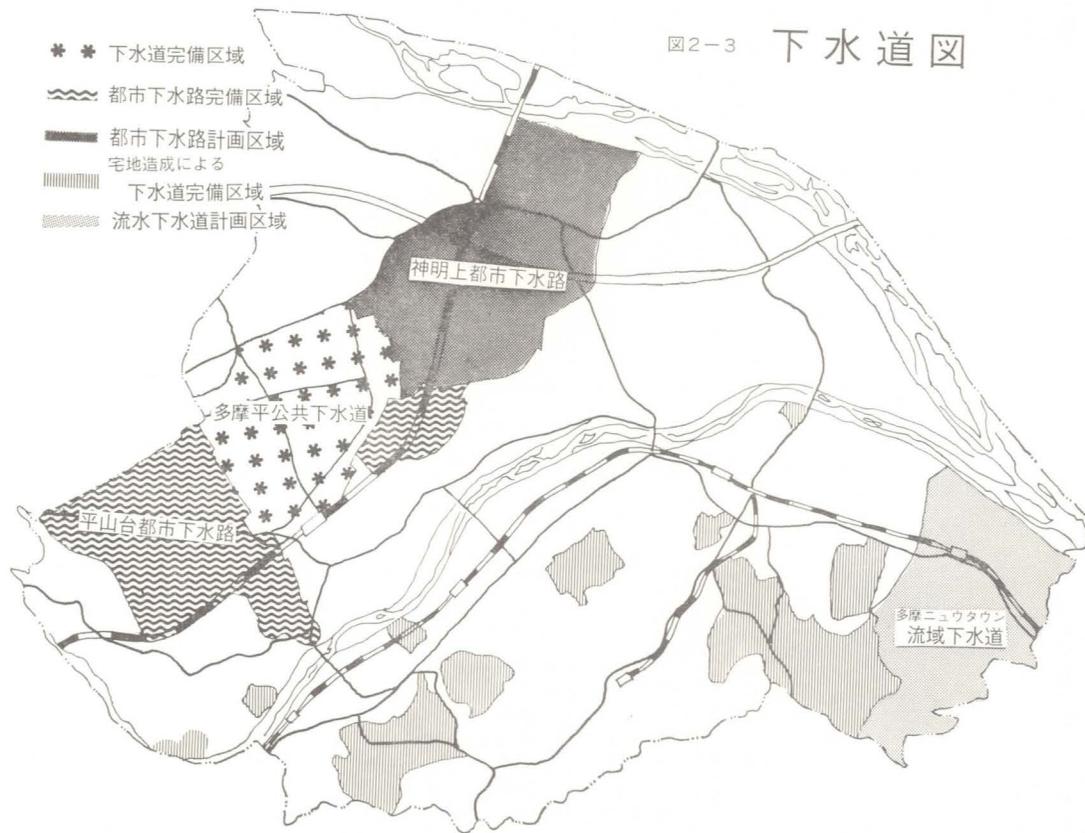
しかし家の中に便壺があるということは家の中は臭く、ハエや、蚊により伝染病などの発生する恐れがあり、また大雨などが降ると浸水騒ぎを起こし、住民に迷惑をかけることになります。

そのほかに河川、とくに飲料水を取水する多摩川などでは、河川の汚濁ということは重大な問題になるわけです。

浸水騒ぎということを書きましたが、緑や田畑の多い時は、降った雨の約80%が地中にしみこんだり、溜まったりして、流れだす雨水量は20%ぐらいのものでしたが、宅地化し、道路がととのい家が建ちますと、どっと降った雨水が40%から50%も流れだして、今までの曲がりくねった小さな水路や中小河川では、水があふれ浸水することになるので、この雨水を管渠などによって多摩川なり浅川までもっていく必要が生じます。

このための下水道を都市下水路といいますが、この都市下水路は、旭が丘の区域を中心とした約137haの平山台都市下水路があります。また神明上の区画整理区域をはじめとして、四ツ谷下の区画整理区域および、下宿の一部、仲町、金子橋、森町、横町などの区域を処理する約200haの都市下水路を計画し、神明上区画整理区域内は工事中です。地区外については計画はきまり

図2-3 下水道図



ましたが、工事について利害関係者の方々と話し合いをしています。

つぎに多摩平の下水道終末処理場については、この処理場の敷地面積は約1haあり、多摩平の全区域のし尿を処理しており、計画では23,000人の処理が可能です。現在、処理している人口は約20,400人です。

しかし汚水量がふえ、また処理施設などの不足により処理水の水質が、悪くなってきたので、浅川をきれいにするという点からも、施設の一部増設を行い、昭和40年に完成しました。

この処理方法は、あまり効率の良いものではなかったので、汙バエが発生し、また悪臭などにより付近住民の苦情が多く、昭和46年から約1億円の費用をもって2カ年計画で、活性汚泥法による処理方法に切り換えました。

また民間による宅地造成地の処理方法は、良い水質を確保するために、小さいながらも、活性汚泥法を採用しています。その団地の数は12カ所になります。

これらの管理方法は、多摩平の終末処理場については、市が直接行い、団地などの処理施設は、業者委託になっています。

下水道使用料金については、多摩平地区は水道使用量10m<sup>3</sup>まで55円、1m<sup>3</sup>ますごとに5円50銭です。(表 2—3 のとおり)

民間の団地については、おのおの団地によって多少異なりますが、だいたい処理施設の管理維持費を戸数の均等割にし、これを共益費とともに徴収しています。

公共下水道の普及率は、市街化区域(市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的、かつ計画的に市街化をはかるべき区域のことをいいます。)の面積の5.9%になります。水洗化率は100%になっています。

雨水のみを排除する都市下水路の集水面積は、市街化区域面積の7.4%です。

計画されている神明上都市下水路の同比率は、9.0%です。(図 2—4 のとおり)

表2-3 下水道使用料

都 市 名	算 定 規 準
区 部	処理区域 一般用 8m <sup>3</sup> まで 80円 1m <sup>3</sup> 増すごとに 10円 排水区域 一般用 8m <sup>3</sup> まで 40円 1m <sup>3</sup> 増すごとに 5円
八 王 子	処理区域 一般用 10m <sup>3</sup> まで 100円 1m <sup>3</sup> 増すごとに 10円 排水区域 一般用 10m <sup>3</sup> まで 60円 1m <sup>3</sup> 増すごとに 6円
武 蔵 野 市	処理区域 排水区域の料金にそれぞれ1m <sup>3</sup> につき5円20を加算 排水区域 水道汚水 1m <sup>3</sup> につき6円, 井戸汚水1m <sup>3</sup> につき4円
三 鷹 市	処理区域 水道料金比例制 水道料金の40% 排水区域 水道料金比例制 水道料金の20%
立 川 市	処理区域 一般用 1m <sup>3</sup> につき 10円 処理区域外一般用 1m <sup>3</sup> につき 5円
日 野 市	水道使用 10m <sup>3</sup> まで 55円, 1m <sup>3</sup> 増すごとに 5円50 大 便 器 1 個 20円 小 便 器 1 個 10円 兼 用 1 個 30円
町 田 市	水道汚水 10m <sup>3</sup> まで 270円 1m <sup>3</sup> 増すごとに 27円
小 金 井 市	水道汚水 1m <sup>3</sup> につき 4円 水道汚水以外 家事用 1世帯3人まで 60円 1人増すごとに 10円
東 久 留 米 市	10m <sup>3</sup> まで 170円
多 摩 市	水道料金比例制 水道料金の50% 10m <sup>3</sup> まで 130円 1m <sup>3</sup> 増すごとに 14円 便器 1 個 30円
多摩ニュータウン	一般用 10m <sup>3</sup> まで 130円 1m <sup>3</sup> 増すごとに 14円

また他市町村との公共下水道普及率および水洗化率は図 2-5 のとおりです。

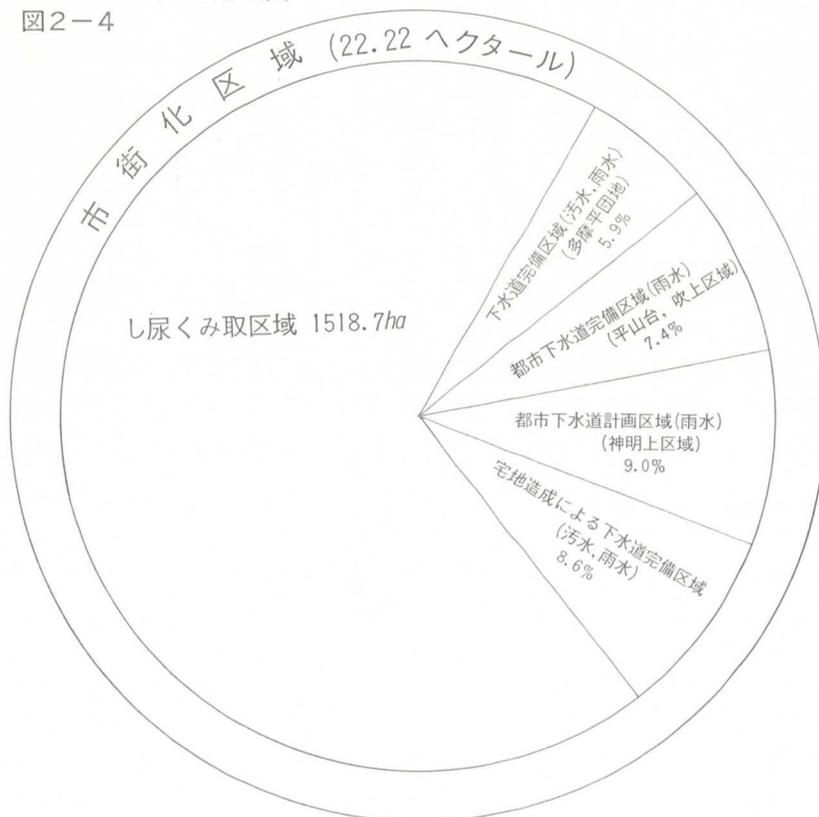
下水道は、今まで市町村を単位として計画を考えてきましたが、市町村を

表2-4 排水区域などの状況表

種別	面積	面積 ha	備考
日野市行政面積		2,711	
市街化区域		2,222	
下水道完備区域 {汚水 雨水		132.4	多摩平団地
下水道完備区域 雨水		164.6	平山台士地区画整理区域 (136.6ha) 吹上士地区画整理区域 (28.0ha)
下水道計画区域 雨水		200.0	神明上士地区画整理区域
宅地造成による下水道完備区域 (汚水雨水)		191.4	

下水道普及図

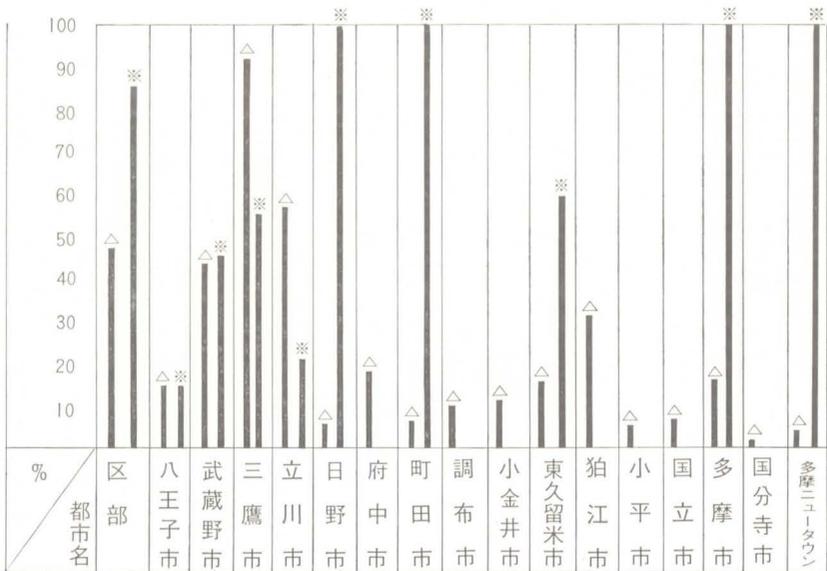
図2-4



単位として考えるのではなく、一つの河の流域を単位として、下水道を考えようということに、国の方針が変わってきました。

本市でも落川、百草の一部約200haが、多摩ニュータウンの流域下水道の区域に含まれています。(図 2-3 のとおり)

図 2-5 下水道率及び水洗化率(第三表) △——下水道普及率  
※——水洗化率



### 3 住 宅

#### (1) 住宅の推移

今日、「住生活」は、衣、食、住のなかでもっとも遅れ、また深刻な問題となっています。狭い家、危険な住居、遠い家、高い家賃、申し込んでもなかなか入れない公営住宅、これらの住宅難は、ほとんどの市民が日常感じていることです。こうした事態が起きた原因は、戦後の日本経済が生み出した大きなひずみの一つであり、土地政策の貧困がもたらした、都市問題そのものであるといえます。このような実情のなかで、私たちの日野市は、首都近

表2-5 家屋の推移

(床面積=m<sup>2</sup>)

区分 年度	総 数		木 造		非 木 造		棟数の比率		前年度 比(棟)
	棟 数	床 面 積	棟 数	床 面 積	棟 数	床 面 積	木造	非木造	
38	13,968	1,067,906	13,267	705,615	701	362,291	94.9	5.1	107.5
39	14,880	1,177,222	14,114	765,378	766	411,844	94.8	5.2	106.5
40	15,726	1,249,431	14,861	804,843	865	444,588	94.4	5.6	105.6
41	16,792	1,343,537	15,765	863,752	1,027	479,785	93.8	6.2	106.7
42	17,103	1,448,861	15,763	828,094	1,340	620,767	92.1	7.9	101.8
43	18,373	1,584,654	16,814	897,151	1,559	687,503	91.5	8.5	107.4
44	19,876	1,847,505	18,176	1,046,651	1,700	800,854	91.4	8.6	108.1
45	22,318	2,163,836	20,228	1,240,073	2,090	923,763	90.6	9.4	112.2
46	23,610	2,392,227	21,260	1,299,138	2,350	1,093,089	90.0	10.0	105.7
47	24,686	2,530,335	22,215	1,371,103	2,471	1,159,232	89.9	10.1	104.5

表2-6 住宅の増加状況

種別 年度	住 宅				前年度より の増加数	前年度より の増加率%
	専用住宅	併用住宅	農家住宅	計		
43	15,164	1,308	780	17,252	1,514	109.62
44	17,217	1,407	768	19,392	2,140	112.40
45	17,274	1,516	750	19,540	148	100.76
46	18,324	1,651	740	20,715	1,175	106.01
47	19,202	1,876	733	21,721	1,006	104.85

郊都市として、東京がかかえる人口増加の波頭をかぶり、市内各所において、日本住宅公団、東京都住宅供給公社、東京都、および、民間企業による住宅建設が活発に行われ、その建設戸数は年ごとに増加の一途にあります。この建設戸数を昭和38年の市制当時と比較してみると、1.5倍にあたり現在では、21,721戸が建設されており、これを東京都と比較してみると、東京都の住宅総戸数が350万戸であるから、160分の1の住宅が面積27.11km<sup>2</sup>に点在または、集団となって市街地を形成していることとなります。一口に21,721戸の住宅といっても、供給の型が違い、居住者の生活様式や、経済条件などの違いにより、さまざまな型の住宅に区分されています。

## (2) 住宅の型

住宅の区分、分類として最も基本的なものは、住宅の所有関係と供給の型に区分されます。住宅の所有は持家、借家、給与住宅のいずれかであり、さらに供給の型によってさまざまな住宅の分化がみられます。持家は個人による新築と、民間業者、公共団体などによる建売り分譲住宅に大別されます。持家の場合には、資金の利用として、公的には住宅金融公庫や、東京都の住宅貸付資金があり、民間では銀行ローンや提携ローンがふえてきています。

また、多摩丘陵団地にみられるような建売り住宅や、市街地内の分譲マンションなど、立地条件や建築形態によっても住宅の型の違いが見受けられます。借家も、社会政策に基づく公営借家と、家賃収益を目的とする民営借家に大別され、公営借家は公団住宅、公社住宅、市、都営住宅などそれぞれ違

った形で市民に供給されています。給与住宅は企業や公共団体による社宅や官公舎として供給されています。ところで、本市の住宅はどのような形で構成されているか、所有関係を昭和46年の建築統計年報から、住宅の状況を調べてみました。

図2-6



まず、全体の9割近くが専用住宅であり、店舗や事務所、工場などの市の負担が増大

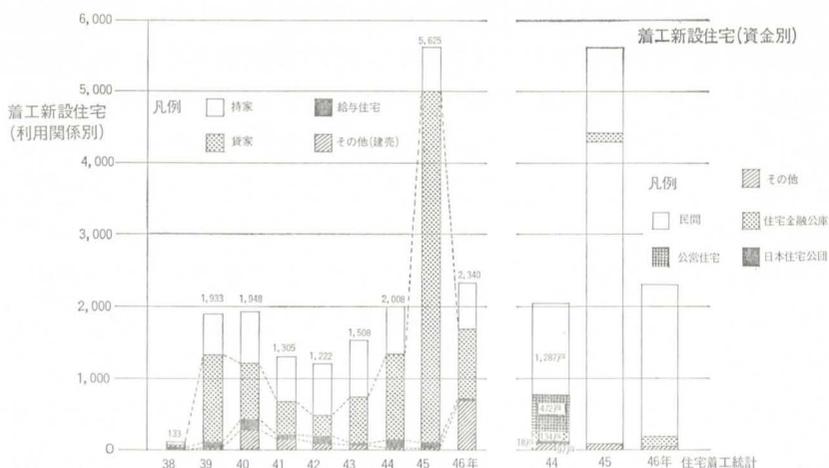
同居している併用住宅、その他は12.1%となっています。これは本市が住宅都市へと、成長していることを端的に示しているといえます。

### (3) 住宅建設の動向

#### —建設の主流は貸家住宅—

本市の住宅建設の推移をみると、住宅を建築する場合に、建物が法律の規定にあっていのかどうかを、調べてもらうために届出の義務があります。この届出がすむと、建築が行われるわけですが、図 2-7 は、その届出による着工新設住宅の戸数です。これには無届建築は入りませんから、正確な数とはいいきれませんが、おおかたの傾向を知ることができます。新築持家は昭和39年以降毎年約500~700戸の建設で、ほぼ一定しています。またそのほかの住宅「建て売り住宅」などは、その年により増減はありますが、この比率は実際よりも低い数値のようです。これは、建売住宅が比較的無届けによって建築され、その数の多いことが起因しているようです。昭和20年代の後半は、住宅建設はおおむね持家であって、借家は低い比率を占めていました。昭和30年代の高度経済成長による人口の急激な増加とともに、借家建設が再び復活し、全体に住宅建設の主流として増加しました。

図 2-7



#### (4) 公共機関による住宅供給

本市内に建設された公的機関の住宅施策は、多種多様にわたっていますが大別すると、公営住宅、公団住宅、公庫住宅などがあります。公営住宅の建設累計は、市営住宅399戸、都営住宅1,565戸、合計1,964戸です。この中には、収入制限による第1種住宅、第2種住宅が含まれます。多摩平岡地や、多摩丘陵地帯の百草台、高幡台団地にみられる公団住宅は、賃貸住宅のほか分譲住宅を含めて、6,068戸が建設されております。さらに住宅金融公庫融

表2-7 公的機関の住宅供給数

種別	区分 総戸数	構造種別		総戸数 構成比率
		木造	耐火戸数	
市営住宅	戸 399	戸 169	戸 230	% 4.5
都営住宅	1,565	271	1,294	17.7
公団住宅	6,068	—	6,068	68.4
公社住宅	830	—	830	9.4
計	8,862	440	8,422	100

(注) 昭和47年度現在

資で、できる東京都住宅供給公社の830戸の建設があります。

このように市域内の公的住宅建設の累計は、8,862戸であり、市内全戸数24,686戸に対して約40%の割合です。

#### (5) 市の住宅施策

本市では、昭和26年に制定された「公営住宅法」にもとずき、国および都の補助を受けて、昭和30年から第1種公営住宅の建設を実施してきました。この結果、今日では総数399戸が市内各所に建設されました。その建設戸数は、多摩地区27市の中で3位、人口対比では、青梅市につき2位となっています。このことは、昭和30年代の建設初期の本市が開発途上にあり、比較的用地の取得が容易であったことと、行政需要が現在ほど多様化していなかった時代で、財政的にも比較的安定していたことで、計画的な建設ができたものといえます。しかし、今日では人口の増加とともに、道路、上下水道などの都市施設や義務教育施設の整備に追われ、財政的にも窮地にたたされ、さらに地価の高とうがいちじるしく、住宅用地の取得が困難となりました。また、建設工事費が、実際工事費と国できめた標準工事費の差が大きくなって、

し、建設がむずかしい実情となってきました。

市営住宅の入居資格収入基準は、表 2-8 のとおりです。第 1 種住宅は、30,000円から58,000円の範囲の層を対象としています。住宅公団が家賃の 4 倍という下限をつけていますから、20,000円の家賃の住宅は、80,000円以上の収入がないと入居できないことになり、公団住宅家賃の上昇は、いわゆる第 1 種市営住宅と公団の格差が拡大しています。市営住宅増設の問題は、用地取得難のほか、昭和30年、31年に建設された川原付団地および、城跡ヶ丘団地の木造住宅67戸の老朽化にともなう、維持修繕費の上昇であります。これは家賃収入が年額26,400円に対し、200,000~300,000円の修繕費を必要とし、回収するには10年かかるという現状で、建て替えなどの対策がせまられています。

表2-8 入居資格収入基準 年額

種 別	第 一 種	第 二 種
収 入 基 準	58,000 円以下	30,000 円以下
働いている数	1 人	1 人
扶養親族		
0 人	1,031,999 ( 85,999)	611,999 ( 50,999)
1 人	1,181,999 ( 98,499)	761,999 ( 63,499)
2 人	1,331,999 (110,999)	911,999 ( 75,999)
3 人 (標準世帯)	1,481,999 (123,499)	1,061,999 ( 88,499)
4 人	1,631,999 (135,999)	1,211,999 (110,999)
5 人	1,767,999 (147,333)	1,361,999 (113,499)

( )書は月額である

(注) 昭和46年3月29日改正税法により算定した  
昭和48年4月1日以降の額である。

表2-9 市営住宅年度別事業実績調査

建設年度	団地名	建設戸数	第一種			建設事業 総額	同左財源内		
			簡耐	木造	中耐		国庫補助金	都費補助金	起債
30	川原付団地	戸 20	戸 0	戸 20	戸 0	7,077,277	3,436,000	1,718,000	0
31	川原付団地	27	0	27	0	10,227,632	4,666,000	2,333,000	0
	城跡ヶ丘団地	20	0	20	0	7,800,220	3,456,000	1,728,000	0
32	向川原団地	20	0	20	0	11,274,395	3,477,000	1,738,500	0
33	向川原団地	40	0	40	0	18,372,857	6,741,000	3,370,500	2,500,000
34	向川原団地	30	10	20	0	11,990,383	5,536,000	2,768,000	2,700,000
35	向川原団地	52	40	12	0	24,453,453	10,790,000	5,395,000	3,000,000
36	向川原団地		15	0	0				
	下田団地	50	15	0	0	30,111,606	11,925,000	5,962,500	4,600,000
	高幡団地		10	10	0				
37	東光寺団地	40	40	0	0	42,772,741	10,856,000	5,428,000	4,200,000
38	東光寺団地	20	20	0	0	24,404,782	6,008,000	3,004,000	2,000,000
39	東光寺団地	8	8	0	0	9,054,691	2,627,000	1,313,500	0
45	長山団地	24	0	0	24	84,198,635	18,883,000	8,843,000	34,000,000
46	長山団地	24	0	0	24	61,531,674	20,901,000	9,740,000	18,450,000
47	長山団地	24	0	0	24	90,117,035	23,316,000	10,824,000	41,200,000
計		399	158	169	72	433,387,381	132,618,000	64,166,000	112,650,000

当該年度使用用地面積は公営住宅補助申請による数値である。

(注) 人口世帯数は各年度の10月1日現在の統計による。

昭和48年4月

訳	当該年 度使用 用地面 積	公 募 状 況				家 賃		所 在 地
		人 口	世帯数	申 込 世帯数	倍率	当初	変更	
一般財源	円 m <sup>3</sup>	人	戸	世帯	倍	円		日野市宮399
1,923,277	4,702	20,867	4,567	240	12	2,000	2,200	
3,228,632	5,197	21,798	4,825	297	11	2,000	2,200	日野市宮399
2,616,220	4,286	6,976	1,357	48	2.4	2,000	2,200	日野市西平山1丁目 下26-7 上29-4
6,058,895	5,639	22,415	5,007	328	16.4	2,000	2,200	日野市川辺堀之内 866
5,761,357	11,451	29,781	6,447	292	7.3	2,000	2,200	〃
986,383	7,533	31,634	7,178	419	13.96	2,300	2,500	〃
5,268,453	12,903	43,897	10,697	945	18.17	2,300	2,500	〃
7,624,106	2,432	47,408	11,710	353	23.53	2,800	3,000	〃
	3,323			354	23.60	2,800	3,000	日野市下田197
	5,864			581	29.05	3,500	3,700	日野市高幡
22,288,741	7,299	50,118	12,821	636	15.90	3,800	4,000	日野市栄町3丁目 14-1
13,392,782	4,049	55,182	13,935	534	26.70	4,000	—	〃 6-20
5,114,191	1,158	60,634	16,000	360	45.00	4,000	—	〃 14-1
22,472,635	1,000	97,562	32,849	208	8.6	11,000	—	日野市旭ヶ丘2-42
12,440,674	1,000	105,233	35,387	98	4.8	11,000	—	〃
14,277,035	1,116	110,830	37,014	160	4.0	11,000	—	〃
123,953,381	78,952							

表2-10 三多摩の市別住宅建設戸数

区分 市名	一 種					二 種				合 計
	W	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	R	計	W	L <sub>1</sub>	R	計	
八王子市	554	243	178	150	1,125	70	121	—	191	1,316
青梅市	254	30	62	280	626	—	—	40	40	666
日野市	169	158	—	72	399	—	—	—	0	399
府中市	40	240	—	116	396	—	—	—	0	396
町田市	255	20	28	—	303	35	15	—	50	353
立川市	80	—	—	120	200	76	60	—	136	336
福生市	180	—	—	—	180	—	—	—	0	180
調布市	60	80	40	—	180	—	—	—	0	180
多摩市	112	20	32	—	164	—	—	—	0	164
清瀬市	130	—	—	—	130	—	—	—	0	130
秋川市	105	—	—	—	105	—	—	—	0	105
三鷹市	—	35	—	—	35	—	39	—	39	74
東大和市	55	—	—	—	55	—	—	—	0	55
武蔵村山市	50	—	—	—	50	—	—	—	0	50
東村山市	50	—	—	—	50	—	—	—	0	50
武蔵野市	—	—	—	48	48	—	—	—	0	48
保谷市	40	—	—	—	40	—	—	—	0	40
小金井市	20	—	—	—	20	—	—	—	0	20
昭島市	10	—	—	—	10	—	—	—	0	10
国分寺市	10	—	—	—	10	—	—	—	0	10
計	2,174	826	340	786	4,126	181	235	40	456	4,582

(注) R : 中層 W : 木造 L<sub>1</sub> : 簡耐平家 L<sub>2</sub> : 簡耐2階建

## 4 医療

### (1) 市内の医療施設の実態

市民の健康を管理する市内の医療施設は、昭和48年8月末日現在において病院7(病床総数860床)、診療所66(内有床16, 病床総数110床)、歯科診療所34、助産所5(内有床1, 病床数4床)となっています。

なお、これらの病医院の診療科目、病床数、所在地等については、表2-21のとおりです。

昭和48年9月1日現在の日野市の人口は115,821人なので、病院は人口16,546人に対し1施設、診療所は1,755人に対し1施設、歯科診療所は3,407人に対し1施設となっており、病床は人口135人に対し1床の割合となっています。

また、精神、伝染病床を除く一般病床総数は673床で、人口172人に対し1床の割合となっています。

### (2) 市内各病院の患者数

市内の病院の入院、外来別患者数について、昭和45年度から昭和47年度までの3年間をみると、昭和45年度の入院患者数は3,936人(延患者数286,972人)、外来267,630人、昭和46年度は入院3,682人(延患者数286,249人)、外来241,275人、昭和47年度は入院3,965人(延患者数299,032人)、外来244,245人となっています。

この病院の患者のすべてが日野市民であったとすると、昭和47年度において市民1人が1年間に約2回の診察をうけ、約28人に対し1人(精神、伝染病などを除く一般患者は52人に対し1人)が入院したことになります。

### (3) 休日診療

市民の対話の中で日曜日または祭日には、病気にならない方がよいなどということを耳にすることがあります。

これは、昔と異なり現在では、産業、経済の高度成長に対する反省が高まり、労働時間の短縮が社会の常識となり医療機関のほとんどが日曜日および

国民の祝祭日は休診となっているのが現状です。

そのため、病気には日曜日も祭日もないのですが、休日に病気をすると診療をしてくれる病医院が少ないために病気は出来るだけ休日にかからない方がよいという意味で話されているのです。

このような現状のもとに、本市では休日診療の問題に取り組み東京都に先がけて日野医会の協力により救急診療体制を強化するため、昭和45年4月5日から救急指定病院（市立総合、花輪、石塚病院）の当直制とあわせて休祭日には1日2病医院づつ輪番で、内科、小児科を主体とした診療を実施しています。なお、市では毎月「日野市広報」に救急病院宿日直表と休日診療日程表を掲載し、市民にお知らせしています。

#### （4）乳児および老人医療

本市では赤ちゃんの病気を早くみつけて治療し、そしてすこやかに育つことができるよう、日野市乳児医療費助成に関する条例を昭和47年12月に制定し、昭和48年1月1日から乳児（1才未満）の保護者に対し乳児の医療費の一部（国民健康保険および社会保険法の規定による被保険者または被扶養者が保険診療により支払った医療費の個人負担分、ただし保険組合からの附加給付額は控除する）を助成しています。

この制度は日野医会の協力により実施したもので、国や都、他市に先がけて行われ大変市民から喜ばれています。

つぎに老人医療についてみると、東京都が昭和46年10月より70才以上（ただし日常生活に著しい制限を受ける障害者は65才以上）の老人を対象に医療費の助成をはじめました。そして昭和48年1月より国もあらたに70才以上の老人を対象に助成をはじめ、国と都の二本建で老人医療対策としての医療費の助成が行なわれています。

また、東京都では、昭和48年7月1日から対象年令の引き下げを行ない65才以上の者で所得制限以下の老人に対し医療費の助成を行なうようになりました。

## (5) 市立総合病院

市民の健康管理の一端を受持っている市立総合病院は、当時、市内には特殊病院（精神、結核病院）に付随した一般病床が9床、他に診療所（眼科、耳鼻咽喉科）の病床が28床という現状であったことを背景として病床20床の町立国民健康保険病院として、昭和36年10月25日に開院し、昭和40年度に3科（小児科、皮膚科、泌尿器科）80床を増設し、昭和41年4月より100床8科となり、昭和43年4月に総合病院の指定をうけ名称を日野市立総合病院と改めました。また、昭和45年度に42床の増築を行い、現在は診療科8科142床の総合病院で、地域住民の中核病院として医療サービスにつとめています。

つぎに経営状況および診療実績などについてみるとつぎのとおりです。

### 経営状況

現在、全国的に自治体病院（都道府県立、市町村立、一部事務組合立病院）の赤字経営が社会問題となっています。

昭和48年9月20日付の某新聞の夕刊に「危篤です自治体病院」というタイトルで自治体病院の赤字経営について大きく取りあげ、昭和46年度決算において全国の自治体病院940病院のうち633病院が赤字決算（213億円）であることを報道しています。

当院の経営状態も、診療科5科、病床20床当時はまだ収入、支出の均衡が保たれていましたが、診療科8科、病床100床に増設し、地域の中核病院としての性格をもつようになった昭和40年度ごろから悪化し、その後は毎年赤字経営となっています。

昭和43年度から昭和47年度までの5カ年間の経営状況についてみると表2-11に示すとおりです。

収益的収支において、昭和43年度から昭和46年度までは年々赤字額が増加しています。昭和47年度においては500万円台の赤字決算となっており、前年度に比較し大幅に赤字額が減少していますが、これは一般会計からの負担金が増加したこと、および昭和47年2月に診療報酬の改訂が行われ入院収益が増加したことによるものです。

表2-11 収益的収支の決算状況 (単位千円)

年度	収益的 収 入	収益的 支 出	当年度 純損失	一般会計 繰入及び 負担金	実 質 赤字額
43	207,109	228,889	21,780	13,917	35,797
44	253,998	280,013	26,015	25,374	51,389
45	302,514	332,634	30,120	25,172	55,292
46	327,298	367,700	40,120	27,013	68,415
47	429,212	434,586	5,374	50,174	55,548

つぎに一般会計からの繰入金および負担金を控除した実質収支についてみると、昭和44年度以降は毎年5,000万円以上の赤字となっています。

入院、外来患者数別および収益について、昭和43年度から昭和47年度までの5年間についてみると、

表2-12 入院、外来別患者数および収益

年度	入 院				外 来			
	延患者数	1日平均 患者数	年間収益 千円	1日1人 当り収益	延患者数	1日平均 患者数	年間収益 千円	1日1人 当り収益
43	35,604	97.5	90,424	2,540	90,937	301.1	90,563	996
44	35,878	98.3	102,004	2,843	111,363	375.0	113,109	1,029
45	36,429	99.8	119,325	3,276	118,302	395.0	136,544	1,154
46	38,198	104.4	134,749	3,528	119,316	399.1	143,306	1,201
47	42,288	115.9	188,568	4,459	117,637	394.7	163,927	1,394

表2-13 診療科別入院外来患者数

年度	科名	内 科		小 児 科		外 科		整 形 外 科	
		延患者数	1日当り 患者数	延患者数	1日当り 患者数	延患者数	1日当り 患者数	延患者数	1日当り 患者数
43	入院	18,876	51.6	1,300	3.6	3,338	9.1	7,555	20.7
	外来	22,169	73.2	7,099	23.5	6,158	20.4	14,890	49.3
44	入院	19,483	53.4	3,186	8.7	3,903	10.7	5,066	13.9
	外来	24,866	83.7	13,133	44.3	6,772	22.8	20,178	67.9
45	入院	20,464	56.1	446	1.2	3,228	8.8	7,060	19.3
	外来	27,037	90.4	10,934	36.5	6,887	23.0	22,295	74.5
46	入院	20,539	56.1	0	0	4,356	11.9	8,726	23.8
	外来	29,179	97.6	10,867	36.4	8,490	28.4	21,149	70.7
47	入院	21,029	57.6	1,490	4.1	6,219	17.1	8,281	22.7
	外来	30,339	101.8	10,783	36.2	13,545	45.5	18,508	62.1

表2—12 にしめすとおりです。

入院患者は、年々増加の傾向をしめしていますが、外来患者については昭和46年度が最高で、昭和47年度にはやや減少しています。

入院、外来患者1日1人当りの収益についてみると、入院は昭和43年度(2,540円)から昭和47年度(4,459円)の5年間で約1.8倍、外来は996円から1,394円となり約1.4倍となっています。

また、診療科ごとの年度別および1日当りの入院、外来患者数についてみると表2—13にしめすとおり、内科の患者がもっとも多く、ついで整形外科、外科、産婦人科の順となっています。

### 診療圏

市立総合病院において診察をうけた患者の地域についてみると表2—14にしめすとおり、病院所在地付近である多摩平地区がもっとも多く、入院、外来とも全体の約30~40%をしめています。

また、市外の患者は入院で約15%、外来で約25%をしめています。

### (6) 救急医療

産業の発展と社会構造の改革にともない交通事故、労務災害などによる救

皮ふ泌尿器科		産 婦 人 科		眼 科		耳 鼻 咽 喉 科	
延患者数	1日当り患者数	延患者数	1日当り患者数	延患者数	1日当り患者数	延患者数	1日当り患者数
141	0.4	3,526	9.7	593	1.6	275	0.8
6,112	20.2	10,439	34.6	10,042	33.3	14,028	46.5
34	0.1	3,450	9.5	339	0.9	417	1.1
6,534	22.0	10,869	36.6	9,819	33.1	19,192	64.6
37	0.1	3,897	10.7	494	1.4	803	2.2
7,855	26.2	11,186	37.4	11,641	38.9	20,467	68.4
92	0.3	3,613	9.9	544	1.5	328	0.9
7,274	24.3	11,612	38.8	11,440	38.3	19,305	64.6
14	—	3,849	10.5	674	1.8	732	2.1
6,688	22.4	12,255	41.1	11,666	39.1	13,853	46.5

急患者の数は年々増加の傾向をしめしています。

そこで、よく救急医療が問題となりますが、市の救急医療体制についてみると、救急告示病院は3院（市立総合、花輪、石塚病院）ありますが、これだけではとても救急患者をさばききれないので、日野医会の協力により救急告示病院とあわせて1日2病医院が輪番で休日診療を行い、救急患者にそなえています。

つぎに、急患に対する心がまえについてのべてみますと、正しい医療は、医師と患者との正しい人間関係のもとに相互信頼の上になって行われます。

従って、積極的に主治医を選び、つね日ごろからよく医師と接触しておき

表2—14 地域別患者の割合

地区名	昭和47年4月*		昭和48年4月**	
	入院	外来	入院	外来
多摩平	46.3	34.0	37.4	28.6
栄町	4.4	2.1	5.6	1.0
豊田	7.3	6.2	14.1	13.9
平山	9.7	14.6	7.5	11.9
百草	4.0	4.2	3.8	3.0
日野	14.4	17.4	14.7	14.9
他市町村	13.9	21.5	16.9	26.7

\* 入院は4月20日、外来は4月20日～22日調

\*\*入院は4月25日、外来は4月23日～25日調

すむような病人が休祭日などに発生した場合は、「日野市広報」に掲載されている救急病院宿日直表および休祭日診療日程表をみて、どこの病院へ行ったら診察してもらえるかを調べ、行く前に先方へ電話で確認してから行くのがよいと思われます。そうでないとせっかく病医院へ行っても専門医がない場合などは、また他の病医院に行かなければことが足りない場合があります。

◎全国各市に先がけて実施された日野消防署の救患テレホンセンター

休日や夜中に急患が発生した場合、どこの病医院へ行ったら診察してもら

特に赤ちゃんや病弱な子供のいる家庭、老人のいる家庭、成人病などのほか病気をもっている人は、それぞれの体質や病状についてよく相談できる医師を選んでおくことです。そして病状が急変、悪化したときどうしたらよいかを相談しておくことが大切です。そうすれば急患のときあわてることがないと思います。なお救急車を利用しないで

えるのかわからない時には、急患テレホンセンター（81—0119）へ問合せますと適当な当番医や協力医院を紹介してもらえます。

急患テレホンセンターは、救急病院と休日当番医制度をより充実させるために、深夜土曜日の午後などを含め24時間体制の救急診療が必要となったために、急患からの①電話の問合せに対する応答、②救急病院の当直医、担当科目、受入れ状態などの回答、③休祭日診療所の所在地、担当科目などの回答、④土曜日午後の診療可能な病院を回答、⑤深夜の医療機関との連絡、⑥他市医療機関への紹介、⑦その他急患に対する必要な連絡などを業務として、日野医会の協力をえて、昭和46年4月に全国ではじめて日野消防署内に設置され、昭和47年には719件の利用がありました。また、最近では他市町村の住民の利用も相当数に達しています。

急患テレホンセンターの昭和48年1月～6月までの利用状況を曜日別にみると、日曜祭日をもっとも多く434件、ついで土曜日147件、金曜日71件、木曜日69件、月、木曜日各63件、火曜日56件の順で合計903件となっています。また、これを診療科別にみると小児科をもっとも多く408件（45.2%）、ついで外科148件（16.4%）、内科136件（15.1%）、耳鼻咽喉科97件（10.7%）、眼科44件（4.9%）、その他70件（7.7%）となっています。

つぎに、昭和48年1月から6月までの急患テレホンセンターが紹介した医療機関の状況についてみると表2—15にしめすとおり全体の79%が市内の医療機関で診療が行われています。

表2—15 紹介医療機関の状況

医療機関 地域別	計	救急医 療機関	一般医 療機関	その他
計	903	387	483	33
日野市内	734	329	372	33
他市	169	58	111	—

（資料日野消防署提供）

このように急患テレホンセンターは、毎日四六時中休みなく活躍されており市民から感謝の手紙や電話がたくさん寄せられています。

### （7）予防衛生

かつて乳幼児の死亡率と青年の結核死亡率が異状に高い比率を占めていた時代もありましたが、今日では生活水準の向上と、衛生思想のめざましい普

及とともに、結核予防対策や母子保健対策が強化されるとともに、治療法の飛躍的進歩、栄養の改善なども積極的にすすめられ、これらの死亡率も急速に減少してきました。そして現今では、西欧諸国の水準にほぼひとしい長寿国の仲間入りをすることができるまでになりました。

表2—16 主要死因別死者数

	43年	44年	45年	46年	47年
総 数	311	336	390	379	423
結 核	8	8	9	10	9
悪 性 新 生 物	55	64	78	69	91
良性及不詳の新生物	8	6	—	6	4
中枢神経系の血管損傷	85	77	72	92	107
心 臓 の 疾 患	39	48	65	51	53
高 血 圧 疾 患	9	16	30	10	11
肺 炎, 気 管 支 炎	15	13	24	17	19
胃, 腸 炎	8	9	—	3	5
腎 炎 ネ フ ロ ー ゼ	3	5	4	2	2
妊 娠, 分 娩 産 褥	2	—	—	—	3
先 天 奇 形	4	3	—	7	2
出生時損傷, 分娩後窒息	3	6	—	2	3
新生児固有疾患, 未熟児	3	8	—	3	14
老 衰	11	15	14	6	15
気 管 支 ゼ ン ソ ク	5	4	6	6	5
不 慮 の 事 故	11	14	30	26	23
自 殺	7	7	7	11	14
そ の 他 の 全 死	35	33	51	58	43

しかしながら反面難病、奇病などが医学の進歩とともに発見され、公害病、成人病という名のもとに現代人の身体をむしばむようになってきました。

本市においてもこの例にもれず、最近5カ年間の死因をたどってみると、表2—16のよりに、脳中枢系の疾患を筆頭にガン疾患、心臓疾患で

死亡する人が高い比率を占めています。

このような疾病の予防は、一次的に個人の努力によって可能な場合がありますが、いったん罹病したときには、十分な手当が受けられ、また働くことができなくなった場合には、本人・家族の生活が保障されるような対策もより必要なことです。

本市では、成人病対策の一環として、家庭にある婦人層を中心に、早期発見、早期治療という観点から、心臓病・胃ガン・子宮ガンの検診を実施して

います。

### 成人病

①心臓病については、昭和47年より51年にわたる5カ年間の計画で、市内を5地区に分けて延2,500名を目標に心電図、血圧、糖尿を主として集団検診を実施したところ、昭和47年では、検診者277名中68名の異状者を、また昭和48年では、520名中98名の異状者がそれぞれ発見されました。

②ガンの中で最も死亡率の高いと云われている胃ガンの早期発見・早期治療を目的として、35才以上の家庭にある人を対象に集団検診を実施してきまし

表2-17 胃ガン検診

	43	44	45	46	47
受診者数	197	162	196	224	247
異状者数	30	23	27	38	78

たが、年々受診者が増加し本年は検診予定数を大きく上回るほどに関心が高まってきました。とくに昨年では受診者のうち30名をこえる異状者が発見されま

した。

③子宮ガンは胃ガンについて死亡率の高いものです。この検診は、30才以上の婦人を対象として受診希望者の受付を行ったところ、多数の応募者があり予定数を上回ったため希望者全員の検診をすることができませんでした。

表2-18 子宮ガン検診状況

	43	44	45	46	47	48
受診者数	—	—	—	300	400	1,000

(昭和46年より実施、48年は予定数)

そこで本年からは昨年の2.5倍の検診が行えるよう準備をすすめております。

### 伝染病

予防衛生の中で非常に重要視されているのが伝染病の予防対策です。

最近の伝染病は、社会情勢の変化にともないその疾病構造にいちじるしい変化がみられ、この対策についても発生時防疫と平常的防疫とに分けて考えられるようになっていきます。とくに平常時防疫を充実することが急務とされ、とりわけ消化器伝染病対策に重点がおかれています。表2-19にしめすとお

表2—19 伝染病発生状況

区分 \ 年	43	44	45	46	47
赤痢	41	14	65	14	11
猩紅熱	11	4	33	32	71
ジフテリヤ	0	0	0	0	1
パラチフス	0	1	0	0	0
日本脳炎	0	0	0	0	1

り近年は、赤痢疾患者の発生は暫次減少の傾向にあるものの、時期的には年間をとわず発生しているため、保菌者検索を実施して、潜在患者・保菌者を早期に発見することが必要とされます。

このほか感染症の中で猩紅熱が近年急激に多発するようになりそのほとんどが幼稚園・保育園などの幼児期から小学校低学年の集団生活の中で発生する傾向があります。

### 結核

結核の検診が急速に普及して、胸部レントゲン間接撮影とか、ツベルクリン反応検査が比較的容易に受けられるようになりました。そして未感染者には、B・C・Gの接種が、また患者には画期的な新薬が開発されて結核による死亡者は激減したことが統計上明らかになっています。しかし結核は今なお、撲滅されたわけではありません。これは70人に1人が結核患者であったり、3人に2人は自分が結核であることに気づかないといったことをみてもうかがえます。

表2—20 結核検診状況（一般住民）

	43	44	45	46	47
ツベルクリン接種	843	1,483	1,032	1,275	1,106
B C G 接種	470	700	435	545	660
間接撮影	1,490	954	819	890	867
直接撮影	20	44	39	46	56
異状発見者	10	16	24	16	37

このようなことから、検診を受ける機会の少ない人達を対象とした検診がより容易に行われるよう、そして潜在的罹病者の発見・治療が今後もなお地道にすすめられることが必要です。

本市の結核検診の状況は表2—20のとおりです。

### 予防接種

予防接種法によって一定年令期に接種が義務づけられているものは、痘そ

う、ジフテリヤ、百日咳、急性灰白髄炎（小児麻痺）の4種類で、任意の接種として、インフルエンザ、日本脳炎などがあり、臨時接種として、腸パラチフス、発しんチフス、コレラ、ペストなどがあります。

実施主体は、いづれも区市町村長となっていますが、接種の面では、地区医師会の協力によって行っています。

また間接的な予防措置として伝染病を媒介する、蚊・ハエ・ゴキブリ・ネズミといった昆虫・そ族の駆除は必要で欠かせないものです。このために本市では、駆除のための薬物配布と自主的防除を指導しています。

表2—21 日野市内の医療機関一覧表

(昭和48年8月末日現在)

病 院

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
石 塚 病 院	多摩平3—11—2	82—0563	内、胃腸、外産婦人、放射線科	44
回心堂南平病院	南平1089	91—4181	内科	184
第二方倉病院	豊田3—37—10	81—2761	内科	38
田 中 病 院	豊田3—40—3	81—0434	内、小児、胃腸科	58
七 生 病 院	西平山1—24—3	82—3053	精神、神経科	277
花 輪 病 院	日野2,537	82—0061	内、外、胃腸、整形外、循環器、皮膚、産婦人、小児、泌尿器、理学診療、放射線科	50
日野市立総合病院	多摩平6—1—1	81—2677	内、外、小児、整形外、産婦人、眼、耳鼻、皮膚、泌尿器科	142

診 療 所

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
朝 生 皮 膚 科	日野4,336—9	82—3069	皮膚科	
あづま外科医院	多摩平1—8—3	81—0548	内、外、整形外皮膚科	17
天 野 眼 科	豊田3—40—14	81—3250	眼科	
池 田 医 院	高幡39—2	91—2840	内、小児、眼科	
石居産婦人科医院	百草団地 医療センター内	91—6134	産婦人、外科	5

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
牛 尾 医 院	平山6-5-13	91-2001	内, 小児, 外科	
梅 木 医 院	多摩平6-32-14	81-0477	内, 小児科	
江 淵 医 院	多摩平6-36-1	81-0475	内, 外, 皮膚科	9
小 県 産 婦 人 科	平山6-22-1	91-4621	産婦人科	3
落 川 診 療 所	落川345	91-5216	内, 小児科	
オリエント時計診療所	日野347	81-1511	内, 外科	
折 橋 産 婦 人 科	豊田1, 485	81-0476	産婦人, 外科	8
眼科, 耳鼻咽喉科クリニック	多摩平1-3-5	81-2361	眼, 耳鼻咽喉科	
工 藤 整 形 外 科	南平1, 340	91-6397	整形外, 外, 理学診療科	11
く ち ら 整 形 外 科	日野台5-19-2	83-6515	整形外, 外, 胃腸, 放射線, 理学診療科	13
小 笹 医 院	多摩平6-35-10	81-2204	内, 小児, 消化器, 循環器科	
小 林 医 院	豊田4-34-4	81-0433	内, 小児, 外科	
小西六日野工場診療所	さくら町1	83-1521	内, 外, 放射線科	
小 松 医 院	多摩平4-9-1	81-0474	内, 小児, 胃腸, 放射線科	
佐 々 木 医 院	豊田4-31-5	81-6344	小児科	
鮫 島 診 療 所	日野5, 504	81-0362	内, 小児, 外, 皮, 婦人科	
塩 谷 医 院	日野1, 085	81-0158	内, 小児, 外, 皮, 胃腸科	
志 田 医 院	程久保344	91-6186	内, 小児, 胃腸科	7
柴 山 医 院	南平1, 313	81-2404	内, 小児, 外科	
耳鼻咽喉科篠原医院	南平1, 564-54	91-4156	耳鼻咽喉科	
白 木 産 婦 人 科	多摩平6-28-3	82-0459	内, 小児, 外, 産婦人科	3
菅 野 医 院	多摩平3-2-1	81-3627	内, 小児科	
高 幡 医 院	高幡701	91-5578	内, 小児, 放射線科	
高 幡 眼 科	高幡25	91-0166	眼科	
高 幡 診 療 所	程久保650	91-6186	内, 小児, 放射線科	
高 品 医 院	日野2, 808	81-5230	産婦人, 外科	5
高山産婦人科医院	東平山2-26-16	83-8783	婦人科	8

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
田沢内科胃腸科医院	百草団区 医療センター内	91-6133	内, 胃腸科	
田 中 眼 科 医 院	多摩平4-1-4	81-4577	眼科	
多 摩 平 医 院	多摩平6-25-9	83-8733	耳鼻咽喉, 気管食道科	
多摩平中央診療所	多摩平1-3-5	81-0455	内, 小児, 外科	1
帝人研究診療所	旭が丘4-3-2	81-4321	内, 外科	
出 口 医 院	新町1-7-2	81-3656	内, 小児科	
寺 田 医 院	落川1, 135-3	91-2852	内, 皮膚, ひ尿科	
東京芝浦電気(株)日野 工場医務室	旭が丘3-1-1	83-1111	内, 外科	
東京光の家診療所	旭が丘1-17-17	81-2340	内, 外科	
東電学園高等部衛生管 理室	百草460	81-7451	内, 外, 皮膚, 耳鼻咽 喉, 歯科	
東電学園大学部衛生管 理室	百草460	91-3111	内科	
中 島 診 療 所	高幡5	91-6566	眼科	
西 島 医 院	栄町1-3-9	81-2525	内, 小児科	
野 沢 医 院	多摩平6-42-1	81-2402	内, 小児, 外, 皮膚, ひ尿科	
野 田 医 院	豊田3-27-8	81-0435	内, 外, 皮膚科	4
土 方 医 院	石田119	81-0040	内, 小児, 外, 産婦人科	
日 野 医 院	日野2, 513	81-0309	内, 小児, 外科	
日野自動車診療所	日野台3-1-1	81-3111	内, 外科	
日 野 台 診 療 所	日野台4-26-16	81-6175	内, 小児, 外, 呼吸器科	
日野台共立診療所	日野台4-23-12	81-0341	内, 小児, 外科	
福 岡 医 院	南平1, 071	81-8281	内, 小児科	
副 島 医 院	平山4-1-19	91-1013	内, 小児科	3
富士電機東京工場診療 所	富士町1	83-6111	内, 小児, 外, 眼, 耳 鼻咽喉科	
堀 田 診 療 所	多摩平6-5-1	81-3035	内, 小児, 外, 皮膚, 性病, 産, レントゲン 科	7
松 浦 医 院	日野5, 524	81-0463	内科	
松 森 内 科	多摩平3-4-3	81-1230	内, 小児, 外, 皮膚科	
水口小児科医院	多摩平4-1-5	81-0573	小児科	

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
みやもと小児科医院	百草団地 医療センター内	91-1312	小児科	6
もぐさ園三沢台診療所	三沢1,309-38	92-0466	内, 小児, 外, 産, 婦 人科	
望月小児科医院	多摩平6-31-4	81-0504	内, 小児科	
森久保医院	高幡328	91-2222	内, 小児, 外科	
八木医院	多摩平3-3-13	81-0371	内, 小児科	
雪印乳業健康保険組合 日野工場診療所	日野753	81-3081	内, 小児科	
渡辺医院	多摩平3-19-7	81-1324	内, 整形外科	

歯科診療所

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
井出歯科医院	豊田3-42-11	82-2360		
岡田歯科医院	多摩平3-14-9	81-2465		
緒方歯科医院	高幡18	91-0121		
岡山歯科診療所	日野5,524	81-0377		
白玉歯科診療所	百草団地 2-8-1-202	91-4159		
小谷歯科医院	南平1,605-34	91-2115		
斎野歯科医院	日野1,119	81-0166		
さくらば歯科医院	多摩平3-4-10	81-0648		
須田歯科医院	豊田3-39-22	81-0447		
染谷歯科医院	豊田4-35	81-8327		
高木歯科医院	日野2,697	81-0066		
高橋歯科医院	新町1-1-10	81-8421		
田中歯科医院	多摩平1-2-9	81-2424		
多摩平歯科医院	多摩平4-10-1	82-0310		
土屋歯科医院	日野5,537	82-1720		
歯科沼田医院	栄町1-6-13	81-0563		
根田歯科医院	多摩平1-4-2	81-0505		
長谷川歯科医院	多摩平3-11-3	81-0303		

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
日 野 歯 科 医 院	日野2,562	82—1374		
ひ の 歯 科 診 療 所	東平山2—16—23	81—6191		
日野台歯科診療所	多摩平5—7—4	81—0345		
平山歯科診療所	平山2—20—1	91—2269		
藤本歯科医院	日野3,295	81—3573		
前沢歯科医院	三沢930—3	91—4825		
歯科松井医院	多摩平4—1—16	81—1496		
松浦歯科医院	高幡95	91—3838		
三輪歯科医院	落川338	91—0704		
森田歯科医院	程久保650 高幡団地内	91—0145		
森田歯科医院	多摩平6—3—20	81—3460		
山 口 歯 科	豊田3—42—5	81—0438		
山名歯科医院	多摩平6—22—2	81—0570		
山本歯科医院	多摩平6—26—1	81—1500		
山本歯科医院	南平800	91—3731		
和光堂歯科医院	多摩平6—40—2	81—1758		

助産所

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数
柏木助産院	高幡351	91—6582		4
菊地助産所	豊田4—29—1	81—1234		
高橋助産所	栄町1—18—8	81—0695		
谷崎助産所	豊田4—30—8	81—0437		
横関助産所	日野2,771	81—7054		

## 5 国民年金・健康保険

### (1) 年 金

“すべての国民に年金を”をスローガンにして、国民年金は、昭和34年4月に制定され、今日に至っていますが、発足当初は支給される年金額と、物価に対する不安感など、制度の不備も重なって、国民全体の理解と、協力を得ることが困難な実情でありました。

しかし、その後数回の改正があり、特に本年は五万円年金と称して、世論の高まりもあり、厚生年金とともに、わが国の二大年金として、ようやく先進諸国に追いつくかたちとなりました。

本市の年金加入者は、昭和36年当時、3,990人で総人口の8.8%でありましたが、最近では表2—22のように、任意加入者の増加がめだっております。これは、例えばサラリーマンの家庭などで、主婦が主人の年金とは別に、自分の年金として老後の安定を考え、この制度に対する理解が深まってきたのではないかと思います。

表2—22 国民年金加入者数

種 別 \ 年 度	43 年	44 年	45 年	46 年	47 年
強 制 加 入	5,920人	6,532人	7,048人	7,376人	8,313人
任 意 加 入	2,960	3,377	3,884	3,748	5,374
合 計	8,880	9,909	10,932	11,124	13,687
人 口 比	10.5%	10.8%	10.7%	10.3%	12.1%

国民年金制度は、拠出制（積立）が本来のたてまえですが、年令その他の事情により、積立期間をみたすことができない人々のために、他の公的年金との通算制度とか、10年々金、5年々金を設ける他、印紙検認の手間を省くため、納付書による制度もあり、また納入困難な人たちには、免除の道もあります。

年金の積立金は、国が運用していますが、特別融資を受けて福祉事業をすることができ、本市では市立病院、福祉センター、保育園などを建設してい

表2-23 拠出による受給者（年度末現在）

種 別 \ 年 度	43 年	44 年	45 年	46 年	47 年
老 令 年 金	0人	0人	0人	78人	170人
障 害 年 金	6	5	7	9	11
通 算 老 令	0	0	0	1	4
母 子 年 金	22	21	20	28	36
準 母 子 年 金	0	0	0	0	0
遺 児 年 金	5	5	4	4	3
寡 婦 年 金	0	0	0	1	3
死 亡 一 時 金	21	12	16	31	20

表2-24 無拠出による受給者（福祉年金）

年 度	43 年	44 年	45 年	46 年	47 年
老 令 年 金	1,002人	1,014人	1,154人	1,413人	1,623人
障 害 年 金	198	193	176	181	232
母 子 年 金	7	6	5	5	2

ます。年金受給者は、表2-23のとおりです。

福祉年金は、本人の所得、扶養義務者の所得などによる制限があり、年々その制限が緩和され、支給金額も増加しています。

老令福祉年金の対象者をみると、表2-25のとおりとなっており、昭和47年度は63%が受給をうけ、他は受給資格が無い方となっています。

表2-25 年度別老令福祉年金対象者

43年	1,666人
44	1,884
45	2,121
46	2,311
47	2,577

## （2）国民健康保険

国民健康保険は、会社、工場、事業所などに勤務しないで、農業、商業などの自営業の人たちを、対象としている健康保険で、被保険者の数は、人口増加に比例して、年々増加の傾向を示しています。

表2-26

年 度	平均被保険者数	総人口対比
43	15,112人	17.9%
44	15,983	17.5
45	17,630	17.4
46	19,493	18.1
47	20,875	18.5

国民健康保険は、サラリーマンと異なり、月給から保険料を納めるという

ことはありません。保険税は、前年の所得、世帯、構成人員などの割合で賦課しています。この保険税と、国や都の補助金、本市の持ち出し分とによって、国民健康保険特別会計は成り立っており、これを被保険者一人当りにしてみると、平均金額は、表2—27 のようになります。

表2—27

表によっても明らかですが、昭和44年、45年度は、多額な市の一般財源によって負担されており、昭和46年度は、税額の改訂により、税の限度額を8万円とし、やや安定のきざしをみせています。

年 度	納めた 保険税	国及び都 の補助金	市の負担分
43	3,786円	6,685円	471円
44	4,040	7,628	1,515
45	4,505	8,917	1,445
46	6,275	9,465	934
47	7,155	11,567	271

表2—28

これらの財源によって、各種の給付が行なわれますが、90%は医療費であります。このことは健康保健事業業として、当然のことながら、医療内容の充実と、それにともなう高額化があり、一方では老人の無料、高額医療の無料化など公費負担の増額があり、国保財政の在り方については予断

年 度	受診総件数	1件当りの 医療費	1人当りの 医療費
43	72,393	2,966円	14,210円
44	78,341	3,365	16,495
45	87,918	3,756	18,729
46	96,872	4,085	20,299
47	110,752	4,634	24,588

表2—29

をゆるしません。ちなみに被保険者一人当りの年間平均医療費と、一件当りの医療費をみると、1.6~1.7倍（5年前に比し）と増加しています。

年 度	助産費	育児手当金	葬祭費
43	318件	289件	95件
44	347	345	109
45	375	374	107
46	457	456	134
47	453	449	118

この他に、国民健康保険給付としては、助産費1万円、育児手当2千円、葬祭費5千円があり、年度別支給件数は、表2—29 のとおりです。

## 6 ごみ

### (1) 処理

ごみ処理作業は四つの作業から成り立っており、収集、輸送、処理、処分のうち、市民の手から収集され輸送されてきたごみは処理し、処分しなければなりません。処理処分の方法は、今でこそ衛生工学の発達により焼却、圧縮、破碎、そして埋没と色々な方法がありますが、昭和28年当市がごみの収集作業を始めた時代はそうした設備もなく、埋立てという不衛生処分による以外にありませんでした。しかし、昭和29年4月清掃法が新たに公布され、法律的にも清掃の事業が市町村に強く義務づけられることになりました。これに対し昭和33年4月本市でも清掃条例が制定され、同時に法律に定める特別清掃地域の指定を受けました。こうして清掃に対する考えはますますきびしいものとなってきた中で、ごみ処理がいつまでも埋立などによる不衛生処分であってはならないとして昭和33年から34年にかけて現在の衛生処理場に、し尿処理施設と合わせて焼却日量7.5トンの焼却施設が約300万円をかけて作られました。これが本市におけるごみ焼却施設のはじまりです。

この焼却炉は、固定炉とかバッチ炉と言われて手作業によりごみを投入する焼却方法で、その構造はきわめて簡単なものでした。またし尿処理施設に併設して作られていますので、し尿の中に含まれている不純物を焼却することもできました。当時のごみ質は生ごみが対象となっていましたので、色々苦勞がありましたが、しだいに増えて行くごみの量に備えて36年には、更に7.5トンの同じ規模の焼却炉が約400万円をかけて作られました。合計で1日15トンのごみを焼却処理できるようになりました。それから41年に至る5年間、ふえ続ける焼却量と高温の為に焼却炉も故障が続き、更に埋立処分の増加は総収集量の半分にも達しましたので、この不衛生処分の解決の為に更に焼却日量30トンの焼却炉が3,570万円の費用をかけて敷地内に建設されました。しかし激しい人口の増加は、当然ごみ量の増加につながるものであり、43年にはその総収集量は1日55トンとなり、うち31トンが焼却処

理されました。この頃の増加の傾向とごみ質の多様化は焼却施設の整備計画に大きな影響を与えるようになってきました。国においても清掃施設の整備計画として5年毎の計画を立てていますが、それが実情になかなか合わせられないのは残念な事です。何よりも重要なことは財政的に苦しい中で、多額の費用をかけて施設を作らなければならないことです。この中で将来の推移と現在の能力を考え合わせて計画されたのが、昭和44年～昭和45年を第1期とする連続燃焼式焼却炉、別名を機械炉と呼ばれている焼却炉の建設計画でありました。この焼却炉の規模能力は1日24時間で120トンのごみを焼却できる能力があります。この機械炉の特長は何よりもまず作業職員が直接ごみに手を触れることなく作業をすることが出来るということにあります。従来の固定炉では何らかの形でごみに手を触れなければならない状態にあり、また焼却炉内に空気を入れて燃焼を良くする為、搔きならし棒と言われる鉄製の道具を使ってごみをかきまわした重労働を余儀なくされてきました。この意味ではより衛生的で労力も軽減されてきております。

しかしその反面、機械炉のもっとも大事な操作運転、維持管理に高度な技術能力が求められるのです。機械炉はその名が示す様に連続燃焼させるのが本来のあり方で、1日も休むことなく24時間運転を続けるのが理想的です。なぜなら焼却炉内部のレンガであるとか金属部分のロストルが熱を加えたりさましたりすることが非常に悪影響を及ぼす原因になるからです。一度火をつけたら消すことなく続けて燃焼させていれば一定の温度を維持することが出来ます。焼却炉の寿命を縮めるのは、ほかに要因がありますが、この温度の変化が最大の原因であるといわれています。また、通常の維持管理運転にも多額の経費が必要となります。運転するためには電力がもとになり、燃えにくいごみの時には助燃料として重油が使用され、そのほか、ごみ量や作業員の勤務形態が問題となり、24時間運転をするには色々と難しい問題があります。このような条件と、色々な問題のうえにたつてその計画が立てられ、更に第2期工事として同規模の焼却炉の建設計画も作られたわけです。総工費19,800万円、約2億円の費用をかけて昭和45年3月第1期工事が竣工しま

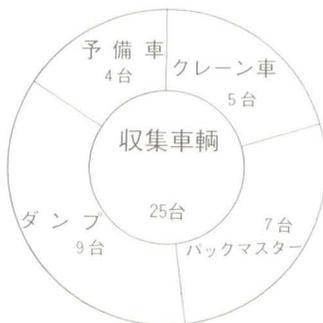
した。この焼却炉は、第2期工事の関連も考えてあらかじめ主要な箇所は2炉分の規模のものとして作られました。ごみを貯留して置くごみピットと言われる塵芥塚、そして公害防止装置である電気集塵器、煙の引き出し口である煙突、これらは将来2つの焼却炉となっても使用出来る様に完成されています。この焼却炉の完成に迫いつく様に、43年に焼却していたごみの量が31トンであったのが、2年後には倍の約60トンの焼却量となっています。ごみの焼却処理処分と焼却施設の整備は、まるで追い駆けごっこでもしている様に、46年には第2期工事に着工しました。この時には粗大ごみの処理に対応できる様に、破砕設備として切断機を設置しました。焼却炉の規模能力は前回と同じく24時間で120トンの焼却能力を持っています。これも2カ年の継続事業によって47年8月、20,450万円の工費をつかって完成しました。このように2炉1対の施設として完成しましたが、能力的には最高240トン、約20万人分の焼却処理が可能となりました。種々の経過をたどり現在の施設が整備されましたが、現代社会が急速な進歩を続ける一方で、その生活様式の変化にともない排出されるごみの質も大きく変化し、複雑になってきています。このごみの変化の中で、いま特に問題となっているのは、石油化学が生んだプラスチック系廃棄物の処理問題です。プラスチックは絶対に焼却不可能なものではありません。専用の高温焼却炉であれば焼却も可能なのです。しかし通常の機械炉では炉を損傷させるばかりでなく、公害のもとになる有毒ガスなどが発生し、大気汚染もひき起します。現在本市におけるごみの処理量は毎日100トンを越えています。そのうち可燃性のごみは約80トンで、その中にプラスチック系のごみが10%前後含まれています。これは全国平均と同じ数値ですが、この10%がくせ者で、機械炉はその性質からいって毎年1回多額の費用をかけて点検補修が行われますが、その時に見られる状態が明らかに高温、有毒ガスによると見られるものが多数発見されます。これが10%前後のプラスチック系ごみによるものだと信じられないようなことですが、事実なのです。日常生活にとってのプラスチックはありとあらゆる所に日用品、住宅機材として使用されていますが、それが一度ごみとして排出

されると、その始末、処理には大変な労力と、時間と、経費がかかることがわかると思います。

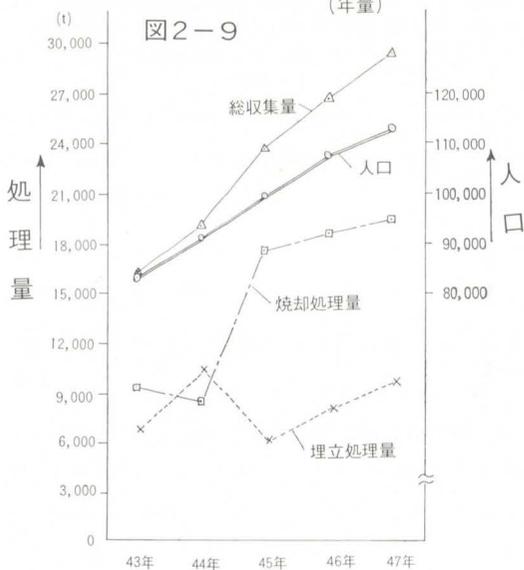
焼却処理は終わってもごみ処理作業の全体の仕事が終わったわけではありません。まだ後に残された焼却灰の処分が残っているのです。昔ならば、燃えかす、残りかすなどと言われて問題になるような性質のものではありませんが、どこにでも埋立処分出来る様な場所がありました。しかし、今ではその燃えかすさえ埋立出来るような場所がなかなかありません。埋立処分をしなければならないのは、この灰だけではなく、先に述べましたように不燃性のごみがあります。そしてプラスチック系廃棄物も、今の処では埋立処分より他に処分の方法がないです。また量的にいっても不燃性のごみが約20トン、更に焼却量の15%~20%近い焼却灰 12~3トンが出るため、合せば約30トン以上の埋立処分量があるのです。最少限度毎日これだけの残灰とごみが蓄積されてゆくのです。本市ではこれを一時的に処理場用地の一部に保管する形でまとめ、年に1回東京都知事に許可された正式の埋立地に搬出して急場をしのいでいる状態にあります。これに要する費用も、毎年のように上昇し48年度だけでも1千万円前後かかりそうです。しかもこの埋立地も無制限ではありません。この数年のうちには一杯になってしまうでしょう。もうこの多摩どこにもごみの埋立地などは無いと言っても過言ではありません。

東京23区にごみ戦争が宣言されて以来、本市も含めて多摩全域にも及んできているのです。

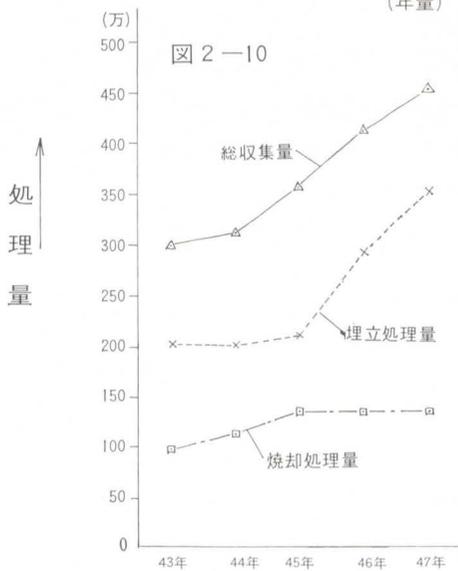
図2-8



### 日野市ごみ処理量の推移 (年量)



### 東京都(区部)ごみ処理量の推移 (年量)



## (2) 収集

清掃事業は、市民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つとして、地方自治法第二条第三項に市町村の義務として明示されています。そして、この事業がより効率的に正確に実施されるように昭和29年4月、清掃法が公布されました。その後、昭和45年12月に至り全面改正が行われ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」として、新たに公布されました。この法律が、市町村清掃事業の根拠法令となるものであります。

本市でも、この法律改正に基づき、昭和47年3月「日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が公布されました。これらの法律、条例の中で今までごみ・し尿などを、単に汚物という包括的概念で呼ばれていたのが、改めて、ごみ、粗大ごみ、汚でい、し尿などこまかく分類明記されました。これらを総称して廃棄物と呼び、日常生活に伴い排出される廃棄物を一般廃棄物と呼びます。このほかに、ものの製造、生産にともなって排出される廃棄物を産業廃棄物と呼びます。法律は、このように廃棄物を排出する者の責任を明確にするとともに、市町村の行う清掃事業に協力するように義務づけております。

本市の、ごみ収集作業は、昭和28年5月から荷車、リヤカーにより開始され現在の収集方法に発達するまで、さまざまな経過をたどってきました。ごみは、ただ収集しただけでは処理されたことにはなりません。そのごみが焼却されて灰となり、自然に還元されるまでの作業が加へられなければ、完全に処理されたとはいえません。ごみ処理作業は四つの作業に分けられます。収集、輸送、処理、処分、とどの一つをとってみても大事な作業ばかりですが、とりわけ市民にとって、かかわりの深い作業は収集作業です。

ごみの区分けは、混合ごみ、危険物、粗大ごみの三とおりに分けられ、混合ごみは可燃性の焼却可能の廃棄物として、生ごみ類、紙くづ類などを可燃ごみと呼び、一方焼却不適な危険物などこれは、ガラス、せと物、空かん、空びん等焼却不可能な廃棄物として、不燃ごみと呼んでいます。市が扱っているのはガラス、せと物、空かんなどを対象としています。粗大ごみは家財、

家具などで冷蔵庫・テレビ・洗濯機・タンス・ベット・応接セットなど比較的大型の廃棄物をさします。

ごみを出すときに可燃ごみはポリ容器（一部の地区にはダストボックス）へ、不燃ごみはダストボックスへ、粗大ごみは指定場所へそれぞれ出すように協力をして頂いています。これを分別収集といいます。まだまだ問題があります。最近、特に増えてきているプラスチック系の廃棄物とその処理問題があります。自然から作られた物は、自然に戻されるのが一番良い方法であり、多くの廃棄物処理はそのような形をとっています。可燃ごみは焼却炉に投入されて灰となり、不燃ごみは埋め立てられて大地の自然に還元されてゆきます。しかし、プラスチック系廃棄物だけは簡単にゆきません。焼却炉で燃焼すると高い温度になり、有毒ガスが出て焼却炉を傷めるばかりか、公害の発生源になってしまいます。このためプラスチック系廃棄物についてはとりあえず不燃物容器のダストボックスへ投入してもらっています。公害はそればかりではありません。生ごみの水切りがよくないと、集められたごみから多量の汚水が流れ出し、収集車からあふれて道路を汚します。そして、焼却炉へ入れても良く燃えません。このように、分別収集をしたり、水切りをお願いをしたりするのは、収集作業ばかりではなく、廃棄物処理作業全体の問題として提起されているからです。

現在のポリ容器による収集がそれまでの木製のいわゆるごみ箱から手作業によってかき集められていた方法から、切り替えられたのは昭和39年からです。それも一部のモデル地区による生ごみだけの収集でした。そして昭和41年になりそれまで建設が進められていた1日30tの処理能力をもつ焼却炉が完成しました。これにともない翌42年になり現在のような形の生ごみと紙くずなどもまぜて混合ごみとして本市の直営の収集車と、委託業者の収集車がそれぞれの地区分担により決められた日に決められた場所へ収集にゆく、ステーション方式として本格的に収集が開始されたのです。この方法を実施するために、市内各自治会の役員さんに集まって頂き、実際の収集について、具体的なこまかい事柄を色々と討議したり、質疑応答をくり返して、市民と

市の協力のもとに発足しました。この方法は、電車が一定のレールの上を走り、駅毎に停車してゆくように、あらかじめ決められた場所へ2～3軒の共同で使用する45ℓ入りのポリバケツを設置して、これを週3回1日おきに月・水・金および火・木・土の予定日にそれぞれのコースを巡回して収集します。

ここで問題になるのは、ポリ容器の設置場所です。美観上、環境衛生上、あるいは道路交通上などの問題と、ポリ容器の清掃上の問題です。

どこの家庭でも、ごみ容器が門前に置かれることは嫌がります。ポリ容器がいくらきれいでも、よく掃除がゆきとどいていても、それがごみの容器であるということになると果して美観上良いといえるかどうか。また、衛生上も掃除がゆきとどかず、ひび割れなどしてそこから汚水が流れ出すなど。設置場所に適当な用地がなく、道路上に設置されれば、通行上問題があります。そして、容器の掃除は収集が終わった後で行われていますが、夫婦共稼ぎの留守家庭などでは思うように掃除ができません。掃除をするために、わざわざ勤務を休まなくてはならないような状態になります。これらの問題を、他の収集方法と比較して考えてみる必要があります。たとえば容器を紙袋にかえた場合設置場所の問題はどうでしょうか。美観上はポリ容器よりもすぐれているでしょうか。環境、衛生上から見た場合紙袋が定められ、規定の袋が使われていれば、犬、猫などにくい荒され散らかされることもないのです。そして、このような袋は費用がかかります。費用をかけて焼却処理するのです。容器の掃除という手間ははぶけますがしかし、道路上に山となる恐れはないでしょうか。それではダストボックスにした場合はどうでしょうか。ボックスの大きさは金属性で約1m四方あり、重量は80kgあります。これだけの大きさのものを置くとすると、それだけで色々な問題が出てきます。さらにこのボックスを収集する自動車はクレーン装置を取りつけてあり、ボックスを持ち上げて車に積み込みます。そのため自動車の巾だけではクレーンが操作できません。かなりの余裕がないと困難になり、道路がひろくなくてはなりません。市内には残念ながらこのクレーン車が自由に通行できる道路が完

備しているとはいえません。可燃ごみ全部をダストボックスによるクレーン収集方式に改めることが出来ないのはこのためともいえます。不燃物のように量的に少なければ市民の協力によって解決できるかも知れませんが、難しい問題です。

不燃物の収集が危険物としてコンクリート製のごみ箱による手作業収集で委託によりはじめられたのは昭和40年からです。収集車はダンプ型のトラックでしたがトラックへ積み込むために作業は大変手間がかかり、また、他のごみ収集のはじめと同じように非衛生的な収集方法でした。これが現在のダストボックス方式に切り替えられたのは、昭和45年になってからです。30世帯に1個の割で設置され週1回収集によりステーション方式で利用されていますが、この方法も多く市民の着想と協力のもとに討議が重ねられてスタートしたものでした。

不燃物は危険物という別の呼び名でいわれていますが、この危険物という呼び名は他の爆発物とか劇薬、有害物などと混同され易く、問題があるので検討する必要があります。

粗大ごみは以前特殊ごみとして美化運動の中で処理されていましたが、昭和46年から、粗大ごみ収集として週1回作業がはじめられました。この作業でも大きな問題点があります。その一つは集積場所の選定です。粗大ごみという大型廃棄物のため用地の確保が難しく一部地区でご迷惑をかけているところがあります。粗大ごみ収集は容器収集と違い定められた場所へ直接ごみが出されるため、ともすればごみがさんらんして見苦しくなりがちでありまた衛生的にも良くありません。ごみがさんらんしていますと収集のさいに能率的な作業も不可能ですし、可燃性のごみと、不燃性のごみに区分することも容易ではありません。粗大ごみのうち可燃性のごみについては焼却される前に破碎機と呼ばれる切断機にかけられ、焼却しやすいように切断されて処理されるので、この時に不燃性のごみがいっていると切断機を故障させる原因となります。

## 7 し 尿

### (1) 収 集

人間の生活にともない排泄されるし尿の処理はごみ処理と並んで重要な課題であり、その処理が適切に行なわれるか否かは市民の生活環境の良否を支配するものということが出来ます。

し尿処理の方法は大別して公共下水道に直結した水洗便所を通じて下水処理場で他の汚水、排水と共に処理する方法、し尿浄化槽の設置によって生物化学的に処理する方法、そして汲取り便所から一旦汲取り所定の施設で処理する方法の3つに分けることが出来ます。これらのうちし尿処理の方法として最も理想的とされているのはいうまでもなく、公共下水道直結の水洗便所方式です。しかしながら本市における公共下水道は、多摩平地区に限られ全体としては10数パーセントにすぎず、東京23区の約50パーセント、欧米主要都市の100パーセント近い普及率と比べるとこのたち遅れは今後の重要課題として残されており、本市におけるし尿処理の現況はその約40%が公共下水道直結の水洗便所とし尿浄化槽方式によって処理され、残りの約60%は汲取り便所により処理されています。このし尿の汲取り作業を市の清掃事業として開始したのは昭和31年4月からでこれは市の許可を受けた汲取り業者によって実施されました。本市では業務全般について当時の日野町農業協同組合に委託し、汲取り業者によって昭和37年まで続けられましたが、この間接的な委託形態を市と業者による直接の委託業務に改め現在に至っています。この汲取り対象戸数は現在約24,000戸で月1回汲取りを原則として1.8kl積のバキューム車により実施しています。1日に汲取りされる量は平均91kl、バキューム車で約50台分です。ここで問題なのが昔ながらの「かめつぼ」と言われる極端に汲取り槽の小さいものが相当数残っているということでこれらに対しては、月2回の汲取りを実施しています。汲取り槽の容量は現在画一化されたものがあり、最近建てられる家屋でもその選定を誤り、世帯構成人員の数に合わないような容量のものを設置している場合もあります。しか

し折角新築されるのですから衛生設備も十分に検討して作られるようにしたいと思います。また最近汲取り便所の構造そのものに色々工夫され、特に臭気については多くのメーカーが新しい形のものを作っていますが使用方法をまちがえますと必要以上の負担がかかりますので使用方法は良く理解する必要があります。

もう一つの問題点として挙げられるのは狭い路地など、道路の完備していない所です。普通のバキューム車の入らない道路では特に小型の三輪バキューム車を使用していますが、この作業も非能率的で三輪バキューム車では、通常の汲取り槽で1軒か2軒しか汲取ることが出来ませんので普通のバキューム車と2台親子になって作業を実施しています。この戸数は約300戸あり1週間位かかります。

バキューム車10台、従業員20名で、1カ月24,000戸の一般家庭と約200戸の事業所などの収集作業が行われています。更に48年4月より実施されたし尿浄化槽経費の軽減措置に伴い浄化槽汚でいが新たに収集処理されることになりこれが収集処理には重大な意味を持っています。前にも述べているようにし尿処理の一つの方法として浄化槽による処理方法が近年特に増加している傾向にあり浄化槽の設置基数は、推定約1,800基で、これら浄化槽から毎年1回の清掃による収集汚でい量は相当な量に上り、特にコミュニティープラントと呼ばれる大規模浄化槽はその処理方式もし尿と雑排水などを合わせて処理する方式の施設で、その汚でい量は莫大な量ともなり大きな問題であります。

## (2) 処理

し尿の終末処分は、その収集量全部が処理施設に投入されて終末処分されています。し尿処理施設の処理方法も消化処理方式、化学処理方式、酸化処理方式と三つの処理方式がありますが、本市では昭和34年にごみ焼却施設と同じく現在の衛生処理場内に27klの消化方式による処理施設が初めて建設されました。し尿の処理方法は公共下水道に直結したもの、し尿浄化槽で処理されるもの、汲取り便所と3種類に分けられますが、公共下水道の普及率が低く、また浄化槽の普及率も決して高いものでもないので汲取りし尿の終末処分はどうしてもし尿処理施設において、処理されなければならないものであります。急激に増加する人口にもなって同じように増加するし尿処理のために、処理施設の整備は欠かせないものであります。昭和38年10月には、54klの消化方式による施設を増設し、更に43年には60klの施設を消化方式により増設しました。こうして合計141klの消化処理方式による施設が整備されました。更に増加すると思われる人口増と浄化槽汚でい処理を見込んで、48年9月には酸化処理方式による新式の施設が(50klの処理能力)誕生しました。本市におけるし尿処理施設の処理能力は、これで合せて191klの施設になります。

し尿の終末処理もごみの場合と同様に浄化槽汚でいなど、一般汚水も含まれた性質のし尿も処理しなければならず、施設処理に困難な問題が提起されています。ごみを焼却した後焼却灰が残るように、し尿の場合も処理課程の最終段階で汚でいケーキと呼ばれる有機質の固形物が排出されます。この処理も埋立によるか焼却処理をして更に減量化し、残灰として処分されなければなりません。

自然から生まれたものは自然に帰ると言う原則に立ち、この自然の循環サイクルに沿った埋立の方法が一番好ましい方法ではありますが、最早この埋立地もない状態にあります。現在し尿は1日91klが収集され施設に投入されています。更に浄化槽汚でいが約25klで合わせて116klのし尿汚でいが処理されています。下水道の水処理と並んでこのし尿処理も水処理と言われている

ます。このことは多量の水を使うことにもよるものです。下水道の汚水にしても、し尿・汚でいにしても清水により希釈することが、処理における重要な課程の一つとなっています。その為に水の使用量は莫大な量に上り今や井戸水も底をつくのではないかという不安にかられています。1日の水の使用量は約5千トンでし尿処理のためにこれだけの水が毎日使われているのです。本市を含めて、こうした施設が多摩地区には12カ所あります。これらの施設が毎日数千トンの清水を使用し、しかも大部分が地下水に頼っています。このことはし尿処理施設に限らず他の産業も多量の地下水を使用し、工業用水として消費しています。このため東京都全域において地下水の汲上げ量も規制を受け、更に新規に井戸を掘ることは、ほとんど不可能に近いような状況にあります。多量の処理水が、そのまま放流水として、河川に流されてしまうことは、消費が多すぎるといことの中でいま、三次処理として放流水の再生利用が検討されています。しかしこの三次処理も、その用途方法により高度な技術的問題もあり、更に施設装置の建設に多額の経費が必要と言われています。本市がし尿処理に必要なとする水は現在の5千トンに加え、更に2千トンから3千トンの水が必要になりますと合わせて約8千トンもの水量になります。これだけの水はおいそれと確保することはできません、そのためにも是非とも三次処理の計画が検討されなければならないとおもいます。このようにし尿の終末処理には先づ水が確保されなければなりません、使用水の確保によりその処理量が多少増加することはあっても、処理するのにさして困難ではありません。だからと言って質の変化は安心していられるものではなく、大きな不安を感じさせます。人間の排せつ物は本来変わるものではありませんが、人間の生活に付随して排せつされる汚水、雑排水は、もろもろの性状を帯びたものとして排出されます。

公害問題について今さかんに使われている単位で言いますと、普通し尿の場合は15,000ppm位と言われていたますが、雑排水の場合は30,000ppm以上にもなっていると言われていたます。汚れているという意味では、し尿よりも雑排水の方がはるかに悪質だということが出来ます。

浄化槽の汚でい、特にコミュニティープラントの合併処理方式による大型浄化槽からの汚でいには、このようにし尿と雑排水の混合されたものとしての性状があるため、終末処分としての難かしさが出てきます。公共下水道の終末処理施設はし尿、雑排水、汚水などの合併処理施設として作られています。し尿処理施設は本来、し尿処理専門の施設として設計されているものなのです。これは消化方式、化学方式、酸化方式に限らずし尿処理技術として発達してきたものです。

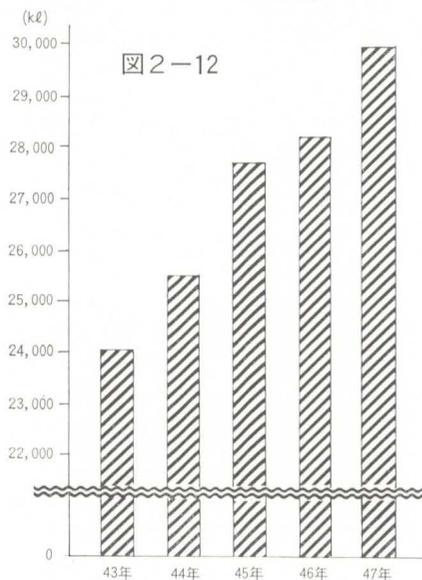
こうした施設でまだ技術的にも未解決の問題が残されている中で、終末処分に当たることは不安この上もないことですが、処理を休むことは不可能です。特に本市のように消化方式の施設である場合、浄化槽の汚でいの投入量はその能力の10%から20%が限界であるといわれています。この数字は厚生省において示されている数字ですがまだ確固とした研究結果によるものではなく、研究段階の中間的資料によるもので決定的なものではありません。各市においてもその実情にそって、各々の技術者が施設に応じた処理量を定めているのが現状です。し尿処理で最も重要なことはその処理された放流水を如何にきれいにするかということにかかっています。放流水の良否は水質汚濁防止を左右します。そのためにも技術的な解明と施設の改善に最大の努力をつくさなければなりません。

図2-11

## し尿人口の推移

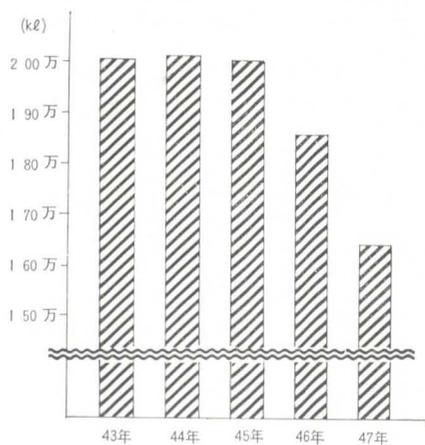


日野市し尿処理量の推移  
(年量)



東京都(区部)し尿処理の推移  
(年量)

図 2-13



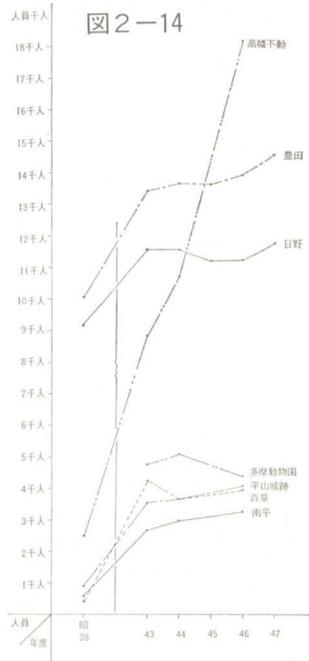
## 8 交通

### (1) 鉄道

本市を通過している鉄道は国鉄中央線，私鉄京王線があり，国鉄日野，豊田2駅と京王線の百草，高幡不動，南平，平山城跡公園，多摩動物公園駅があります。いずれの駅も住宅団地，工場の進出により乗降客数は昭和38年度を100とすると昭和47年度国鉄日野駅128，豊田駅138，昭和46年度，京王線百草園駅418，高幡不動駅724，南平駅569，平山城跡公園駅454とそれぞれ著しい増加をしめています。

表2-30 国鉄，私鉄乗降客数の推移

年度	駅名	中央線		京王線				
		日野	豊田	百草園	高幡不動	南平	平山	多摩動物公園
38	乗車人員	4,584	5,237	472	1,259	290	465	—
	降車人員	4,578	5,255	475	1,252	289	445	—
43	乗車人員	5,727	6,956	2,115	4,420	1,324	1,771	2,377
	降車人員	5,800	6,956	2,115	4,420	1,324	1,771	2,377
44	乗車人員	5,753	6,842	1,820	5,343	1,497	1,834	2,520
	降車人員	5,826	6,842	1,820	5,343	1,497	1,834	2,520
45	乗車人員	5,564	6,801	—	—	—	—	—
	降車人員	5,637	6,801	—	—	—	—	—
46	乗車人員	5,566	6,987	1,992	9,091	1,644	2,022	2,162
	降車人員	5,639	6,987	1,992	9,091	1,644	2,022	2,162
47	乗車人員	5,847	7,277	—	—	—	—	—
	降車人員	5,920	7,277	—	—	—	—	—



このため国鉄では豊田電車区の建設，特別快速電車および電車の増発が行われ，京王線では特急および電車の増発により輸送力増強対策がなされています。

## (2) バス

本市のバス路線は都営バスと京王帝都バスがあり，市内を区域とするもの7系統，本市を起点とするもの7系統，市の一部を通過するもの1系統，全部で15系統となっています。

表2-31 バス路線一覧表

略線名	起 点	主 な 経 過 地	終 点	料程 km	運行回数	
					平日	休日
日 野 線	八王子駅北口	小西六，日野台	日 野 駅	5.5	66	59
八 豊 線	〃	日野台，中央公園	豊田駅北口	4.5	65	31
〃	〃	小西六南門	〃	3.8	16	29
〃	豊 田 駅	富士電機	〃	4.0	42	13
立 川 線	八王子駅北口	小西六，日野台	立川駅北口	10.4	70	70
高 幡 線	日 野 駅	町屋，南平	高幡不動駅	6.4	59	49
日 豊 線	日 野 駅	日野自工前，緑地公園	豊田駅北口	3.4	49	29
立 川 線	立川駅北口	万願寺	高幡不動駅	6.4	49	46
高 豊 線	高幡不動駅	上田，小高田	豊田駅南口	3.4	10	10
多摩テック線	〃	下程久保，動物園	多摩テック	3.2	26	26
高幡～桜ヶ丘車庫線	〃	三沢	高幡不動駅	2.4	37	32
百 草 線	〃	高幡団地	百草団地	4.3	78	70
〃	〃	高幡団地，百草団地	桜ヶ丘駅	10.5	29	29
市 内 線	豊田駅北口	八王子駅北口	長房団地	21.7	41	52
〃	日 野 駅	〃	並 木 町	19.0	21	26

市の一部を通過する系統は国道20号線が通過しており，市の区域内バス路線の起点は国鉄日野駅，豊田駅，および京王線高幡不動駅となっています。

多摩丘陵近辺の宅地開発および本市西部地区の区画整理事業などにより人口が急激に膨張しそれに対処しバス路線の新設、運行回数の増加をしています。また最近の車輛（営業者・マイカーなど）の通行量増加にともないバスの運転に支障をきたし、中・長距離路線が短距離路線に切換えられ、そのため乗換え連絡の不便を生じています。

また、浅川南部地区と豊田、多摩平方面との連絡が悪く、とくに西平山、東光寺方面にはバス路線がなく、市民生活上きわめて不便をきたしています。

## 9 公 害

### (1)大気汚染

大気汚染とは、事業活動など人間の活動にともなって、いろいろな汚染物質が大気中に放出され、人間の生活がそこなわれることをいいます。しかしこのように表現しても私たちが大気の汚れによって受けつつある影響についても明らかでない部分が多いし、影響を与えている物質がなんであるかもはっきりしない部分が多いことなど“大気汚染とはなにか”と規定しようとしても、かなり抽象的な表現になってしまいます。しかし大気汚染について考えるとき、問題は“大気汚染とはなにか”を定義するのが重要でなく、定義することにより働きかける対象を明確にすることです。

### 大気汚染の現状

本市の大気汚染は、産業の発展と人口の集中、それにとまらぬ自動車の増加など年々汚染は進み、光化学スモッグが原因と思われる被害者が出るなどますます複雑、多様化しふたたびあのすばらしい青空をとりもどす努力が今こそ必要と思われます。大気汚染の発生源については、工場、ビルなどの燃焼施設からの固定発生源と自動車などの移動発生源から排出される汚染物質と気象条件がからみあってひき起こされています。日野の空をよごしている主な汚染物質は、つぎのとおりであり、これらが単独であるいは相互に複雑に作用して現在の大気汚染を形成しています。

### 固定発生源

(ア) いおう酸化物：工場やビルなどで重油をボイラーや炉で燃焼するとき重油に含まれているいおう分が、燃焼にともなって発生するガスです。昭和35年当時から従来の石炭にかわって重油がエネルギーの主役として多量に消費されるようになり、その結果“すす”“粉じん”が少なくなるとともに今度は目で見えないいおう酸化物へと大気汚染物質が変ってきました。

これは無色の刺激性の強い気体で、呼吸器を刺激し、慢性気管支炎などを起す有力な原因になります。

(イ) 浮遊粉じん・降下ばいじん：ボイラー，燃焼炉などから発生する微粒子には，さまざまな大きさのものがあありますが，このうち粒径が約10ミクロン=0.01mm 以上のものは重力によってかなり速く降下します。一般に“すす”とっていますが，これが降下ばいじんです。そして10ミクロン以下のものを浮遊粉じんといい，発生源は，ばいじん同様で他にセメント，肥料工場，自動車からも排出され広域汚染のスモッグ発生原因の一つであります。

その他にも各種の汚染物質がありますが，工場をはじめ一般家庭の焼却炉などから排出される目で見える汚染物質“すす”特定工場からの有害ガスによる悪臭など，市に苦情，陳情の申立てがあり，広域ないし局地的な公害として発生源に対し大気汚染防止法，東京都公害防止条例などによる規制強化行政指導の徹底をはかっています。

## いおう酸化物濃度の経年変化

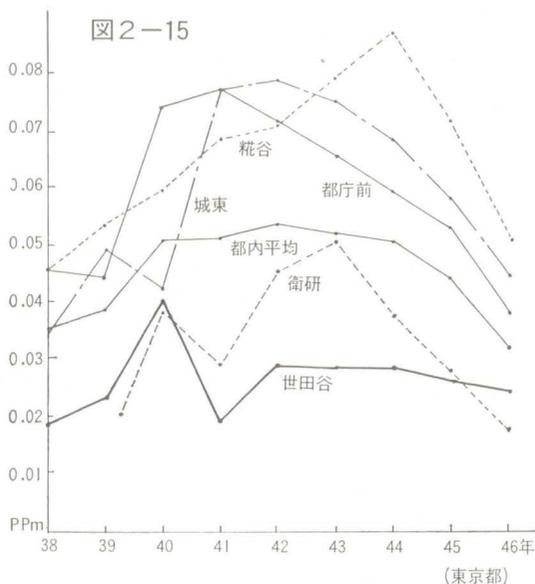


表2-32 いおう酸化物濃度年  
平均値 (ppm)

測定場所	昭和	46年	47年
日野保健所		0.01	0.021
日野駅前交番		0.02	0.026

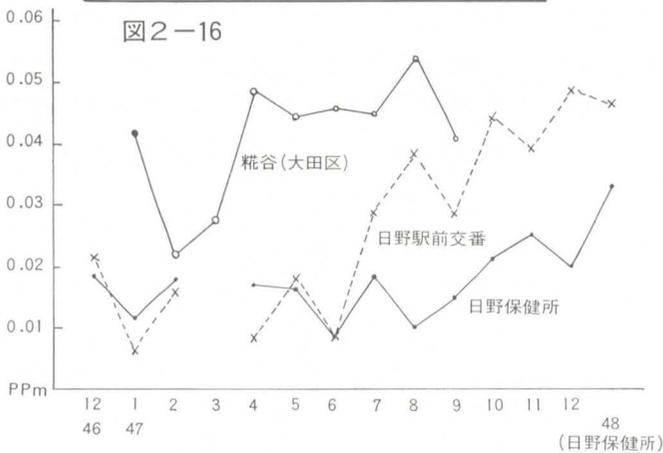
(日野保健所)

表2-33 市内いおう酸化物濃度

地域	最低	最高	平均
日野市	0.0	0.08	0.019

(48.7.9~7.14, 三地点の平均値)

## いおう酸化物濃度月別変化 (46.12~48.1)

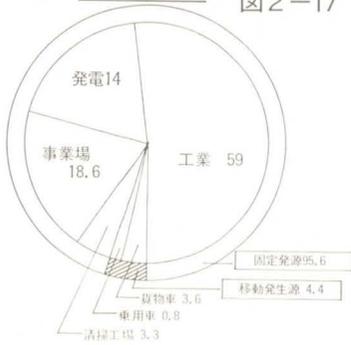


### 移動発生源

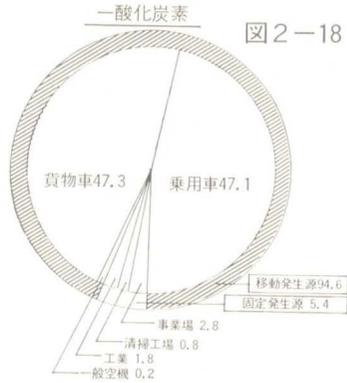
自動車排出ガスによる大気汚染は、交通が常時渋滞する地区や自動車集中地区などにおける高地汚染と考えられていましたが昨今のモータリゼーションの急激な進行の結果、幹線道路の昼夜かわらぬ走行によってきれ目のない汚染状態がつつき汚染地区も点あるいは、線の汚染からその周辺地区を含む面に広がっています。例えば、光化学スモッグは、住宅地をも通り魔のように襲っています。現象面でいえば自動車排出ガス汚染の中心をしめてきた一酸化炭素 (CO) に加えて、光化学スモッグの原因といわれる窒素酸化物 (NOX) および炭化水素 (HC) 鉛化合物の問題など自動車の量的増大により汚染が著しく悪化し今や大気汚染の主役をしめるようになりました。

大気汚染物質・発生源別汚染寄与率（昭和47年）単位：%

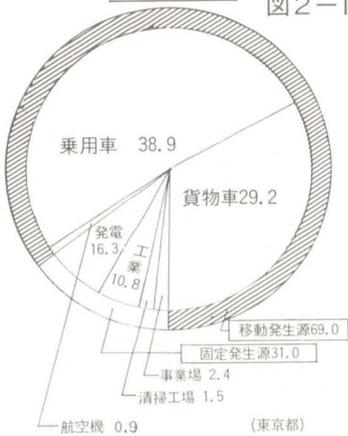
いおう酸化物 図2-17



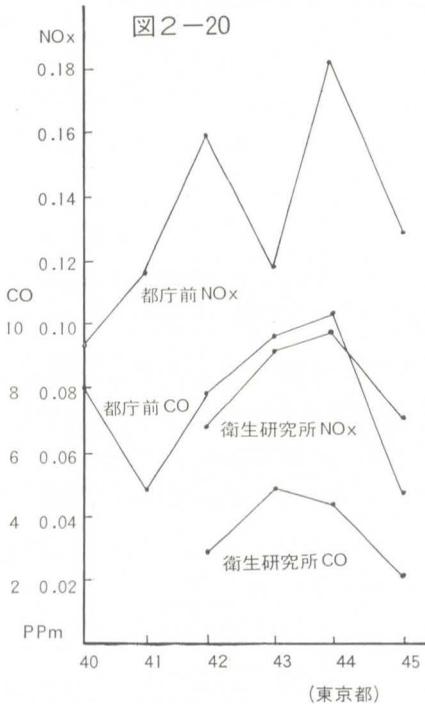
一酸化炭素 図2-18



窒素酸化物 図2-19



CO, NO<sub>x</sub> (NO, NO<sub>2</sub>) 濃度の経年変化



## 自動車排出ガスの種類と発生状況

一酸化炭素 (CO)：自動車排出ガスのうち一番はじめに注目された物質、ガソリンの不完全燃焼から生じるもので、体内に入ると血液中のヘモグロビンと結合して血中の酸素を欠乏させ、頭痛、めまい、その他の中毒症状を起す原因となります。

炭化水素 (HC)：ガソリンの主成分で、主にシリンダー内で燃焼しなかったガソリンが分解して発生します。炭化水素の中には発ガン物質があり、また窒素化合物と合成して光化学スモッグの原因となります。

窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)：これは、一酸化炭素と異なり、燃料が高温で燃焼するときに空気中の窒素が酸化され、窒素化合物となったものです。現在のエンジンでは燃焼方式の改善によって除去できない点でその防止対策は最も困難とされています。強い刺激性の物質で呼吸器系の疾患の原因となるとともに光化学スモッグの原因になる物質の一つです。

## 光化学スモッグ

昭和45年7月東京都杉並区で光化学スモッグと思われる汚染物質による被害が続出し、東京都では世界ではじめての複合汚染と発表してから汚染濃度

の低下が目立つイオウ酸化物汚染に代って大気汚染公害の主役になりつつあ

表2—34 光化学スモッグ注意報発令回数 (多摩南部)

(昭和45年～48年10月1日現在)

月	年			月	年		
	46年	47年	48年		46年	47年	48年
1	0	0	0	7	7	1	10
2	0	0	0	8	7	2	6
3	0	0	0	9	1	1	0
4	0	1	0	10	1	1	—
5	3	0	0	11	0	0	—
6	9	2	1	12	0	0	—
				計	28	8	17

(注) 昭和46年の日野市は多摩西部

表2—35 光化学スモッグによると  
思われる被害届出状況

	46年	47年	48年
日野市	50件	27件	10件
東京都	28,223	8,437	4,034

昭和45年～48年8月31日

上になったときに重大緊急報を発令して都民に注意を促すとともに、不要不急自動車の運行の自粛、工場、事業所に対するばい煙排出量の削減を要請しています。

## (2) 騒音

### 概要

われわれすべての人が生活する上で、音を出さないことは不可能であるとともに、情報の伝達手段として最も重要な役割を果たしています。人がもちいる言葉は、その代表的なものでありますが、自然のなかにしても、鳥や虫の声、川のせせらぎ、風のそよぐ音などがあり、また人々の安全を守るために、サイレン、警報器などがあります。このように音は聴覚を通じて、人間の快適と安全に寄与しています。しかし、都市における人口の集中、産業の発達によって、自動車騒音、工場騒音、建設騒音または一般家庭のテレビ、

ります。

### オキシダント

光化学スモッグ発生  
の原因となるもので、  
窒素酸化物や炭化水素  
が太陽の紫外線により  
2次的に光化学反応に  
より合成されたもので  
す。正常な大気中にも

通常0.04ppmほど含まれていますが、  
0.15ppmを越えると目などを刺激し  
植物に被害を与えます。都ではオキシ  
ダント濃度が1時間平均0.15ppm以  
上の高濃度になったときには注意報  
を、0.30ppm以上で警報、0.5ppm以

ステレオ、ピアノ、クーラーなどの騒音を毎日耳にしているわけです。

### 騒音とは

騒音とは「好ましくない音」のことですが、きわめて主観的で、その人その人によって感じかたが違います。そこに騒音のむずかしさがあります。市内で生活する場合でも、私たちが意識する、しないにかかわらずいろいろの音が身の回りで常に発生しています。これらの音のうち、その人が「好ましくない音」と感じるものが、騒音とされています。

### 騒音の目安

図2-21 騒音の目安

飛行機のエンジンの近く	(120) ホン
自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち	(110) ホン
電車が通る時のガードの下	(100) ホン
大声による独唱、騒々しい工場の中	(90) ホン
地下鉄の車内	(80) ホン
電話のベル、騒々しい事務所の中	(70) ホン
(60) ホン	静かな乗用車、普通の会話
(50) ホン	静かな事務所
(40) ホン	市内の深夜、図書館
(30) ホン	郊外の深夜、ささやき声
(20) ホン	木の葉のふれ合う音

発生源（音を出すもの）は、無数にあります。その音が「何ホン」あるかは図2-21によって、だいたいの感じがつかめると思いますが、音の内容発生源の状態（連続的、断続的、突発的など）、発生原因（自然の音、交通機関の音、工場の音など）によってその感じかたが異なるものでありますが、さらに問題なのは、音を聞く側の受けとり方によって相当左右され、また聞く人がどんな状態におかれているかによっても影響され、同じ音でも、休養中、睡眠中の人であればさらに強く感じることは事実であります。

### 騒音公害の現状

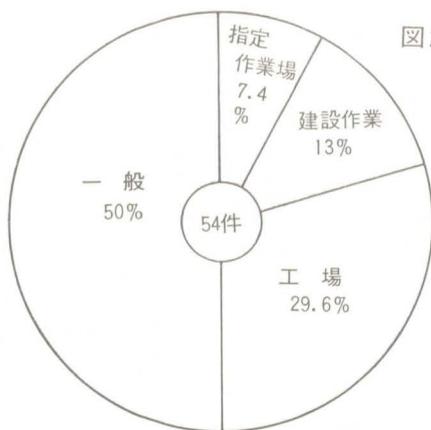


図2-22

騒音公害源の主なものは交通騒音、建設騒音、工場騒音、商業宣伝放送、一般家庭などがあげられます。

昭和47年度に受けた苦情総数169件のうち、31.9%にあたる54件が騒音で、その内訳は図2-22のとおりであります。この図でもわかるとおり、最近1~2年のデータによると、工場からの騒音よりも一般家庭な

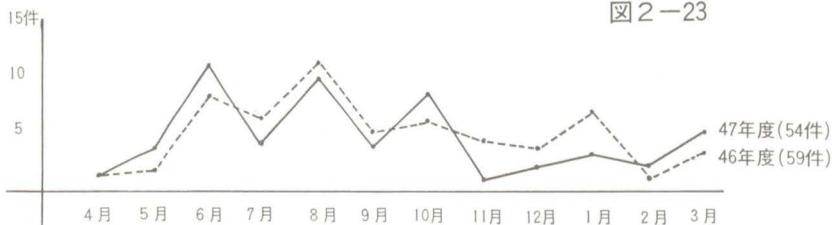


図2-23

どからの騒音が50%をしめているのが注目され、この内容を見ると、セントラルヒーティング、クーラー、ピアノ、ステレオなどです。また、これを季節的にみると、図2—23のようにやはり一番多いのは、夏季における隣家との問題で、おたがいに生活の仕方が開放的になるためです。

### 自動車騒音

都内の自動車台数は35年に約60万台でしたが、47年には約240万台と急速にふえ、約4.8人に1台の割合で保有していますが、このような自動車の普及によって、幹線道路はもちろんのこと、住宅地の裏通りまで広がり、ほとんどの道路が騒音の発生場所となって今後自動車公害の大きな課題となると推定されます。自動車騒音は車種によって違いますが、表2—36によって理解できると思いますが、自動車騒音の主なものは、走行中のエンジン音、排気音、タイヤ音で、とくに渋滞時のひんぱんな道路での停止、発進、加速時の騒音や高速道路でのスピードアップにともなうタイヤ音が問題となります。また、道路幅、路面の状態、交通量なども大きな原因となっています。市内においても、甲州街道と川崎街道の日野駅附近の騒音は図2—24のとおりであります。交通量は、約1,700台/時、であります。また、川崎街道高幡交差点の平均交通量は約1,570台/時、で騒音の中央値も72ホンと甲州街道よりやや低くなっています。

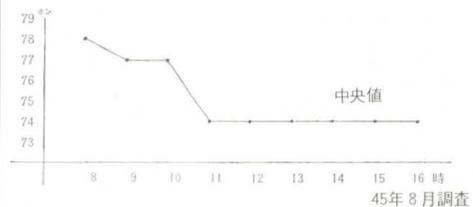
### 工場騒音

都内に多種多様な工場が約90,000、市内でも約600の工場があります。これらの工場の過半数は騒音を起す可能性があります。しかも住宅や商店の中

表2—36

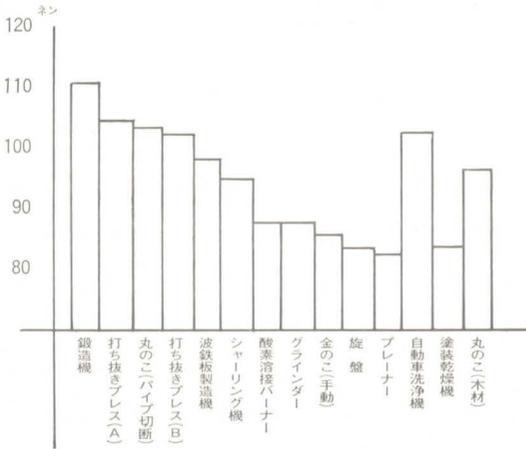
車種名	騒音レベル (A) 平均(最低~最高)
大型貨物車	79 (71~89)
大型バス	75 (64~83)
小型貨物車	75 (66~88)
二輪車	72 (63~81)
軽自動車	73 (65~80)
乗用車	71 (63~80)

図2—24 (車輛中心線から7m換算値)



に工場が、逆に工場地域の中に住宅が混在しているのが現状で公害多発の要因となっています。また、現行の法律で住居専用地域以外では、工場が建て

図2-25 音源より1mの地点

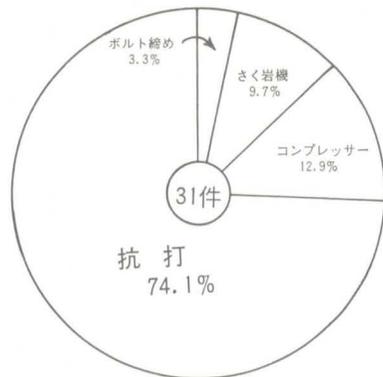


られ、しかも、工業地域であっても住宅が建てられるというシステムがある以上、工場公害を皆無にすることは困難であります。市内にも多種多様な工場があり、騒音発生型工場としては、木工木製品、プレス加工、金属二次加工工場などがあり騒音となる主な機械は図2-25のとおりです。

### 建設工事騒音

最近の建物は、地価の高騰によって高層建築がふえてきましたが、そのほか、道路、地下埋設工事などがあり、この作業に使われる機械は80ホン以上の高い騒音を出すものがあり、そのうえ屋外で作業が行われるため、効果的な防止対策がなく周辺住民に物質的、精神的な影響を与えています。市内の、昭和47年度に騒音規制法にもとづく、特定建設作業の届出は、図2-26のとおりです。

図2-26



## 深夜騒音

スナック、ボーリング場、ガソリンスタンドなどの深夜営業にともなうもので、営業自体の騒音よりも、むしろ、それに附随する車や人の声によるもので、最近では住宅地域にも拡がり、大きな社会問題となっています。

## その他の騒音

自動車騒音、工場騒音以外に鉄道騒音、航空機騒音や一般家庭からの騒音などがあります。これらの騒音は現在の法例では、規制しておらず、これからは、大きな問題となる騒音とされています。

### (3) 水質汚濁

かつての本市は、多摩川・浅川の主要河川が東西に流れて、その支流が低地の沖積層をうるおし、都下最大の穀倉世帯として評価されてきました。そして水は清く、魚が豊富で、大きな用水路では、あゆがとれ、子供たちは水泳ができ、また野菜洗いなど市民の生活に密着しておりました。昭和30年にはいりますと、都市のスプロール化によって、大住宅用地の進出、農地の宅地化、工場の増加と生産規模の拡大によって、工場および作業場や家庭の排水が多くなり、河川の上流部分においても、工場、家庭排水の流入によって汚染され(表2—37のとおり)、加えるに治水の役割を果たしていた山林が開発され、河川の水量が減少してきたことも原因とされています。ほかに清流を保っていた間接的原因としては、従来、水田全域に稲が作付され、耕作者により組織している用水組合によって、良好な管理がされていたことがあげられます。

以上のように、排水の増加に対応できる下水道などの都市施設の整備が遅れたこと、工場・作業場および家庭から、新しい物質が生産され、それが使用されたことにより汚染形態の複雑化したことが、河川の汚濁の原因をなしていると思われます。

表2—37 多摩川における水質の推移（昭和42年～47年）

項目 年 測定点	BOD						COD						SS					
	42	43	44	45	46	47	42	43	44	45	46	47	42	43	44	45	46	47
羽村堰	—	2.0	1.8	2.4	2.5	1.8	—	3.9	3.2	2.8	2.8	2.4	—	18	9	25	27	8
拜島橋	—	—	2.8	2.5	3.7	3.0	—	—	3.7	3.7	5.0	3.1	—	—	29	33	26	11
日野橋	4.6	3.8	3.8	3.9	5.3	4.8	8.5	6.8	4.7	6.3	7.0	6.2	70	46	25	33	53	13
二子橋	9.5	4.9	6.2	6.2	6.3	10.5	15.0	10.4	7.6	11.3	9.4	10.1	65	38	65	58	35	22

東京都公害局資料

### 工場および作業場

市内には、水質汚濁防止法並びに東京都公害防止条例によって規制される工場および指定作業場が、あわせて約300施設ほどあり、排出される処理水について規制されています。ここでいう工場および指定作業場とは、食料品製造業、金属製品製造業、下水処理場、し尿処理場、清掃工場などで、サービス業については、洗たく業、ガソリンスタンドが含まれています。水質の汚濁による人間への影響は、健康の障害と生活・産業環境の破壊としてあらわれています。現在市内には、人の健康を害するにいたった例は、認められなかったが、昭和45年から昭和47年にかけて、カドミウムに(Cd)より汚染された農地、産米が発見され、全国的に問題となっているPCB、水銀などにならんで人体への影響が心配されています。人の健康に被害を生ずると思われる物質の基準値は表2—38のとおりです。

生活環境および産業への影響は、水道、工業、農業用としての水質汚濁による機能の低下となって悪影響をおよぼし、過去において、多摩平汚水処理場の処理水が、上田用水に入り、水稻の窒素過多により倒伏などをおこして減収し、補償問題に発展したこともあります。河川の汚濁は、魚類の生息環境を破壊し、悪臭による不快、美観などの価値の低下など精神的内面の影響をおおっています。

図2—38 重金属類等に関する基準

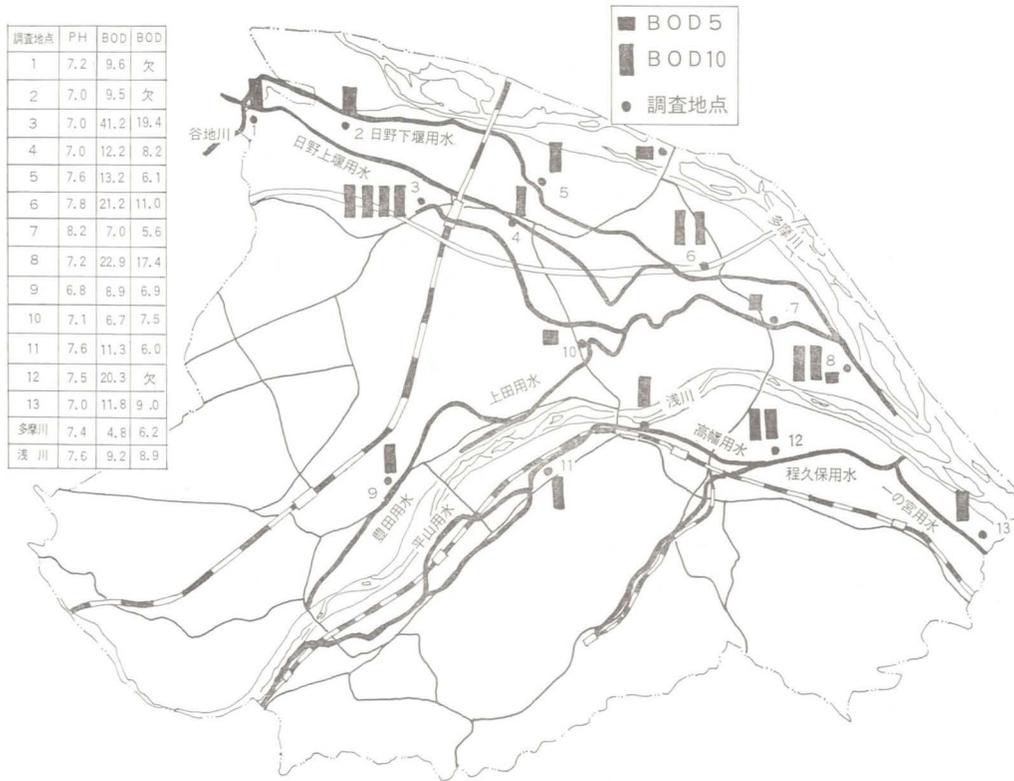
項 目	環 境 基 準 (昭45. 4. 21) (閣議決定)	規 制 基 準 (法・条例)	水 道 基 準 (昭41. 5. 6) (厚生省令)
シ ア ン (CN)	検出されないこと	1ppm 以下	検出されないこと
カドミウム (Cd)	0.01ppm 以下	0.1ppm 以下	—
ク ロ ム (Cr)	(6価) 0.05ppm 以下	(6価) 0.05ppm 以下 (全)2ppm 以下	(6価) 0.5ppm 以下
鉛 (Pb)	0.1ppm 以下	1ppm 以下	0.1ppm 以下
ヒ 素 (As)	0.05ppm 以下	0.5ppm 以下	0.05ppm 以下
水 銀 (Hg)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機リン	検出されないこと	1ppm 以下	検出されないこと
銅 (Cu)	—	1ppm 以下	1ppm 以下
亜 鉛 (Zn)	—	5ppm 以下	1ppm 以下

### 生活排水

水質汚濁の原因として、工場などとともに大きな汚染寄与率をしめていると考えられているのが、日常生活から生ずる排水であります。とくに小住宅団地の下水処理場（処理能力500人槽以下）、家庭の簡易浄化槽が多数設置され、その放流は、道路の排水溝および用水路などに放流され、管理の不足から高濃度のBOD（生物化学的酸素要求量）が排出されている。また家庭の雑排水は、有機物を含有したまま放流され、水質汚濁に寄与しています。

(注) BOD とは、水中の汚物を無害なものにまで分解するため好気性微生物が必要とする酸素の量、この数値が高いほど川はよごれていることになり5ppm 以下が望ましい。

図2-27 日野市内用水・河川とその水質(昭和47年調査)



## 10 消防・防災

### (1) 消防

急激なる都市化により、都市構成は大きな変革をみせ、人口の増加、多摩丘陵地帯の開発、建築物の増加、住宅の密集、危険物貯蔵所の増大など、これに加えて消費生活の質的向上などとあいまって、社会環境は複雑化し、火災、風水害、あるいは地震による第2次災害の原因となる要素を増大しているといえます。

災害でもっとも多いのが火災です。火災は風水害、地震などと異なり、95%は人々のちょっとした不注意から発生していることから、人災として社会的にも大きな損害を与えています。

火災による損害は、単に建物や財産の焼失にとどまらず、人的にも大きな被害を与え、その損害は、はかりしれないものがあります。火災発生状況は表2—39のとおりです。

表2—39 火災発生状況の推移

年度	区分	火災件数	人 口	人口1万人 当り出火率	損 害 額	死 者	傷 者
43		66	84,133	7.8	8,170,000円	0	6
44		67	91,075	7.4	43,351,235	1	3
45		75	101,320	7.4	26,562,504	1	7
46		75	107,465	7.0	42,974,730	2	8
47		75	112,518	6.7	61,572,484	1	6

火災件数は、昭和45年度以降、75件となっており、出火件数を人口1万人あたり出火率にすると毎年減少しています。これは、住民の火災に対する注意心の向上と、消防署、消防団による予防査察などの指導が効

表2—40 火災種別出火件数の推移

年度	建 物		林 野		枯 草 等	
	件数	率 (%)	件数	率 (%)	件数	率 (%)
43	18	27.3	1	1.5	47	71.2
44	30	44.8	1	1.5	36	53.7
45	19	25.3	1	1.3	55	73.4
46	31	41.3	2	2.7	42	56.0
47	34	45.3	4	5.3	37	49.4

果をあげていると推測されます。つぎに、火災種別出火件数をみると、表2—40のとおりであり、枯草火災がもっとも多く、つぎに建物火災となっています。枯草火災が多いのは河川敷や原野、空地などの多いことが原因となっています。また建物火災が昭和46年度以降、増加していることから、表2—39でみられるとおり、それにもなって損害額も増加しています。

さらに、原因別火災発生状況をみると表2—41のとおりであり、タバコ、たき火による出火が多いことがわかります。

表2—41 原因別火災発生件数の推移

年度	区分	タバコ	マッチ	石油器具	ガス器具	たき火	風呂釜	その他	計
43		11	16	2	1	13	—	23	66
44		12	13	6	4	12	2	18	67
45		12	19	1	5	18	6	14	75
46		20	6	3	5	14	3	24	75
47		15	7	0	5	11	7	30	75

それから、最近の一般的傾向として、火災による死傷者が多くなっています。これは都市火災を中心として、大規模化、複雑多様化していることが、死傷者数を増大している大きな原因です。その代表的な例が118名の尊い犠牲者をだした大阪市の千日デパートビル火災です。

本市においても、表2—39でみられるとおり、昭和44年度以降、毎年死者をだしています。

最近年度において、火災件数こそ増加してはませんが、まだまだ市内には木造家屋の密集するところが多く、一步まちがえば、大火災が発生する危険性を多分にもっているといえます。したがって、火災予防体制をより徹底的に推進するとともに、消防施設の整備充実をはかりながら、市民に対しては、防火思想、初期消火、危険物取り扱いなどについての講習会などを実施し、火災に対する注意心をさらに高めるよう指導することがのぞましいといえます。

#### 常備消防

### (ア) 常備消防力

日野消防署は、昭和23年に、郷土の安全を願う市民の強い要望により誕生し、昭和35年4月、消防事務の広域処理化をはかるために、東京都に事務委託をするなど、幾多の変遷を経ながら、市民の安寧維持のためにひたすら防災業務に邁進してきました。現在の常備消防力は、表2—42のとおりです。

表2—42 常備消防力一覧

本庁	出張所	消防職員	車 両	機 械 器 具		
1	1	100	消防ポンプ自動車	6	可搬式動力ポンプ	1
			化学消防ポンプ自動車	1	可搬式発動発電機	5
			救 急 車	2	空 気 呼 吸 器	12
			広 報 車	2	人 口 そ 生 器	1
			指 揮 車	1	油圧式救助器具	2
					その他防災、救急用機 械器具	45

本署のほか、多摩平出張所があり、署員も100名に増員され、車両、機械器具についても表2—42のとおり充実されてきています。また、昭和49年度には高幡出張所も開所され、高層住宅火災に備えてハシゴ車も配備されます。

### (イ) 救急

消防業務のなかで、救急活動も相当なウエイトをしめています。近時、火災以外にも交通事故などによる死傷者も増加しており、救急サービスに対する市民の需要は増大しています。救急活動の状況については、表2—43のとおりです。

これを見るとやはり一番多いのが急病であり、つぎに交通事故、一般負傷

表2—43 救急車出動回数の推移

年度	区分									
	火災	交通	労災	運動 競技	一般 負傷	自損	犯罪	急 病	その他	計
43	4	196	20	10	110	18	12	457	55	882
44	13	236	26	11	127	17	12	524	23	989
45	10	265	29	11	167	20	16	759	86	1,363
46	13	292	60	10	246	15	22	1,048	66	1,772
47	16	315	53	17	295	30	18	1,107	87	1,938

の順となっています。また、本市では昭和46年に救急テレホンセンターを消防署内に設置し、救急病院の情報などを市民に提供しており、とくに休日などに効果をあげるなど、救急体制の拡充、強化がはかられています。

### 非常備消防

消防団は、地域住民に密接し、あらゆる災害に対し住民の安全をはかるために活躍しています。

日野市消防団は、団長以下472名で組織され、8分団からなっており、各分団の区域は、図2-28のとおりです。

消防団の車両などの配置状況は、表2-44のとおりです。なお、消防ポンプ自動車については、今年中に全分団に配置が完了します。

表2-44 消防団車両等配置状況

車輛等	分団								計
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
消防ポンプ自動車	1	1	1	1		1	1	1	7
可搬式動力ポンプ	3	3	4	2	2	1	2	3	20
運搬車			2			1	1	2	6

また、消火活動に必要となる消防水利施設については、表2-45のとおりです。消防水利のうち、貯水槽、

表2-45 消防水利施設状況

区分	水利							合計
	貯水槽	消火栓	貯水池	池	河水	プール		
公設	57	645	29	0	54	26	811	
私設	20	157	5	11	0	0	193	
計	77	802	34	11	54	26	1,004	

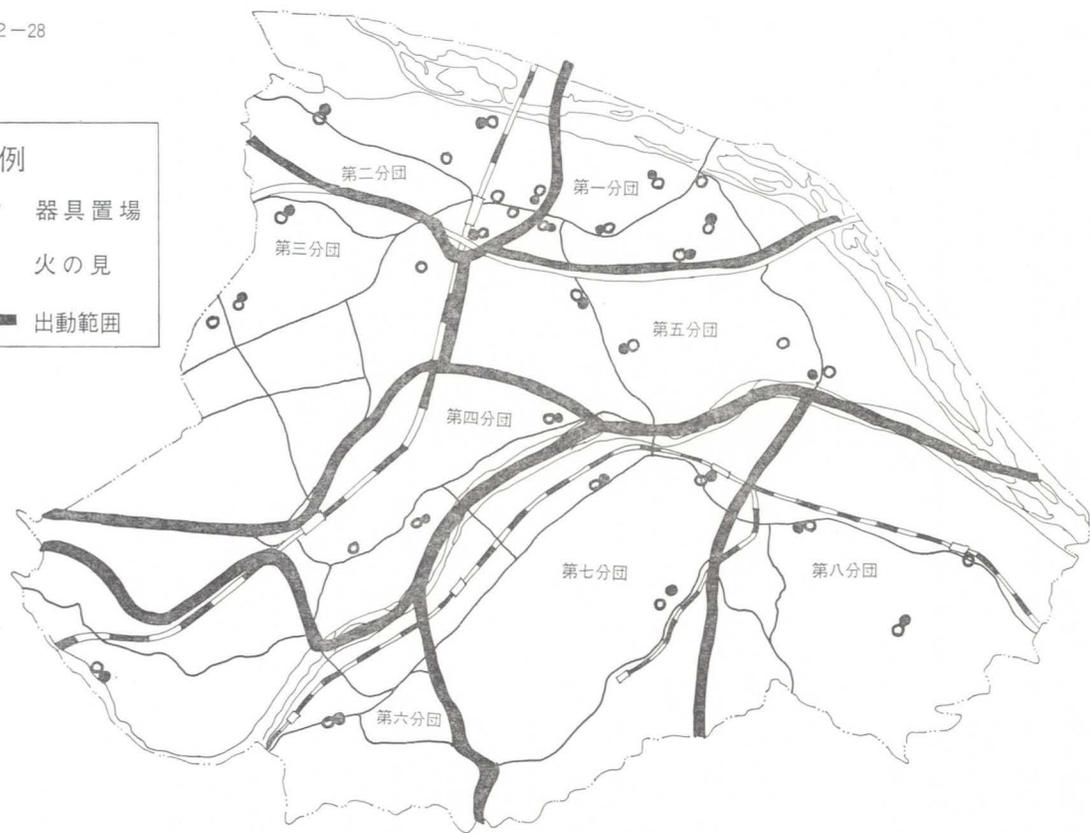
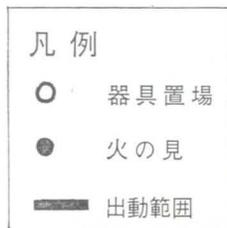
消火栓は毎年計画的に増設につとめていますが、とくに貯水槽については用地の確保が問題となっています。しかし、地震時における火災には消火栓のほとんどが使用不能になると考えなければならず、そのためにも貯水槽の増設はかかすことのできない事業であるといえます。

## (2) 防災

### 風水害

丘陵地帯の宅地造成によって雨水の流出量は増大し、台風、豪雨時には浅

図2-28



川、程久保川の流域および低地帯の家屋、農作物などが、これまでもしばしば被害をうけています。

台風、豪雨時に備えて危険カ所を調査し、それぞれの管理者に対し改善、改修を強くはたらきかけてきた結果、浅川については昭和47年度に危険カ所の堤防の築造、補強などがなされたため、まずは安心な状態にあり、程久保川についても高幡付近まで改修がすすみ、下流地域での危険性は程久保川に関するかぎり除去されたといえます。

また、丘陵地帯の宅地造成もまだつづいていますので、砂防対策についても東京都と連絡をとりながら危険カ所の発見につとめ、宅地造成業者への警告、指導を徹底し行う必要があります。昭和47年度中に発生した風水害の被害状況は、表2-46のとおりです。

表2-46 昭和47年度風水害被害状況

区分 月日	家屋浸水件数		農作物被害額	がけくずれ被害		人的被害
	床 上	床 下		件 数	損 害 額	
7月12日	0	106	27,000円	3	5,000,000円	0
7月15日	0	15	0	0	0	0
9月15日	11	55	0	0	0	0
計	11	176	27,000	3	5,000,000	0

被害状況をみると、家屋の床下浸水が176件となっています。被害地区は高幡橋上流右岸の浅川のいつ水、第八小学校付近の程久保川護岸の損壊によるもののほか、丘陵地帯の宅地造成地から流出した雨水による低地帯の被害が主なものです。そのほか、住宅地の排水施設の不備によるものがあります。また、宅地造成地のがけくずれによって大きな損害がでています。

このように、がけくずれによる災害は損害額も大きく、また、人命にかかわる大きな災害となる恐れがあります。これらの災害を未然に防止するために、十分な調査を実施して危険カ所の発見につとめ、関係者に対する警告、指導をしていくことがのぞましいといえます。

## 震 災

わが国は、世界でもっとも地震の多い国です。今日のように科学技術が進歩した時代であっても、地震の発生を防ぐことはできず、また、いつどこでどの程度の地震がおきるかを予知することも不可能です。

しかし、日常の心がまえと準備で地震の被害を少なくすることはできます。その心がまえの第1として、まず火災をださないことであり、もし火事になったときは初期に火を消し止めることです。

関東大震災で被害を大きくしたのは火災だといわれています。当時の東京市の例をみると建物の倒壊などで死亡した人は約700人であり、これに対し火災で死亡した人約52,000人、でき死者約5,000人もいたと記録されています。

この例をみてもわかるとおり、地震そのものよりも、地震後におきる火災がいかに大きな被害をもたらすかがわかります。

本市は、震災時の火災防止のため、昭和47年から3カ年計画で自治会に対し消火器の配備を実施中ではありますが、すでに2カ年度分440本の配備を終わっています。また、生活保護全世帯に対しても交付済です。

また、震災対策の一環として、防災対策実行委員会が設置されています。これは、自治会を単位とした防災市民組織であり、災害が発生したときに住民の先頭にたって初期消火、避難誘導にあたるものであり、震災対策のなかでもっとも重要な部分をうけもつことになります。

地域防災計画のなかで震災対策はできていますが、まだまだ完全なものとはいえません。十分なる検討を加えながら現状に適應するものに修正していく必要があります。とくに、避難場所、避難道路については、市内の状況変化が著しいとき、常に現状をは握することにつとめる必要があります。

さらに、食料対策、飲料水対策、通信対策などについてきめこまかい対策を講ずるとともに、有事の際、市民がどういう行動をとればよいか迷うことのないよう十分周知しておく必要があるといえます。震災時における避難場所については、表2-47のとおりです。

表2-47 避難地と地区割当表

No.	避 難 地	有 効 面 積	収 容 人 口
1	柴町北側河川敷	9,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	4,500
2	日野橋附近河川敷	40,000	20,000
3	市営多摩川総合グラウンド	28,500	14,250
4	高幡橋下流河川敷	7,000	3,500
5	神明上区画整理地	20,000	10,000
6	実践女子大グラウンド	21,000	10,500
7	多摩平第一公園, 第二中学校	35,000	25,000
8	東芝電機KKグラウンド	40,000	20,000
9	滝合橋際河川敷	20,000	10,000
10	第二小学校及び浅川グラウンド	13,400	6,700
11	市営プール附近河川敷	5,000	2,500
12	平山小学校グラウンド	8,900	4,450
13	一番橋際河川敷	10,000	5,000
14	高幡橋上流河川敷	10,000	5,000
15	新井橋際河川敷	10,000	5,000
16	第八小学校グラウンド	16,900	8,450
17	落川河川敷	10,000	5,000
18	百草台小学校グラウンド	12,790	6,390
19	明星大学第三中学グラウンド	32,000	16,000
計	19カ所	349,490	182,240

避難地区	余裕人口	避難人口	摘要
栄町全部, 新町 1, 3, 4, 5 丁目	1, 000	3, 500	
日野大部分	5, 000	15, 000	
石田, 新井の一部	12, 500	1, 400	
万願寺, 下田, 宮, 上田 の一部	850	2, 650	オリエント時計, 市役所, 第1小学校の昼間人口も 含む
日野一部	6, 000	4, 000	日野自動車の昼間人口 4, 700 人を含む
日野台 1, 2, 3 丁目, 新町 2 丁目, 日野一部	2, 000	8, 500	小西六の昼間人口 2, 500 人を含む, ※1人当り1. 4m <sup>2</sup> で算出した
多摩平1, 2, 3, 4, 5, 6丁目, 日野台 4, 5 丁目, さくら 町	1, 000	24, 000	東芝, 帝人, 千代田自動 車, トッパン, 富士電機 の人員を含む
平山, 西長沼, 富士町, 日野一部	12, 800	7, 200	
平山西部	2, 500	7, 500	
豊田	700	6, 000	
川辺堀ノ内	800	1, 700	
平山東部	450	4, 000	
南平, 豊田の一部	1, 000	4, 000	
上田の一部, 南平	2, 000	3, 000	
高幡, 新井の一部	1, 000	4, 000	
三沢, 落川	3, 450	5, 000	
落川, 百草の一部	1, 000	4, 000	
百草台団地	2, 390	4, 000	
程久保, 高幡団地	10, 000	6, 000	
	66, 790人	115, 450人	

## 11 市民集会施設

地区センターについて

表2-48 地区センター設置状況

	施設名	事業開始年月日	構造
大 地 区	新井大地区センター	42. 4. 26	木造モルタル2F
	平山大地区センター	43. 6. 4	〃 〃
小 地 区 セ ン タ ー	豊田地区センター	40. 8. 18	木造平家建
	多摩平三丁目〃	42. 1. 10	〃 モルタル平家建
	旭ヶ丘 〃	46. 1. 6	コンクリートブロック平家建
	下町下河原 〃	40. 3. 31	木造平家建
	万願荘 〃	40. 8. 21	〃
	第1日野万 〃	44. 2. 7	〃
	三 沢 〃	43. 12. 27	〃
	第2武蔵野台 〃	45. 12. 22	〃
	南 平 〃	45. 3. 12	〃
	新川辺 〃	37. 3. 31	〃
	大和田 〃	40. 9. 14	〃
	多摩平中央公園 〃	44. 7. 10	コンクリートブロック平家建
	多摩平六丁目 〃	45. 3. 12	木造 2F
	日野台 〃	44. 8. 30	木造平家建
	新東光寺 〃	42. 10. 30	〃 モルタル平家建
	谷仲山 〃	40. 10. 11	木造平家建
	上 田 〃	40. 4. 1	〃
	豊田下 〃	46. 3. 31	〃
	川 北 〃	47. 4. 6	〃
	田 中 〃	47. 4. 6	木造 2F
東光寺 〃	48. 1. 17	〃	
東 町 〃	48. 3. 10	〃	
鹿島台 〃	48. 4. 2	木造平家建	
程久保 〃	48. 4. 6	〃	
西ヶ丘 〃	48. 4. 10	〃	
大坂西 〃	48. 3. 31	木造 2F	
計			

地区センターは、市民の福祉を増進し、あわせて文化、教養の向上など諸活動の実施の場として地域住民が利用できるよう、一定の基準により各地域に設置されている。

昭和48年9月1日現在

規 模 (m <sup>2</sup> )	所 在	利 用 状 況	
		年間利用数	月平均件数
298.08	日野市新井103	421	35.1
269.40	” 平山5丁目18—1	290	24.2
34.70	日野市豊田3丁目31—1	369	30.8
59.49	” 多摩平3丁目29	402	33.5
101.10	” 旭ヶ丘5丁目1—1	66	5.5
79.33	” 日野579	55	4.6
80.99	” 日野844—7	293	24.4
92.50	” 日野47—1	69	5.8
94.60	” 三沢649—1	135	11.3
112.39	” 程久保563	173	14.4
96.31	” 南平1,235—1	78	6.5
61.87	” 川辺堀之内860	62	5.2
79.34	” 西平山5—14—1	119	9.9
92.47	” 多摩平4丁目2	233	19.4
87.55	” 多摩平6丁目8	165	13.8
132.21	” 日野台4丁目17	362	30.2
98.54	” 栄町3丁目14	358	29.8
79.34	” 日野3067	50	4.2
80.99	” 上田474—1	74	6.0
99.98	” 豊田1丁目25—1	239	19.9
92.00	” 西平山1丁目23—2	203	16.9
101.36	” 南平1025	140	11.7
107.97	” 栄町5丁目16—9	30	10.0
93.65	” 日野1228	15	15.0
84.97	” 南平1558—3	—	—
95.57	” 程久保445	—	—
76.57	” 新町2丁目13—17	—	—
90.06	” 日野5645	—	—
		4,401	16.4

この利用にあたっては法律などで禁止されている事項以外は、規定にしたがって自由に地域住民が利用することができます。この設置の目的をより一層効果的に利用達成するために、地区センターの管理については、大地区センター以外のものは原則として、地区内の自治会、または周辺自治会あるいは自治会連合会などに管理を委託し、その運営にあたってもらっているのが実態であります。

設置状況は表2—48のとおり、大地区センター2館、小地区センター26館と全市的な配置を考慮しながら毎年その建設に努めています。

またこれら施設の利用状況をみると、地域により若干の差異はあるが、おもに自治会会合、文化サークル活動に利用されている。利用件数においては最高、月利用件数353件、月平均16.4件と地域住民に広く利用されています。

## 12 市役所

### (1) 庁舎

本市では日野地区に市役所の本庁があり、出先機関として高幡地区に七生支所、多摩平地区に多摩平支所があります。またこのほか市民が直接市役所支所に出向かなくても用件が足せるよう「動く窓口」と呼ばれる、いわば移動市役所とも言うべき巡回車が各地区を廻っています。

冒頭の人口の項でもふれたように本市の人口は、東京都の市部でも上位を占めるほどの高い人口増率加を示しております。このことから必然的に各種の行政事務量が質量とも増大しています。身近な例として印鑑証明、住民票、戸籍謄抄本、転出入などの事務件名をとりあげてみても表2—49にしめすような大変な激増ぶりです。

人口の増加、そして事務量の増大、これは単に量的な面ばかりでなく質的にも大きな変化をもたらします。このようなことから当然その仕事に従事する職員も増えていくことになり、事務室なども手ずまになってくると同時に各種の能率的な事務機などの導入の要請も高まってくるわけであります。またこれに加えて、市街化が進行することによって交通の問題とか、土地の問題が関連して、色々な問題をひき起こすこととなります。この項ではこうした面から市役所の問題をとり上げてみました。

#### —建物も土地もせまい市役所庁舎—

会議室のない市役所庁舎、傍聴席のほとんどない市議会議事室、職員休息室のない職場、建物の半分がプレハブの庁舎などどれをとっても信じられないようなことですが、これが本市の庁舎の実態なのです。どうしてこのようなことになったのかと言えば、やはり人口の急激な増加が大きな原因であると言えます。つまり人口の急増によって教育施設、福祉施設と言った諸施設が最優先としてとり上げられ、庁舎などの施設は暫定的な小規模改造にとどめられてきたことにほかなりません。またこのことは至極当然のこととして受けとめられてきたわけです。これは日野市ばかりでなく首都圏の各市が同

表2—49 管轄区域別取扱件数

各年12月31日現在

区 分		年 次	43	44	45	46	47
本 庁	管内人口		23,699	24,599	25,167	25,591	26,392
	戸籍	謄本	2,762	3,057	3,341	3,264	3,417
		抄本	2,276	2,319	2,566	2,616	2,861
	住民票	全部写	1,892	2,674	4,001	3,875	4,305
		一部写	4,804	4,466	5,251	4,677	5,012
	印鑑証明		6,878	7,847	8,833	8,803	9,460
転入		1,560	1,705	1,852	1,908	1,920	
転出		1,253	1,343	1,521	1,603	1,592	
七 生 支 所	管内人口		27,520	33,044	41,465	46,052	49,425
	戸籍	謄本	1,374	1,732	1,733	1,961	1,889
		抄本	1,215	1,112	1,289	1,465	1,691
	住民票	全部写	1,800	3,072	5,080	6,430	7,093
		一部写	6,700	6,444	7,783	8,962	9,368
	印鑑証明		8,758	9,780	12,483	14,937	15,910
転入		2,563	3,961	5,126	4,035	3,759	
転出		1,419	1,976	2,337	2,481	2,653	
多 摩 平 支 所	管内人口		32,347	32,989	34,157	35,052	36,157
	戸籍	謄本	—	—	—	—	—
		抄本	—	—	—	—	—
	住民票	全部写	2,919	3,816	4,683	5,154	5,712
		一部写	6,877	5,893	6,404	7,149	7,702
	印鑑証明		9,671	10,469	10,821	11,760	12,713
転入		1,882	2,994	3,461	3,022	3,116	
転出		1,485	2,223	2,375	2,586	2,572	

じような状況におかれて、どうにもならない時点で大改造が行われると言ったことが通例となっています。町田市、調布市、東村山市、三鷹市、国分寺市の場合などいずれもそのようなことから庁舎が新しく建設されたものです。

本市の場合、本庁勤務の職員は約450名で、今までに年間約5～6%の増加となっています。また人口は年間約8.4%の増加で職員の増加率を上まわっています。これに対して庁舎事務室の面積は人口、職員数の増加率とは必ずしも均衡的に増加していません。これが現在のような事務室不足の状態を

招来したのです。

人口と市庁舎面積の関係は日本建築学会のデータによれば、人口1,000人当り大都市では $30\text{m}^2\sim 60\text{m}^2$ 、小都市では $50\text{m}^2\sim 100\text{m}^2$ とされています。また庁舎面積と職員数との関係は自治省による庁舎の地方債査定基準によって、職員1人当りの面積が約 $15\text{m}^2$ となっています。本市の場合職員1人当りの面積が約 $7\text{m}^2$ で基準をはるかに下まわっている状態です。また庁舎の面積(車庫を除く)についていえば延べ約 $3,300\text{m}^2$ 、これは人口に対応する適正規模 $5,800\text{m}^2\sim 11,600\text{m}^2$ をやはり下まわる状態です。

庁舎がせまい、不足している、分散している、といったことから色々な障害が生じてきます。例えば、

○市役所に用件のある市民にとって分散している庁舎では不便なことが多い。

○庁舎が狭く、十分なスペースがとれないため各種の相談室などの配置ができにくい。

○職員の執務環境が悪化して行政事務が非能率となる、と言ったことがあります。

庁舎の問題は人口急増とかかわりあいがあることは前述のとおりであります。こればかりではありません。本市の場合市役所の敷地の面積が十分でないこともありますが、この敷地が土地区画整理事業を実施するために減歩され、さらに四つの部分に分割されたことも見のがせないことです。これは立地条件、権利者の換地計画、区画道路の築造などのことでやむをえない事情もありますが、将来の庁舎の土地利用の面で不効率になることはまぬがれないのです。

## (2) 本庁舎

本庁舎が建設されたのは19年前の昭和29年で、当時は人口も約2万人、役所の組織は6課16係で職員数も吏員30人を含めて総数80人ばかりでした。

その後の人口増にともない職員数を増員されるにしたがって事務室の増改築、新設が行われ現在では、第2～第4庁舎が増設されました。しかし、こ

これらの建物はいずれも木造、またはプレハブ構造で執務環境は極めて悪い状況にあります。

第1庁舎……………（仮換地後の敷地面積約3,700m<sup>2</sup>、市有地）

1号棟、市役所の中心的な建物で昭和29年に建築され、若干の増改築が行われ、現在木造2階建延面積1,581m<sup>2</sup>でここに4部12課と市議会の議事室、議会事務局、および出納関係の諸部門が執務を行っています。

建物の西部分は昭和47年度で区画整理事業の区画道路築造のため改築移動が行われました。

2号棟、昭和38年度に建設されたプレハブ平家288m<sup>2</sup>の庁舎で現在印刷と浄書関係、食堂、倉庫などが配置されています。

3号棟、昭和47年度に建てられたプレハブ2階建356m<sup>2</sup>の庁舎で総務部、民生部の2部5課が配置されています。

第2庁舎……………（敷地1,511.28m<sup>2</sup>、借地）

都道137号線をへだてて第1庁舎の北側にプレハブ平家建488m<sup>2</sup>の庁舎があります。この庁舎敷地は借地で1,511.28m<sup>2</sup>ありますが、借地契約は昭和49年6月で満了になります。

第3庁舎……………（仮換地後の敷地面積約307m<sup>2</sup>、市有地）

昭和29年、第1庁舎が建設された時期に建設され日野消防署庁舎として使用されていましたが、消防署新庁舎が建設され移転したため市役所庁舎として使用されているものです。しかしこの敷地の一部は神明上土地区画整理事業の中で、区画道路用地になり換地、減歩され約307m<sup>2</sup>と狭まくなり、建物も一部とりこわされ東方に約20m移転されました。

現在の第3庁舎は木造2階建、延面積264m<sup>2</sup>です。

第4庁舎……………（仮換地後の敷地面積約505m<sup>2</sup>、市有地）

第3庁舎が改築され狭くなったため、ここで執務していた教育委員会は昭和48年に建設されたプレハブ平家建283m<sup>2</sup>の第4庁舎に移転しました。

しかしこの庁舎は中央高速道路の北側にあるため日照、自動車騒音など

図2-29



きわめて悪い立地条件におかれています。

このほか監査事務局、選挙管理委員会事務局は第1庁舎の近傍にある日野農業協同組合の倉庫事務所を借り受け執務しています。

このように市役所本庁舎が図2-29に示すように分散して配置されていることから利用される市民には大変迷惑をかけているわけです。

これは区画整理事業による市役所用地の減歩換地、あるいは区画道路の設計からやむをえないとはいえ、早急に改善の施策がまたれるのであります。

### (3) 七生支所

現在の建物は昭和34年に建てられたもので、木造2階建てで延床面積285m<sup>2</sup>あります。建築10年後にあたる昭和44年頃より川崎街道南側の多摩丘陵地帯の開発のテンポが急激となり今では本市の大規模団地はおおむね浅川の南側に集中しております。このため住民関係の業務をとりあつかう窓口の中で最も人口の伸びが激しい事務所となっております。

建物の利用形態も建築当時は1階に七生支所のほか、農業共済事務所、消

防自動車の車庫があり2階を会議室としておりましたが、今では農業共済事務所、消防自動車車庫の両方を改造し七生支所としておりますが、急激な人口の増加にともなう各台帳類の急増、職員の増加はこの程度の改造では対処しえないものがあります。又2階については外階段を設け図書館として利用して親しまれておりますが会議室の転用であり十分なスペースがありません

表2-50 市民課各窓口の取扱い事務

凡例 ○印 取扱う, ×印 取扱わない

種別	取扱い事務内容	本庁	七生	多摩平	動く窓口
1 住民基本台帳	転入, 転出, 転居, 変更, 職権記載等の届	○	○	○	○
2 戸籍	出生, 婚姻, 転籍届	○	○	×	○
	死亡, 離婚, 養子縁組, 失踪等届	○	○	×	×
3 配給	米穀通帳の交付・訂正	○	○	○	○
4 印鑑	印鑑登録, 改印, 廃止等の届	○	○	○	×
5 各種証明	戸籍 謄本, 抄本, 附票の写, 不在籍証明, 身分証明, 記載事項証明, 受理不受理証明等	○	○	×	○
	住民票 全部の写, 一部の写, 不在住証明 記載事項証明等	○	○	○	○
	印鑑 印鑑証明	○	○	○	○
	税務 課税証明, 納税証明	×	×	×	○
6 収納	市都民税, 固定資産税, 国保税, 軽自動車税, 都税, 法人市民税, 国民年金保険料, 保護者負担金, 墓地管理料, 住宅使用料, ごみ手数料等	×	○	○	○
7 国民健康保険	取得, 喪失, 再交付, 変更等届, 出産葬祭費申請	○	○	○	○
8 国民年金	取得, 喪失, 再交付, 変更等届	○	○	○	○
9 その他	し尿汲取, 生ごみ, 危険物申請, 廃犬届, 交通災害共済保険申請, 母子手帳申請交付	○	○	○	○
	市都営住宅の申込用紙の交付	×	○	○	○
	臨時運行許可申請, 外人登録, 外人登録済証明	○	×	×	×

注 動く窓口の取扱い事務の中で証明書申請は次の巡回日交付となります。  
左記以外に各種依頼事務あり。

ん。

各窓口における取扱業務は表2—50にかかげたとおりです。利用者の立場に立てば支所の取扱業務が拡大されることが理想的なことでしょうが、反面事務を管理する側からみれば集中的管理が理想的なすがたであるわけです。この辺をある程度充足するような事務器機も開発されていますが、これも各事務所にかなりのスペースを必要とすること、利用方法によっては事務が錯そうし混乱をまねくおそれがあることなど、さらに今後検討を要する点が、少なくありません。

#### (4) 多摩平支所

多摩平支所は日本住宅公団が昭和33年より実施した多摩平団地の建設にともないその必要性がでてきたものです。当時の本市(日野町)の人口は世帯数6,443 総人口29,818人(昭和33年2月1日)で、多摩平団地の計画人口が15,000人~16,000人ですから完成すると人口が一挙に1.5倍にもふくれる計算でした。現在本市全体では年間5,000人前後の人口が増加していますが、当時としては早い時期の開発であり驚異的なできごとでした。

多摩平支所が業務を開始したのは昭和40年です。これは多摩平団地建設のさい日本住宅公団が現地事務所として設置した鉄筋コンクリート造2階建、延368m<sup>2</sup>の建物を市が買取り、そのまま利用してきたものです。

管かつ区域内人口は転入、転出件数が多い割合には急激な増え方ではなく年間1,000人位を上下しています。

ここの取扱業務が他の二つの窓口と違う点は、戸籍事務を取扱っていないことにあります。これは戸籍事務が他の事務と異なり国(法務省)の所掌事務(機関委任事務)であり、その取扱に関しては事務所、戸籍原本の保管設備、組織、職員の配置などについて細かな基準が設けられており、現在の建物ではこれらを充足できるだけの広さが確保できません。もちろん他の業務と同様に台帳を置かずこの機能をおぎなう事務器機もありますが、七生支所の項ですでに触れたような問題があります。

ここでの事務取扱件数は他の二つの窓口とともに表2—49にかかげたとお

りです。これをみると一つの特徴はさきに触れましたが人口に比較して転入転出の件数が多いことが目につきます。

### (5) 動く窓口

「動く窓口」が誕生したのは昭和45年ですが、これには二つの背景があります。直接的な動機は同年に市内3カ所にあった出張所を廃止したことにあります。もう一つの理由は27,11km<sup>2</sup>ある行政面積の中を縦横に結ぶ交通機関がなく、窓口へ証明一つ取りにくるにも非常に不便をかけていた事実があります。実施当時は市が持っていたマイクロバスを改造しただけの簡単な車であったため、担当職員は夏は酷暑に、冬は酷寒に悩まされ非常につらい勤務でした。現在の車は発足1年後の昭和46年に「動く窓口」専用車として購入したもので冷暖房装置があり暑さ、寒さの点では改善され能率良く運行されています。

ここで取扱う業務は表2-50のとおりです。窓口と皆様とを結ぶ中継車という性質から、証明の交付を中心とした一部の事務は即日処理ができず、次の巡回日にお渡しすることとなりますので、急ぐ場合には利用できないという難点があります。「動く窓口」の駐車場所は廃止した出張所3カ所の他5カ所あり、位置および巡回日程は表2-51、図2-30のとおりです。

表2-51 「動く窓口」巡回駐車日程表

	月	火	水	木	金	土
午前	豊田団地 9:00～9:50	旧日野台 出張所前 9:00～10:00	豊田団地 9:00～9:50	旧日野台 出張所前 9:00～10:00	豊田団地 9:00～9:50	旧日野台 出張所前 9:00～9:50
	西平山 9:55～10:35 平山地区 センター 10:40～11:40	豊田郵便局 10:10～11:40	西平山 9:55～10:35 平山地区 センター 10:40～11:40	豊田郵便局 10:10～11:40	西平山 9:55～10:35 平山地区 センター 10:40～11:40	豊田郵便局 10:10～11:40
午後	百草団地 1:30～3:00	下田八幡 社 2:00～2:40	百草団地 1:30～3:00	下田八幡 社 2:00～2:40	百草団地 1:30～3:00	
	百草駅前 3:20～4:00		百草駅前 3:20～4:00		百草駅前 3:20～4:00	

図2-30

凡例

- 動く窓口駐車位置
- 市役所
- ★ 支所





## 1 道路・はし

### (1) 道路

本市の道路は幹線道路とこれを連絡する補助道路からなりたっています。

幹線道路は市街化の骨格を構成するものであり、市街化を進め誘導する性質が強く、本市においては、都市計画街路（国道，都道，市道を含む）が幹線道路として道路網に組まれています。通過幹線道路としては、国土計画に基づく高速道路（中央道）、古くから甲州街道と呼ばれてきた国道20号線、同じく川崎街道と呼ばれた都道137号線ほか6路線、主要地方道20号線があり、これらの道路が市の伸展とともにたゆみなく発達してきました。国道、都道は毎年小区間整備していますが、市街化の発展による交通量の増加と自動車による交通渋滞を処理することがむづかしくなっています。

これらの国道、都道を密接に連絡し補助する路線として市道があり、1,597路線あります。市道は、国道、都道にくらべ幅員が狭小です。国道、都道、市道はいわば市民の日常生活の血管というべき重要、不可欠な役割を果しており、整備も年々推進されていますが、最近、市内の急激な開発行為にともない市内各地に宅地開発事業が進められています。更に交通量の増加と車両の大型化により、道路需要がその性質を一変し、急速な都市施設としての道路整備の必要に迫られて、道路改修、舗装工事を実施しています。

图3-1

凡例

- 国.....国道
- 都.....都道
- 主地.....主要地方道
- 都計.....都市計画街路

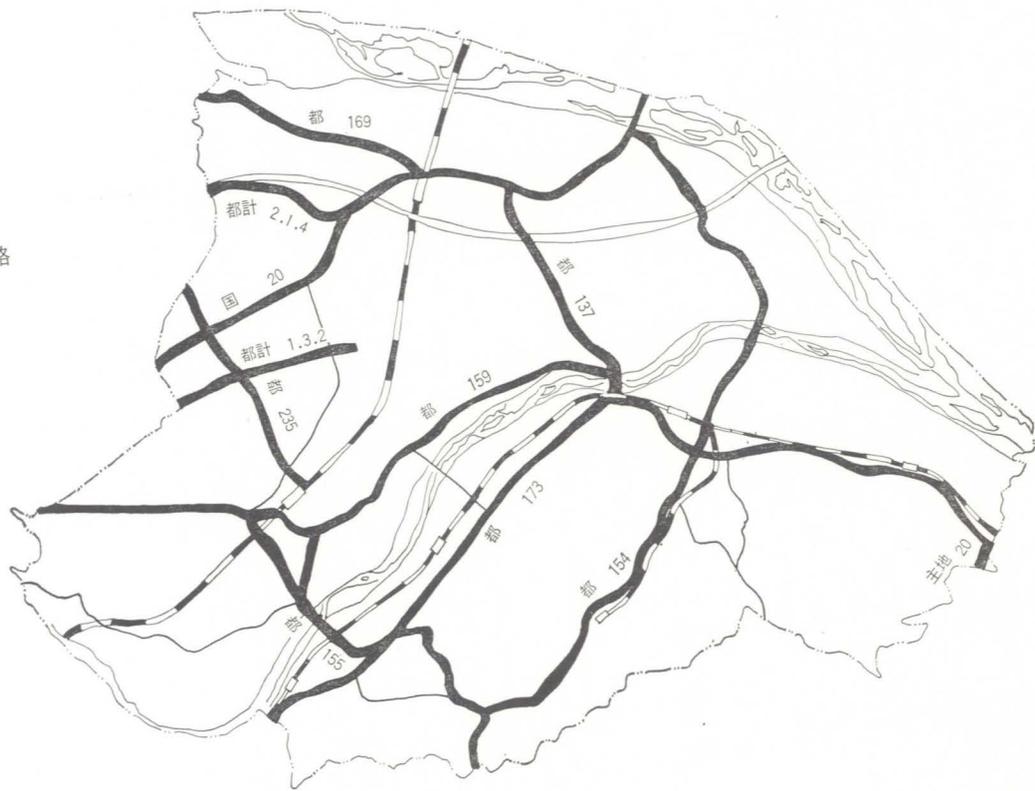


表3—1 国 道

種 別	路 線 名	延 長	幅 員
国 道	20号線 東京～塩尻線	4299.0m	13m

表3—2 都 道

種 別	路 線 名	延 長	面 積	平均幅員
都 道	137号線 稲城日野線	5,309m	36,821m <sup>2</sup>	7.0m
"	154 " 相模原立川線	7,546	50,693	5.6
"	155 " 鶴川平山八王子線	4,651	16,506	4.6
"	159 " 豊田高幡線	2,703	12,054	4.5
"	169 " 淵上日野線	1,757	5,576	4.2
"	173 " 上館日野線	6,151	33,893	5.7
"	235 " 豊田停車場線	1,326	29,170	22.0
	計	29,443	184,713	

表3—3 主要地方道

種 別	路 線 名	延 長	面 積	平均幅員
主要地方道	20号線 府中相模原線	200m	1,280m <sup>2</sup>	6.4m

道路補修については、道路の機能を保維持し、安全で円滑な交通を確保するため常時維持を行っています。

道路補修、道路付属物補修については、直営方式と請負方式を採用し、直営方式は、道路補修車を配置し、舗装の穴埋、側溝の応急処理、砂利道補修などを行っています。直営方式で処理できないものについては、請負方式で補修工事を実施しています。

表3-4 市道舗装状況

年次 区分		昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度	
		延長	面積	延長	面積	延長	面積
総数		m 304,070	m <sup>2</sup> 870,611	m 309,383	m <sup>2</sup> 888,289	m 317,144	m <sup>2</sup> 932,634
舗装道	コンクリート	1,278	8,409	1,293	8,484	1,298	8,484
	アスファルト	65,418	301,133	83,466	375,377	100,561	433,695
	計	66,696	309,542	84,764	383,861	101,859	442,179
砂利道		237,374	561,069	224,619	504,428	215,285	490,455
改良済		117,111	515,715	139,784	609,327	149,882	657,666
未改良		186,959	854,896	169,599	278,962	167,262	274,968
改良率%		38.51		45.18		47.26	
舗装率%		35.56		43.21		47.41	

年次 区分		昭和46年度		昭和47年度	
		延長	面積	延長	面積
総数		m 320,504	m <sup>2</sup> 944,374	m 317,614	m <sup>2</sup> 941,735
舗装道	コンクリート	703	8,069	703	8,069
	アスファルト	115,928	480,155	122,040	495,012
	計	116,631	483,224	122,743	498,621
砂利道		203,873	461,150	194,871	443,114
改良済		153,779	670,697	153,919	671,355
未改良		166,725	273,677	163,695	270,380
改良率%		47.98		48.46	
舗装率%		51.16		52.94	

## (2) 橋梁

主幹道路と各方面に延びる道路との連絡するに重要な使命をもつ橋梁は、その交通の円滑を図る重要性をもつものです。そのため道路を改修整備することにより、橋梁の改修整備を施行してきた結果、市内橋梁数 136 橋すべての永久橋が整備されています。

最近特に住宅の建設が増大し、それにともない農林地が潰廃され、道路、

表3—5 幅員別市道の延長及び面積

区 分		年		昭和 43 年		昭和 44 年		昭和 45 年	
		延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
総 数		m	m <sup>2</sup>						
		304,070	870,611	309,383	888,289	317,144	932,634		
改 良	13m 以上	729	6,445	729	6,445	729	6,445		
	9~13m	3,358	38,189	487	3,353	487	3,353		
	7.5~9m	1,506	13,457	1,506	13,457	1,506	13,457		
	5.5~7.5m	23,616	148,328	24,383	154,307	25,565	157,984		
	4.5~5.5m	11,343	48,821	30,866	171,143	33,759	187,197		
済	4.5m 未満	76,564	260,475	81,813	260,622	87,836	289,230		
	計	117,111	515,715	139,784	609,327	149,882	657,666		
未 改 良	4 m 未満	186,959	354,898	169,599	278,962	167,262	274,968		
	計	186,959	354,898	169,599	278,962	167,262	274,968		

区 分		年		昭和 46 年		昭和 47 年	
		延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
総 数		m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>
		320,504	944,374	317,614	941,735		
改 良	13m 以上	729	6,445	729	6,445		
	9~13m	487	3,353	817	6,817		
	7.5~9m	1,506	13,457	1,506	13,457		
済	5.5~7.5m	26,427	163,534	26,441	163,802		
	4.5~5.5m	34,123	189,015	34,771	189,015		
	4.5m 未満	90,507	294,893	89,655	291,819		
未 改 良	計	153,779	670,697	153,919	671,355		
	4 m 未満	166,725	273,677	163,695	270,380		
済	計	166,725	273,677	163,695	270,380		

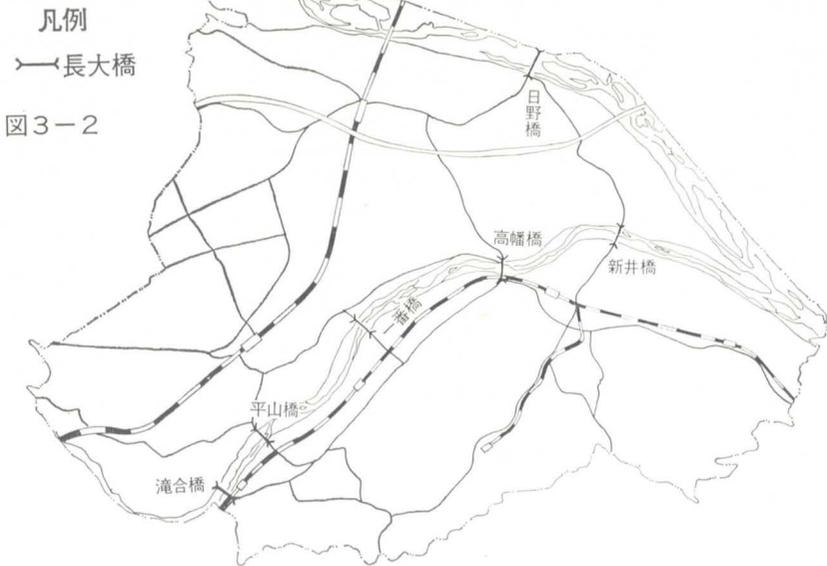
水路の整備が要求されており、在来の木橋、狭小な石橋が交通の支障となり、廃止されたり、新設拡巾整備されることが多くなってきました。おおむね交通量が少なく、巾員のせまい道路に架橋されていますが、これも市街化による市道の拡巾整備と平行してすべてを永久橋にかけかえるよう推進しています。

一番橋 七生中学もよりの市道補助18号線に架り、南平地区と豊田地区を連絡するもので、橋長130m 幅員5.5mの永久コンクリート橋で、昭和38年3月に市が架橋しました。

滝合橋 浅川上流の平山地区を連絡する永久コンクリート橋で、橋長120m巾員7.5mです。

表3-6 橋梁(市道)

年度	橋数	延長	永久橋			木橋		
			橋数	延長	比率	橋数	延長	比率
38	152	674.7	143	585.4	94.1	9	89.3	5.9
43	130	574.2	127	565.0	97.7	3	9.2	2.3
44	131	567.0	130	565.0	99.0	1	2.0	1.0
45	132	566.0	132	566.0	100.0	0	0	0
46	133	646.0	133	648.0	100.0	0	0	0
47	136	704.0	136	704.0	100.0	0	0	0



## 国道関係

**日野橋** 国道20号線に架り、本市と立川市を連絡するもので、橋長 368.9 m、幅員10.5mの永久コンクリート橋で大正15年8月、建設省によって多摩川に架橋されました。

## 都道関係

**高幡橋** 都道 137 号線に架り高幡地区と上田地区を連絡するもので、橋長 114.6m、巾員 5.4m の永久コンクリート橋で大正12年東京都により架設されましたが、交通の増加並びに車両の大型化にともない、橋梁の老朽化がはげしく、現橋の上流側は架替工事を施行しています。新橋は京王線と立体化し、施工延長326.0m(内橋梁部193.0m)の長大橋で、47年度より3カ年計画で完了予定です。

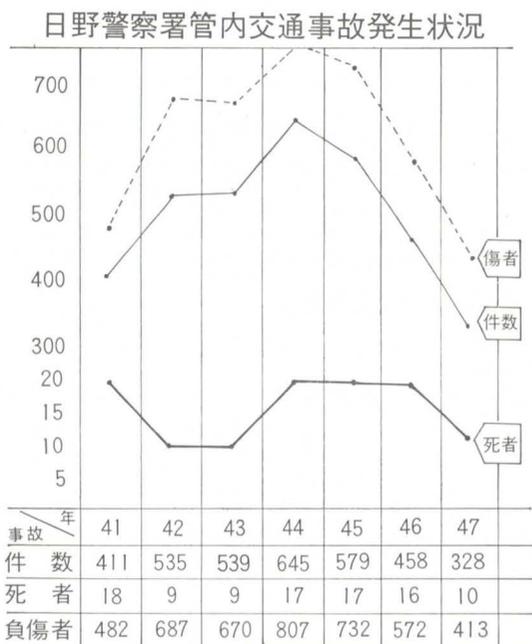
**平山橋** 都道 155 号線に架り平山地区と豊田地区を連絡するもので、橋長 126.3m、幅員5.5mの永久橋で、昭和11年3月東京都によって架橋されました。

**新井橋** 都道 154 号線に架り浅川下流の新井地区を連絡するもので、橋長 136m幅員7.5mの永久コンクリート橋で、昭和35年3月東京都によって架橋されました。

## 2 交通安全

### (1) 現在の交通安全

図3-3



人々の急激な増加と経済の高度成長などの社会環境の変化にともない、自動車の保有台数は画期的に増加し、さらに自動車輸送量の増大した当然の結果として道路交通量は急増している現状にあります。一方道路については、道路交通量にともなった整備が行われなかったため、いきおい交通混雑の激化と交通事故の増大を招いております。市では昭和41年に制定された交通安全事業法にもとづき、総合的な計画のもとに

交通安全施設整備5カ年計画を作成して、道路における交通環境の改善を行い、もって交通事故の防止とあわせて交通の円滑化に資するよう、交通安全施設などの整備をはかってまいりました。

### (2) 交通安全施設整備事業

#### ア 都道府県公安委員会の行う事業

○信号機、道路標識、または道路標示の設置に関する事業

○交通管制センターなどの設置に関する事業

イ 道路管理者の行う事業

○横断歩道橋の設置に関する事業または緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩道の設置などの事業

○道路標識、さく、街灯など安全な交通を確保するためのものまたは区画線の設置に関する事業

以上二つに大別されます。さらに道路管理者の行う事業は、国道、都道、市道によって、それぞれ管理者が異なるため、市では年次計画の中で市道における交通安全施設の整備をはかるとともに、市民の要求に応じて関係機関に早期実現方を要望し、着々とその成果をあげている現状であります。

交通安全施設の具体的な現状

○歩道の設置	9,031m
○中央分離帯の設置	1,300m
○ガードレールの設置	14,153m
○センターラインの設置	8,750m
○標識の設置	419本
○道路反射鏡の設置	94本

歩道設置については、幅員5.5mが確保される道路でなければ、実質的に設置が不可能であり、その条件にあてはまる市道については、おおむね設置済であります。

ガードレール、道路反射鏡などについては、市民の要望を総合的な見地で調整し、設置順位を定めております。

(3) その他の交通安全対策

交通安全対策整備事業は、国、都の補助事業の関連の中で行われるため設置時期などに問題があり、緊急性のあるカ所については、市の単独事業として整備しなければなりません。とくに通学路などについては、児童の安全を確保する必要があるため、滝合小学校開設にあたっては、人、車分離のガードレールを設置してその安全に努めました。その他警察署の協力のもとに、立看

板などを作成して、危険カ所に掲出し、交通安全思想の普及をはかっております。

自転車専用道路については、指定可能な道路について目下検討中であり、現状では平山橋、一番橋間の浅川左岸堤防上の約1,100mの道路を指定し、自転車道として利用しております。

踏切道の安全対策については、国鉄、私鉄ともに「踏切の統廃合」という方針の中で、小中踏切の閉鎖を希望しております。たしかにほとんど道路と平面交差する現在の踏切の状態では、交通渋滞、並びに発生する事故の重大性を考えると一応当然の措置ではありますが、反面利用する一般市民の立場を考えると、一方的に廃止することはできない問題と言えます。

市では、利用状況などを十分検討して、迂回路などを整備し、できるだけ市民に不便をかけないように、関係機関と打合せを行ってまいりました。

なお、道路の拡幅整備並びに道路の新設などの際には、立体交差を行うよう検討する必要があります。

#### (4) スクールゾーンの設定

交通事故被害者の総数にしめる子供の割合は、年々高くなっており、約18%に達しております。そこで児童、生徒を交通事故から守るために、学校施設周辺の面の規制、いわゆるスクールゾーンの設定が、交通事故防止の一つの柱になっております。本市では、現在一小、五小、六小の区域にスクールゾーンが設定されております。もちろん立地条件、並びに市民の生活に直接影響をおよぼすなどの理由で完全な規制を行うことはできませんが、二小、四小の区域にも可能な範囲での規制が実施されております。

#### (5) 交通安全教育の実施

##### 春秋交通安全運動

交通の安全をはかるには、道路施設などの整備、環境を良くすることに努めるのはもちろんであります。同時に交通安全を確保するための教育の徹底を期することが必要であります。市では、春秋交通運動の中で安全思想の普及徹底をはかるとともに、「子供の交通安全のための母親教育」など安全

教育の実施に力を入れております。

### ノーカー運動

表3-7 日野警察署管内交通事故発生状況

年	発生件数	死亡	重傷	軽傷
37	584	15	48	329
38	648	7	61	324
39	684	11	65	341
40	683	8	90	378
41	411	18	86	396
42	535	9	77	610
43	539	9	71	599
44	645	17	81	726
45	579	17	99	633
46	458	16	92	480
47	328	10	62	351
計	6,094	137	832	5,167

都下の各市では、毎月第3日曜日をノーカー運動実施日と定めております。これは行き過ぎたモーターリゼーションを反省するとともに、車公害から人間回復をはかることを目的として、不要不急の車を使わないことを市民に対し呼びかける精神運動と行うことができます。

### 3 土地区画整理

#### (1) 土地区画整理事業のあゆみ

本市の土地区画整理事業は、昭和31年日本住宅公団の施行による、多摩平地域の開発を契機に急速な人口の増加をみ、これらに対処するため積極的な開発計画が行なわれてきました。

表3-8 日本住宅公団施行

名称	施行面積	認可年月日	平均減歩率			事業費	施行年度
			公共	保留地	合算		
豊田	133ha	昭和32年3月13日	16.0%	18.3%	34.3%	約 千円 616,000	自昭和31年度 至昭和38年度

表3-9 組合施行

名称	施行面積	認可年月日	平均減歩率			事業費	施行年度
			公共	保留地	合算		
吹上団地	ha 27.6	昭和39年6月20日	23.78%	6.52%	30.30%	千円 496,000	自昭和39年度 至昭和46年度
七生東部	34.8	準備委員会が発足し現在は認可に要する同意書を取りまとめ中である。					

表3-10 市施行

名称	施行面積	認可年月日	平均減歩率			事業費	施行年度
			公共	保留地	合算		
平山台	ha 133	昭和38年9月19日	16.42%	8.31%	24.73%	千円 1,614,000	自昭和38年度 至昭和48年度
神明上	136	昭和41年10月1日	21.58	2.19	23.77	2,780,000	自昭和41年度 至昭和50年度
四ツ谷下	15	昭和41年10月1日	21.00	6.03	27.03	375,000	自昭和41年度 至昭和48年度
万願寺	256	昭和40年6月7日 計画決定					区域を二つに分けて施行準備中
新坂下	77	昭和40年6月7日 計画決定					

昭和34年本市は、首都圏整備法にもとづく市街地開発区域に指定され、工業都市として開発整備されることがうちだされ、この施策に同調すべく、昭和38年平山台土地区画整理事業認可を得ました。続いて昭和39年6月に吹上団地土地区画整理事業を、権利者みずからの手により、本市はじめての組合施工として認可を得ました。

昭和40年首都圏整備法の改正により、近郊整備地帯として指定を受け、住宅都市としての構想に変わり、土地区画整理事業による面的開発が盛んになりました。昭和41年10月日野駅周辺を含む神明上および、四ツ谷下土地区画整理事業を同時に着手し、国の施策と相まって市独自の立場から適正な人口の収容を目的に計画的な市街地形成にとりくみました。現在市内で実施、完了および計画している土地区画整理事業は、表3—8～表3—10のとおりです。

## (2) 市施行の土地区画整理事業の概要

土地区画整理事業は、昭和29年に制定された「土地区画整理法」にもとずき行なう事業であり、その目的は、道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的としています。この目的を達成するために、一定範囲の土地を区画整理の施行区域として定め、都市計画街路を基幹に区画街路、公園、排水施設の整備、拡ふく、不正形な宅地を正形にし、袋地をなくし、各宅地を全部公道に面するようにします。このため土地の面積が減りますがこれを減歩といい、減歩された残りの土地は整理前の土地の位置、地積、環境、利用状況などを検討し、それに見合った場所へ、新しく換地されます。

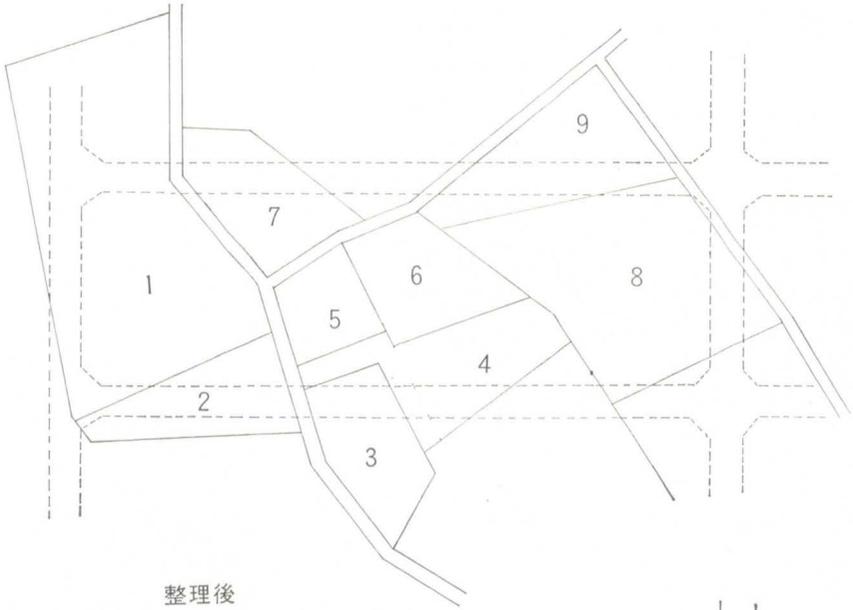
(図3—4参照)この一連の作業をするためには、公共施設の工事、建物、または農耕作物の移転補償などがされ、さらには換地による土地の過不足清算を行なうこととなります。これらは、各地区別に事業計画をたて、資金計画、減歩率、設計図などを権利者に説明し、了解を得て施行されています。

### 平山台土地区画整理事業

平山台土地区画整理事業区域は、多摩平団地の西方に接する標高90～110mの平坦な丘陵地帯であり、地区内の従前の土地の利用状況は、大部分が農耕地と山林で、わずかに住宅が散在していました。(図3—5)

図3-4

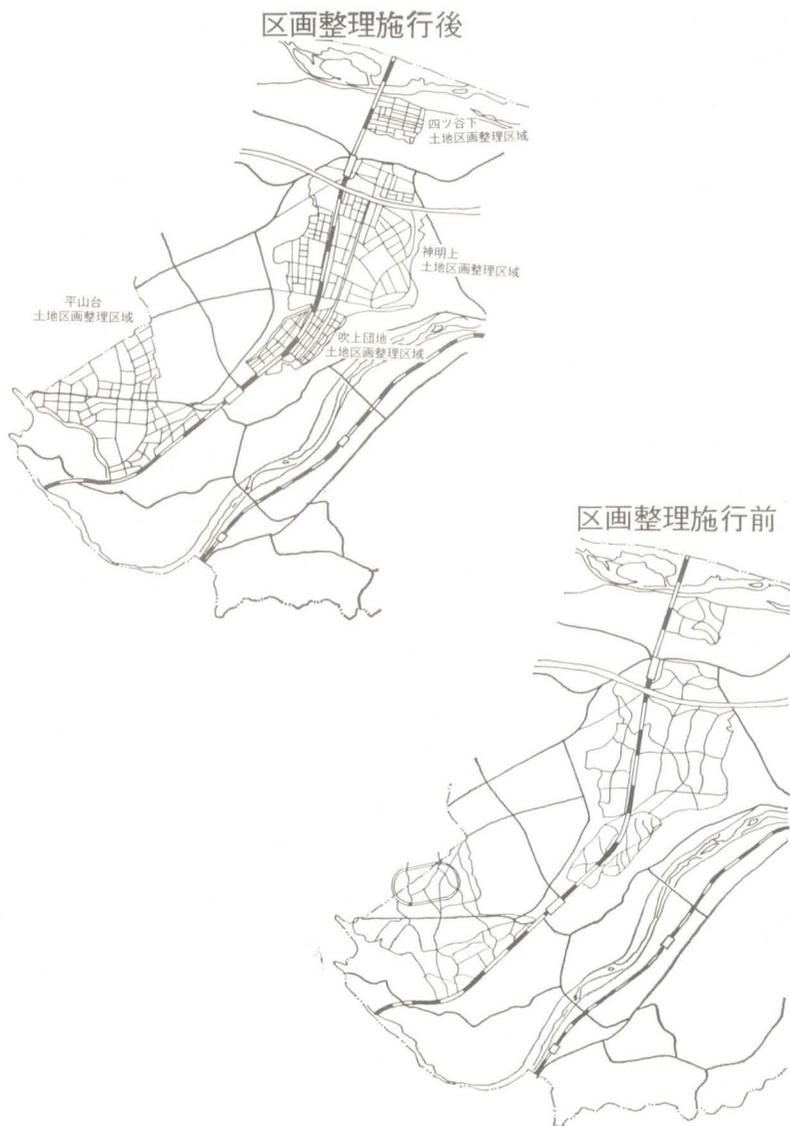
換地設計の例  
整理前



整理後



图 3—5



地域は、国鉄中央線豊田駅より徒歩で15分～30分のところに位置し、道路は、東西に都道155号線が縦断し、それに農道が不規則に接続され、交通の便きわめて悪い地域ともいえました。また、排水も大部分が地下浸透により処理され、一部は自然排水により地区外に流下していました。

昭和38年9月19日、平山台土地区画整理事業を施行すべく、都知事の認可を受け、都市計画街路2・2・6外4路線を基幹に区画街路、公園など縦横に位置づけ、排水については浅川へ放流する計画をたて、都市下水路を敷設した。土地利用については、住宅地の外に工業地域を指定し、東芝電機、帝人、千代田自動車などの工場を集約しました。この区画整理によって、図3-5の道路網が完成されました。

#### 四ツ谷下土地区画整理事業

四ツ谷下土地区画整理事業区域は、日野駅周辺市街地の両側に位置し、北側は、多摩川に挟まれた水田地帯であります。地区内の道路は非常に狭く四ツ谷西部地区に抜ける幅員3.5mの舗装道路が、ゆいつの通過道路となっており、それ以外は、せまい幅員の農道でありました。

地区内には、宅地専用の排水施設はなく、農業用水路が排水路を兼ねておりそれ以外は地下浸透により処理されていました。(図3-5)

昭和41年10月四ツ谷下土地区画整理事業を施行すべく、都知事の認可を受け都市計画街路2・2・11号線を基幹に、区画街路、公園などを縦横に位置づけ、排水については、U字溝により放流する設計をし、土地利用については、住宅地として利用しやすいよう道路網の配慮をしました。(図3-5)

#### 神明上土地区画整理事業

神明上土地区画整理事業区域は、本市のほぼ中央に位置し、国鉄中央線日野駅を含み北側は国道第20号線のセンターを地区境とし、商店街の一部を含み、西側は吹上団地土地区画整理組合、および多摩平にはさまれた台地で、東西約1,000m、南北約1,500mにわたる面積136haの区域です。道路状況は北側に国道第20号線、東側に都道137号線(川崎街道)があり、地区内を補助第6号線(旧国道)が通過し、これに住宅の発展にともない増設された

せまい道路、および農道が不規則に敷設されています。

地区内の排水施設は、多摩川水系による日野用水、小西六工業（株）の処理水放流水路（宝泉寺側水路）があるほかは、宅地排水路として整備されたものはない。台地においては、農耕地が大部分のため地下浸透であり、台下の水田地帯は用水路が排水路を兼ね、地区外に流下されています。（図3—5）昭和41年10月、神明上土地区画整理事業を施行すべく、都知事の認可を受け、都市計画街路を基幹に区画街路、公園、駅前広場などの計画を策定し、現在施行中です。（図 3—5）

土地利用については、住宅地域の開発が大部分で、日野駅周辺に商業地域を一部とりいれ、排水施設については地区内の地形を考慮し、日野用水支流（宝泉寺系統の用水路）を整備し、また、幹線街路下に管渠敷設工事を行ない流末は多摩川に放流すべく、神明上地区外都市下水路事業を準備中です。

#### 万願寺土地区画整理事業

万願寺土地区画整理事業については、昭和40年6月7日区域（256ha）の決定を受けました。その後区域を二つに分けて、昭和46年10月より地元懇談会や、意向調査などを実施し意向をとりまとめた。これによると、大部分の権利者は区画整理事業に賛成であり、昭和47年現形測量を実施し、計画街路、公園、資金計画、減歩率などを現在計画中です。

ここに、市施行による区画整理事業の、過去5年間の比較などの表を参考までにあげると、つぎのとおりです。

表3—11 年度別家屋移転棟数および金額

年度	地区別		四 ッ 谷 下		神 明 上	
	棟 数	金 額	棟 数	金 額	棟 数	金 額
43	36	千円 約 29,200	9	千円 6,760	0	千円 0
44	43	34,300	30	26,200	1	630
45	22	26,200	32	34,000	2	3,700
46	10	10,400	7	10,500	36	34,400
47	0	0	1	1,850	71	100,400

表3—12 整理前後の道路率の比較

地区名	地区面積	整 理 前		整 理 後	
		道路面積	道 路 率	道路面積	道 路 率
平 山 台	約1,282,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	52,847 <sup>m<sup>2</sup></sup>	4.12 <sup>%</sup>	215,919 <sup>m<sup>2</sup></sup>	16.85 <sup>%</sup>
神 明 上	1,332,000	65,083	4.88	256,400	19.24
四 ツ 谷 下	150,000	5,714	3.81	35,967	23.39

表3—13 過去5年間の工事執行額

年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
地区別	千円	千円	千円	千円	千円
平 山 台	約 113,750	約 145,460	約 136,320	約 117,660	約 54,400
神 明 上	153,000	118,230	213,660	104,970	110,850
四 ツ 谷 下	10,380	31,540	41,150	18,140	5,630

表3—14 整理前後の宅地の増加面積

年度	整 理 前	整 理 後	増加面積
地区名	(昭41)	(昭47)	
平 山 台	約 86,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	約506,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	420,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>
神 明 上	121,000	166,000	45,000
四 ツ 谷 上	48,000	82,000	34,000

### (3) 都市計画道路

本市をはじめとする多摩地域は、新しい住宅が建てられたり、工場が進出したりして、都市化が目立ちはじめたために、道路などの公共施設の整備について、新ためて考えなおす必要が生じたので、都市計画道路の計画変更を昭和36年に行ないました。それによると、市内を約5kmにわたって通っている甲州街道(国道20号線)の拡幅をはじめ、東京～八王子方面との連絡をスムーズにするための1・3・1号線、多摩川をへだてた立川市を橋で結ぶ2・2・1号線および、2・2・10号線など、そのほか21本の路線が計画されその総延長は56.4kmです。国道、都道など現在の道路を拡幅するものは一部であり、ほとんどは新設道路です。

現在では、急激な都市化の進行による新しい計画の追加、地形の状況によ

る計画の一部変更などにより24本の路線計画がされ、総延長も 57.6kmと延長されております。

とくに、多摩丘陵周辺は最近、宅地造成などによって人口が急増し、交通量も非常に増加しているため計画を変更したり追加して、将来にそなえています。また、鉄道、自動車、人などを有機的に接続し、無駄のない交通処理をしようとして、駅前広場を日野駅、豊田駅に計画しました。

この計画にあわせて事業がおこなわれたのは、昭和33年からの日本住宅公

表3-15 都市計画道路一覧表

道路名称	計画幅員(m)	計画延長(m)
1. 3. 1	28	6,690
1. 3. 2	22	2,640
1. 3. 3	18~22	1,680
1. 3. 4	25~34	1,100
2. 1. 1	15.5~20	1,170
2. 1. 2	16~18	480
2. 1. 3	16~24	1,530
2. 1. 4	18	1,140
2. 1. 5	18	410
2. 2. 1	12~20	4,410
2. 2. 2	16	2,010
2. 2. 3	16	3,270
2. 2. 4	16	460
2. 2. 5	16	970
2. 2. 6	16~25	3,830
2. 2. 7	16	840
2. 2. 8	16~20.5	1,800
2. 2. 9	16	660
2. 2.10	16~20	2,050
2. 2.11	15~20.5	10,390
2. 2.12	16~25	6,670
2. 3. 1	12	2,090
2. 3. 2	12	70
2. 3. 3	12	1,280
合計 (24路線)		57,640

改良済 13,980m  
未改良 43,660m

団が施行した多摩平団地内の3路線、北口駅前広場、吹上団地土地区画整理事業内の1路線、市施行による区画整理事業では、平山台区画整理区域内に5路線、神明上内に4路線、四ツ谷下内に1路線、そのほか、京王帝都電鉄が施行中の平山七生台内に2路線、および、東京都が買収によって施行したものが路2線で、総延長 13.98km が完成されております。残された路線は周辺住民が生活するうえで大切な路線であり、交通量も著しく多い。しかし、接続する地域の整備が遅れているため、各路線が十分な機能をはたしていないのが実情であります。

図 3 — 6

都市計画道路図

- 施行済
- 施行中
- 施行未済



## 4 自然と緑地

### (1) 概要

本市も都市化という自然破壊の波にさらされ、農地や緑が急速に減少してきました。自然が人間の生活にとってどれほど必要であるかは説明するまでもありません。人間も自然を構成する一つにすぎず自然の中にしか生存できない以上安易に自然を軽視したり破壊することは、自分の生存と命を否定することに等しいと言えましょう。

近年ほとんどホタルやトンボが見うけられなくなりました。また台風などの被害ではなくて真夏にケヤキの葉が緑色のまま落ちたりします。これは、自然界の均衡がくずれはじめている徴候であり、自然が破壊されつつあることです。このようにホタルやトンボがいなくなるということは、ただ現象的なことだけでなく、人間の生活環境が破壊されつつあるという指標であり、警鐘でもあります。最近市民の間で自然保護への重要性が認識され、失われつつある自然を回復したり、現在ある自然や緑を大切に保護していこうという気運や運動が高まってきました。そして自然をとりもどすことは、荒廃しつつある人間性の回復、あるいは快適な生活を守ることにもなるのです。

### (2) 破壊される自然と緑

南部の丘陵地帯は、すぐれた自然景観や緑地などの自然環境を保全するため自然公園法による都立自然公園、首都圏近郊緑地保全法による多摩丘陵北部近郊緑地保全区域などが指定されています。このように地域の住環境をよくするために地域の指定がなされたにもかかわらず関係法例の弱いこともあって、宅地やリクレーション施設などに開発されていきました。

現在市内の緑地で自然的景観をそなえ、かつ集团的に存在している地域は北部では沖積層と洪積層との境にある段丘涯の緑地で、一部の地域には、歴史的に重要な横穴古墳が多数あり、考古学的にも貴重な存在であります。南部では、都立多摩動物公園一帯で市街化調整区域、近郊緑地保全区域、都立自然公園が重複して指定されている地域で、この地域だけが昔の多摩丘陵の

図3-7

多摩丘陵自然公園破壊状況(昭48.9現在)

- 凡例
- 公園区域
  - 宅地等による破壊区域

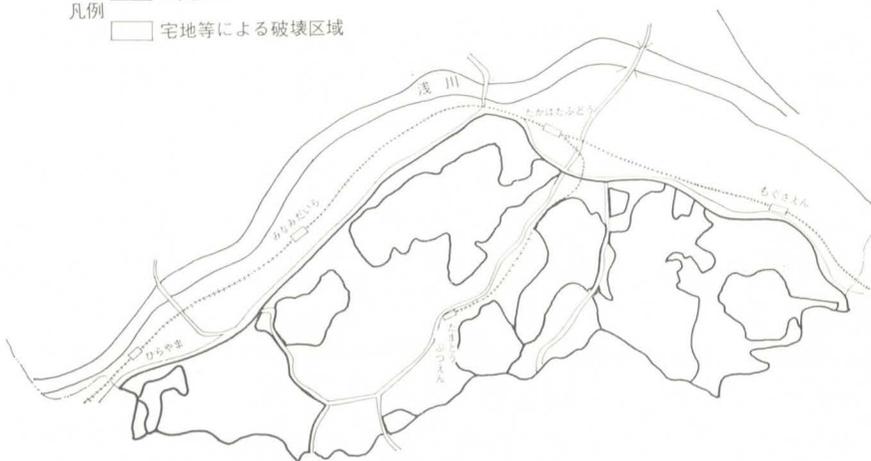


図3-8

自然保護関係地域地区指定図

- 凡例
- 都立丘陵自然公園
  - 多摩丘陵北部近効緑地保全地域
  - ▨ 緑地
  - ▨ 市街化調整区域



表3-16 農地等面積推移(ha)

地目	農地	山林	宅地
昭和33年	1,046	487	268
昭和47年	705	212	881

資料：固定資産概要調書より

して減少した農地の大部分は、工場・宅地などに転用されました。残った農地は農業後継者の不足、土地および労働の生産性の低さから、残存農地の多くが作物が作付されず荒地となっています。

### 破壊の原因

昭和30年代前半には区部を中心に人口増加が続き同年代の後半からは増加が鈍り、昭和40年代には区部においては逆に減少してきました。他方本市においては他の市部と同様に区部の人口の減少と反対に人口増のスピードが増し、本市においても急激な人口増にみまわれました。これは、都に集中する人口を区部およびその周辺では地価の騰貴などによる住宅事情の悪化で比較的地価の低廉な郊外の市部に集中したことと、さきに述べたとおり自然公園やその他の法例で自然保護の立場にたった規制ができなかったこと、また宅地開発業者の自然保護に対する認識の低さなどがあり、大量の自然破壊が行なわれるにいたったのです。

### (3) 公園

本市は、かつて市全体が公園と言って良いほど、緑と清流に恵まれていました。ところが、人口の都市集中と言う波をまともに受け、七生丘陵は勿論いたる所に宅地造成が行われ、緑が日に日に失われて来ました。この結果大気汚染、振動、騒音などの公害問題および、日照問題などに見られる生活環境の悪化が出て来ました。このため、公園、緑地に対する認識が深まってきましたが、何と言っても緑の保護が必要でありましょう。では、本市の公園の現状はどうか、他市と比較してみましょう。

本市の公園の設置状況は、下表のように27の公園があります。これらの公

たたずまいを残すだけになりました。

農地は自然環境を構成する貴重な要素であり、市内の農地は生産緑地としてまた空地としての役割は大きいといえます。そ

図3-9

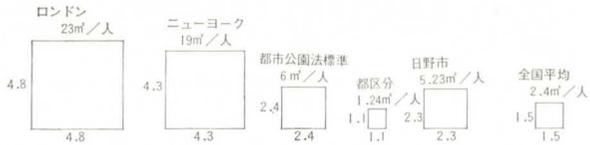


表3-17

昭和48年4月1日現在

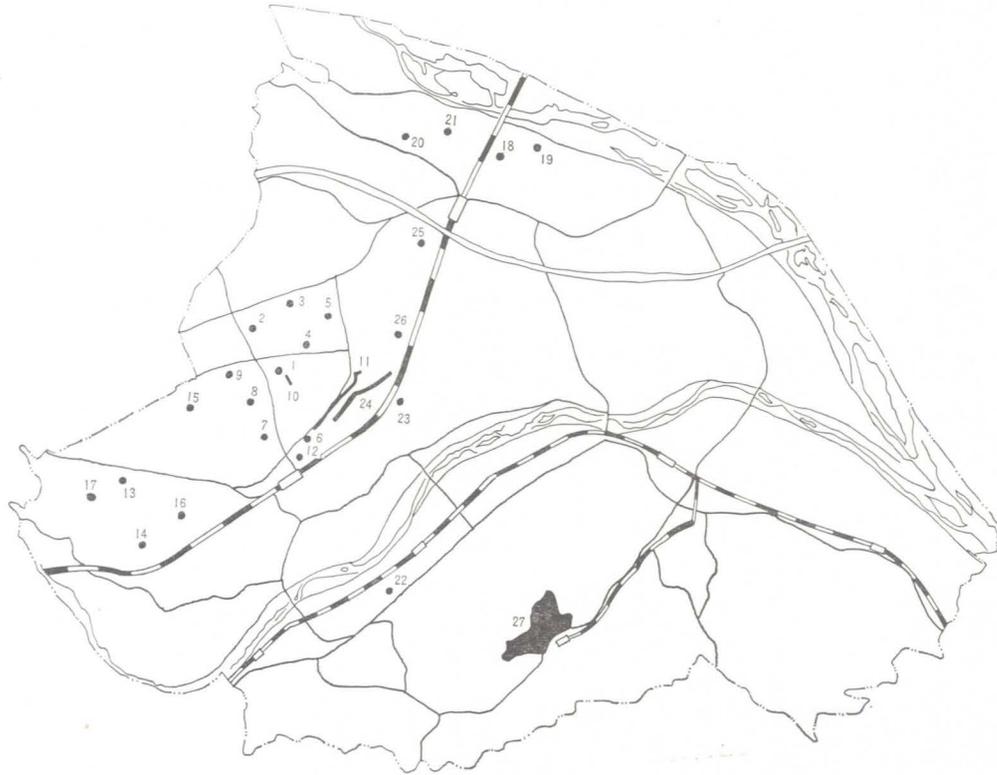
市 町 名	面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	公 園 合 計		1人当り 公園面積 (m <sup>2</sup> /人)
			数	面 積 (m <sup>2</sup> )	
八 王 子	187.79	282,095	52	343,951.15	1.22
八 立 川	24.32	132,654	12	216,095.00	1.63
武 蔵 野	11.03	136,236	2	170,666.38	1.25
三 鷹 鷹	16.83	158,676	1	115,050.96	0.73
青 梅 梅	104.01	80,742	23	294,183.89	3.64
府 中 中	29.86	175,037	34	580,789.47	3.32
昭 島 島	17.20	79,030	12	197,964.00	2.50
調 布 布	21.79	168,691	7	273,753.08	1.62
町 田 田	73.15	233,806	29	180,547.12	0.77
小 金 井	11.35	97,164	4	239,840.73	2.47
小 平 平	20.85	142,965	2	28,600.00	0.20
日 野 野	27.11	113,609	27	594,400.20	5.23
東 村 山	16.58	104,010	6	179,314.58	1.72
国 分 寺	11.40	83,172	3	20,752.00	0.25
国 立 立	8.08	61,679	10	81,779.00	1.33
田 無 谷	6.89	61,763	—	—	—
保 谷 谷	8.77	86,215	—	—	—
福 生 生	10.30	40,680	10	958.00	3.28
狛 江 江	6.15	64,335	3	3,934.05	0.77
東 大 和	13.52	53,757	5	1,085.37	1.89
清 瀬 瀬	10.19	58,928	1	7,601.98	0.14
東 久 留 米	12.98	93,288	12	91,757.39	0.98
武 蔵 村 山	15.23	46,693	7	92,312.81	1.98
多 摩 摩	18.71	59,350	14	128,049.17	2.16
稲 城 城	17.61	40,295	3	49,527.14	1.23
秋 川 川	22.14	34,566	2	84,480.00	2.44
市 部 計	723.84	2,689,436	281	4,256,831.36	1.58
区 部 計	577.09	8,724,383	890	10,840,011.03	1.24

園は、そのほとんどが区画整理事業にてできた公園で、これらは、表 3—18 のとおりです。

表3—18 日野市立都立公園一覧表

	公 園 名	公 園 面 積 m <sup>2</sup>	開 園 年 月 日
1	多摩平第1公園	24,680.0	昭40. 4. 28
2	” 2 ”	3,561.8	”
3	” 3 ”	1,677.2	”
4	” 4 ”	2,082.9	”
5	” 5 ”	2,523.4	”
6	” 6 ”	4,616.4	”
7	” 7 ”	2,809.1	”
8	” 8 ”	4,163.8	”
9	” 9 ”	3,004.3	”
10	多摩平第1緑地	10,562.4	”
11	” 2 ”	2,580.7	”
12	” 3 ”	4,315.2	”
13	平山台第1公園	26,274.0	44. 3. 30
14	” 2 ”	3,618.6	45. 12. 17
15	” 3 ”	2,571.7	44. 11. 26
16	” 4 ”	3,308.8	45. 12. 17
17	” 5 ”	2,945.6	44. 11. 26
18	四ツ谷下第1公園	2,241.5	48. 4. 1
19	” 2 ”	2,259.3	45. 7. 30
20	新東光寺公園	66.1	45. 8. 8
21	柴町公園	206.0	46. 3. 30
22	平山東公園	2,016.4	47. 4. 1
23	吹上公園	2,273.0	48. 4. 1
24	黒川公園	9,326.0	”
25	大坂西公園	1,531.3	”
26	大久保公園	2,169.3	”
27	七生公園(都立)	467,015.4	33. 5. 5
計		594,400.2	

図3-10 公園配置図(緑地)





## 1 児童福祉

### (1) 概要

児童福祉の基本的精神がとえられている児童福祉法は、昭和22年に制定され、その冒頭の第一条に「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生れかつ、育成されるよう努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定されています。

このように、あすの世代をになう子供たちは、暖い愛情のもとで育てられることが理想であります。しかし現在の社会は複雑多様化し、また巨大化してきております。このため子供たちをとり囲むところの生活環境にも著しい変化が現われてきています。

経済の高度成長にともなう種々のひずみは、婦人労働者の進出、自然破壊公害の発生、交通戦争などをひき起してきています。一方では家族制度の変化による核家族化への移行などにより、子供たちの生活環境は著しく阻害されてきています。したがって、「保育に欠ける児童」「鍵っ子」の増加、児童厚生施設建設の立遅れなどが目立ち、子供たちの生活する家庭、社会環境は非常に悪化されているのが実態です。

これら悪環境から子どもたちを守って行くのが、われわれ大人に課せられた責務であり、児童福祉の基本精神にそうものと思います。

ここに本市の児童福祉関係の実態を示し、参考に供してみたいと思います。

## (2) 保育所

児童の保育ということは、本来その両親の家庭において行われることが最も自然の姿であり理想であります。その家庭において十分な世話ができない場合、例えば児童の保護者が労働に従事したり、病気にかかっているなどして、家庭において十分な保育をすることができない児童を、家庭の保護者にかわって、その児童を保育することを目的とし、児童の心身の健全な発達をはかる役割をもっています。

保育所では、このような家庭の保護者になりかわり、一定の時間乳幼児を保育するところです。

最近、本市では人口の増加が著しく、また婦人労働者の進出などにより、家庭での保育に欠ける児童が増加してきています。このため本市では毎年のように保育所を新築し、また増築したりしてこれら保育に欠ける児童を一人でも多く収容できるよう、またお母さんが安心して仕事につけるよう常に前向の姿勢で努力しています。

このように、保育所は保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設であり、したがって、保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の福祉を推進することにもっともふさわしいものでなければなりません。

保育所においては、乳幼児が昼間の大半をここで生活し、個々の子どもの欲求を満たしながら集団の生活を経験する。このため保育は、常に乳幼児が安定感をもって十分活動できるようにし、その心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成するよう努めています。

また養護と教育とが一体となり、豊かな人間性をもった子供を育成するよう努めています。

### 保育所の設置、児童定員の状況

昭和26年に始めて民間保育所（日野保育園）が建設されました。当時の日野町の人口は、わずか18,628人で保育所の必要性は現在ほど緊迫したものではありませんでした。その後同じ民間保育所2カ所が開設されました。市立

図4-1 保育所の配置状況



保育所は昭和36年になりはじめて「とよだ保育園」および「たかはた保育園」が開設されました。

現在、市立保育所は8園あり、収容定員1,066人の規模となっています。一方民間保育所は5園（うち定員30名の小規模保育所2園）で、収容定員591名の規模となり、あわせて市内には13園、収容定員1,657名の規模を有しています。

表4—1 日野市における保育所設置、定員の状況（昭和48年9月1日現在）

施 設 名		設 立 年 月 日	規 模	定 員
市 立 保 育 所	とよだ保育園	昭和36年4月1日	m <sup>2</sup> 540	名 135
	たかはた保育園	昭和36年4月1日	489	168
	たまだいら保育園	昭和37年10月1日	525	161
	ひらやま保育園	昭和41年5月1日	329	107
	あらい保育園	昭和45年4月1日	407	90
	たかはた台保育園	昭和46年4月1日	584	150
	みさわ保育園	昭和45年5月1日	469	105
	みなみだいら保育園	昭和46年12月1日	614	150
民 間 保 育 所	日野保育園	昭和26年4月1日	307	105
	日野第二保育園	昭和29年3月1日	968	300
	至誠第二保育園	昭和34年7月1日	449	126
	吉富ベビーホーム	昭和46年12月1日	104	30
	つくしんぼ保育園	昭和47年4月1日	100	30

### 各市における保育所設置および児童定員の状況

昭和48年4月1日現在の各市の状況は表4—5のとおりである。本市では公立保育所、8園、民間保育所、5園があり、合計で13園となっています。児童定員においては、公立1,066名、民間421名、計1,487名となっています。

これを各市と比較してみますと、公立保育所の設置数および児童定員では各市の規模（人口）からみても最上位にランクされています。

一方民間保育所での定員のしめる割合は、本市では29%と各市に比較し相当低い位にランクされています。しかし総体的にみましても本市の保育所の

表4-2 各市における保育所設置及び定員状況（昭和48年4月1日現在）

市 名	人 口	公立保育所		民間保育所		合 計		民間保育 所の占め 割合 A/B%
		数	定 員	数	定 員 (A)	数	定 員 (B)	
八王子市	276,399	15	1,402	26	3,465	41	4,867	71
立川市	132,456	8	746	10	1,258	18	2,004	62
武蔵野市	135,235	7	740	3	334	10	1,074	31
三鷹市	154,762	8	623	6	610	14	1,233	49
青梅市	80,197	2	200	18	1,921	20	2,121	90
府中市	169,558	11	1,025	8	749	19	1,774	42
昭島市	79,404	2	200	10	1,157	12	1,357	85
調布市	169,435	9	839	9	902	18	1,741	51
町田市	231,364	8	713	14	1,372	22	2,085	66
小金井市	95,138	4	430	5	688	9	1,118	62
小平市	140,633	7	890	3	346	10	1,236	20
東村山市	102,968	3	254	4	444	7	698	64
国分寺市	81,338	4	337	1	79	5	416	20
国立市	62,800	2	250	4	562	6	812	69
田無市	61,742	6	506	1	70	7	576	12
保谷市	87,531	7	500	1	120	8	620	19
福生市	41,886	4	345	4	390	8	735	53
狛江市	63,248	4	360	2	182	6	542	34
東大和市	53,442	2	218	7	843	9	1,061	79
清瀬市	57,401	8	649	1	100	9	749	13
東久留米市	92,729	7	670	4	280	11	950	29
武蔵村山市	46,096	1	150	6	927	7	1,077	86
多摩市	57,991	3	236	1	158	4	394	40
稲城市	39,881	1	100	6	906	7	1,006	90
秋川市	34,325	4	425	2	260	6	685	38
日野市	112,518	8	1,066	5	421	13	1,487	28

設置数および児童定員は各市に対し相当高い水準にあると言えます。

#### 保育所入所状況

本市における昭和48年4月1日現在の0歳～5歳までの対象人口は、0歳児2,664人、1歳児2,937人、2歳児2,764人、3歳児2,570人、4歳児2,479人、5歳児2,490人と15,904人です。

このうち、いわゆる「保育に欠ける」状態におかれている児童（要措置児

表4—3 日野市の保育所入所状況

施設名	歳児	0歳							計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
たかはた保育園	定員	—	8	10	25	44	58	145	
	措置児	—	1	15	24	44	53	137	
たまだいら保育園	定員	—	12	24	39	41	45	161	
	措置児	—	12	24	40	41	44	161	
とよだ保育園	定員	—	10	18	33	25	49	135	
	措置児	—	10	18	33	27	46	134	
ひらやま保育園	定員	—	3	13	22	39	30	107	
	措置児	—	3	10	22	36	26	97	
みさわ保育園	定員	—	4	18	25	27	31	105	
	措置児	—	3	18	22	27	31	101	
あらい保育園	定員	—	4	11	20	28	27	90	
	措置児	—	4	11	21	27	25	88	
たかはただい保育園	定員	—	10	20	40	50	30	150	
	措置児	—	10	19	37	46	29	141	
みなみだいら保育園	定員	—	8	24	38	42	38	150	
	措置児	—	7	23	36	41	32	139	
公立計	定員	—	59	138	242	298	306	1,043	
	措置児	—	50	138	235	289	286	998	
日野保育園	定員	—	5			100		105	
	措置児	—	1	14	13	24	53	105	
日野第二保育園	定員	—	—	—	—	—	—	300	
	措置児	—	5	22	87	103	83	300	
至誠第二保育園	定員	—	11			115		126	
	措置児	—	1	10	18	45	52	126	
吉富ベビーホーム	定員	3	4	23	—	—	—	30	
	措置児	19	10	1	—	—	—	30	
つくしんぼ	定員	6	6	18	—	—	—	30	
	措置児	16	11	3	—	—	—	30	
民間計	定員	9	10	41	—	—	—	591	
	措置児	35	28	50	118	172	188	591	

表4—4 保育所措置理由別

(昭48.4.現在)

母の状況	率									計
	外勤	求職	内職	自営	出産	疾病	看護	不存在	その他	
率	63.4	0.6	12.4	18.3	1.0	2.2	0.8	0.9	0.4	100.0

表4—5 各市における保育所入所状況

	市	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
(イ) 対象人口	立川市	3,075	3,078	2,998	2,723	2,690	2,631	17,195
(ロ) 措置児数		50	143	254	328	508	618	1,901
(ハ) 保留児数		17	58	102	179	131	32	519
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		67	201	356	507	639	650	2,420
(イ) 対象人口	三鷹市	2,675	2,649	2,429	2,411	2,206	2,223	14,593
(ロ) 措置児数		37	97	151	244	294	274	1,097
(ハ) 保留児数		48	82	72	57	20	4	283
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		85	179	223	301	314	278	1,380
(イ) 対象人口	府中市	3,494	3,531	3,415	3,374	3,270	3,244	20,328
(ロ) 措置児数		50	101	199	304	499	502	1,655
(ハ) 保留児数		98	178	175	189	69	23	732
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		148	279	374	493	568	525	2,387
(イ) 対象人口	町田市	6,004	6,610	6,387	6,222	5,814	5,710	36,747
(ロ) 措置児数		43	125	202	407	531	621	1,929
(ハ) 保留児数		74	171	219	294	187	100	1,045
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		117	296	421	701	718	721	2,974
(イ) 対象人口	小金井市	2,002	1,937	1,719	1,651	1,523	1,587	10,419
(ロ) 措置児数		58	109	147	205	287	307	1,113
(ハ) 保留児数		56	93	52	66	43	9	319
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		114	202	199	271	330	316	1,432
(イ) 対象人口	小平市	2,977	2,997	1,896	3,001	2,826	1,891	15,588
(ロ) 措置児数		282		207	283	313	284	1,369
(ハ) 保留児数		117		105	137	61	29	449
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		399		312	420	374	313	1,818
(イ) 対象人口	日野市	2,664	2,937	2,764	2,570	2,479	2,490	15,904
(ロ) 措置児数		68	93	201	316	438	537	1,653
(ハ) 保留児数		10	44	82	161	161	54	512
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		78	137	283	477	599	591	2,165
(イ) 対象人口	東村山市	2,164	2,091	2,159	2,078	2,065	2,138	12,695
(ロ) 措置児数		50	85	114	209	246	271	975
(ハ) 保留児数		44	47	86	78	45	19	319
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)		94	132	200	287	291	290	1,294

	市	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
(イ) 対象人口	国	1,247	1,313	1,252	1,239	1,188	1,259	7,498
(ロ) 措置児数	立	30	74	103	144	202	247	800
(ハ) 保留児数	市	7	56	84	93	55	7	302
(ニ) 要措置児数(ロ+ハ)	市	37	130	187	237	257	254	1,102

童)は、全体の13.6%にあたる2,165名となっています。これら措置児発生率は各市に比較してみると、ほぼ平均的数値を示しています。

また、この要措置児のうち実際に入所できたものは1,653名と要措置児に対し76%の人が入所されています。したがってなお512名の児童が入所することができず現在保留児となっているのが実態です。

なお、これら保育所に措置されている「保育に欠ける児童」の母親の状況は、表4-4のとおり(1)外勤者、(2)自営業者、(3)内職、(4)疾病の順となっています。

#### 保育所の運営状況

保育園の運営、管理に要する経費については、毎年多額の財政負担を余儀なくされています。

表4-6 保育所運営管理費の財源状況 (単位千円)

区分	年度		43		44		45		46		47	
	43	比率	44	比率	45	比率	46	比率	47	比率		
運営、管理に要した経費	69,657	100	88,904	100	133,176	100	195,997	100	291,343	100		
財源内訳	国庫負担金	11,866	17	12,907	15	22,543	17	33,146	17	52,184	18	
	都支出金	7,164	10	11,021	12	17,894	13	36,045	18	57,470	20	
	保護者負担金	18,511	26	20,013	23	25,847	19	35,133	18	42,306	15	
	市費	32,116	47	44,963	50	66,892	51	91,673	47	139,383	47	

表4-7 保育料の状況 (単位千円)

区分	年度		43	44	45	46	47
国基準による徴収額(A)			25,301	30,513	45,993	67,190	94,498
市基準による徴収額(B)			18,511	20,013	25,847	35,133	42,306
差額			6,790	10,500	20,146	32,057	52,192
比率 $\left(\frac{B}{A}\right)$			73.2	65.6	56.2	52.3	44.8

運営、管理に要する経費の主なるものは、保母、栄養士、給食調理員などに要する人件費と、保育に使う教材費、あるいは児童の給食に要する経費です。これら経費にあてる財源は、国の負担金、都の負担金および補助金、保護者負担金（保育料）と市の一般財源でまかなわれています。

昭和47年度の決算見込では保育所の運営管理には、実に2億9千百万円あまりの財源を支出したことになります。この財源の内訳をみると、国の負担金18%、都の負担金および補助金20%、保護者負担金15%、市の一般財源47%となります。

このうち、国の負担金においては、最低基準を定めこの最低基準の維持に要する経費から、保護者負担金（国基準による）などを差し引いたものの10分の8に相当する額を負担することになっています。しかしこの最低基準維持に要する経費と、実際にかかる経費との差額は著しく、このため市ではこの差額を一般財源にて負担しているのが実態であり、市財政の圧迫となってきました。

一方、保護者負担金である保育料は、昭和42年以降改定がなされていません。国の基準による徴収金は毎年改定が実施されてきているため、市の基準による保育料の徴収金とは倍以上の差ができています。市の基準が低いのは、保護者負担の軽減をはかるため低い基準におさえてあるのが実態です。

### 無認可保育所（保育室）および家庭福祉員の状況

公立保育所などの不足が解消されないため、また0歳児保育施設の不足により、最近においては「家庭保育」が盛んになっています。

本市では、昭和45年7月よりこの保育室および家庭福祉員制度をとり入れ実施してきました。これらの設置は市が認定し、入所希望者のうち、市がその必要があると認めたものについて紹介、あっせんをしています。

市としては、保護者の保育料に対する負担軽減、あるいは施設の運営管理に要する経費の一部を助成して行く意味で施設に補助金を支出しています。

### （3）乳児医療費の助成

本市では、赤ちゃん（0歳児）の病気を早く見つけて治療し、乳児が健や

表4—8 乳児医療助成状況

区分 月	資格登録者			受診件数		
	社保	国保	政府	社保	国保	政府
48年			1,631			
1月	827	278	256	329	104	542
2月	105	25	147	485	140	761
3月	131	38	198	496	155	795
4月	90	45	162	475	139	751
5月	88	26	136	575	167	886
6月	95	30	153	536	166	851
7月	87	19	127	549	152	849
			21			148

区分 月	保険診療総額			1件当り 保険 診療額	付加 給付額	助成 総額	1件当り 助成 額	資格そ う失者 数
	社保	国保	政府					
48年			1,503,640					
1月	872,200	303,170	328,270	2,774	154,051	536,626	990	19
2月	1,667,460	558,730	2,565,280	3,370	379,208	792,575	1,041	56
3月	1,748,350	527,530	2,554,850	3,214	457,786	718,189	903	94
4月	1,155,600	341,760	1,844,120	21456	211,225	661,247	881	106
5月	1,857,770	429,470	2,848,470	3,215	422,489	922,052	1,041	151
6月	1,476,640	442,780	2,247,850	2,641	279,784	762,160	896	130
7月	2,380,850	562,900	3,384,750	3,987	667,105	913,576	1,076	156
			441,000					

かに育つことができるようにと、この制度を昭和48年1月1日から実施しています。

これは乳児が病気やけがなどで医者にかかったときに、入院、通院に関係なく健康保険診療でかかった医療費の個人負担分を市で助成するものです。

昭和48年1月1日現在の対象児は、2,683名で、そのうち資格登録者は、

表4-9

## 保育室等における委託児童数及び助成状況

区分 市名	保 育 室			家 庭 福 祉 員		
	数	委託児童	市 助 成 金	数	委託児童	市 助 成 金
八王子市	0	0	0	26	56	0
立川市	0	0	0	0	0	0
武蔵野市	2	36	3才未満 1,500	3	9	3才未満 1,500
三鷹市	6	121	3才未満 3,000	0	0	0
青梅市	1	6	3才以上2,000 3才未満3,000	1	0	3才未満～以上 2,000
府中市	0	0	0	2	3	0
昭島市	4	108	施設運営費補助年間 60,000	0	0	0
調布市	4	47	3才以上1,000 3才未満1,000	0	0	0
町田市	10	150	3才未満1,500 3才以上1,000 期末手当職員 20,000	0	0	0
小金井市	4	53	3才未満 500 3才以上	4	12	3才未満～以上 500
小平市	3	66	3才未満3,800 3才以上3,000	21	105	3才未満3,000 3才以上3,800
東村山市	12	244	3才未満～以上 1,600	0	0	0
国分寺市	3	44	〃 〃 3,000	4	12	3才未満～以上 3,000
国立市	2	25	〃 〃 1,250	7	19	〃 〃 1,250
田無市	5	108	保護者へ1,000 施設へ1人当 200 保母年額 10,000	0	0	0
保谷市	2	40	0	0	0	0
福生市	1	15	0	0	0	0
狛江市	3	39	3才未満～以上 1,000	0	0	0
東大和市	1	25	〃 〃 400	0	0	0
清瀬市	3	101	3才未満6,500 3才以上4,000	0	0	0
東久留米市	5	88	3才未満～以上 3,500	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0
多摩市	1	35	3才未満～以上 200	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0
秋川市	0	0	0	0	0	0
日野市	4	51	3才未満6,000 3才以上2,000 期末手当職員 15,000	6	12	3才未満6,000 3才以上2,000 期末手当福祉員 15,000

1,361名となり、その後毎月平均170名の方が登録申請をしています。診療件数は毎月平均766件となっています。

またこの診療額は1件当たり約3,100円になり、このうち社会保険組合および政府管掌保険に加入している人は5割が個人負担額となり、国民健康保険加入者は3割が個人負担額となっています。このように3割ないし5割が個人の負担額となり、保険組合などからの付加給付を控除したあとののこりの金額を市が助成しています。この助成額は1件当たりおおむね1,000円です。

#### (4) 児童手当

児童が、心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、社会や家庭で、ともに健全な育成につとめることが望まれています。児童手当制度は、家庭生活の安定をはかるための施策の一つであります。単なる低所得者対策というせまいものでなく、広く、一般家庭の児童も含まれ、家計における児童養育費負担の一部を、社会的に分担し、児童の養育にともなう家計支出の増大に対処し、これを、軽減することを目的としています。

家計における児童養育費は、養育児童数が増加すればそれに比例して増大しますが、家計収入は、必ずしも養育児童数の増加に対応してふえるとは限らず、この制度は、その不均衡を是正するということが、一つと、もう一つは、児童の健全育成が図られるもととなる「ところ」は、家庭であり、児童福祉の観点から、そのような役割をになう家庭が、保護尊重されるべきものであることはいうまでもありません。

児童手当制度は、このような点から、次代をになう児童の健全な育成と、資質の向上を期待して、国や社会が家庭における児童の養育について、応分の負担をし、家庭と共に、児童の養育の責任をわかちあうことを、大きな目的としています。

また、この制度と平行して、心身に障害のある児童に対するもの、父親、または、母親のいない児童に対するものなどがあります。

#### 要件

日野市内に住んでいる人で、つぎの児童を扶養している方に、それぞれの

手当が支給されています。

(ア) 一般児童手当

18才未満の児童を、3人以上扶養している家庭の場合に該当し、その第3子が義務教育を終了するまで支給されます。

(イ) 障害児手当

20才未満の心身障害児で、次に該当する場合に支給されます。

- 精神薄弱児で「愛の手帳」の1・2・3度の児童
- 身体障害者で「身体障害者手帳」の1・2級の児童
- 脳性摩ひ、または、進行性筋萎縮症の児童

(ウ) 遺児手当

義務教育終了前の児童で、次に該当する場合に支給されます。

- 父親、もしくは母親が死亡し、廃疾の状態にある児童
- 父親、母親が離婚した児童
- 父親、または母親が生死不明である児童
- 父親、または母親に一年以上遺棄されている児童
- 父親、または母親が法令により、一年以上拘禁されている児童
- 母親が婚姻によらないで懐胎した児童

**手当の額**

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (ア) 一般児童手当 | 児童一人について、月額 3,000円 |
| (イ) 障害児手当  | 児童一人について、月額 5,000円 |
| (ウ) 遺児手当   | 児童一人について月額、 2,000円 |

ただし、一般児童手当に該当する児童が、障害児、遺児である場合は、一般児童手当にそれぞれ2,000円が加算されます。また、障害児手当に該当する児童が、遺児である場合は、7,000円が支給されます。

**支給の制限**

所得制限が定められており、表4—10の限度内所得者に支給されます。

表4-10

所得限度額表

扶養親族等の数	所得限度額	扶養親族等の数	所得限度額
0人	1,602,500	5人	2,302,500
1人	1,742,500	6人	2,442,500
2人	1,882,500	7人	2,582,500
3人	2,022,500	8人	2,722,500
4人	2,162,500	9人	2,862,500

表4-11

受給状況

	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
	児童人員	支給金額	児童人員	支給金額	児童人員	支給金額
一般児童	691人	千円 24,888	(775)人 1,030	千円	(891)人 1,320	(30,776)千円 45,078
一般かつ遺児	25	1,455	34	(4,632) 41,014	38	2,105
一般かつ障害児	0	0	0		1	168
遺児	234	5,616	285		344	7,518
障害児	24	1,455	32		40	2,125
障害かつ遺児	2	168	8		8	154
計	976	33,672	1,389		41,014	(891) 1,751

昭和47年1月1日から国の児童手当制度実施 ( )内は法によるものの内数

表4-11を見て、全般的に増加の傾向にあります。これは、支給範囲の拡大がその主な原因であり、その誘因として、社会増が多く、又自然増もかなりの比重を占めていることが、表4-12でもわかります。

表4-12

最近の出生の状況

区 分	全出生数 ①	うち第3子以降出生数 ②	構成比 ②/①
昭和43年	1,872千人	272千人	14,5%
昭和44年	1,890	291	15,4
昭和45年	1,934	301	15,6
昭和46年	2,001	318	15,9

「人口動態統計」によるものです。

今後、所得限度額の引上げ、支給対象児童の拡大などにより、さらに該当児童数は、増加の一途をたどるものと考えられます。

#### 児童扶養手当

父親が、死別などの理由により、母親が代って家計の中心となった場合、義務教育終了前児童の養育は、経済的に圧迫を受け、生活が不安定となります。そこで、これら母子世帯の生活の安定をはかるため、児童扶養手当法が制定され、昭和37年1月から施行されました。

これは、児童手当による遺児手当と同じ目的をもっています。最近では、人口増加とともに受給者も多くなり、表4-13でもわかるように、ここ2～3年間の受給者の増加は、著しいものがあります。

表4-13

児童扶養手当年度別受給者数

年度	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年
受給者数	25件	26件	24件	37件	31件	39件	39件	71件	117件

受給者内訳で、とくに目につくのが、離婚によるもので、全体の約53%をしめています。次に交通戦争の中での交通事故による父親の死亡ケースです。つづいては、児童を遺棄するケースで、いわゆる父親の蒸発したものです。全体にみて、受給者数のうち37世帯約30%が、生活保護を受けており、さらには、父親がいないことによる児童への影響も憂慮されています。

表4-14

受給者年度別父の状況内訳

父の状況 \ 年 度	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年
離 婚	19件	17件	16件	15件	16件	18件	28件	35件	63件
遺 棄	0	2	1	0	0	1	3	12	17
生死不明	1	1	1	2	1	5	2	3	4
疾 病	0	0	1	0	0	0	0	0	2
死 亡	3	5	4	4	5	13	3	14	19
そ の 他	2	1	1	5	6	2	3	7	11

### (5) 学童保育クラブ

保護者が、外勤、その他の事情により不在となる、留守家庭の児童（小学校1年生～3年生まで）を、保護者に代って、下校時から午後5時までのあいだ、危険防止と児童健全育成のため、組織的に保育を行うもので、本市においては、表4-15のとおり、昭和42年度2カ所（多摩平社会教育センター内、福祉センター中央会館内）にそれぞれ設置し、昭和46年度には、本市初めての平山児童館の設置により、館内に「つくし学童クラブ」を設置した。その後、47年度には、百草台児童館の設置により、「百草台学童クラブ」を設置しました。

現在、学童クラブの事業は、社会福祉法人、日野市社会福祉協議会に委託していますが、都下26市をみますと、25市が学童保育を実施しております。そのうち、17市が直接事業を行い、事業委託が7市、市直接及び委託の両建てが1市あり、地域により事業内容は異っております。

また、学童保育クラブ入会にともなう、保護者からの費用負担は、おやつ代の一部を除き徴収しておりません。

学童保育クラブへの児童の出席率は、3年生になるほど低いようですが、これは時期的に、じゅくや、クラブなどにかよいだす児童が多くなることと、大きくなると、学童保育クラブ以外の児童との交流が多くなり、どうしても欠席者が多くなるのが現状のようです。また、都下全域にこの傾向がみられ

るようです。

表 4-15

学童クラブ設置状況

48.4.1 現在

クラブ名	設置場所	指導員数	児童定数	登録児童数	設置年月日
ふたば学童クラブ	日野2614 福祉センター中央館内	2名	40人	20人	昭43.1.1
さくら第1	多摩平4-3 社会教育センター内	2名	40人	31人	43.3.1
つくし	平山5-18-2 平山児童館内	3名	40人	65人	46.4.1
さくら第2	多摩平4-3 多摩平支所内	2名	40人	31人	47.4.1
百草台	百草999 百草台児童館内	3名	40人	48人	47.4.1

### (6) 児童館

最近、交通事情の悪化、住宅の過密化などいわゆる都市化により、こどもの遊びの場が少なくなり、交通事故などが続出し、こどもたちの活動は、大きくおびやかされています。

そこで、本市では、児童福祉法にもとづく児童館の設置を行っています。

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的として、地域社会における児童健全育成活動の中心となっており、対象児童は、幼児から小学生が、中心となり、時には、中学生、高校生も利用する場合があります。

また、館内では、留守家庭児童を対象とした学童保育クラブ(対象は、小学校1年生から小学生3年生)が設けられています。本市においては、

表 4-16 市立児童館一覧表

名称	所在地	収容人員
平山児童館	平山5-18-2	150名
百草台児童館	百草999百草団地内	200名

昭和45年度に平山児童館が、昭和46年度には百草台児童館が、表4-16のとおり建設され、それぞれ翌年度から開館され、児童育成の助長にきわめて重要な役割をはたしています。

### 児童館の運営および利用状況

館は、本市が管理運営を行っており、専任の厚生員が児童の遊びの指導にあたり、各種の行事計画をたてる場合でも、こどもたちの意見をとり入れ行事計画を作成、実施しており、毎年5月5日のこどもの日には、児童館でもっとも大きな行事を行うほか、グループ活動も活発に行われています。

平山児童館においては、絵画バトン、合奏、卓球、バトミントン、幼児の各グループがあり、

表4-17 児童館利用状況

	幼 児	小、中学生	その他	計	累 計
4	132	759		891	
5	163	2,132		2,295	3,286
6	283	1,197		1,481	4,667
7	276	1,112		1,388	6,055
8	312	873		1,185	7,240
9	217	903		1,120	8,360
10	549	1,053		1,602	9,962
11	255	740		995	10,957
12	79	672		751	11,708
1	42	603		645	12,353
2	181	591		772	13,125
3	313	682		995	14,120
計	2,803	11,317		14,120	

昭和46年度(平山児童館)

(単位：人)

表4-18 (平山児童館) 昭和47年度 (百草台児童館) 昭和47年度

	幼 児	小学生	中学生	その他	計	幼 児	小学生	中学生	その他	計
4	87	518	232		837	390	1,077	33	0	1,500
5	308	702	296		1,306	666	1,447	64	2	2,179
6	310	640	114	18	1,082	881	1,253	65	0	2,199
7	174	683	60	22	939	687	940	38	0	1,665
8	180	764	106	22	1,072	376	811	29	0	1,216
9	244	1,843	81	68	2,236	836	1,159	12	0	2,007
10	186	936	155	30	1,307	788	1,137	23	0	1,948
11	208	1,320	99	19	1,646	666	1,173	39	0	1,878
12	329	1,555	139	3	2,026	630	1,319	15	0	1,964
1	204	2,093	75	5	2,377	832	1,237	6	0	2,075
2	319	2,252	40	2	2,613	815	1,293	5	27	2,140
3	276	2,343	104	5	2,728	684	1,155	26	0	1,865
計	2,825	15,649	1,501	194	20,169	8,251	14,001	355	29	22,636

(単位：人)

百草台児童館においても、卓球、バトミントン、音楽、工作、粘土、折紙などのグループがあります。

### (7) 遊び場

遊び場（児童遊園）は、都市公園法により設置された都市公園に対して補足的な役割をもっています。

遊び場は、こどもたちの心身の発育にとって欠くことのできない栄養剤であるといわれており、また、都市化が進み、交通事情の悪化した社会で、児童を交通事故から守る役目も重要です。

さて、市民1人あたりの面積は、都市公園を含んで（都立公園を除く）約1.5m<sup>2</sup>で、東京都の1.2m<sup>2</sup>を上まわってはいるものの、外国の都市と比較してみますと、西ベルリン24.7m<sup>2</sup>、ロンドン22.8m<sup>2</sup>、ニューヨークの19.2m<sup>3</sup>にはとてもおよんでいない現状です。

本市では、年々あがる地価とともに遊び場の確保は困難をきわめています。

そこで、昭和46年度から民間の土地を土地所有者のご協力で借りうけて一定期間遊び場としてこどもたちに開放しようという試みから、昭和46年度5カ所、昭和47年度4カ所の遊び場を設置しました。（表4—23を参照）

このほか、以前から設置している児童遊園（表4—20を参照）が19カ所、河川敷を国から借りうけこどもたちの運動ができる広場としての運動広場が2カ所（表4—21を参照）、このほかに、自治会、民間会社、神社などが設置した民間児童遊園（表4—22を参照）があり、その分布は図4—2のとおり

表4—19 年度別設置状況

種類 \ 年度	42	43	44	45	46	47	備考
市立児童遊園	4	3	4	5	2	0	
〃 こども広場					5	4	昭和46年度から実施
〃 運動広場	1	0	0	0	0	1	
民間児童遊園	0	0	0	0	0	0	全て42年以前の設置

図4-2 市内遊び場設置状況

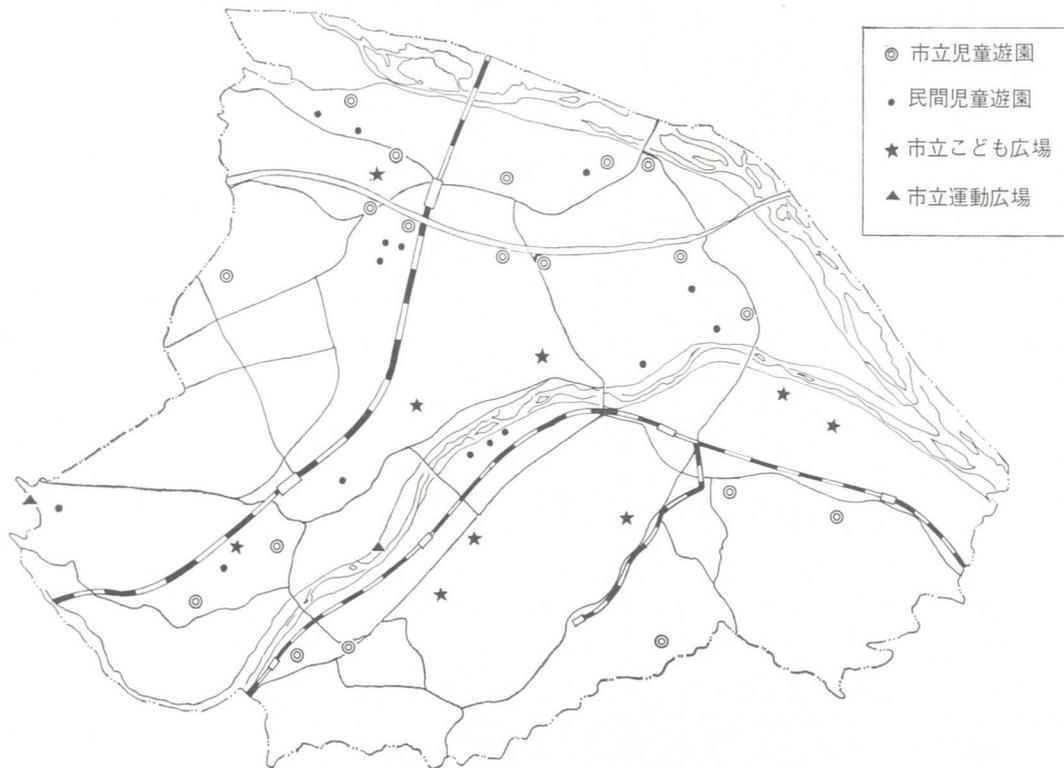


表4-20

市立児童遊園一覧表

	施設名	所在地	面積(㎡)	開設年月日	土地の 所有別	管理委託先
1	日野台児童遊園	日野台4-17	3,558	昭和43. 4. 1	市	日野台自治会
2	第2豊田荘	豊田3-14	2,197	43. 1. 5	〃	第2豊田荘自治会
3	下村	平山3-1	396	44. 1	〃	下村自治会
4	平山地区センター前	平山5-18-1	1,047	44.12. 1	〃	東喜多村自治会
5	第2日野万	日野1077	760	44. 4. 1	民	第2日野万自治会
6	第1日野万	日野47-1	613	44.12. 1	神社	第1日野万自治会
7	福祉センター前	日野2614	177	42. 7. 1	民	
8	新東光寺	栄町3-14	450	44. 4. 1	市	新東光寺自治会
9	姫森	新町1-10-1	238	45. 4. 1	国、一部民地	姫森自治会
10	新坂下	新町3-4-3	1,257	45. 4. 1	公団	西ヶ丘こども会
11	東町	日野1228	466	43. 4. 1	民	東町自治会
12	新井	新井103	99	42. 4. 1	民	新井自治会
13	第2武蔵野台	程久保583	264	46. 4. 1	市	第2武蔵野台自治会
14	横町	日野5717	887	46. 9. 1	公団	高野台こども会
15	平山武蔵台	東平山2-29-3	129	47. 4. 1	市	東平山武蔵台自治会
16	三沢中	三沢944-2	359	46. 4. 1	神社	三沢中自治会
17	三沢下	三沢1318	233	46. 4. 1	民	三沢下自治会
18	山下	日野3098	1,414	46. 4. 1	公団	谷仲山第3自治会
19	広間地	日野2860	1,476	46. 4. 1	〃	〃

表4-21

市立運動広場一覧表

	施設名	所在地	面積(㎡)	開設年月日	土地の所有別	管理委託先
1	豊田児童グラウンド	豊田1丁目地先	11,419	昭和42.8	国	日野市少年野球連盟
2	大和田運動広場	八王子市北野町1648	10,202	48.6	国一部民間	大和田自治会

表4-22

民間児童遊園一覧表(第6表)

	施設名	所在地	面積(㎡)	開設年月日	土地の所有別	管理者
1	下田安養寺児童遊園	下田28	892	昭和28.3	寺	下田自治会
2	若宮町児童遊園	宮366	198	34.8	市	若宮町自治会
3	下团团地児童遊園	下田197	66	38.4	市	下团团地自治会
4	今朝ヶ島児童遊園	日野1,288	132	41.4	都	今朝ヶ島自治会
5	東光寺児童遊園	栄町5-5	991	27.10	寺	東光寺自治会
6	日野台2丁目児童遊園	日野台2-23	1,688	37.4	市	緑ヶ丘自治会
7	豊田荘児童遊園	豊田4-11-1	991	27.10	神社	第1豊田荘自治会
8	西官舎児童遊園	東平山3-24	1,221	42.4	国	西官舎自治会
9	大和田児童遊園	西平山5-14-1	231	34.8	民	大和田自治会
10	大阪上都営第1児童遊園	日野6,451	231	32.3	都	大阪上都営自治会
11	大阪上都営第2児童遊園	日野6,451	231	32.3	都	大阪上都営自治会
12	大阪上都営第3児童遊園	日野6,451	231	32.3	都	大阪上都営自治会
13	新川辺第1児童遊園	川辺堀之内847	297	34.7	市	新川辺自治会
14	新川辺第2児童遊園	川辺堀之内847	297	34.7	市	新川辺自治会
15	新川辺第3児童遊園	川辺堀之内847	297	34.7	市	新川辺自治会
16	東光寺東児童遊園	栄町5-17	760	27.10	民	東光寺東自治会

表4-23

市立子ども広場一覧表

	施設名	所在地	面積㎡	開設年月日	土地の所有別	管理委託先
1	上田子ども広場	上田439	2,310	昭和46.12	民	新井自治会
2	豊田第1子ども広場	東豊田1-49-1	1,269	46.12	〃	豊田第1自治会
3	官舎西子ども広場	東平山3-18-2	1,101	46.12	〃	宮下東自治会
4	程久保子ども広場	程久保673-1	558	48.2	〃	程久保第2自治会
5	田中子ども広場	南平1819	1,500	48.4	〃	田中第2自治会
6	南新井子ども広場	石田325-1	592	47.12	〃	新井自治会
7	南平子ども広場	南平521	165	48.1	〃	田中第1自治会
8	落川子ども広場	落川130	998	47.11	〃	たけのこ子ども会
9	新町子ども広場	新町1-10-10	1,989	48.4	〃	姫森自治会

りであります。新興住宅団地には、本市の設置した遊び場はありませんが、各団地を造成する時点で、入居する人口に応じた都市公園などが整備されております。

## 2 老人福祉

### (1) 概要

多年にわたり社会の進展に寄与してきた老人は、すべての人から敬愛されかつ健全で安らかな生活が保障されることが必要です。このような老人福祉に対する理念を明らかにし、老人に対し心身の健康の保持および生活の安定のために必要な個々の措置を講ずることによって、老人の福祉をはかることが、昭和38年老人福祉法の制定によって、明確になってきました。

なかでもとりわけ、国民の祝日として、9月15日を敬老の日として定め、ひろく国民が老人福祉の問題に対し関心をもち、理解を深め、また老人自身が自らの生活の向上に努める意欲を高めるような行事を行うことが、国および地方公共団体のつとめとされるようになりました。老人問題がこのように広く一般にとり上げられ、種々の具体的な施策がここ数年ほどこされていることは、よろこばしいことです。しかしながら法制定から10年を経過したばかりという浅い歴史の中で、たち遅れているといわれる老人問題に対し、今後ますますきめ細かい施策が必要であることは言うまでもないことです。

ここに本市における老人関係の実態にふれ、みなさまの参考に供したいと思えます。

### (2) 老人人口の推移

戦後「人口転換」あるいは「人口革命」が急速に進展してきたといわれています。このことはいうまでもなく、従来の「多産多死型」の人口構造から「少産少死型」への人口構造の推移を意味するものです。戦後におけるわが国の人口構造は、新生児の出生制限、医学の進歩、公衆衛生の向上あるいは栄養の改善などの条件がかさなり、ますます平均寿命をのばしているところです。最近ではよく「人生70年」といわれますが、これらは、上記の条件が生んだ結果であるといえましょう。このようなことは、必然的に老人人口の増加につながることはいうまでもありません。

多くの文化と、多くの国民の経済を将来になわなければならない児童の間

題と、すでに増加の一途にある老人の問題は、現在はもちろん、今後もしらに力を注がなければならぬことを、これら人口構造は如実に示しているといえます。

さて、ここで老人人口（65歳以上）が全人口に占める割合を示してみましよう。

全国的にみると、昭和30年において、老人人口は、5.3%の数値を示していましたが、昭和45年では、これが7.0%となり、さらに現在は、約8.5%となっています。したがって全国的にみると、国民100人のうち8.5人が65才以上の老人であるといえます。

東京都では、昭和48年1月1日現在の人口が、11,360,670人であり、そのうち老人人口は、649,731人で、したがって、5.71%が老人であるといえます。東京都が全国的にみて、はるかに低い数値を示していることは、首都圏の特殊性を表わしているものといえます。

本市における老人人口を、つぎの図4-24によってみてみますと、全国および東京都に比較し、総人口に占める割合は4.03%と低く、市民の平均年齢の若さを物語っています。

このことは大都市周辺の人口急増地域であること、また団地などが多く、若い世帯構成が多いことなどの特徴を表わしています。

しかしながら、ここ5年間の人口の伸びが、昭和44年を100とした場合、昭和48年において133.99の数値に対し、老人人口のそれは146.8となっており、人口増加率を上回っていることは、次第に老人人口の占める率が高くなっているものであり、世帯の定着など今後の条件によっては、いままで以上に、この傾向が強くなることは明らかといえます。

表4-24

## 65才以上の老人人口の推移

調査年月日	総人口	65才以上人口	総人口対比	年間老人人口増加数	
43. 1. 1	78,571	2,896	○ 3.68	} 184人	
	{ 男 40,522 女 38,049	1,265 1,631	3.12 4.28		
44. 1. 1	83,566	3,080	○ 3.68		} 402人
	{ 男 43,262 女 40,304	1,331 1,749	3.07 4.33		
45. 1. 1	90,632	3,482	○ 3.84		} 366人
	{ 男 46,873 女 43,759	1,523 1,960	3.24 4.47		
46. 1. 1	100,789	3,848	○ 3.81	} 242人	
	{ 男 52,114 女 48,675	1,681 2,167	3.22 4.45		
47. 1. 1	106,695	4,090	○ 3.83	} 432人	
	{ 男 54,888 女 51,807	1,810 2,280	3.29 4.40		
48. 1. 1	111,974	4,522	○ 4.03		
	{ 男 57,368 女 54,606	1,967 2,555	3.42 4.67		

## (3) 老人福祉施設

老人福祉法に定める老人福祉施設の種類として、

養護老人ホーム                      特別養護老人ホーム  
 軽費老人ホーム                      老人福祉センター

の4つの施設があります。

わが国においては、まだ子や孫と同居している老人の割合が高いものの、家族の核化への変化は、まぎれもなく進行している現状です。

これには、住宅の問題あるいは扶養意識の問題などそれぞれ理由はあるにせよ、老人にとっては切実な問題といえます。

このような時代に即応し、経済的にも、精神的にも安定した老後の生活を送るための基礎となる種々の施設がこれからますます必要となってくるわけ

です。ちなみに扶養意識について、資料は若干古いが総理府世論調査の結果をみてみましょう。

老人の扶養について、60歳以上の方は、それは家庭の責任であると答えている者が49.6%あるのに対し、20歳代の方は、15.8%という数です。

また、これが社会の責任であるという回答をしているのは、60歳以上の方では17.2%、20歳代の方は32.4%となっており、若い人の扶養意識が減退していることは、数字の上からは明らかです。

一方老人にも意識の変化がみられます。東京都が実施した調査でも、子どもがいながら別居している老人のうち、48.6%の人は、「別に暮らす方が気楽である。」と答えています。

このように時代とともに、それぞれの意識に変化は見られるものの、子どもとのきずなを断ちきることなく、離れて暮しても親密な関係を保つことこそ老人の精神的安定のために必要なことと思われまます。

したがって、今後の老人福祉施設についても、このような点が十分配慮されることこそ必要であります。

それでは老人ホームおよび福祉センターなどの施設について、その実態にふれてみます。

## 老人ホーム

子どもと同居するには家が狭い、子どもが近くにいない、子どもが同居することに賛成しない、別に暮らす方が気楽であるなどいろいろな理由はあるにせよ東京都区市町村内にある老人ホームには、つぎの表 4-25 のように9,619人からの老人が入所し、同じ境遇にある友達と共同生活を営んでいます。

### 老人ホームの種類

#### (ア) 養護老人ホーム

○原則として65歳以上

○身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により居宅において養護することが困難な方で、生計中心者の市町村民税所得割が非課税の世帯

(イ)特別養護老人ホーム

○原則として65歳以上

○身体上、精神上著しい欠陥があるため、食事、用便など日常生活全般にわたって他人のせわを受けなければならない方

○収入の有無にかかわらず

(ウ) 軽費老人ホーム（A型）

○原則として60歳以上

○利用者は、生活費に充てることのできる資産、所得、仕送りまたはこれらを合わせたものが月額利用料限度額の1.5倍に相当する額程度以下で、身寄りのない方または家庭の事情で家族と同居できない方

軽費老人ホーム（B型）

○原則として60歳以上

○家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難で、自炊ができる程度の健康状態にある方

(エ) 有料老人ホーム

○60歳以上

○健康で身の回りのことができ共同生活にたえられる方

市内には、表4—25のように、老人ホームは存在しませんが、老人人口の約1%にあたる44人の老人が、市外に存在する各種の老人ホームに入所しております。なお市内居住者で老人ホーム入所者の、ここ5年間における入所理由はつぎのとおりです。この中で経済的理由または居住環境が悪いなどの理由の人は少なく、ここ数年、「家族との折合が悪い」という理由でこれらの施設に入所している人が50%になっていることは、考えさせられる点です。

さらにこれら老人ホームの設置の状況をみてわかるとおり、施設経営は公立が少なく、社会福祉法人立が90%以上をしめていることが特記されます。

表4-25

## 老人ホームの設置および入所の状況

老人ホームの種類	公・私立の別		定員または入所者数	日野市の老人の入所者	日野市内 所在施設数
	設置者	ホーム数			
養護老人ホーム	公立	4	1,945人	2人	0
	社会福祉法人	31	4,203人	30人	
特別養護老人ホーム	公立	0	0人	0人	0
	社会福祉法人	25	2,385人	12人	
軽費老人ホーム(A型)	公立	3	360人	0人	0
	社会福祉法人	8	510人	0人	
軽費老人ホーム(B型)	公立	0	0人	0人	0
	社会福祉法人	2	100人	0人	
有料老人ホーム	公立	0	0人	0人	0
	財団法人	2	41人	0人	
	社会福祉法人	1	30人	0人	
	個人	2	45人	0人	
合計	公立	7	2,305人	2人	0
	社会福祉法人	67	7,228人	42人	
	その他	4	86人	0人	
	計	78	9,619人	44人	

表4-26

(単位:人)

区分	年度				
	43年	44年	45年	46年	47年
単身者(扶養する者なし)	4	12	12	13	15
家族との折合い	6	16	17	26	23
居住環境が悪い	5	4	4	5	4
経済的理由	2	3	3	3	2
計	17	35	36	47	44

## 老人福祉センター

老人が孤立感を解消し、健康で明るい生活を送ることができるように、研修およびレクリエーションを中心とした活動の場を提供する施設として、各地に老人福祉センターが設けられています。

本市においては

福祉センター中央会館                      日野市日野2,614番地

福祉センター高幡会館                      日野市高幡696番地の1

の2館が、老人を中心として利用されるよう設置されたものであります。利用の状況はつぎのとおりですが、利用内容も、老人クラブの活動を中心としたものが多く、また趣味の講習、囲碁、民謡、詩吟、生花教室などあるいは交歓の場として巾広く利用されています。

しかしながら現在の利用は、老人クラブ単位の利用に、ある程度制限されることが多いため、個々の老人の利用は不可能に近い。そのためセンターとしての老人行事を取り入れ、個人でも参加し、またたのしく利用できるように、施設の整備とあわせて行う必要を痛感いたします。

また数字の上からは、65歳以上の老人が一年間に1人平均2.5回程度利用することになります。

なお老人クラブを利用する際には、福祉バスで送迎をしています。

表4-27                      福祉センター利用状況

	中 央 会 館		高 幡 会 館	
	年間利用者	そのうち 老人利用者数	年間利用者	そのうち 老人利用者数
43年度	32,286人	6,871人	15,830人	3,166人
44年度	41,148人	9,053人	11,320人	2,264人
45年度	36,510人	7,232人	14,490人	2,898人
46年度	42,848人	8,022人	12,041人	2,482人
47年度	39,210人	7,554人	14,859人	2,971人

#### (4) 老人の健康

老人の健康状態は、意外と良好のようにみえますが、老人の心身の機能障害は、本人の自覚のないうちにも進行しているものです。

そこで毎年、65歳以上の老人に対し、医師会の協力を得て健康診査を実施し、疾病の早期発見および早期治療をつうじて、老人の健康保持につとめています。

これら健康診査の状況はつぎの表4-28のとおりですが毎年受診率は、低率を示しています。昭和47年に行いました健康診査の結果をみますと、受診者は797人と受診対象者の20.97%となっています。

表4-28

年 度	対象者数	受診者数	受診率	受 診 結 果				ねたきり 訪問診査
				正常	精密検査	その結果		
						正常	要治療	
45	3,350	597	17.82	228	369	73	296	8
46	3,500	782	22.34	261	521	133	388	7
47	3,800	797	20.97	328	469	89	380	11

そのうち「正常」とされた者は、52.13%、「要治療」が47.7%となっています。

また要治療者の傷病についても、老人特有の結果をもたらしています。高血圧性疾患が36.9%、心臓疾患が27.6%と最も多く、その他では、糖尿病、全結核、肝疾患、胃腸炎など多方面にわたっています。

以上のように、毎年老人の健康を増進するために行われています。この検査も、全都的にみても、また、本市の例をみても、低調であります。

このことは、老人層が若い方とちがひ、通常すでに病院などにかかり、治療を続けている者が多いため、これら診査に受診しない者が多いものと思われる。またさらに最近老人医療制度の充実がなされたため、これらの制度にのって、検査、治療を受ける者がみうけられる点などが、診査の低率の要

因となっていると考えられます。

### 老人医療費の助成

老人の健康診査によって、疾病が発見されたとき、または以前から傷病を持ち、その治療に当たっているときなどで、医療費の負担が多く、その医療費の負担にたえかねて治療がうけられないようでは、なんにもなりません。

このため国では、昭和48年1月1日から、老人福祉法の一部を改正し、国、都および市の三者によって、その費用を負担しあい、70歳以上の老人に対して、医療費の自己負担分を公費で負担する制度をもうけました。

また東京都では、独自の方法により、国の制度に該当しない老人、あるいは、年令65歳以上の老人に対して、医療費の助成を行なっています。これらの制度は、いずれも本人あるいは扶養義務者の所得によって、制限はされていますが、大部分の老人は、どちらかの制度に該当することになります。

ちなみに現在、医療証の交付を受けている老人数を紹介しますと、国の制度にあっては、2,309人、都の制度にあっては、1,170人、合計しますと、3,479人の老人が医療費助成の対象となっています。

それでは、老人の医療費に対して、公費の負担がどの程度になるか、あるいは、老人の医療回数などについて検討をしてみましょう。

表4—29（医療制度が昭和48年1月1日からですので、半年分の資料となります。）でいわれるとおり、老人の自己負担分を公費でまかなっている額老人医療（国分）の状況（1月～6月分）

表4—29 公費負担の状況（48.1月分～6月分）

	入 院			入 院		
	件 数	日 数	金 額	件 数	日 数	金 額
社 会 保 険	件 258	日 5,923	円 11,147,865	件 4,180	日 16,810	円 12,938,895
国民健康保険	232	5,352	5,814,018	3,275	13,173	6,109,934
国 鉄 共 済	4	28	65,075	133	572	453,505
合 計	494	11,303	17,026,958	7,588	30,555	19,502,334

が本年1月～6月分まで約3,650万円であります。年間には約8,000万円に達する見込みです。これを該当される老人で除して、1人平均年間公費負担額を算出しますと、約34,640円となります。

表4-29のつづき

	計		
	件数	日数	金額
社会保険	4,438	22,733	24,086,760
国民健康保険	3,507	18,525	11,923,952
国鉄共済	137	600	518,580
合計	8,082	41,858	36,529,292

また、老人が医院などで治療を受ける回数は、平均して半年で3.5回、したがって1年間で7回前後という数値となります。

さらに1件あたりの治療費の平均は、入院を除いて、約6,200円となり、この医療費に対する自己負担金（社会保険にあっては5割、国民健康保険にあっては、3割。）を公費で助成しています。

表4-30

1件あたり公費負担額

	社会保険該当者医療費		国民健康保険該当者医療費	
	5割負担額	医療費	3割負担額	医療費
入院	43,208円	86,416円	25,060円	83,533円
入院外	3,095円	6,190円	1,865円	6,216円
平均	5,427円	10,854円	3,400円	11,333円

平均
34,467円
2,570円
4,519円

このように多くの老人が、医療費助成の制度によって、経済的負担にたえかねることなく、治療を受けて健康保持につとめている現状です。ただ、この制度が健康保険の保険給付における自己負担分を助成するものであるため、入院外の場合には、無料化が行き届いているといえましょう。しかしながら、入院の場合には、種々の保険給付外経費がケースによってはあります。今後これら経費について、一定の枠を設けて助成をするなど検討を要する問題といえましょう。

表4-31

入院患者……入院平均日数および公費負担の額

	1人あたり平均入院日数	1日あたり公費負担額
社会保険該当者	$5,923 \div 258 = 22.95$ 日	1,882 円 (3,764 円)
国保該当者	$5,352 \div 232 = 23.06$	1,086 円 (3,620 円)
国鉄共済該当者	$28 \div 4 = 7.00$	2,324 円 (4,648 円)
合計	$11,303 \div 494 = 22.88$	1,506 円 (4,010 円)

表4-32

医療率

	医療証交付者 (70才以上)2,309人	
	医療件数	医療率
入院	494件	21.39%
入院外	7,588件	328.62%
合計	8,082件	350.02%

※参考 半期で老人1人平均3.5回の医療をうける。したがって年間7回程度の医療をうけることとなります。

参考

※半期で老人1人平均3.5回の医療をうける。したがって年間7回程度の医療をうけることとなる。

### (5) 老人の諸扶助関係

#### 手当の支給

日野市高令者福祉条例の定めるところによって、毎年9月15日の敬老の日を基準に、70歳以上の老人の長寿をお祝いし、敬老金の贈呈を行っています。

敬老金の額については、70歳～74歳が3,000円また、75歳以上の老人には5,000円となっています。また東京都も、同じ時期に75歳以上の老人に対し、5,000円の敬老金を贈呈しています。

これら祝金の受給者も、毎年増加し、昭和47年度にあつては、70～74歳まで、1,236人、75歳以上1,102人、合計で、2,338人の老人が対象となりました。

また、市の独自の手当として、同じ条例内に健康管理手当の支給を定めており、これも70歳以上の老人に対し、年2回に分けて支給しております。この手当は、老人が常に健康の保持のため、あるいは保健衛生的な費用につかえるため支給しているもので、月額500円、年6,000円となっています。

#### 臥床老人に対する扶助

市内には、常時ねたきりの状態、またはこれに準ずる状態にある65歳以上

の老人は、195 人います。このうち55人は病院にて治療をされていますが、あとの140人は、自室でねたきりの状態にあります。

表4-33の臥床老人の実態調査（昭和47年8月実施）は、病院入院中の老人を除く人を対象として行ったものであるが、これらねたきりの状態の原因となっている病名は、循環系のものが、56.9%と高率になっています。また、ねたきりの状態にある期間は、すでに1年以上の人が圧倒的に多くなっ

臥床老人実態調査

表4-33 病名(109件)

	件	%		件	%
循環系	62	56.9	内分泌	3	2.8
リュウマチ及び神経痛	16	14.7	呼吸系	5	4.6
老衰	17	15.6	消化系	1	0.9
カリエス	2	1.8	その他外傷	1	0.9
泌尿系	2	1.8			

ねたきりの状態は(104件)

事 項	件	%
1年未満	21	20.2
1年～3年	44	42.3
3年～5年	16	15.4
5年～	23	22.1

食事は(104件)

事 項	件	%
自分でできる	55	52.9
半分手伝ってもらう	37	35.6
自分では、できない	12	11.5

着衣は(104件)

事 項	件	%
自分でできる	25	24.1
ある程度、自分でできる	41	39.4
自分で、できない	38	36.5

ています。

このことはいうまでもなく、病状などが固定化し、完治が困難なものが多い状態にあるといえます。

さらに、これら老人の日常生活においてもその半数が、自分ですることができず、他の人のかい助を必要としています。

これらのかい助を主として行っている人に対するの回答は、嫁が42.3%と最も多く、その他では、配偶者、娘の世話が目立っています。

このようにねたき

表4-33のつづき 排便は(121件)

事 項	件	%
自分で、できる	53	43.8
常時おむつを使用	21	17.3
夜は、おむつを使用	4	3.3
夜は、便器を使用	22	18.2
介護人が便所へつれてゆく	21	17.4

主として、世話をしているのは誰か(104件)

事 項	件	%
配 偶 者	27	26.0
嫁	44	42.3
息 子	6	5.8
娘	23	22.1
孫	1	0.9
そ の 他	3	2.9

医者にかかっているか(104件)

事 項	件	%
い る	83	79.8
い な い	21	20.2

住居は(104件)

事 項	件	%
自 家	79	76.0
借 家	9	8.7
公 営 住 宅	12	11.5
そ の 他	4	3.8

態にある老人に対し支給している手当で65歳以上で入院中の人も該当しています。月額5,000円の手当となっており、昭和48年8月1日で195人の老人が支給を受けています。また、臥床老人見舞金は、日野市高令者福祉条例の定めにより、在宅ねたきり老人を常にかい助されている家族の人たちに支給されるものであって、年間、5,000円の見舞金として、昭和48年度は、140の人に支給されました。

り老人のほとんどが、何らかの病状をもっており、本人自身の精神的肉体的苦痛は大へんなものであると思われます。またかい助される家人の負担も大きいものです。

以上、ねたきり老人の実態について、簡単にふれましたが、現在その施策として、老人福祉手当と臥床老人見舞金の2つの手当の支給を行ない、老人に対する経済的負担の軽減をはかっています。

老人福祉手当は、6カ月以上、臥床およびこれに準ずる状

## 一人暮らし老人に対する扶助

一人暮らし老人実態調査

調査件数 120

表 4-34 電話の有無 (120件)

事 項	件	%
あ る	60	50.0
な い	60	50.0

一人暮らしの理由 (120件)

事 項	件	%
子供がないから	35	29.2
子供がいるが、同居したくない	36	30.0
子供がいるが、同居させてくれぬ	11	9.1
そ の 他	38	31.7

日常生活で不便なこと (142件)

事 項	件	%
な い	96	67.6
食 事	14	9.9
着 衣	4	2.8
入 浴	9	6.3
買 い も の	13	9.2
そ の 他	6	4.2

生計費はどうしているか (152件)

事 項	件	%
子供からの援助	34	22.4
勤 労 収 入	39	25.6
年金恩給等の不労収入	34	22.4
そ の 他	45	29.6

家族以外の人で話し相手はいますか (120件)

事 項	件	%
い な い	20	16.7
い る	100	83.3

本市が行なった一人暮らし老人の実態調査、(昭和47年8月)によりますと、一人暮らしの老人は約120人となっています。

一人暮らしの理由として、子供がいないうちにおよび子供がいるが同居したくないという老人が約60%を示しています。住居関係については、69.2%が自宅あるいは公営住宅に入居しており、また日常生活においても不便なことはないと答えている老人が、67.6%という数値となっています。

しかしながら、やはり孤独感を感じている老人が多く、それらの対策が必要となっています。

表4-34のつづき 医者にかかっていますか(120件)

事 項	件	%
い な い	64	53.3
い る	56	46.7

住居は(120件)

事 項	件	%
自 家	55	45.9
間 借	16	13.3
借 家	16	13.3
公 営 住 宅	28	23.3
そ の 他	5	4.2

現在、一人暮らし老人に対し、行っている施策として、すこしでも孤独感から解放できるように、また事故などの防止も加え、連絡用電話の設置を昭和48年度から計画的に行っています。(昭和48年度

19台)

さらに、定期的にこれら老人を訪問し、話し相手となれるような友愛訪問制度の発足も、昭和48年10月1日から実施しています。

その他、現在15世帯にホームヘルパーの派遣を行い、日常生活のかい助や相談相手になったりし、これら老人の福祉をより向上させるよう努めています。さらに今後、経済的な面は、勿論のこと、生活環境の整備に関する対策が必要と思われます。

## (6) 老人の活動関係

### 老人クラブへの参加

これまで生活慣習として、ひたすら働きつづけてきた老人が、自由時間をもつような年代になって、孤独感や欲求不満におちいりやすい例が多くみられます。

このような孤独感や欲求不満におちいらないためにも、老人クラブへの参加がのぞまれるわけです。老人クラブに参加し、老人同志で種々の活動を行うことにより、老後の生きがいを見出すことは少なくないわけです。

老人の生きがいの施策の中心に、老人クラブの参加あるいはクラブ活動の推進がおかれているのも周知のとおりであります。

しかしながら、老人クラブへの参加の実能は、60歳以上を対象としている

とはいえ、まことに低い参加率を示しています。

東京都全体として、12.7%の参加率であり、また26市の平均値は29.6%であります。さらに本市としては、参加数1,748人、60歳以上の老人数7,212人。参加率は24.2%となっております。

一般に農村部に比べ、都市部の老人は老人クラブへの参加が低いといわれています。それは、都市部では元来地縁的な結びつきが弱いことにもよりますが、都市の老人たちは、社会の第一線から退いてからも、社会的あるいは私的活動をつづける人が多いことによるものと考えます。

これらのことは、都区部あるいは、表4—35、図4—3の各市の状況をみてもいえることです。

さて、本市の老人クラブについても、現在地域差が目立ちます。20の老人クラブおよび1,748人のクラブ会員をみても、その大部分が新興住宅地域以外であります。高幡台団地、百草台団地をはじめ、まだ老人クラブ組織がない地域が新興住宅地域に多く目立ちます。

また実際に、老人クラブの活動に参加する老人は65歳以上の人が多く、60歳～64歳までの人はごく少数であるといえます。以上の点が市内の老人クラブ参加率を低率にしている大きな原因といえるでしょう。

#### 老人クラブの助成

都および市では、老人の生きがいを助長する意味から、できるだけ多くの老人クラブが組織され、また参加する老人がふえ、十分な活動が行なえるよう運営費などの補助を行ない、その育成をはかっているところであります。これらの補助金も、昭和46年度1クラブ月額6,000円、昭和47年度1クラブ月額10,800円、昭和48年度1クラブ10,800円＋人員割（1人間、720円）と毎年増額しております。そしてこれらの補助金はつぎの事業に主に使われています。

#### 老人クラブの活動状況

本市に存在する20の老人クラブは、福祉センター中央会館、高幡会館および地区センターを利用し、平均1カ月4回の活動を行なっています。勿論、

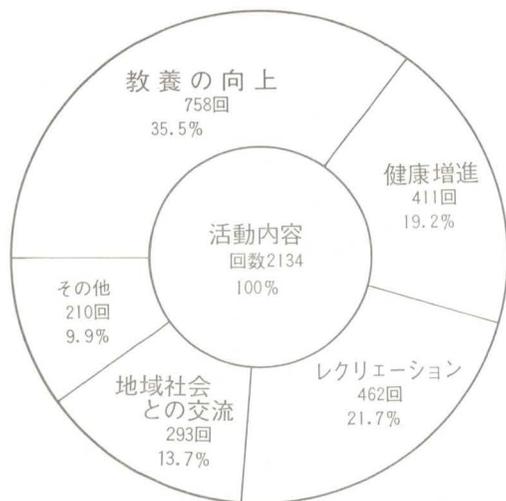
表4-35

No.	市名	クラブ数	会員数	60才以上人口(人)	加入率(%)
1	八王子市	138	8,781	24,571	35.7
2	立川市	62	5,045	9,952	50.7
3	武蔵野市	11	1,495	12,816	11.7
4	三鷹市	23	1,967	11,897	16.5
5	青梅市	47	5,173	7,748	66.8
6	府中市	62	4,830	11,835	40.8
7	昭島市	22	1,272	5,784	22.0
8	調布市	17	1,558	11,186	13.9
9	町田市	62	5,365	14,481	37.0
10	小金井市	10	1,856	7,119	26.1
11	日野市	20	1,748	7,212	24.2
12	東村山市	36	2,253	8,554	26.3
13	国分寺市	18	1,973	6,268	31.5
14	国立市	14	989	4,333	22.8
15	田無市	3	730	4,240	17.2
16	保谷市	12	1,062	6,660	15.9
17	福生市	20	1,273	2,469	51.6
18	狛江市	6	663	4,354	15.2
19	東大和市	6	812	3,129	26.0
20	清瀬市	14	923	3,548	26.0
21	東久留米市	12	1,142	4,497	25.4
22	武蔵村山市	9	802	2,276	35.2
23	多摩市	11	992	3,075	32.3
24	稲城市	6	550	2,013	27.3
25	秋川市	17	1,087	2,806	38.7
26	小平市	29	2,397	8,914	26.9
	計	689	56,734	191,737	29.6

地域性、会員の状況などによって、活動の方法に若干のちがいがありますがそれぞれ会の特色を持ちながらその活動を進めています。

活動内容を大きくわけますと、扶養の向上、健康増進、レクリエーション、

図4-3



地域社会との交流、その他の5つに大別できます。1回の活動の中で、大別した区分の活動を2つ以上組合わせて行うことが多いわけですが、それぞれの活動の比率はつぎのとおりです。

この図4-3でもわかるとおり、老人が自ら教養の向上をめざし、外部から講師を招き、研修会を実施したり、また施設見学、映画鑑賞などを積極的に行い、

それに努めていることが、あらわれています。またこの中には各クラブとも趣味を中心としたサークル活動もさかんで、俳句、短歌あるいは書道などを定期的に行っている老人クラブが比較的多く文化祭への参加もかなり多くあります。

健康増進の活動として、体操、歩行などの軽運動、あるいは保健衛生などの講座を保健所と連絡を十分とりながら行われています。

また地域社会との交流活動としては、公園、道路などの公共施設の清掃を定期的に行っているクラブが多く、さらには駅前に花を植えたり、クラブ女性員により雑きんぬい、(老人ホームなどへ寄付)なども実施されています。

このように多くのクラブの活動が実施されて、老人同志の協力によりそれぞれ成果をおさめておりますが、今後はさらに、地域社会との交流あるいは、

社会活動への参加を一層強化する気風がみられています。

昭和48年度においては、日野市老人クラブ連合会の計画で、市内1人ぐらし老人の年末訪問なども行う予定になっていますが、これなどもその一つの表われだと思えます。

以上、老人クラブについてふれてみましたが、一説では日本の老人会が岐路に立っているといわれています。これら老人クラブの組織および運営については、幾多のむづかしい点はあるにせよ、今後さらに、老人クラブ指導者の育成、名実ともに充実した老人クラブの運営などを確立し、全老人が積極的に参加し、豊かな、楽しい老後を送れるようにしなくてはならないと思えます。

それには、老人自身の努力もさることながら、地域社会の方々の老人への理解と、種々の協力が不可欠の条件となることはいうまでもありません。

### 3 低所得と福祉

国民の消費生活は一段と向上はしているものの、なお、疾病、傷害などのハンディを負い、なんらかの理由により、生活能力を欠き、社会の水準より転落する者の存在があるとき、福祉行政のなかで、これらの人を、いかにして効果的に自立、助長に結びつけるかが、福祉行政に課せられた使命です。

福祉行政のなかでとくに重要視されている、生活保護については、生活困窮の程度において必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立、助長を目的として、昭和25年に「生活保護法」が制定されました。

生活保護は、厚生大臣が決めた保護の基準と、保護をうけようとする家庭の得ている収入の対比によって決められます。保護の種類には、生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭の7種類の扶助があります。

しかし、生活保護法の運用のみでは、すべての低所得者階層を救うことは困難です。最低生活の保障と併行し、世帯更生資金（社会福祉協議会）の貸付、また、本年8月に実施した「日野市生活つなぎ資金貸付の制度」があります。

#### （1）最低生活を保障するための生活保護制度

最近の経済成長の結果、国民の消費水準は昭和35年以来、10年間に約3倍に達し、家計の支出内容も、飲食費中心から、家具什器費、教養娯楽費、交際費などの比重が高くなり、生活の多様化が進行しつつあります。

そのかげにあって、生活保護をうけている人々は、物価の著しい上昇のため、社会生活の維持に必要な支出をきりつめて食費にあてざるを得ない傾向がうかがわれます。

このあいだにあって、生活保護基準は、一般世帯との格差縮少をはかる見地から、かなりの引き上げがなされています。最近では、年々、13~14%の引き上げが行われていますが、それにもかかわらず、一般世帯と被保護世帯との消費水準の格差は容易に縮小せず、エンゲル係数もまだ、50%台にとどまっているのが現状です。

表4-36 生活扶助基準額の推移

昭和	基準額	指数	1人当り
45.4.1	8,914	100.0	2,228
}	}		
42.4.1	23,451	263.1	5,862
43.4.1	26,500	297.3	6,625
44.4.1	29,945	335.9	7,486
45.4.1	34,137	383.0	8,534
46.4.1	38,916	436.6	9,729
47.4.1	44,500	499.2	11,120
48.4.1	50,575	567.4	12,644

(標準4人世帯、1級地)  
標準4人世帯  
35才男 30才女  
9才男 4才女

昭和35年を基準指数としたとき、昭和48年は567.4と上昇しているものの、物価の異常な上昇により、毎年、13~14%の生活係数基準の引き上げでも格差の縮小は、困難な状況です。

表4-37 一般勤労者世帯と被保護者世帯との消費水準の格差

年度	1人1ヶ月当り消費支出				格差 $\frac{B}{A} \times 100$
	一般勤労世帯		被保護労働者世帯		
	実数(A)	指数	実数(B)	指数	
35	9,039	100.0	3,437	100.0	38.0
}					
41	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
42	18,017	199.3	9,360	272.3	52.0
43	19,376	214.4	10,202	296.8	52.7
44	21,731	240.4	11,487	334.2	52.9
45	24,639	272.5	12,648	367.9	51.3
46	26,957	298.2	14,335	417.1	53.2

当市の人口保護率をみると、全国および東京都と比較するとかなり、低い保護率を示しています。とくに保護を要する地域的特性がないのも大きな一因と考えられます。しかし

当市の生活保護の状況(資料は統計月報による)  
表4-38 被保護者保護率の比較(各年10月分,千分比)

	年	被保護世帯	被保護者数	人口保護率
全国	46	661,559	1,316,580	12.6
	47	704,841	1,381,895	13.0
東京都	46	64,306	116,148	10.1
	47	67,266	119,419	10.3
日野市	46	370	712	6.7
	47	500	926	8.2

人口の増加にともない保護率は、年々僅少ですが上昇の傾向にあります。

図4-4 消費支出の費目別構成費  
一般勤労者世帯と被保護労働者世帯（45年度）

一般勤労者世帯（1人1ヶ月当り消費実額 24,639円）

食料 32.1%	住居 11.5%	光熱 3.5%	被服 10.4%	雑費 42.5%	
食料 50.5%		住居 14.5%	光熱 5.0%	被服 9.9%	雑費 20.1%

被保護労働者世帯（1人1ヶ月当り消費実額 12,648円）

資料—一般世帯は総理府家計調査（総理府）  
被保護世帯は被保護者生活実態調査（厚生省）

表4-39 保護受給状況（千分比）

年度	総世帯	総人口	被保護世帯	世帯保護率	被保護者	人口保護率	総人口指数	被保護者指数
44年1月	26,906	82,840	219	8.1	405	4.9	100.0	100.0
46年3月	34,005	101,610	348	10.2	667	6.6	122.7	164.7
47年1月	35,738	106,855	449	12.5	822	7.7	129.0	203.0
48年4月	37,257	112,518	496	13.3	911	8.1	135.8	224.9

当市には、昭和48年4月現在で、保護受給世帯は496あり、居宅にて保護をうけている世帯は、270 単身にて施設などに入所している世帯は、226 です。その構成比をみると、ほぼ、半数の割合であり、昭和48年4月現在の居宅保護の住宅の状況を見ると、自家世帯（9.3%）、借

表4-40 居宅保護と収容保護の分類

		居宅	単身入院施設収容	計
44年1月	世帯数	93	126	219
	率	42.5	57.5	100.0
46年3月	世帯数	190	158	348
	率	54.6	45.4	100.0
47年1月	世帯数	217	232	449
	率	48.3	51.7	100.0
48年4月	世帯数	270	226	496
	率	54.4	45.6	100.0

家 235 世帯 (87%)、その他 (3.7%) です。借家の内訳をみると、都営住宅入居者 100 世帯、市営住宅入居者 5 世帯、その他民間アパートなど 130 世帯です。

最近では老人、母子、身体障害者を中心とする世帯が、被保護世帯の大部分をしめるようになってきました。これらの自力では社会の変化に対応できない人々には適切な処遇が要求されます。それには、(ア)保護基準の改善に加えて表 4-41

世帯類型の分類居宅保護

年月		母子	父子	身障	老人	未成年	その他	計
47年 1月	世帯数	54	5	4	53	2	99	217
	率	24.8	2.3	1.8	24.4	0.9	45.8	100.0
48年 4月	世帯数	68	5	4	70	2	121	270
	率	25.2	1.8	1.5	26.0	0.7	44.8	100.0

資産の保有に特別の配慮をする。(イ)日常生活に支障のある者には十分な養護を、そして勤労収入のある者には特別の配慮をする。(ウ)高齢者などの家族にかける負担を軽減する。(エ)その他、所得保障施策では、補うことのできない特殊な要求に気をくばり、他の福祉施策の拡充と活用をはかること……………などが必要です。このように生活保護世帯の構成は、傷病をもつ者、働けない者、高齢者など社会的弱者に大きな片寄りをみせている。こうした被保護者に対して、新しい制度的対応が必要です。

単身世帯にて施設などに入所している状況をみると、精神障害にて治療している者が大部分をしめています。

表 4-42

単身入院 (施設収容)

年月	収容区分	施設	入 院			計
			一般病	結 核	精神病	
47. 1	世 帯 数	69	18	5	140	232
48. 4	世 帯 数	66	19	4	137	226

つぎに施設 (救護施設など) に入所している者がつづいています。

市内に住所がない場合、またはあきらかでない場合の入所に要する費用は東京都で負担することになっています。市内には東京光の家 (定員174人)、七生病院(277床) などがあり、これらの施設に入所している人たちは住所不

定者で、費用は東京都の負担でまかなわれこれを都費負担といっています。

生活保護の開始、廃止などの 表4-43 都費負担分

状況をみると、申請件数は3年連続、ほぼ同数値を示しています。保護開始の理由は医療扶助をとともなうものが約80%です。

昭和48年1月の医療扶助受給人員をみると、被保護者は900

	被保護世帯	都費負担数	割合
44年1月	219	67	30.6
46年3月	348	98	28.1
47年1月	449	175	38.9
48年4月	496	165	33.2

表4-44

人であるので約52%の者が医療扶助をうけています。

保護開始、廃止の状況

年度	45	46	47
開始	179	151	165
廃止	120	137	116
取下	16	16	43
却下	5	3	7
計	320	307	331

昭和47年度において、生活保護を行うに要した経費は、2億6千59万1千余円となっており、このうち53%は医療扶助によってしめられています。この保護費は、実施機関の長、つまり都道府県および市町村長が支弁することになっています

表4-45

医療扶助人員

(各年1月分)

年月	入 院				外 来				計
	一般病	結核	精神	計	一般病	結核	精神	計	
47. 1	56	4	104	164	176	9	9	194	250
48. 1	58	3	101	162	300	3	9	312	474

が、この負担割合は国が80%、残りの20%は、おのおの地方公共団体（都道府県および市町村）が負担することになっています。

## (2) 被保護世帯に対する法外援護

最低生活の保障は国の責任において実施しています。しかし、その保障水準と一般世帯の生活水準の格差は、毎年基準改定が行われていますが、縮小されていません。とくに所得水準の上昇の著しい東京都においては、被保護者の生活は容易ではありません。そこで、被保護者に対して、生活水準の向上と自立更生への意欲を促進するため、独自の援護を行っています。

表4-46 扶助別金額

扶助別	年度		43		44	
生活	1,738,021	37.2	35,968,783	39.7		
住宅	338,293	7.2	7,183,920	7.9		
教育	88,160	1.9	1,235,923	1.4		
医療	2,474,873	52.9	45,822,919	50.6		
生業	38,000	0.8	241,548	0.3		
葬祭	0		116,985	0.1		
出産	0		0			
計	4,677,347	100.0	90,570,078	100.0		

45		46		47	
48,317,737	36.8	71,276,219	39.3	103,990,160	39.9
8,657,804	6.6	10,982,467	6.1	14,994,436	5.8
1,611,868	1.2	2,260,952	1.2	3,068,889	1.2
72,510,426	55.1	96,534,786	53.2	138,180,792	53.0
194,760	0.2	177,644	0.1	160,760	0.03
125,702	0.1	212,385	0.1	196,690	0.07
0		0		0	
131,418,297	100.0	181,444,453	100.0	260,591,727	100.0

### 東京都の行う法外援護

#### (ア) 在宅の被保護者に対して

- 日用品の支給として1,800円相当の肌着の支給
- 夏期栄養補給として小中学生に対して夏休み中に1,300円相当の乳製品を支給しています。
- 出産祝品として2,500円相当のベビー用品を支給しています。
- 小中学生に対して運動衣および学生服を、小学生4,000円、中学生5,000円相当のものを支給しています。
- 付添看護料の助成として、生活保護の看護基準額と慣行料金の差額について助成しています。

### 当市の行う法外援護

- 7月、12月の年2回、一世帯2,000円の現金と1人当たり1,500円相当の品物（食料品など）を支給しています。
- 年1回、小中学生を対象にレクリエーションを実施

### 社会福祉協議会の行う法外援護

- 被保護者に対して12月に一世帯1,000円、人頭割700円を支給
- 準要保護世帯に対しては7月に一世帯2,000円、12月に一世帯3,000円、人頭割1,000円を支給しています。

#### (イ) 世帯更正資金の貸付

低所得世帯などの方が、商売や事業をするために必要な資金などを低利で貸付けています。資金の貸付業務は社会福祉協議会で実施しています。

貸付金の種類は①更生資金として、生業費、支度費、技能習得費、②生活資金、③福祉資金として、福祉費、出産費、葬祭費、転宅費、④住宅資金、⑤療養資金、⑥災害援護資金、⑦修学資金として、修学費、就前支度金があります。

#### (ウ) その他の援護

公益質屋の廃止にかわるものとして昭和48年8月より「日野市生活つなぎ資金貸付制度」を実施しました。これは一時的に生活資金の必要を生じた市民に対し、資金を貸付け、市民の生活水準の確得に寄与することを目的としており、貸付金の額は一世帯5万円以内であり、すでに15件の者に貸付をしています。

#### (エ) 低所得者に対する生活指導

○ 生活保護法など、福祉法を運用するにつき、社会福祉主事（社会福祉事業法第17条、第18条に規定）が福祉事務所に配置されています。生活保護

表4-47 世帯更生資金の貸付件数

年度	43	44	45	46	47
生業資金	5	8	4	1	1
療養資金	3	5	2	15	7
住宅資金	1	2	2	2	1
修学資金	2		3		3
生活資金					1
災害資金					1
計	11	15	11	18	14

法などにかかる面接相談、生活指導、ならびに要保護世帯の調査、家庭訪問などを行い、必要な措置をしています。

とくに生活保護受給世帯については、その世帯の自立、助長、更生を目的とすることから、定期的な効果ある訪問を行い、生活指導など、あらゆる相談に応じています。そのため、関係機関（医療機関、保健所、公共職業安定所、民生児童委員、児童福祉司など）との横の連絡を密にした運用がなされています。福祉事務所には現在8名の社会福祉主事が配置されています。

○ 低所得階層に対して、指導援護の地域の奉仕者として民生児童委員の役割は大きい。社会奉仕の精神をもって、地域社会の生活に困窮している人のみならず、児童、心身障害者などのことで問題をもっている人々の保護指導にあたっています。したがって、福祉事務所（社会福祉主事）との調和のとれた協力関係こそ、対象者への奉仕につながるものです。

現在45名の民生児童委員の配置がされています。（48年10月72名になる。）

## 4 心身障害者(児)の福祉

### (1) 身体障害者

手や足が不自由であったり、眼がみえなかったりする人達が社会の一員として、生活の確保ができるよう、昭和24年12月に制定された、身体障害者福祉法の内容は「身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行ない、もって身体障害者の福祉を図る」とし、また、障害者自ら進んで障害を克服し、社会経済の活動に参加できるよう努めるとしています。

身体障害者に対する援護更生措置として、更生施設、授産施設等による職業指導訓練、治療をほどこし、社会復帰や就労への道を聞いています。福祉事務所では、身体障害者の実態、判定などにもとづいて、具体的な福祉の措置、指導、援護を行なっています。身体障害者(児)をかかえている世帯を訪問し、対象者のかい護や、家庭の手伝いをする心身障害者ホームヘルパー事業を行なっています。また身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行なう民間人として、身体障害者相談員がおかれています。

#### 身体障害者手帳交付状況

表4-48 身体障害者手帳交付状況 (48. 4. 1現)

年 区分	43	44	45	46	47	補装具利用者
肢体不自由	251	269	313	371	411	11
言語障害	24	27	25	24	8	0
視覚障害	89	98	95	134	141	5
聴覚障害	26	28	37	46	74	11
内器	3	3	9	9	12	0
計	393	425	479	584	646	27

身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳です。

要件として上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓および呼吸器などに障害があるため日常生活が著しく制限される方に身体障害者手帳が交付されています。

表4-49

対象人員607人

## 障害の原因

区分	人員	%	区分	人員	%
産業	38	6	疾病	256	42
災害	27	4	先天性	78	13
交通	36	6	出産	31	5
公務	16	3	不明	60	10
戦傷	30	5	その他	35	6

身体障害になる直接の原因は、疾病が42%と圧倒的に多く中でも原因不明のものが10%あります。これは近年の多様化した社会機構によるものであると思考されます。

## 心身障害者（児）福祉手当

本市では、心身障害者（児）を保護養育している方を対象に手当を支給しています。支給額は月額、身障者1～2級者3,000円、3～4級者2,500円、精神薄弱者1～2度者3,000円、3～4度者2,500円と障害程度によって異なります。なお、心身共に障害のある者に対しては、1,500円が加算され支給されています。

表4-50

身体障害者（児）福祉手当支給状況

(48.9.1現)

	級 度	支給人員	支給金額	心身障害
身体障害者(児)	1～2級	150	3,000円	3名
	3～4級	214	2,500円	1名
精神薄弱者(児)	1～2度	9	3,000円	
	3～4度	32	2,500円	

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時のかい護を必要とするか、あるいは廃疾の状態にある20歳未満の児童を養育している家庭に支給されている手当です。

昭和48年9月1日現在、15名の方に支給されています。

## 受給者の内訳

身障1級—6名 身障2級—5名 精薄—2名

脳性マヒ—1名 血液疾患—1名

補装具

表4-51

区分	43		44		45		46		47		計	
	交付	修理	交付	修理								
盲人安全つえ	9		1		5		8		16		39	
補聴器	2		2	1	2	1	4	1	10	1	20	4
義肢	5	1	12	1	12	2	12	2	21	4	62	10
装具					2	1	1	1	6	1	9	3
車いす			2		2	1	2	1	6	1	12	3
松葉づえ			2		2		2		2		8	
点字器							1		5		6	
眼鏡									1		1	
義眼									1		1	
計	16	1	19	2	25	5	30	5	68	7	158	20

日常生活能力ならびに職業能力などの機能の障害を補うための、補装具の交付修理を行なっています。

昭和43年度末の給付件数は、交付16件、修理1件であったが47年度末では、交付68件、修理7件であり日常生活、就労などの手助けとなっています。

障害児のための補装具は、知事の権限ですが市長に権限委任がされています。

表4-52

戦傷病者の補装具の交付および修理状況

区分	43		44		45		46		47		計	
	交付	修理										
装具					1				3		4	
義眼					1				1		2	
義肢	2	1	1		2		1		2		8	1
計	2	1	1		4		1		6		12	1

戦傷病者の方の補装具は東京都が無料交付をしています。昭和47年度においても12件の交付がありました。

## 国鉄運賃割引

身体障害者手帳所持者に対して国鉄運賃の割引を行っています。年々利用者が増加されてきています。

表 4—53 身体障害者国鉄旅客運賃割引証月別発行枚数

年度	月別 種類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		43	単独用	32	60	16	78	45	38	26	44	29	28	21
介護用	10		39	14	32	24	42	27	22	25	10	15	57	317
計	42		99	30	110	69	80	53	66	54	38	36	85	762
44	単独用	55	38	44	45	60	39	20	32	62	26	12	71	504
	介護用	4	19	28	41	30	36	8	22	27	8	4	45	272
	計	59	57	72	86	90	75	28	54	89	34	16	116	776
45	単独用	42	40	37	64	61	57	41	20	57	36	51	57	563
	介護用	24	42	17	57	31	33	40	3	24	33	24	58	386
	計	66	82	54	121	92	90	81	23	81	69	75	115	949
46	単独用	36	47	45	81	44	43	37	40	44	14	32	44	507
	介護用	60	38	18	66	30	39	21	20	28	11	52	15	398
	計	96	85	63	147	74	82	58	60	72	25	84	59	905
47	単独用	22	37	50	79	56	47	31	62	67	43	46	47	587
	介護用	21	9	70	36	84	37	34	137	44	76	27	15	590
	計	43	46	120	115	140	84	65	199	111	119	73	62	1,177

## 身体障害者（児）のための施設

居宅において十分に更生の援護を受けることができない身体障害者（児）の福祉の増進を図るため、身体障害者更生援護施設および児童福祉施設があります。

身体障害者更生援護施設は、身体障害者福祉法の規定により、18歳以上の障害者を対象とした施設で、これには、それぞれの障害者を収容または通所させて、医学的および社会的更生のために必要な知識、技能を与える施設（身体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設）一般の企業で雇用されることが困難な者などを収容または通所させて

作業訓練を行う施設（身体障害者授産施設）その他（補装具製作施設、点字図書館、点字出版施設）があります。

身体障害者のための施設には、児童福祉法の規定により盲ろうあ児施設、虚弱児施設があり、そこへし体不自由児等を入所させ、これらの児童が将来の生活に適応し、独立の生活を営むことができるよう医学的治療をほどこしたり必要な指導訓練を行っています。

表 4-54

施設の種類		43		44		45		46		47	
		人員	利用								
身体障害者	し体不自由者更生施設										1
	失明者更生施設										
	ろうあ者更生施設										
	内部障害者更生施設										
	身体障害者授産施設			3		3		3			3
身体障害児	育児施設										
	ろうあ児施設							1			1
	虚弱児施設		2		3		2		2		2
	し体不自由児施設		3		3		4		3		3
	重症心身障害児施設		3		3		3		4		4

## 日野市社会福協協議会

### 世帯更正資金

低所得世帯および身体障害者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長をはかる制度です。この貸付業務は地域社会福祉協議会に委託しています。身体障害者更生資金とは、身体障害者が、生業、就職、技能習得するための資金を貸付けます。

限度額 ア.生業費30万円 イ.支度費3万円, ウ.技能習得費,月額3千円

43年度世帯更生資金貸付状況	3件	800,000円
44年度	//	5件 105,000円
45年度	//	6件 1,650,000円
46年度	//	8件 2,450,000円
47年度	//	2件 700,000円

## (2) 精神薄弱者の福祉

### 概要

社会適応性の低い精神薄弱者、ちえのおくれた児童の福祉増進のために、昭和35年3月に制定され、精神薄弱者福祉法の理念思想に、もとづいた精神薄弱者のための更生施設授産施設、などにおける更生自活に必要な指導訓練知識技能を与え対象者の社会更生のための、諸策が講じられています。

福祉事務所では、精神薄弱者(児)の実態を把握し、その相談に応じた対象者の自立更生のための指導援護をはかっています。本市では在宅障害児の自立更正の訓練を行う施設「希望の家」を設置しています。なお心身障害者ホームヘルパーが日常の介護などお世話をしています。また精神薄弱者の更生援護の相談に応じて必要な助言を行う、地域の奉任者として精神薄弱者相談員がおかれています。

### 愛の手帳

表4-55 愛の手帳所持状況の推移

区分 \ 年	43	44	45	46	47	計
精神薄弱者			31	34	38	103
精神薄弱児			37	41	50	128
計			68	75	88	231

精神薄弱者(児)の福祉を増進するために、施設における収容保護と平行して在宅の援護をはかる必要があります。

そこで、精神薄弱者(児)の実態を知り、その保護および自立更生の援助をはかるため、身体障害者手帳に準じた、愛の手帳の交付を行っています。

手帳交付による受益は、

(ア) 所得税、住民税の減免、(イ) 都営交通機関および民営バスの無料または割引乗車、(ウ) 障

表4-56

区分 \ 年	43	44	45	46	47	計
軽度	6	8	14	15	18	61
中度	23	29	32	36	47	167
重度	8	12	12	13	13	58
最重度	4	6	10	11	10	41
計	41	55	68	75	88	327

害福祉年金の受給、(エ) 特別児童扶養手当の受給、(オ) 自動車税、自動車取得税の免除(1度～3度)などです。

### 障害の原因

精神薄弱者(児)の障害の原因は下記のとおりです。

先天性—28名	34%	出 産—17名	21%	} 対象者 82名
交 通—2名	2%	原因不明—18名	22%	
疾 病—11名	13%	その他—6名	8%	

### 都営交通機関利用の優遇措置

精神薄弱者が都営交通機関を利用する際、電車、バス共通の無料乗車券の交付、料金割引などの措置を受けられます。なお乗車券は、愛の手帳に添付されています。

### 日常生活用具の給付および改善

本市では重度の精神薄弱者に対し、日常生活を容易なものにするため、日常生活用具の給付および改善をしています。

9月末現在利用件数なし。

### 施 設

#### 精神薄弱者更生施設

精神薄弱者福祉法により精神薄弱者であって、職業訓練を行えば社会で働くことができる人、家庭環境の事情で家にいることが本人や家族のために好ましくないとと思われる人を入所させて保護するとともに、その更正に必要な職業訓練を行う施設です。

表4-57

精神薄弱者更生援護施設入所状況

施設 \ 年度	43	44	45	46	47	入所人員
更生援護施設	6	16	18	22	24	86

## 精神薄弱児施設

表4-58

施設 \ 年度	43	44	45	46	47	入所人員
収容施設	7	8	9	11	11	46
通園施設	3	3	7	7	6	26

ちえのおくれた児童を援護するため児童福祉法により、家庭において養育することができないとき収容して、独立自活に必要な知識、技能を与える施設です。また、精神薄弱児通園施設があり、社会に適応できるよう必要な生活、学習、運動などの指導を行う施設です。

## 日野市立「希望の家」

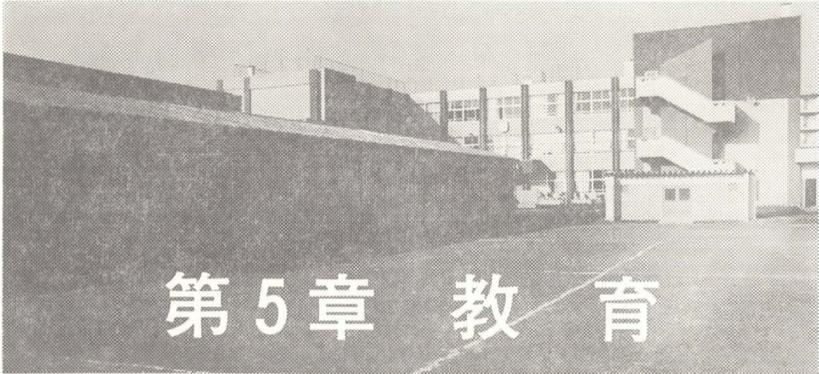
表4-59 人口児の年令別障害状況

病名 \ 年令	1	2	3	4	5	6
ダウン症	1		1	2		
脳性マヒ				2		1
精薄、自閉症				1		
自閉症				4		
精薄				1	2	

本市では市内の精神薄弱児および身体障害児または、これに準ずる者の福祉の増進をはかるため、昭和48年4月1日より日野市立「希望の家」を設置し、在宅障害児の自立更生のための訓練を行うとともに、保護者の負担軽減をはかることを目的として設置しました。管理運営は、日野市心身障害者を守る会に委託しています。対象児は就学前児童が通園し、週4日（月、火、水、金）午前10時から午後1時まで開園しています。9月30日現在、入園児は男13名、女4名が通園しています。

ちえのおくれた児童を援護するため児童福祉法により、家庭において養育することができないとき収容して、独立自活に必要な知識、技能を与

本市では市内の精神薄弱児および身体障害児または、これに準ずる者の福祉の増進をはかるため、昭和48年4月1日より日野市立「希望の家」を設置し、在宅障害児の自立更生



# 第5章 教育

## 1 学校教育

### (1) 義務教育施設

昭和38年市制施行時の小中学校数は、小学校7校、中学校3校の計10校でした。また建物も、五小と一中それに二中の一部を除いてはすべて木造校舎であって、プールは全校にありましたが、体育館はひとつもないという状況でした。10年後の現在では、小学校13校、中学校5校の計18校で、10年間で1.8倍に増え、校舎も全校が鉄筋コンクリート造となり、体育館も全校に建設されました。しかし残念なことに、当時はほとんどなかったプレハブ教室が現在では32教室も使われています。このプレハブ教室を一日も早くなくすことが、当面の大きな課題です。では、なぜプレハブ教室を使用しなければならなくなったのか、少し詳しくご説明します。

表5-1 学校・学級児童生徒数の推移

区分 年度	小学校			中学校			合計		
	学校	学級	児童	学校	学級	生徒	学校	学級	児童生徒
43	8	175	6,670	3	60	2,452	11	235	9,122
44	9	194	7,288	3	61	2,476	12	255	9,764
45	10	218	8,075	4	66	2,683	14	284	10,758
46	11	242	9,101	4	73	2,958	15	315	12,059
47	12	263	9,930	4	81	3,275	16	344	13,205

表5-2

## 年度別学校・学年別内訳

年度	区分 学校名	児 童 生 徒 数							学 級 数						
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
43	日野第一小学校	143	131	137	157	152	15155	875	4	3	4	4	4	4	23
	日野第二小学校	94	94	101	83	75	67	514	3	3	3	2	2	2	15
	日野第三小学校	133	117	105	86	80	70	591	3	3	3	2	2	2	15
	日野第四小学校	114	102	102	98	92	92	600	3	3	3	3	3	3	18
	日野第五小学校	258	259	260	216	195	177	1,365	6	6	6	5	5	4	32
	日野第六小学校	233	172	161	139	104	93	902	6	4	4	4	3	3	24
	潤徳小学校	246	193	189	195	152	157	1,141	6	5	5	5	4	4	29
	平山小学校	151	131	138	97	91	74	682	4	3	4	3	3	2	19
	小学校計	1,372	1,199	1,193	1,071	955	880	6,670	35	30	32	28	26	24	175
	日野第一小学校	282	234	254				770	7	6	6				19
日野第二中学校	397	376	336				1,109	9	9	8				26	
七生中学校	202	189	182				573	5	5	5				15	
中学校計	881	799	772				2,452	21	20	19				60	
44	日野第一小学校	138	142	136	136	156	151	859	4	4	4	4	4	4	24
	日野第二小学校	101	95	98	100	94	76	564	3	3	3	3	3	2	17
	日野第三小学校	163	137	109	105	76	79	669	4	4	3	3	2	2	18
	日野第四小学校	124	115	97	104	95	92	627	3	3	3	3	3	3	18
	日野第五小学校	290	249	256	253	206	187	1,441	7	6	6	6	5	5	35
	日野第六小学校	241	231	169	157	137	104	1,039	6	6	4	4	4	3	27
	潤徳小学校	283	235	198	185	204	169	1,274	7	6	5	5	5	4	32
	平山小学校	188	154	136	143	100	94	815	5	4	4	4	3	3	23
	日野第八小学校	(103)	(64)	(65)	(56)	(71)	(56)	(415)	(3)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(13)
	小学校計	1,528	1,358	1,199	1,183	1,068	952	7,288	39	36	32	32	29	26	194
	日野第一中学校	253	274	231				758	6	7	6				19
	日野第二中学校	402	391	371				1,164	9	9	9				27
	七生中学校	190	182	182				554	5	5	5				15
中学校合計	845	847	784				2,476	20	21	20				61	

経済社会構造の変動にともなう人口の都市集中現象は、ここ10数年来急速な勢いを示してきました。本市も南部の丘陵地帯をはじめ市内の随所で宅地造成や住宅建設が行われ、新しい市民の人々がぞくぞく転入しています。これが人口の社会増と呼ばれるものです。しかもこの社会増による新しい市民の人々は、比較的若い世帯の人が多いため、入居当初は夫婦2人か小さな子供との3人世帯位が多いわけですが、入居後に子供を出生するケースが多く、未就学児の増加がめだちます。新しく本市に転入された時点では社会増と呼ばれますが、その後の出生による増加は自然増です。すなわち本市は、社会増と自然増とがお互に関連しながら、人口が急増しているわけです。例

表5—2 のつづき

## 年度別学校・学年別内訳

年度	区分 学校名	見  童  生  徒  数							学  級  数						
		学  年							学  級						
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
45	日野第一小学校	146	136	145	137	136	157	857	4	4	4	4	4	4	24
	日野第二小学校	118	103	105	104	109	98	637	3	3	3	3	3	3	18
	日野第三小学校	133	159	129	112	102	77	712	3	4	3	3	3	2	18
	日野第四小学校	139	120	118	96	105	98	676	4	3	3	3	3	3	19
	日野第五小学校	233	277	241	248	246	206	1,451	6	7	6	6	6	5	36
	日野第六小学校	244	234	228	169	158	136	1,169	6	6	6	4	4	4	30
	潤徳小学校	193	207	184	149	146	144	1,023	5	5	5	4	4	4	27
	平山小学校	201	183	154	122	144	100	904	5	5	4	3	4	3	24
	日野第八小学校	93	101	63	68	59	69	453	3	3	2	2	2	2	14
	百草台小学校	55	37	34	37	13	17	193	2	2	1	1	1	1	8
	滝合小学校	1,555	1,557	1,401	1,242	1,218	1,102	8,075	41	42	37	33	34	31	218
	小学校計	268	255	279				802	6	6	7				19
	日野第一中学校	416	402	394				1,212	10	9	9				28
	日野第二中学校	251	202	188				641	6	5	5				16
七生中学校	16	5	7				28	1	1	1				3	
中学校計	951	864	868				2,683	23	21	22				66	
46	日野第一小学校	156	148	137	141	137	138	857	4	4	4	4	4	24	
	日野第二小学校	141	121	100	103	100	113	678	4	3	3	3	3	19	
	日野第三小学校	173	129	156	123	109	104	794	4	3	4	3	3	20	
	日野第四小学校	123	139	113	113	98	104	690	3	4	3	3	3	19	
	日野第五小学校	259	229	271	231	231	232	1,453	6	6	7	6	6	37	
	日野第六小学校	205	210	192	191	146	141	1,085	5	5	5	4	4	28	
	潤徳小学校	272	213	212	201	159	153	1,210	7	5	5	5	4	30	
	平山小学校	118	77	82	93	61	79	510	3	2	2	3	2	2	14
	日野第八小学校	109	94	98	63	64	58	486	3	3	3	2	2	2	15
	百草台小学校	197	120	98	80	73	42	610	5	3	3	2	2	1	16
	滝合小学校	188	146	138	102	76	78	728	5	4	4	3	2	2	20
	小学校計	1,941	1,626	1,597	1,441	1,254	1,242	9,101	49	42	43	39	35	34	242
	日野第一中学校	273	275	259				807	7	7	6				20
	日野第二中学校	469	413	395				1,277	11	10	9				30
七生中学校	227	203	214				644	6	5	5				16	
日野第三中学校	115	92	23				230	3	3	1				7	
中学校計	1,084	983	891				2,958	27	25	21				73	

えば、ある学校で6年生が120人（3学級）卒業して、新たに1年生が250人（6学級）入学するというような例がありますが、同時に学区内に200世帯位の集団住宅の入居でもあると、自然増だけで3学級の増であり、これに集団住宅による社会増を考慮すると、一度に6学級～8学級も増加してしまうという例もあります。こういう傾向が市内の各学校でしかも毎年続いて起っているわけですから、先に述べたとおり10年間に小中あわせて8校も新設

表5-2 のつづき

## 年度別学校・学年別内訳

種	区分 学校名	児 童 生 徒 数						学 級 数							
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
47	日野第一小学校	136	157	145	137	140	137	852	4	4	4	4	4	4	24
	日野第二小学校	137	143	127	112	100	103	722	4	4	3	3	3	3	20
	日野第三小学校	199	172	124	148	124	110	877	5	4	3	4	3	3	22
	日野第四小学校	119	125	137	108	108	99	696	3	3	4	3	3	3	19
	日野第五小学校	252	244	193	249	231	227	1,396	6	6	5	6	6	6	35
	日野第六小学校	191	206	217	184	197	142	1,137	5	5	5	5	5	4	29
	潤 徳 小 学 校	287	281	210	210	206	159	1,353	7	7	5	5	5	4	33
	平 山 小 学 校	105	120	91	92	98	70	576	3	3	3	3	3	2	17
	日野第八小学校	159	137	110	114	79	85	684	4	4	3	3	2	2	18
	百草台小学校	116	94	66	52	40	44	412	3	3	2	2	1	1	12
	滝 合 小 学 校	197	185	151	121	101	75	830	5	5	4	3	3	2	22
	高 幡 台 小 学 校	100	105	64	56	41	33	399	3	3	2	2	1	1	12
	小 学 校 計	1,998	1,969	1,635	1,581	1,464	1,283	9,930	52	51	43	43	39	35	262
	日野第一中学校	271	276	268				815	7	7	6				20
	日野第二中学校	545	459	408				1,412	13	11	10				34
	七 生 中 学 校	254	226	204				684	6	6	5				17
	日野第三中学校	137	126	101				364	4	3	3				10
中 学 校 計	1,207	1,087	981				3,275	30	27	24				81	

校を建設したり、既存の学校の増築を行ってきても追いついていかなかったというのが実情です。市の財政にも限りがあり、学校建設にばかり予算を投入してしまったら、均衡ある市の発展は望みません。そこでやむおえない措置としてプレハブ教室が建設されるということになってしまいます。

しかし、プレハブ教室は鉄筋校舎にくらべ騒音や寒暑などに対して問題点が多くあります。教育的には、一日も早くこれをなくすことが必要です。国の補助制度の不完全さもプレハブ教室増加の大きな原因でもあります。ここで今春開校した日野第七小学校の建設に対する国の補助金について簡単にふれてみます。

七小は、建築延面積約3,050m<sup>2</sup>で、工事請負金額は169,800千円です。ですから1m<sup>2</sup>あたりの建築単価は約56,000円ということになりますが、国庫補助金は1m<sup>2</sup>あたり46,000円です。また、国の基準による補助面積は2,578m<sup>2</sup>で、実際の建築面積とは約472m<sup>2</sup>の差があります。すなわち、単価と面積の両方から市の超過負担がなされているということになります。この超過負担

表5-3

日野市立小・中学校施設保有状況

学 校 名	児 童 生徒数	学級数	教 室 関									
			普通	理科	音楽	図工	美 技	家庭	視聴	図書	保健	
日野第一小学校	768	21	21	1	1	(1)			1		1	1
日野第二小学校	718	19	(3) 16	1	1	1			1		1	1
日野第三小学校	957	26	26	1	1	1			1		1	1
日野第四小学校	724	19	19	1	1	1			1		1	1
日野第五小学校	1,104	28	28	2	2	1			1		1	1
日野第六小学校	1,164	30	(3) 27	1	1	1			1		1	(1)
潤徳小学校	1,525	37	(9) 28	1	1	1			1		1	1
平山小学校	624	18	19	1	1	1			1	1	1	1
日野第八小学校	815	21	21	1	1	1			1		(1)	1
百草台小学校	451	13	(2) 11	1	1	1			1		(1)	1
滝合小学校	978	25	25	1	2	2			1	1	1	1
高幡台小学校	499	16	(4) 12	1	1	1			1			1
日野第七小学校	352	12	12	1	1	1			1			1
計	10,679	285	(21) 265	14	15	(1) 13			13	2	(2) 9	(1) 12
日野第一中学校	872	23	23	2	1		1	2	2		1	1
日野第二中学校	1,000	25	25	2	2		(2)		2		1	1
七生中学校	742	18	(1) 17	2	1		1	1	2	(1)	1	1
日野第三中学校	456	12	12	1	1		1	2	2		(1)	1
日野第四中学校	537	14	(2) 12	1	1		1	2	2			1
計	3,607	92	(3) 89	8	6		4	7	10	(1)	(1) 3	5

S. 48.12.1現在 ( )はプレハブ

係				管 理 関 係								屋 体	プ ール
職業	給食	その他	計	職員	校長	事務	用務	放送	更衣	機械室	計		
	1		(1) 27	1	1	1	1	1	1	1	7	1	1
	1		(3) 23	1	1	1	1	1		1	6	1	1
	1		33	1	1	1	1	1		1	6	1	1
	1		26	1	1		1	1	1	1	6	1	1
	1	9	46	1	1	1	1	1			5	1	1
	1		(4) 33	1	1		(1)	1		1	(1) 4	1	1
	1	2	(9) 35	1	1		1	1		1	5	1	1
	1		29	1	1		1	1		1	5	1	1
	1		(1) 27	1	1	1	1	1		1	6	1	1
	1		(3) 17	1	1	1	1	1		1	6	1	1
	1		35	1	1	1	1	1	1	1	7	1	1
	1		(4) 18	1	1	1	1	1			5	1	1
	1		18	1	1	1	1	1	1	1	7	1	1
13	11		(25) 367	13	13	9	(1) 12	13	4	11	(7) 75	13	13
			33	1	1	1	1	1	1	1	7	1	1
			(2) 33	2	1	1	1	1		1	7	1	1
			(1) 26	1	1	1	1	1	1	1	7	1	1
			(2) 20	1	1	1	1	1	1		6	1	1
			(2) 20	1	1	1	1	1	1	1	7	1	1
			(7) 132	6	5	5	5	5	4	4	34	5	5

表5-4

## 施設の整備状況

(単位千円)

年 度	工 事 内 訳	面積	事業費	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	都支出金	起 債	一般財源	
38	校舎建設工事	6,225	176,872	102,280		31,500	43,092	二小, 五小, 一中 二中, 七生中
	屋内体育館建設工事							
	用地買収	21,055	56,532			26,000	30,532	二小, 五小, 平山
39	校舎建設工事	6,073	(4,203) 182,778	(4,203) 120,113		18,500	44,165	二小, 五小, 潤徳 小, 平山小, 一幼
	屋内体育館建設工事	1,174	29,720	5,027		7,000	17,693	二中
	用地買収	6,222	6,214				6,214	五小, 六小, 二中
40	校舎建設工事	4,908	(181,092) 168,666	(135,638) 55,094		45,000	(45,454) 68,572	四小, 六小, 潤徳小 平山小, 三幼
	屋内体育館建設工事	1,607	42,680	9,722		9,000	23,958	一中, 七生中
	用地買収	6,222	6,214				6,214	五小, 六小, 二中
41	校舎建設工事	3,721	147,443	100,947		16,300	30,196	平山小, 二中
	屋内体育館建設工事	587	16,538	2,626		5,500	8,412	平山小
	用地買収	9,376	147,443	100,947		16,300	30,196	二小, 五小, 六小 二中
42	校舎建設工事	7,485	(19,030) 253,910	(14,889) 130,595		11,000	112,315	二小, 三小, 五小 六小
	屋内体育館建設工事	832	21,750	5,322		10,000	6,428	五小
	用地買収	23,163	147,377			105,000	42,377	二小, 四小, 八小
43	校舎建設工事	2,121	88,000	16,795		24,000	47,205	五小, 六小
	屋内体育館建設工事	761	23,840	5,884		8,000	9,956	潤徳小
	用地買収							
44	校舎建設工事	7,746	(65,741) 301,464	(44,794) 69,397	10,035	102,700	(20,953) 119,332	四小, 平山小, 八小, 百草台小
	屋内体育館建設工事	1,442	51,780	11,072	1,962	16,300	22,426	四小, 六小
	用地買収	16,065	179,812		17,000	160,000	2,812	滝合小
45	校舎建設工事	5,887	(221,059) 333,787	(124,492) 79,731	8,929	138,000	(96,567) 107,127	潤徳小, 滝合小 七生中, 三中
	屋内体育館建設工事	1,522	51,790		19,086	18,000	14,704	二小, 三小
	用地買収	27,247	129,254				129,254	滝合小, 三中
46	校舎建設工事	8,891	413,119	44,827	18,289	137,700	212,303	百草台小, 滝合小 高幡台小
	屋内体育館建設工事	2,163	94,375	19,089	6,781	34,700	33,805	滝合小, 百草台小 八小
	用地買収	48,434	714,406	16,073	0	400,000	298,333	四幼, 七小, 高幡 台小, 百草台小
47	校舎建設工事	(9,699) 6,351	(121,904) 375,895	(86,566) 82,181	45,459	156,900	(35,338) 91,355	三小, 八小, 七小 一中, 四中, 四幼
	屋内体育館建設工事	3,014	95,699	10,915	20,928	20,600	43,256	高幡台小, 三中 四中
	用地買収							

解消のために10数年来、市長会、教育長会などで国に陳情を続けており、年々少しずつ改善はされてきています。ことに本年度からは、国の補助金の負担率も、人口急増都市は従来の2分の1から3分の2に引きあげられましたし、補助基準面積も平均約2割アップになりました。補助単価も昨年にくらべ12%位アップされています。しかし、単価にしても、面積にしてもまだまだ相当の開きがありますので、これからもさらに強い運動を展開して行かなければなりません。幸い東京都も補助金や貸付金を基準にもとづいて許可していただきますので、これらの運動とあいまって、プレハブ解消に努力して行きたいと考えています。

## (2) 学校給食

小学校の給食は、幾多の変遷をへながら、昭和32年より完全給食5日型で開始されました。当初の脱脂粉乳にかわって、昭和41年9月からは週2本の牛乳を使用、そして昭和43年7月から、全給食時に牛乳を使用するなどしてその改善につとめてきました。

関係職員については、各校1名の栄養士、昭和47年度から新たに調理員の配置基準をさだめました。給食実施回数はおよそ、186回～191回となっています。

中学校については、昭和38年10月からミルク50%、脱脂粉乳50%の混合委託によるミルク給食が全校に実施され、昭和40年6月には全部牛乳に切りか

表5-5

小 学 校					中 学 校				
年度	実施校	給食関係職員		計	年度	実施校	給食関係職員		計
		栄養士	調理員				栄養士	調理員	
43	8	8	36	44	43	3	0	0	0
44	9	9	41	50	44	3	0	0	0
45	10	9	46	55	45	3	0	0	0
46	10	10	50	60	46	3	0	0	0
47	12	12	68	80	47	4	0	0	0

(新設による開始準備期間を除き100%実施)

えられましたが、まだ完全給食にはいたっていません。中学校の市部を表5-7によりみると、未実施45.6%、ミルク28.1%、完全給食は26.3%となっており、中学校の遅れがめだちます。

学校ごとの栄養士の配置により栄養指導管理、食事調整と実際的な知識経験により学校給食にあたっており、また調理職員については、魅力的な食事にするため（昭和48年4月より児童数600人以下—4人、601~900人—5人、901~1,200—6人、1,200人以上300人増すごとに1人と改正）職員の適正配置と調理技術、栄養、衛生知識などについて給食会を中心に研修会をもち資質の向上をはかっています。

表5-6

給食実施内容の推移

		年度	43	44	45	46	47	
小 学 校	型		完 全	完 全	完 全	完 全	完 全	
	年間実施回数		190	191	189	189	186	
	給食 実施 人員	児 童		6,524	6,998	8,102	8,410	9,962
		教 職 員		243	275	300	329	358
		調 理 員 他		65	75	86	58	73
		計		6,832	7,348	8,488	8,797	10,393
	月平均給食費		850	900	1,100	1,100	1,300	
	1回当り給食費		48.4	54.4	62.6	65.5	75.0	
中 学 校	型		ミル ク	ミル ク	ミル ク	ミル ク	ミル ク	
	年間実施回数		170	178	175	168	150	
	給食 実施 人員	児 童		2,427	2,459	2,697	2,748	3,303
		教 職 員		105	79	126	129	143
		調 理 員 他		0	0	0	0	0
		計		2,528	2,542	2,823	2,877	3,446
	月平均給食費		93	100	100	100	100	
	1回当り給食費		13	14.10	15.22	17.27	17.27	

表5-7

都内小中学校給食実施状況

	小 学 校				中 学 校				合 計	
	全 都	区 部	市 部	町村部	全 都	区 部	市 部	町村部		
学 校 数	1,186	838	294	54	522	377	114	31	1,708	
児 童 生 徒 数	903,175	653,417	237,865	11,893	341,224	252,220	83,161	5,843	1,244,399	
完全給食	実施校数	1,178	838	288	52	411	354	30	1,589	
	実施率	99.3	100.0	98.0	96.3	78.8	93.9	26.3	87.1	
	児童生徒数	898,981	653,417	233,747	11,817	262,377	235,653	21,227	5,497	1,161,358
ミルク給食	実施校数	6		6		57	23	32	2	63
	実施率	0.5		2.0		10.9	6.1	28.1	6.5	3.7
	児童生徒数	4,118		4,118		40,499	16,567	23,637	293	44,617
未実施	実施校数	2		2		54		52	2	56
	実施率	0.2		3.7		10.3		45.6	6.4	3.3
	児童生徒数	76		76		38,348		38,295	53	38,424

### (3) 学校保健と児童生徒の体位

児童・生徒の健康管理については、とくに環境の変化にともなう新しい病気に対する予防もとり入れ、健康の保持をはかっています。

現在18校の学校医（内科，歯科，眼科，耳鼻科，薬剤師）と保健会が中心に、定期健康診断をはじめとし、結核検診，心臓検診，寄生虫検査，尿検査細菌検査たどを実施し，これなどは直接体位にあらわれ，表5-8，5-9で示すような体位の向上となってあらわれています。

### (4) 移動教室

#### 小学校5年生の移動教室

千葉県安房郡岩井海岸の民宿による臨海学校は，宿の狭さ，海水の汚染，交通事情の悪化などにより，昭和45年から，真鶴海岸における日帰りの移動教室となりました。しかしこの移動教室も，極端な交通事情の悪化により，適地への変更が学校側から要請されています。

#### 小学校6年生の移動教室

林間学校として，夏季休業中に実施してきましたが，国鉄の車両の都合により，昭和45年から，一学期中に移動教室として行われるようになり，全市

表5-8

## 1. 過去5年間における児童生徒の体位の推移

区分	学年及び性別 年度	小				学			
		1 年		2 年		3 年		4 年	
		男	女	男	女	男	女	男	女
身長 (cm)	43	115.2	114.1	120.5	119.8	125.5	125.8	130.8	130.4
	44	115.3	114.7	120.3	119.9	126.1	125.5	131.2	131.2
	45	115.5	114.5	121.1	120.4	126.5	125.3	131.5	131.3
	46	115.4	114.6	121.2	120.3	125.8	125.8	131.6	131.0
	47	115.6	115.0	121.2	120.2	126.6	125.7	131.6	131.3
体重 (kg)	43	20.3	19.6	22.4	22.1	25.0	24.7	27.6	27.0
	44	20.2	19.9	22.9	22.1	25.4	24.9	28.1	28.2
	45	20.5	19.8	22.8	22.0	25.4	24.6	28.0	27.6
	46	20.3	19.9	22.9	22.3	25.6	24.9	28.2	27.6
	47	20.7	20.2	22.9	22.3	25.5	25.0	28.5	28.1
胸圍 (cm)	43	56.8	55.0	59.1	57.5	61.3	60.0	63.4	61.2
	44	56.9	55.8	58.9	56.8	61.0	58.9	62.7	61.7
	45	57.0	55.5	59.1	57.4	61.3	59.2	63.0	61.8
	46	57.2	55.6	58.7	57.9	61.5	61.0	65.6	62.0
	47	57.4	56.0	59.5	58.1	61.6	60.0	64.1	62.2
座高 (cm)	43	64.6	64.2	67.3	66.8	69.5	69.3	71.8	71.5
	44	64.8	64.3	67.2	67.0	69.8	69.5	71.9	72.0
	45	65.0	64.6	67.5	67.0	70.1	69.3	71.9	71.9
	46	64.9	64.3	67.4	67.0	70.0	69.4	72.1	71.6
	47	65.1	64.7	67.6	67.1	70.1	69.6	71.9	71.8
43年 47年 上昇差 (cm)	身長	0.4	0.9	0.7	0.4	1.1	-0.1	0.8	0.9
	体重	0.4	0.6	0.5	0.2	0.5	0.3	0.9	1.1
	胸圍	0.6	1.0	0.4	1.4	0.3	0	0.7	1.0
	座高	0.5	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	0.1	0.3

児童生徒の体位は、表で示すように身長について全般的に伸びがみられ、小学という伸びを示している。これを昭和37年を対照にすると、男子小中平均では

校				中 学 校					
5 年		6 年		1 年		2 年		3 年	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
135.8	135.8	140.5	143.4	147.4	148.4	154.4	152.3	160.8	153.4
136.1	136.9	141.6	143.8	147.7	143.2	155.0	152.6	161.6	154.6
136.0	137.1	141.8	143.7	148.1	149.2	154.7	152.6	161.6	154.5
136.4	137.7	141.9	144.5	148.4	149.7	156.0	153.2	162.8	155.0
137.1	137.3	142.3	144.4	148.5	149.9	156.4	153.5	162.9	155.2
30.9	31.2	34.1	35.5	38.6	40.2	44.3	45.7	49.7	47.6
31.0	30.9	34.8	36.0	39.1	41.1	44.3	45.0	50.2	48.8
31.3	31.9	34.8	36.5	40.3	41.3	44.3	45.6	50.6	48.0
31.2	31.4	35.0	36.7	41.0	40.5	45.6	45.6	49.7	49.4
31.8	31.6	35.1	36.5	38.3	41.6	45.8	44.9	51.1	48.7
66.0	64.9	68.0	68.4	69.9	73.3	70.5	75.8	79.1	78.9
67.1	64.1	68.0	68.3	72.1	73.3	74.0	75.6	78.7	78.2
65.8	65.3	68.3	67.8	71.6	72.5	74.9	75.4	78.3	77.5
66.2	65.5	71.4	69.3	71.3	72.9	75.4	76.2	77.4	77.4
66.3	65.2	68.7	69.5	71.5	73.7	75.5	75.4	79.7	78.2
73.8	74.4	76.1	77.8	79.5	80.7	83.0	83.0	85.9	83.5
74.0	74.5	76.3	78.0	79.2	80.9	82.6	82.1	86.5	83.6
73.9	74.1	76.6	77.6	79.0	80.8	82.2	82.9	86.0	84.0
74.0	74.4	76.3	78.0	79.9	81.4	83.3	83.5	86.2	84.5
74.0	74.5	75.7	78.2	80.0	81.8	83.9	83.5	86.5	84.2
1.3	0.5	1.8	1.0	1.1	1.5	2.0	1.2	2.1	1.8
0.9	0.4	0.4	1.0	-0.3	1.4	1.5	-0.8	1.4	1.1
0.3	0.3	0.7	1.1	1.6	0.4	5.0	-0.4	0.6	-0.7
0.2	0.1	-0.4	0.4	0.6	1.1	0.9	0.5	0.6	0.7

生男子を平均すると1.1cm、女子で0.6cm、中学男子では1.7cm、女子では1.5cm  
3.6cm、女子で3.9cmも伸びています。

表5-9

2. 体位の本市平均と都ならびに全国平均との比較

小 中 別	日 野 都 令 全 国	区 分	身 長 (cm)				体 重 (kg)			
			男		女		男		女	
			平均	比	平均	比	平均	比	平均	比
小 学 校	6	日野	115.6		115.0		20.7		20.2	
		都	115.6	0	114.7	+0.3	20.7	0	20.3	-0.1
		全国	115.2	+0.4	114.3	+0.7	20.4	+0.3	20.1	+0.1
	7	日野	121.2		120.2		22.9		22.3	
		都	121.0	+0.2	120.1	+0.1	23.2	-0.3	22.6	-0.3
		全国	120.5	+0.7	119.7	+0.5	22.8	+0.1	22.2	+0.1
	8	日野	126.6		125.7		25.5		25.0	
		都	126.3	+0.3	126.0	-0.3	25.9	-0.4	25.5	-0.5
		全国	125.9	+0.7	125.2	+0.5	25.3	+0.6	24.9	+0.1
	9	日野	131.6		131.3		28.5		28.1	
		都	131.5	+0.1	131.0	+0.3	28.9	-0.4	28.4	-0.3
		全国	130.9	+0.7	130.6	+0.7	28.0	+0.5	27.9	+0.2
10	日野	137.1		137.3		31.8		31.6		
	都	136.5	+0.6	137.4	-0.1	32.3	-0.5	32.4	-0.8	
	全国	135.8	+1.3	136.8	+0.5	31.3	+0.5	31.7	-0.1	
11	日野	142.3		144.4		35.1		36.5		
	都	141.8	+0.5	143.5	+0.9	35.7	-0.6	36.9	-0.4	
	全国	141.1	+1.2	143.2	+1.2	34.7	+0.4	36.3	+0.2	
中 学 校	12	日野	148.7		149.8		38.3		41.6	
		都	148.7	0	149.8	0	40.5	-2.2	42.2	-0.6
		全国	147.8	+0.9	149.0	+0.8	39.5	-1.2	41.5	+0.1
	13	日野	156.1		153.5		45.8		44.9	
		都	156.1	0	153.3	+0.2	46.2	-0.4	46.4	-1.5
		全国	154.9	+1.2	152.6	+0.9	44.9	+0.9	45.7	-0.8
14	日野	162.1		155.2		51.1		48.7		
	都	162.1	0	155.2	0	51.8	-0.7	48.9	-0.2	
	全国	161.2	+0.9	154.5	+0.7	50.4	+0.7	48.8	-0.1	

胸 部 (cm)				座 高 (cm)			
男		女		男		女	
平均	比	平均	比	平均	比	平均	比
57.4		56.0		65.1		64.7	
57.4	0	56.2	-0.2	64.9	+0.2	64.5	-0.2
57.4	0	56.0	0	64.6	+0.5	64.2	+0.5
59.5		58.1		67.6		67.1	
59.6	-0.1	58.0	+0.1	67.5	+0.1	66.8	+0.3
59.5	0	57.9	+0.2	67.2	+0.4	66.7	+0.4
61.6		60.0		70.0		69.6	
61.9	-0.3	60.5	-0.5	69.8	+0.2	69.4	+0.2
61.6	0	60.1	-0.1	69.5	+0.5	69.2	+0.4
64.1		62.2		71.9		71.8	
64.4	-0.3	62.7	+0.5	72.0	-0.1	71.8	0
63.8	+0.3	62.6	-0.4	71.7	+0.2	71.6	+0.2
66.3		65.2		74.0		74.8	
66.7	-0.4	65.9	-0.7	74.4	-0.4	74.6	+0.2
66.2	+0.1	65.7	-0.5	73.8	+0.2	74.4	+0.4
68.7		69.5		75.7		78.2	
69.1	-0.2	69.5	0	76.6	-0.9	77.8	+0.4
68.8	-0.1	69.5	0	76.1	-0.4	77.6	+0.6
71.5		73.6		80.0		81.8	
71.9	-0.4	73.9	-0.3	79.8	+0.2	81.3	+0.5
71.5	0	73.7	-0.1	79.3	+0.7	81.0	+0.8
75.5		75.4		83.9		83.5	
75.8	-0.3	77.4	-2.0	83.3	+0.6	83.4	+0.1
75.2	+0.3	76.9	-1.5	82.8	+1.1	83.1	+0.4
79.7		78.2		86.5		84.2	
79.7	0	79.1	-0.9	86.9	-0.4	84.2	0
79.3	+0.4	79.1	-0.9	86.1	+0.4	84.3	+0.1

(昭和47年度定期健康診断による  
比は、都及び国に比較して日野  
市の平均の差を示す)

身長については、都・全国ともに  
標準より上まわっているが、体重、  
胸部、座高については、全国平均  
より上まわっているものの、東京  
都との比較では若干下まわってい  
ます。

表5-10

結核検診実施状況

小中別	年度	児童生徒数	ツ反	間接	BCG	直接
小学校	43	6,670	3,757	6,364	160	95
	44	7,473	3,396	6,559	467	81
	45	8,378	4,083	7,292	445	39
	46	9,101	5,157	8,148	524	169
	47	9,962	6,908	5,926	902	146
中学校	43	2,452	318	2,372	2	30
	44	2,638	468	2,397	52	16
	45	2,798	355	2,652	27	8
	46	2,958	435	2,885	49	50
	47	3,303	381	3,243	52	68

の学校が連合で行います。

#### 中学校2年生の移動教室

従来、夏季休業中に、八ヶ岳の大成荘を利用して、林間学校として実施してきましたが、宿泊できる人数が少ないことと、短期に終わりたい学校の希望もあり、蓼科高原（長野県）本栖湖（山梨県）などと、適切な時期を選び移動教室として実施するように、昭和47年から変わりました。

いずれも参加率が高く、好評です。これなどのほかに、中学校3年生は、関西方面に修学旅行を、各中学校ごとに実施しています。

表5-11

小学校5学年移動教室

区分 年度	形態	場所	期間	宿泊 数	学校 数	学年	在籍 児童数	参加 児童数	参加率	引率 教職員数
43	臨海 学校	岩井海岸 (千葉県)	7.28~8.1	2 泊 3 日	8	5	958	851	88.8	107
44							1,084	957	88.3	121
45	移動 教室	真鶴海岸 (神奈川県)	6.8~6.12	日 帰 り	10		1,243	1,165	93.7	75
46			6.7~6.11		11		1,254	1,220	97.3	77
47			5.26~6.1		12		1,449	1,417	97.8	96

表5-12

小学校6学年移動教室

区分 年度	形態	場 所	期 間	宿 泊 教	学 校 数	学 年	在 籍 児童数	参 加 児童数	参加率	引 率 教職員数
43	林 間 学 校	日 光 (栃木県)	8. 7~8. 9	2	8	6	883	802	90.8	72
44			8. 25~8. 29				3	962	942	94.1
45	7. 2~7. 6		10	1,122	1,083			96.5	83	
46	6. 29~7. 3		11	1,251	1,219			97.5	90	
47	7. 9~7. 13		12	1,279	1,256		98.2	94		

表5-13

中学校2学年移動教室

区分 年度	形態	場 所	期 間	宿 泊 数	学 校 数	学 年	在 籍 児童数	参 加 児童数	参加率	引 率 教職員数
43	林 間 学 校	八 ヶ 岳 大 成 荘 (山梨県)	7. 23~8. 6	2	3	2	785	491	62.6	47
44			7. 22~8. 9				871	742	85.2	60
45			7. 22~8. 11				869	779	89.6	67
46			7. 22~8. 3				570	466	81.8	46
47	移 動 教 室	蓼科牧場 (長野県) 清 里 (山梨県) 本 栖 湖 (山梨県)	6. 18~6. 20 7. 26~7. 28 9. 12~9. 14	泊 3 日	4	2	1,079	1,049	97.2	62

備考 昭和46年度に日野第二中学校(対象在籍生徒数413名)は不参加

### (5) 中学校卒業者の進路状況

昭和37年に77.3%であった高校進学率が、昭和47年度では97.6%に増加しています。就職者は12.7%から0.01%と激減しています。また無業者および各種学校関係は、昭和46年度をさかいに急減しておりますが、その内訳は各種学校(和洋裁)および職業訓練所に進んだものと思われま。

表5-14 にみられますように、各学校の進学率にほとんど差がなくなっています。

表5-14 過去5年間の進学状況の推移(就職進学者を含む)

年 度	学 校 名	卒 業 者 数			高 校(全日制)					
					公 立			私 立		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
43	日野第一中学校	128	118	246	45	50	95	72	57	120
	日野第二中学校	168	167	335	85	81	166	73	88	161
	七生中学校	102	71	173	59	29	88	37	37	74
	計	398	356	754	189	160	349	182	173	355
44	日野第一中学校	123	116	239	53	62	115	49	42	91
	日野第二中学校	213	155	368	98	62	160	100	89	189
	七生中学校	94	104	198	38	32	70	45	63	108
	計	430	375	805	189	156	345	194	194	388
45	日野第一中学校	146	137	283	68	58	126	65	63	128
	日野第二中学校	201	191	392	91	82	173	94	106	200
	七生中学校	121	104	225	61	50	111	45	43	88
	日野第三中学校	6	6	12	3	2	5	3	4	7
	計	474	438	912	223	192	415	207	216	423
46	日野第一中学校	120	149	269	57	71	128	59	69	128
	日野第二中学校	203	192	395	106	105	211	92	85	177
	七生中学校	109	105	214	73	54	127	23	46	69
	日野第三中学校	15	8	23	8	5	13	7	3	10
	計	447	454	901	244	235	479	181	203	384
47	日野第一中学校	144	130	274	74	79	153	58	48	106
	日野第二中学校	186	224	410	86	109	195	97	112	209
	七生中学校	92	113	205	42	70	112	47	37	84
	日野第三中学校	53	52	105	30	26	56	23	26	49
	計	475	519	994	232	284	516	225	223	448

高 校(定時制)						高等專 門 学 校			合 計			進 学 率		
公 立			私 立											
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
3		3							120	107	227	94	90	92
									158	160	318	94	96	95
1	1	2							97	67	164	95	94	96
4	1	5							375	334	709	94	93	94
1	2	3				2		2	105	106	211	85	91	88
1		1				7		7	206	151	357	96	97	97
4		4							87	95	182	92	91	92
6	2	8				9		9	398	352	750	93	93	93
1	1	2				1		1	135	122	257	92	89	91
	2	2				1		1	186	190	376	93	99	96
									106	93	199	82	89	88
									6	6	12	100	100	100
1	3	4				2		2	433	411	844	92	94	93
	1	1							116	141	257	97	94	96
						4		4	202	190	392	100	98	99
3		3				1		1	100	100	200	92	95	93
									15	8	23	100	100	100
3	1	4				5		5	433	439	872	97	97	97
						4		4	136	127	263	94	98	96
	1	1				2		2	185	222	407	99	99	99
	2	2							89	109	198	97	96	97
									53	52	105	100	100	100
	3	3				6			463	510	973	97	98	98

表5—15

過去5年間の進路状況(就職者を含む)

	卒業者数		進 学 者					就職者	就職進学者			無業者 含各種 学 校	その他 死 亡 不 詳	備 考	
			高校(全日制)		高校(定時制)		高等専 門学校		計	高校(定時制)					
			公立	私立	公立	私立				公立	私立				計
43	男	398	189	182				371	17	4		4	6		
	女	356	160	173				333	14	1		1	8		
	計	754	349	355				704	31	5		5	14		
44	男	430	189	194			9	392	18	6	2	8	12		
	女	375	156	194				350	15				10		
	計	805	345	388			9	742	33	6	2	8	22		
45	男	474	223	207			2	432	22	1		1	19		
	女	438	192	216	1			409	8	2		2	19		
	計	912	415	423	1		2	841	30	3		3	38		
46	男	447	244	181			5	430	10	3		3	3		
	女	454	235	203				438	14	1		1	2		
	計	901	479	384			5	868	24	4		4	5		
47	男	475	232	225			6	463	6				6		
	女	519	284	223				507	6	3		3	3		
	計	994	516	448			6	970	12	3		3	9		

表5—16

特殊学級の配置状況

名 称	設置校名	設置年月日	種別	通学区域	内 容			備考
					学級数	児童生徒	教員	
日野第三小学校 特殊学級	日野第三小学校	昭和35年4月1日	精簿	全区域	3	28	4	
日野第一中学校 特殊学級	日野第一中学校	昭和38年4月1日	◇	◇	2	21	3	
潤徳小学校 特殊学級	潤徳小学校	昭和42年5月1日	◇	都立七生 児童学園				45年度 廃止
七生中学校 特殊学級	七生中学校	昭和42年5月1日	◇	◇				◇
日野第一小学校 訪問学級	日野第一小学校	昭和46年4月1日	訪問 学級	全区域	1	4	2	
七生中学校 訪問学級	七生中学校	昭和47年4月1日	◇	◇	1	7	2	

### (6) 心身障害児学級

心身に障害をもつ子どもの教育を保障しようとする考え方と、当然教育を受けさせてもらいたいとする要求とがあいまって、心身障害児教育は、ますます多様化してきています。

かつては促進学級的な特殊学級も、父兄の強い要望で本来の特殊学級的な色彩をおびてきました。

とくに寝たきりの子供に対し、訪問学級が設置されたことは、特筆されてよいかと思えます。指導車両を配置し、1週4日訪問指導をしています。

表5-17 特殊学級別・学年別児童生徒数

特殊学級名	学年・性別		1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	年度	学級数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
日野第三小学校 特殊学級	43	2			3	1	1		5	4	3	1	5	1	17	7
	44	2			2		3	1	2		6	4	3	1	16	6
	45	3	1		1	2	3		4	1	2		7	6	18	9
	46	3	1	2	1	2	1	6	2	3	5	1	6	2	16	16
	47	3		2	2	2	1	2		7	4	2	4	2	11	17
日野第一中学校 特殊学級	43	2		3	7	1	5	3							12	7
	44	2	5	1	2	2	6	1							13	4
	45	2	3	1	4	2	2	2							9	5
	46	2	4	3	4	1	6	2							14	6
	47	2	6		5	5	4	1							15	6
潤徳小学校特殊学級 (七生児童学園分教室)	43	2	8	3	3	2	2	2	1	1	2	2	2	2	18	12
	44	3	1	1	8	4	4	3	4	3	3	3	2	3	22	17
	45	6	1	1	2	1	9	4	5	5	9	5	6	2	32	18
七生中学校特殊学級 (七生児童学園分教室)	43	3	11	10	8	5	9	2							28	17
	44	3	4	5	10	10	8	4							22	19
	45	5	6	11	8	6	10	10							24	27
日野第一小学校訪問学級 訪問学級	46	1					2		2		1				5	
	47	1							2		1		1		4	
七生中学校訪問学級	47	1	2	1	3	1									5	2

(7) 教育相談の状況

昭和42年9月、教育相談室開始以来7年目を迎えました。来談者は年ごとに増加しており、申し込みは、「わたしたちの便利帳」、広報「ひの」または学校の紹介などによるものです。面接治療の延回数、昭和45年162回、昭和46年420回、昭和47年530回と上昇しています。

「知能、学業に関するもの」が従来は多かったのですが、最近「性格行動」に関するものがふえています。心障児に対する相談や検査も実施し、ますます重要な割合をましているのが教育相談といえます。

表5-18

年度	種別 対象	性格・行動	精神身体	知能・学業	その他	計
		に関するもの	に関するもの	(進路・適性) に関するもの		
43	幼児	7	0	2		9
	児童	8	4	23		35
	生徒	0	0	4		4
	計	15	4	29		48
44	幼児	3	2	1	0	6
	児童	14	3	48	1	66
	生徒	0	2	1	0	3
	計	17	7	50	1	75
45	幼児	1	3	2	0	6
	児童	6	3	62	1	72
	生徒	0	0	3	0	3
	計	7	6	67	1	81
46	幼児	8	2	4	0	14
	児童	18	10	65	1	94
	生徒	1	1	0	0	2
	計	27	13	69	1	110
47	幼児	4	7	6	0	17
	児童	20	5	54	6	85
	生徒	2	0	2	0	4
	計	26	12	62	6	106
合計		92	42	277	9	420

## (8) 就学援助

生活保護をうけていないけれども、経済的に就学困難な、児童・生徒に対して、教育費の援助を行っています。国の補助をうけて行っているものに学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などがあり、市独自のものとしては移動教室費、卒業記念アルバム費、中学校制服費などがあります。

援助費をうけられるかどうかの認定は、一定の基準によって毎年行われますが、人口増加にともない、認定数は増加傾向を示しており、学校によって多少の差があるのが特徴です。

表5-19 就学援助費該当人員および援助額

区分 年度	援助者認定数			援助の内容	援助費 支給額	内 訳		1人当り 平均援助額
	小学校	中学校	計			国庫	市	
43	101	45	146	学用品費	1,983,364	815,798	1,167,566	13,585
44	99	47	146	修学旅行費	2,207,409	885,939	1,321,470	15,119
45	125	48	173	学校給食費	3,024,830	1,243,086	1,781,744	17,485
46	149	60	209	校外活動費	3,706,936	1,575,807	2,131,129	17,737
47	188	91	279	医療費等	5,565,645	2,418,298	3,147,347	19,947

表5-20 学校別認定児童・生徒数

年度	一小	二小	三小	四小	五小	六小	調小	平小	八小	百小	滝小	高小	計	一中	二中	七中	三中	他市	計	合計
43	25	2	17	14	10	3	8	22					101	17	17	11			45	146
44	18	1	18	18	10	5	8	21					99	23	14	10			47	146
45	17	2	20	25	17	6	14	21	1	2			125	26	12	10			48	173
46	13	3	17	21	15	16	29	26	1	2	6		149	26	15	13	5	1	60	209
47	15	6	18	26	15	22	27	40	1	8	7	3	188	38	25	24	4		91	279

### (9) 教職員の研修と研究委託

教職員の資質向上のため、日野市教育委員会主催で表5-21のように実施しています。研修の内容も年々多様化し、受動的な形式から能動的な、授業公開、研究協議、実技研修などに変化してきました。

とくに教育現代化の流れにのって、教育工学、教育機器に関する研修の要望が強まっています。

委託研究で特筆すべきこととしては、教育委員会指定研究として、授業研

表5-21

#### (2) 教職員研修会

研修会名	43		44		45		46		47	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
学校経営研修会	15	1,050	4	160	8	320	9	450	11	550
教務主任研修会			3	45	4	56	2	24	2	36
新任教諭研修会			8	200	12	360	16	416	14	560
事務主事研修会			2	24	3	42	3	90	2	60
教育工学、機器研修会							1	30	4	140
体育実技研修会					1	25	1	40	1	45
音楽実技研修会			1	40			1	40	1	45
図工実技研修会			2	80			1	30	1	45
理科実技研修会									2	90
婦人教諭研修会	4	200	1	40			1	30	1	30
幼稚園教諭研修会	5	200	2	60	3	90	2	60	2	60
生活指導研修会			3	45			3	90	3	54
道德教育研修会			2	50					3	120
学校図書館研修会							1	25	1	25
養護教諭研修会									1	19
書写実技研修会							3	90		
教育相談研修会	26	650	22	440	23	460	23	460	23	575
校内研修会(幼・小・中)							51	13,470	43	1,246
教育講演会			2	140						
特殊教育研修会					1	20				
社会科地域学習研修会					1	40	1	40	1	40
計	50	2,100	52	1,324	56	1,413	119	3,262	116	3,740

表5-22

## (1) 教職員委託研究

5月1日現在

年度	件名	自由研究	学校別指定研究	研究協力校(国)	教委派遣研究	教委指定研究	計
43		30	14	3	9	3	59
44		50	14	4	8		76
45		50	16	4	23	3	96
46		50		4	30	7	91
47		50		2	30	3	85
計		230	44	17	100	16	407

究がとりあげられたことです。この研究は将来の当市の学校教育を動かす、重要なものと考えています。

## (10) 教職員年令別男女別構成

教職員は学級数の伸びと比例し、昭和43年度を100としますと昭和47年度は145となります。総勢505人です。

社会増の地域は、年々若い教師が多くなってきており、またひしめく40代は当市においても顕著です。婦人教師は年々増加しており、昭和47年度の婦人教師のしめる割合は、小学校64.1%、中学校41.6%となっており、おそらく、数年後には小学校は70%の婦人教師によってしめられるものと推察され学校経営もいちだんとくふうを要することになります。

表 5-23

教職員・年令別・男女別構成

各年度 3月31日現在

年度	学校 年令別 男女別	小 学 校			中 学 校			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
43	20~29	19	48	67	8	12	20	27	60	87
	30~39	41	43	84	32	11	43	73	54	127
	40~49	30	38	68	26	7	33	56	45	101
	50~59	20	4	24	6	2	8	26	6	32
	60以上	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	合 計	111	133	244	73	32	105	184	165	349
44	20~29	28	62	90	5	13	18	33	75	108
	30~39	44	48	92	32	11	43	76	59	135
	40~49	42	43	85	31	8	39	73	51	124
	50~59	21	5	26	6	1	7	27	6	33
	60以上	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	合 計	136	158	294	75	33	108	211	191	402
45	20~29	33	70	103	2	11	13	35	81	116
	30~39	41	41	82	35	24	59	76	65	141
	40~49	51	43	94	38	9	47	89	52	141
	50~59	21	5	26	6	2	8	27	7	34
	60以上	1	1	2	0	0	0	1	1	2
	合 計	147	160	307	81	46	127	228	206	434
46	20~29	34	88	122	2	13	15	36	101	137
	30~39	33	38	71	37	25	62	70	63	133
	40~49	58	45	103	34	9	43	92	54	146
	50~59	22	9	31	8	3	11	30	12	42
	60以上	1	1	2	0	0	0	1	1	2
	合 計	148	181	329	81	50	131	229	231	460
47	20~29	36	102	138	6	17	23	42	119	161
	30~39	25	44	69	21	26	47	46	70	116
	40~49	64	51	115	49	13	62	113	64	177
	50~59	22	11	33	9	3	12	31	14	45
	60以上	3	1	4	1	1	2	4	2	6
	合 計	150	209	359	86	60	146	236	269	505

## 2 幼児教育

### (1) 市立幼稚園

表でみるように年々幼児人口が増加していることは、児童・生徒数の推移と軌を一にしています。現在4つの公立幼稚園で、5歳児全員入園をたてまえとし、余裕がある場合、4歳児の入園を認めることにしています。4歳児の応募は、地域によつていくらかの差はありますが4倍～7倍の競争率です。国では就園困難な家庭に就園奨励補助費の制度を設けています。

表5-24 市立幼稚園の応募状況の推移

区分		年度		43		44		45		46		47	
		1年保育	2年保育										
第一幼稚園	応募状況	募集人員	200	80	240	40	280	40	240	80	200	—	—
		応募人員	160	311	166	297	190	242	152	332	175	—	—
		率	0.8	3.9	0.7	7.4	0.7	6.1	0.6	4.2	0.9	—	—
	入園決定者数	160	80	166	40	190	40	152	80	175	—	—	
第二幼稚園	応募状況	募集人員	80	40	120	—	120	40	80	—	120	—	—
		応募人員	79	123	70	—	78	128	51	—	115	—	—
		率	1.0	3.1	0.6	—	0.7	3.2	0.6	—	1.0	—	—
	入園決定者数	79	40	70	—	78	40	51	—	115	—	—	
第三幼稚園	応募状況	募集人員	120	40	120	40	120	40	120	—	160	—	—
		応募人員	62	118	69	99	83	111	87	—	122	—	—
		率	0.5	3.0	0.6	2.5	0.7	2.8	0.7	—	0.8	—	—
	入園決定者数	62	40	69	40	83	40	87	—	122	—	—	
第四幼稚園	応募状況	募集人員	—	—	—	—	—	—	—	—	120	—	—
		応募人員	—	—	—	—	—	—	—	—	42	—	—
		率	—	—	—	—	—	—	—	—	0.4	—	—
	入園決定者数	—	—	—	—	—	—	—	—	42	—	—	
合計	応募状況	募集人員	400	160	480	80	520	120	440	80	600	—	—
		応募人員	301	552	305	396	351	481	290	332	454	—	—
		率	0.8	3.5	0.6	5.0	0.7	4.0	0.7	4.2	0.8	—	—
	入園決定者数	301	160	305	80	351	120	290	80	454	—	—	

表5-25

## 市立幼稚園の設置状況

※印は兼任園長を含む

名 称	所 在 地	設置年月日	学級数	定員	教職員数	用務員数
日野市立第一幼稚園	多摩平4丁目3	S. 40.4.1	7	280	9	1
〃 第二 〃	平山135	S. 40.4.1	3	120	※ 5	1
〃 第三 〃	日野2800	S. 41.4.1	4	160	※ 6	1
〃 第四 〃	石田431-6	S. 48.4.1	3	120	※ 4	1

## (2) 家庭教育通信 (ホーム・スタディー乳幼児講座)

最近、青少年の非行化の問題、学生問題などが大きな社会問題として浮彫りにされ、そのたびに家庭教育のあり方が論じられています。

昭和44年4月、家庭教育の問題が当教育委員会の重点施策の一つとしてとりあげられ、「家庭教育振興5カ年計画」が打出されました。

## 家庭教育通信のあらまし

この家庭教育通信は、計画にもられた四つの事業の中で最大の規模をもつと同時に、この事業の独創性は高く全国的に評価され、今や当市に端を發した波紋は全国におよんでいます。そして、この計画が施行されて今年で5年を経過し、市内の3歳児から6歳児をもつすべての家庭に幼児の家庭教育に関する教材が届けられ、計画の98%を着々と消化し、すでに量的課題から質的課題へと移行しつつあります。

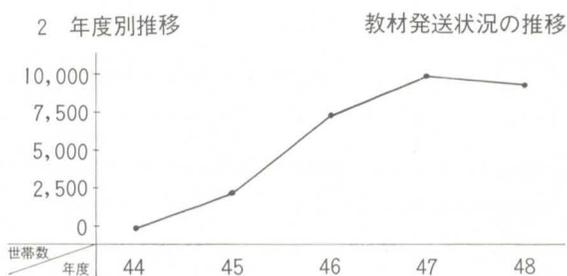
この通信は、従来の集める社会教育から教材を届ける教育への脱皮であるといえます。つまり、一定の学習の場に参加するためには、本人の学習意欲は勿論、さらに時間的、物理的抵抗を越えなくてはなりません。その抵抗を越えて集まってくるのを待つ姿勢から届けるという能動的姿勢への転換です。この方式の導入により、従来の百単位の対象から万単位へと飛躍できたこととなります。この大巾な対象の拡充は、これからの社会教育行政のあり方を示唆しているといっても過言ではないと考えます。

そして、昭和45年4月、磐石の布石を完了し、まず、人間形成の上で一つのキー・ポイントといわれる「3歳児」に焦点を合わせ、いつでも、どこでも、だれでも学習できるように乳幼児講座として各家庭に通信を届けるダイ

レクト・メール方式に踏み切りました。以来、年次的に対象の輪は拡充され現在、0歳児を除く未就学児の全家庭に定期的に届けられています。その数は、市内の37,025世帯の26.47%に当たる9,800世帯におよんでいます。

内容的には、幼児の年齢、発達段階に合わせて心理的、身体的な問題、さらに季節的なトピックスを加味して、それぞれ専門分野の学者に執筆を依頼しています。その際、理論より実際性を重視し、また、断片的な知識のら列をさけ一貫性を保つた

め スタッフはレギュラー化しています。この5人のスタッフと市教委とで、年間のカリキュラムは組まれています。



昭和45年度——— 3歳児をもつ市内全家庭2,174世帯を対象に年間12回、はがき(800字)による家庭教育通信を行う。往復はがきにより反応をまとめ、7月、12月、3月にスクーリングを実施。

昭和46年度——— 3歳児に加えて、4歳、5歳児をもつ家庭7,500世帯を対象をひろげる。スクーリングは、各コース毎3回、合計9回実施。新設の2コースは、はがきから封書に切り替える。

昭和47年度——— 6歳児コースを新設。対象10,000世帯にひろがる。スクーリングは、コース別と合同を含め年間9回実施。6歳児には、受信者からの質問回答欄を設け好評を得る。

昭和48年度——— 3歳児から6歳児までの未就学児をもつすべての家庭に通信が届けられる。対象の拡充を完了し、内容の

充実をはかるため、従来の3歳児、4歳児の教材を全面的に改訂、さらに、予算、人的動静、効果、要望を考慮し発送回数に変化をもたせる。

表5-26

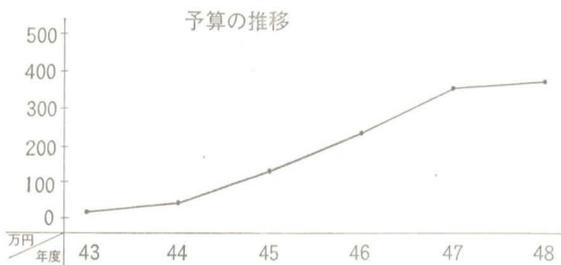
コース別	発送回数	体 裁 (1回分)	備 考
3 才 児	年 間 6 回	色カード (はがき大) 両面 2 枚 総字数2328字	内容を全面改訂
4 才 児	〃 6 回	パンフレット B 6 10ページ組 総字数7800字	〃
5 才 児	〃 3 回	パンフレット B 6 16ページ組 総字数12,480字	既成の教材を再編集
6 才 児	〃 2 回	小冊子 B 6 36ページ組	〃

### (3) 予算の推移

家庭教育関係予算は、昭和39年、文部省が家庭教育の必要性を打出して以来、昭和43年にいたるまで年間わずか70,000円前後という状態がつづきました。昭和43年度、一世帯当たり3円という数字でしたが、5年後の昭和48年度には3,706,000円、一世帯当たり100円という大巾な伸び率を示し市教委の家庭教育に取り組む姿勢がうかがわれます。

当初、暗中模索の状態から出発したこの通信も5年の歳月とともに定着化し、それにともない市民の期待と反応は際限なく大きくふくれあがっています。この大きな期待にこたえるべく、われわれは、さらに一段の努力と改善を期しています。

図5-2



### 3 公民館

日野市中央公民館（日野2,614）は、昭和41年7月5日に市民の学習の場、文化創造の場として開館して、ことしで7年が経過しました。公民館は、市が設置した社会教育の施設で、その活動は、独自の事業を行ったり、グループ、団体活動を援助したり、施設や備品を貸し出すことに大別されます。

#### （1）施設のあらまし

福祉センターと共用する4,056m<sup>2</sup>の敷地に、鉄筋コンクリート2階建 633m<sup>2</sup>の建築面積があり、内部はつぎのようになっています。

談話室 市民のいこいの場として、自由に利用できます。

実習室 合唱、絵画などの練習、サークル活動に適しています。

視聴覚室 視聴覚機材を利用しての活動が可能です。収容人員30人。

小会議室 15人以下の会議用、または講師控室として利用できます。

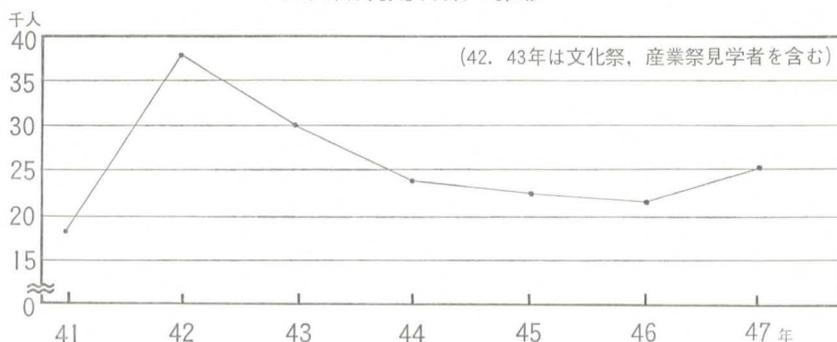
講座室(A・B) A、Bをひとつにすると150人が収容されます。

婦人実習室 調理用具、食器類が備えられた実習用の部屋です。

備品としては16mm映写機、幻燈機、ステレオ、テープレコーダー、電気オルガン、テレビ、アコーデオンの、アンプ、マイク、冷蔵庫、オーブン、電気釜、調理用具、食器類などがあります。

図5-3

公民館利用者数の推移



## (2) 利用状況

開館当初の利用者は、18,000人程度でしたが、その後の年間利用者は20,000人台に定着しています。昭和46年に22,000人台の谷がありましたが、47年は急上昇し、48年も4月から8月までの小計で12,500人の利用者があり、昨年を大きく上回ることは確実です。新しい団体やグループの増加、公民館講座の開設がその理由に考えられます。

表5-27 公民館利用の内訳 (47年)

文化グループ	市関係	学校関係	社会教育関係	体育関係
10,904人	4,534人	4,113人	3,394人	2,193人
(43%)	(18%)	(16%)	(14%)	(9%)

## (3) 公民館事業

社会教育行政に課せられた使命は、市民の自発的な学習活動を援助する立場で、補助金など財政的な面から助成したり、効率のよい学習方法について助言したり、施設、設備をととのえて利用に供する一面と、市民要望の的確にとらえて、教育、学術、文化に関する各種の事業を行う二面性をもっています。行政組織の上では、前者を社会教育課が、後者は公民館が分担して、行政機関と教育機関をはっきり分離すべきです。このような考え方にたって、昭和48年度から中央公民館では開館以来はじめて独自の事業を始めました。

参加者の反応の中で、講座開設時期の再考がでましたが、11月3日文化の日を中心に前後1カ月間にわたる文化祭、その後の産業祭など、公民館が全  
表5-28

講座名	内容
70年代の日本を考える	今まで手がつけられなかった成人男子が対象
自然と公害	市民運動団体「日野の自然を守る会」が後援
私たちの生活と文化財	日野の歴史を知りたい新しい市民層のために
夏季囲碁教室	囲碁連盟の奉仕的協力による短期集中型講座
親と子の映画会	往年の名画を中心に親子がそろって楽しめる

市的な行事の展示会場となるため、その期間をはずして講座を組まなければなりません。そのため、どうしても春から夏の暑い季節にかかるわけで、参加者は一様に冷房設備を望んでいます。

囲碁教室は、夫婦づれ、女性の参加が予想以上に多く、出席率は終始変わりませんでした。教室終了後も月2回、公民館ロビーを開放して、アフターサービスに努めています。

#### (4) 施設・職員・予算

文部省は、毎年、優良公民館の表彰をしています。昭和45年度に文部省に優良公民館として表彰の申請のあったものの平均値を中として、建築面積、専任職員、事業予算などについての基準ができています。中小都市の基準には、それぞれ上・中・下の評定尺度がありますが、基準の下と本市の現状について比較してみましょう。

まず、公民館の面積についてみると、対象地域の人口1,000人あたり43m<sup>2</sup>以上が上、43m<sup>2</sup>~26m<sup>2</sup>が中、26m<sup>2</sup>未満が下となっています。本市の人口115,000人から考えると、3,000m<sup>2</sup>が必要ですが、現状はおよそ20%の633m<sup>2</sup>しかありません。

専任職員1人あたりの住民数に関する基準は、12,500人以上が下となっています。この計算でいくと、9人の専任職員が確保されなければなりません。しかし現状は主事1、用務員1のわずか2名で、やむなく社会教育課の職員1人が公民館に勤務しています。

事業費も市民1人あたり21円未満が下ですが、48年度の予算は614,000円で充足率は25%に過ぎません。公民館の整備については、人的、物的の両面から計画的に進められるべきで、社会が急激な発展、変化を遂げている時、教育機関としての位置づけをしようとすれば、それなりの対策が講じられなければなりません。

## 4 市立図書館

### (1) 図書館は市民にとって何なのか

日野に図書館ができて8年になります。この間おおぜいの市民が図書館を使い、本を読んできました。そこから得たものは人により時によりいろいろでしょう。ここで図書館は何をすることで、市民にとって図書館はどういう意味であるかをふり返ってみます。

図書館は本を貸出しています。これは市民が1人1人ばらばらに本を買って読むのではなく、市民がお互いに金を出しあって(税金という形で)図書館に本を買い集め、共同で貸出して本を読むわけです。つまり図書館の本は市民のものであり、市立図書館はそれをあづかって、できるだけ効率の高い方法で市民に使ってもらおうところです。

いまの世の中は、知識社会とか情報化社会とか言われています。これは知識や情報が力になること、いいかえれば、知っている人と知らない人ではそのもつ力がちがうことを表わしています。よい生活を築き、皆が幸せになれる社会をつくるためにも、誰でも必要なことを知らねばなりません。知る権利は民主主義の基礎であり、図書館は知る権利を市が市民に保障するためのものです。図書館はあらゆる資料を市民に提供し、市民の判断の材料に使ってもらいます。

誰でも、知識を獲得し、高い教養を身につけたいと思わない人はいません。自分で必要なことを学ぶこと、これが本当の学問です。市民は自由に自分の考えで学ぶべきです。市は自分で学ぶ市民のために図書館をつくっています。ここでは、必要な本があります。もしなければリクエストできます。学ぶ内容を指示したり、ワクにおしこんだりするようなことは一切ありません。本を読みなさいとすら言いません。自から学び、自から考える市民が1人でも多くなることが、日野市政を市民のものにする道です。図書館は「市民の大学」なのです。

堀之内に移動図書館が行くと、いつもおじいさんが待っています。この人

は時代小説が大好きで、「もっと面白い本を持ってきてくれないかな」と言いながら本をさがしています。この人にとって時代小説は何よりの楽しみで移動図書館は生きがいを運んでくる車なのです。このように図書館は面白い本で市民に楽しみを得てもらっています。

子どもたちは、小さいときから本が近くにあれば必ず本好きになります。図書館は子どもの本を子どもの身近かにおき、読みなさいとか感想文を書きなさいとかは決して言いません。日野の子どもは日本で一番本を読む子どもたちです。

## (2) 市民は図書館をどう使ったか

市立図書館は、市民の暮らしの中に本を何でも、どこでも、誰にでも貸出することを第一の使命としています。日野市民はどのように、どれだけ図書館の本を借りたかをみると図のように年々増加しています。

図5-4

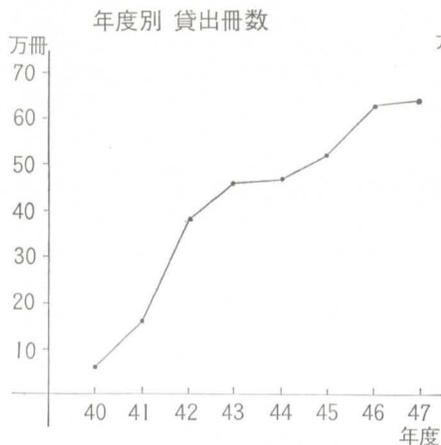
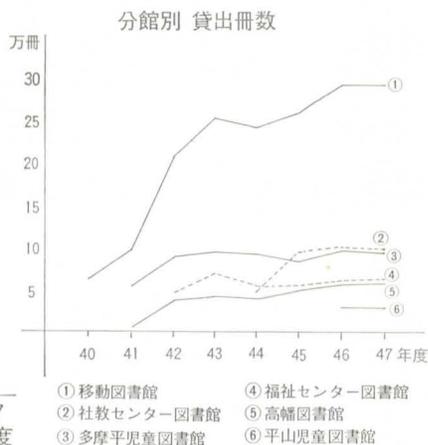


図5-5



日野市民の図書館利用を他の市と比較してみましょう。この7市は日本で最も利用の多い市です。これで見ると、日野は開館以来、日本で一番図書館利用の多い、本の好きな町であることがわかります。今までに3,334,495冊の本が読まれました。

表5-29 人口10人当り年間貸出冊数ベスト7

日野市	置戸町	町田市	常滑市	府中市	高知市	芦屋市
60	55	32	29	27	26	22

(昭和47年度)

### (3) 図書館のすがた

図書館の現状を数字でみるとつぎのようになります。

表5-30 資料 (昭和48年4月1日現在)

図 書	うち児童図書	雑 誌	新 聞	レコード	フィルム
129,181冊	49,146冊	173誌	13紙	487枚	322枚

表5-31 施 設

館 名	蔵 書	館 名	蔵 書
中 央 館	42,000冊	多摩平児童図書館	11,644冊
高幡図書館	9,697冊	福祉センター図書館	10,525冊
社会教育センター図書館	9,899冊	平山児童図書館	5,234冊
百草台児童図書館	4,323冊	移動図書館	35,859冊

表5-32

職員 23名	移動図書 8	分館 4	中央館 8	その他 3
--------	--------	------	-------	-------

### (4) 市民のくらしに図書館を

どこでも、「身近かに図書館を」

市内のどこへ住んでいる人でも図書館が使えなくては、市民の図書館とは言えません。市立図書館はいま2台の移動図書館で68カ所のサービスポイントを2週間に1回巡回しています。また分館が6館あります。

現在、市の発展にともなって新しい町から移動図書館にきてほしいという要望が強く出ています。一方移動図書館ではとても利用に応じきれないようなサービスポイントも幾つもあります。そこで、市民の要求に応える方策は、分館を利用の多い地区に建ててゆき、その付近にある移動図書館のサービス

ポイントを廃止して新しい地区にその分を移すことです。

また現在の分館は多摩平児童図書館を除いては、図書館と言えるような蔵書もなく使いにくく、特に児童館に併設された分館は学童保育のための図書室のようになっていきます。なるべく早く分館といえる分館(蔵書約20,000冊)にしなければなりません。特に七生地区の市民から、分館建設の声が強くなっています。

#### ○誰でも 「開館時間を長く」

現在、図書館の開館時間は中央館は10時から、分館は1時半から、そうして閉館は5時になっています。日曜日は中央館、分館ともに開いていますが、中央館の土曜日の午後開館してほしいという声が強いです。たしかに日曜日は平日の2～3倍の利用がありますから、土曜日の午後開館すれば便利な人はおおぜいいるはずですが、現在開館できないのは職員が足りないためですが近く土曜開館はできるようになります。

眼の見えない人たちにも本が読めるようにという市長の考えで、今年から盲人、老人、重度身体障害者のために対面朗読(本を読んであげること)をすることになりました。読む人は社会奉仕として読んでくれる人たちです。本を読んであげるとは案外むづかしいことですが、なるべく多くの人がこの仕事に参加してほしいのです。

#### ○何でも 「もっと本を」「席借りの問題」

図書館の本は市民のものでありますから、市民の読みたい本をできるだけ多く備えておかねばなりません。図書館にとって本こそが生命です。いろいろなことを調べたい人に一番適する本を提供するため、図書館では読書案内をしています。また、市民の求める本は必ず提供するためリクエストサービスに力を注いでいます。このためには本が十分になければなりません、それと共に本のことをよく知っている本の専門家がなければなりません。現在、図書館員の能力、数ともに決して十分ではありません。

図書館で調べものをする人、わからないことを尋ねる人に資料を紹介し、簡単なことは答えてあげるサービスがレファレンスです。世の中が複雑にな

り、いろいろな日常生活の中に知らねばならないことの多い今日、ますます重要なサービスになっています。

この仕事は主に中央館でしています。レファレンス室には机といすを備え誰でも調べものができるようになっていきます。ところが、この部屋が図書館の本を使わない席借りに占領され、本当に調べものをする人は使えないように一時になりました。そこで現在席貸しはしないことを固く守り、調べものをする人はいつでも利用できるようになっていきます。席借りをさせるべきだという主として受験生の声もあります。しかし、図書館というところは市民に「資料」を提供するところであり、子どもも老人も図書館を楽しく使うために、図書館が受験勉強館になってはならないのです。

#### (5) これからの図書館

日野の図書館は、今まで8年間、図書館が市民の生活に役立つことを目指して活動してきました。そうして中央図書館も建設されたいま、今までの市民の要求と質のちがう要求がうまれてきています。それは一層多くの図書の借出しにともなう質の高い大量の図書への要求、資料ばかりでなく情報、特に生活に直接役立つ情報の要求、資料の多様化の要求などです。これを解決する道は、資料の一層の充実と分館の拡大にあります。市立図書館はこれらの要求に応えるため、8年前のスタートにいま一度たち返って、何でも、どこでも、誰にでもをモットーに、全力をあげ生きいきしたサービスを市民とともに展開してゆきます。このため、市民が図書館運営に参加する道を開かねばなりません。これがうまく行くかどうかは図書館の将来を決定することでしょう。

## 5 市民体育

### (1) 概要

日野町時代の社会体育活動は、各種競技団体の育成と各種専門競技大会を中心に進められ、一般市民が行う体育活動とはほど遠く、一部の愛好者のための体育活動という感じが強くありました。

昭和36年にスポーツ振興法が制定され、体育指導委員の誕生とともに、体育指導委員を中心に市民の健康づくりが重視されはじめ、地域、職域の有志指導者の養成をはかると同時に、文部省の指定による4種目のスポーツ教室が開催されました。そして、昭和41年に体育指導委員が中心となって、「スポーツに関する世論調査」（対象：一般市民、配布数：3,000枚、回収率：67%）が実施されました。この結果にもとづいて昭和42年から本格的な地域体育活動の振興をはかることになりました。具体的には、地域体育活動を推進するため「日野市民スポーツ」がつくられ、各地域への巡回指導によって普及され、地域市民のスポーツに対する関心を深めてきました。

しかし、年々、高度成長する社会にあって、その生活様式も近代化されるに従い余暇時間は増大し、その欲求も多様化しています。こうしたことから昭和47年にスポーツ振興指定地区を選び、その地区に対して「スポーツに関する意識調査」（対象：平山および豊田地区の市民、配布数：880枚、回収率：57%）を再度実施しました。その結果から、新しい角度で地域体育活動を根強く推進しています。

このような基礎の上に立って、市民の健康づくりを目標に地域市民を主体としたスポーツ教室やスポーツレクリエーション大会、ソフトボール大会をはじめ、歩く運動大会などとともに、体育協会並びに各種競技団体の育成や各種専門競技の普及を目指して、巾の広い体育活動を展開しています。

### (2) 市民の体力づくり

スポーツというと、とかく競技スポーツに結びつけがちですが、これからのスポーツは、いつでも、どこでも、誰にでも気軽にやれるスポーツをつう

じて、自分自身の健康づくりに役立てるものでなくてはならないということから、昭和42年に市民スポーツ研究会が発足し、市民の誰でもが、やさしいルールで楽しみながら参加できるスポーツについて検討しました。色々と検討した中から、「市民スポーツ」として、バレーボール、バドミントン、ベビーテニス、ソフトボールを定め、おのおののルールや用具も簡易なものに考案されました。この「市民スポーツ」を地域に普及するため、体育指導委員が中心となり、各地域を巡回指導してきました。この結果は、中年層を中心に男子ではソフトボール、女子ではバレーボールや体操のグループが誕生し、地域市民の健康づくりと親睦に効果をあげています。しかし、経済の成長とともに生活様式も変化しています。そこで、生活に即応したスポーツをとということから、スポーツへの参加率が比較的少ない平山地区および豊田地区に的をしぼり、アンケートを実施しました。その結果にもとづいて昭和48年より新しい形のスポーツ教室を開催し、このスポーツ教室をつうじてグループづくりや地域の指導者の育成をはかっています。また、昭和47年からは、

表5-33 各種スポーツ教室開催状況 (単位：人、実数)

事業名 \ 年度	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	備考
スケート教室	150	158	165	160	98	95						一般市民対象
スキー教室	104	95	110	110	153	135	135	130	95	48	43	〃
野外活動教室	44	43			41							〃
卓球教室	49	45			40				116		50	〃
市民水泳教室	66	88			134	68	61	45	51	65	42	〃
地域スポーツ教室						94	154	92	47			地域市民対象
母親水泳教室							203	91	47	44	52	家庭婦人対象
児童水泳教室							433	516	359	373	376	小学生児童対象
軟式テニス教室											100	一般市民対象
硬式テニス教室											60	〃
バドミントン教室											50	〃
剣道教室											40	〃
指導者講習会			61	83	63	66	74		100	100	40	〃

注、表中の空白は開催されていません。

地域家庭婦人スポーツサークルへの実技指導員派遣制度を設け、グループの育成に役立っています。

### (3) 市民ソフトボール大会

昭和42年に「日野市民スポーツ」の制定により、従来、あまりスポーツ活動に参加の機会に恵まれない30歳以上の中高年層を対象に市民ソフトボール大会が開催されました。チーム編成は各自治会を単位とし、当初は市内を8ブロックに分けて各ブロックごとに地区大会を行い、上位2チームが中央大会に出場しその技を競っています。なお、現在地区大会は4ブロックとなっていますが、このソフトボール大会を通じて地域市民の親睦とともに、各自治会間の交流に役立っています。

表5-34 市民ソフトボール大会開催状況 (単位人、実数)

年度 項目	42	43	44	45	46	47	備考
チーム数	47	28	38	32	38	35	自治会単位
参加者数	571	420	570	480	570	525	30歳以上男女

### (4) 市民スポーツレクリエーション大会

昭和37年以来、市内の地域連合自治会(当初小学校単位7地区、現在13地区)ごとに補助金を交付して、健全なスポーツレクリエーション活動を全市民に普及するために開催されています。健全なるスポーツレクリエーション活動が、個人の肉体的、精神的な健康を育てることはもちろんですが、この大会を通じて地域の市民がお互いに協力し合い、主催して自から参加することは、地域市民の親睦と連帯感を深めるのに大きな効果をあげるばかりではなく、多くの市民がスポーツレクリエーション活動に参加し、健康の維持と増進に成果をあげています。なお、昭和42年以降は「体育の日」の記念事業として開催されています。

表5-35 市民スポーツレクリエーション大会開催状況 (単位、延人数)

地区 \ 年度	37	38	39	40	42	43	44	45	46	47	備 考
日野東部	1,873	2,100	1,647			1,850	2,300	1,500	1,849	2,500	4小学区
日野西部	1,800	1,852	1,693	1,922	1,700	1,800	1,800	1,300	1,540	1,560	1小々
日野台東部	2,966	3,400	3,000	2,500	1,000	2,800	2,200	2,000		1,300	5小々
日野台西部	903	1,100	1,100	600	1,000	876	900	960	950	1,100	3小々
豊 田	1,162	1,276	1,250	960					1,000		2小々
南部東	1,330	1,200	1,300	1,500	1,600	2,000	2,350	2,850	2,500	2,600	潤小々
南部西	1,350	1,120	1,250	1,700	1,819	1,622		2,470	1,633		平小々
多摩平山台				600			1,000	1,000	1,000	1,300	6小々 40年より開催
多摩平公社						1,200	1,500	1,600	1,700	1,800	43年より開催
高幡百草台								1,200	1,800	3,000	45年より開催
平 山 東										1,360	47年より開催
平 山 西										1,290	47年より開催

注、昭和41年は中止いたしました。なお、空白の欄は会場又は地域の都合により開催されていません。

### (5) 歩く運動大会

生活が近代化されるにつれて、生活の中に「歩く」ということが少なくなっていく傾向にあります。老若男女を問わず誰にでも手軽にできる運動として「歩く」ことは、身体運動の中でも最も自然で基本的なものであり。今日の社会生活において健康の保持増進のためにも大切なことであります。昭和

表5-36 歩く運動大会開催状況 (単位人、実数)

年 度	42	43	44	45	46	47
参加者数	428	313	405	200	200	200

42年より「体育の日」の記念事業として、市内3カ所より総合グラウンドへの集中方式で行ってきましたが、交通事情の関係により、現在では「日野市を見て歩こう」と名称を変えて実施しています。

### (6) 各種専門競技大会

一般市民にスポーツへの関心を深めると同時に、スポーツ愛好者の水準の

向上を目指し、体育協会および各種競技連盟の協力を得て、各種の競技大会などを開催しています。昭和34年には6種目の競技大会でしたが、昭和47年には14種目の競技大会などが開催されるようになり、年々、スポーツ愛好者人口も増加し、記録挑戦の場として盛大になりつつあります。

表5-37 各種専門競技大会など開催状況 (単位人、実数)

事業名	年度											備 考
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
少年野球大会	675	540	540	357	390	290	420	555	690	930	1,100	
卓球大会	80	112	95	62	130	136	127	180	180	180	350	47年より個人戦
水泳大会	150	368	180	241	298	350	126	185	230	258	190	43年より小学生の部を中止
軟式庭球大会	110	192	194	192	174	154	164	182	234	152	196	
剣道大会	65			116	124	183	233	265	204	300	284	
駅伝大会	98	112	100		56	64	105	46	41	33	58	41年よりクロスカントリー大会
陸上競技大会	251	288	300	454	456	480	399	403	455	469	431	
ハイキング	80	42	60	60	110	55	110	46	110	67	52	
サイクリング大会		30	50	80	80	230						38年より開催 43年より交通事情のため中止
硬式庭球大会						130	182	156	116	150	164	42年より開催
弓道大会						55	60	67	70	70	68	◇
家庭婦人バレーボール大会						195	220	180	90	90	45	◇
サッカー大会							200	495	495	615	650	43年より開催
クレー射撃大会								34	34			44年より開催 46年より会場の都合で中止
バスケットボール大会											244	47年より開催
バドミントン大会											78	◇

### (7) 体育関係団体の育成

昭和25年に日野町体育会が設立され青年団体が主体となり野球と陸上を中心に活動してきましたが、新しい競技連盟の誕生とともに昭和33年には日野町体育協会と名称を改め、15年を抑えるにいたりました。当時の加盟団体は4連盟でしたが、現在では18連盟をかかえる大世帯に発展してきました。体育協会は、市からの補助金、連盟からの会費および分担金などの収入により運営されています。事業としては教育委員会から委託される14種目の各種競技大会の開催をはじめ、18連盟の連絡調整機関として活躍する一方、都民体育大会および都下市町村総合体育大会などの中央大会への役員、選手の派遣を行っています。昭和44年には、こうした業績が認められ、社会体育優良団体として文部大臣賞を受賞しています。

一方、体育協会加盟団体である各18の競技連盟は、体育協会の事業に協力し、各種競技大会などを開催して体育協会を盛り上げるとともに、連盟独自の事業を行い選手の養成と水準の向上を目指すとともに、地域市民へのスポーツの普及と奨励をはかるため、教育委員会が行うスポーツ教室などに実技指導員を派遣し、市民の健康づくりにも大きく貢献しています。

表5-38 体育協会各種連盟加盟状況

年度	33	34	35	37	40	41	42	43	47	48	
加盟団体名	軟式野球連盟 陸上競技連盟 軟式庭球連盟 自転車連盟	水泳連盟 卓球連盟	山岳連盟	排球連盟	剣道連盟	硬式庭球連盟	弓道連盟	クレー射撃連盟 蹴球連盟	バドミントン連盟 バスケットボール連盟	柔道連盟 アーチェリー連盟	スキー連盟

### (8) 体育指導委員

昭和36年にスポーツ振興法の制定ともなって、地域スポーツ活動の実際の指導者として昭和37年に15名（現在定員20名）が任命されました。当初は

暗中模索の中で、文部省の指定する勤労青少年対象のスポーツ教室に協力しながら自己研修を積み重ねてきました。昭和41年にスポーツに関する世論調査を契機に、本市における社会体育活動の推進者として活躍しています。昭和42年には「日野市民スポーツ」を定め、その普及に努める一方、昭和43年には水泳初心者指導法「ひの泳ぎ」を発表するなどその意欲は目ざましいものであります。また、地域においてはグループづくりの指導、助言をし、その育成にあたりとともに、地域スポーツ教室においては実際的な実技指導者としてその本領を十分に発揮し、全市民の健康づくりの第一人者として、地域スポーツ活動の振興に大きく寄与しています。

### (9) 社会体育施設

社会体育施設として昭和40年4月に多摩平第一公園内の野球場およびテニ

表5-39 体育施設設置状況

No	施設名	設置年月日	所在地	規模
1	多摩平第一公園野球場	40. 4. 29	日野市多摩平4丁目	6,091m <sup>2</sup> 1面
2	〃 庭球場	40. 4. 29	〃	2,142m <sup>2</sup> 4面
3	日野市民プール	40. 8. 15	日野市川辺堀之内190	5,923m <sup>2</sup> 50mプール 25mプール 幼児プール
4	多摩川総合グラウンド野球場	42. 5. 25	日野市新井353	16,000m <sup>2</sup> 2面 (陸上競技場と併用)
5	〃 排球場	42. 5. 25	〃	4,546m <sup>2</sup> 7面
6	多摩平第一公園排球場	43. 9. 1	日野市多摩平4丁目	1,254m <sup>2</sup> 2面
7	平山台第一公園野球場	45. 4. 1	日野市旭が丘5丁目	8,793m <sup>2</sup> 1面
8	〃 庭球場	45. 4. 1	〃	2,100m <sup>2</sup> 3面
9	学校体育施設開放	46. 5. 1	市内中学校	1中、2中、七生中(3中は48年より) 校庭、体育館
10	小学校遊び場開放	46. 7. 1	市内小学校	全校々庭
11	ナイター施設	46. 7. 1	市立第1中学校	校庭
12	小中学校プール開放	46. 8. 1	市内小中学校	全校プール

ス場が日本住宅公団から本市に移管されて以来、同年の8月には市民プールが浅川河川敷に設置され、昭和42年多摩川河川敷に総合グラウンド、昭和45年平山台第一公団内に野球場とテニス場が設置されるにいたっています。

年々増加するスポーツ人口の中で、現在の施設では要望に答えることが不十分なことから、体育館利用の要望が多いことから、昭和46年に「日野市立小学校および中学校の施設の開放に関する規則」を定め、学校開放を実施しました。小学校の校庭を地域の当該校児童および幼児の安全な遊び場として開放するとともに、中学校においては校庭および体育館を社会体育の場として開放しています。また、夏季には当該校の児童、生徒および保護者の体力の向上に資するため、学校教育に支障のない範囲において学校プールを開放しています。さらに、同年の7月には第一中学校校庭にナイター施設とクラブハウスが設置されるなど、学校施設の開放は他の社会体育施設と同様に市内のスポーツ愛好者、とくに勤労青少年には有効に利用され、市民の健康づくりに、親睦の場として効果をあげています。

表5-40

学校施設開放利用状況

施設名	年 度		46	47
	体育館	件数		156
人員			2,572	3,777
校 庭	件数		63	80
	人員		3,450	3,795
ナイター	件数		77	149
	人員		2,335	3,596
あそび場	件数		649	419
	人員		24,412	19,693
プール	件数		67	120
	人員		6,229	13,531

表5-41

多摩平第一公園内施設利用状況

施設名	年 度		46	47
	野球場	件数		576
人員			14,524	10,978
庭球場	件数		985	1,066
	人員		5,702	8,102
排球場	件数		192	139
	人員		3,026	2,104

表5-42

平山台第一公園内施設利用状況

施設名	年 度		46	47
	野球場	件数		420
人員			9,176	13,123
庭球場	件数		243	711
	人員		1,647	5,858

表5-43

## 市民プール利用状況

年度	40	41	42	43	44	45	46	47
大人	1,002	4,819	10,431	10,400	14,748	14,711	14,390	15,311
小人	2,640	10,586	30,372	30,873	48,333	50,764	45,538	50,495
計	3,642	15,405	40,803	41,273	63,081	65,475	59,928	65,806

表5-44

## 多摩川総合グラウンド利用状況

施設名	年度	42	43	44	45	46	47	備 考
	野球場	件数	269	272	303	178	123	
	人員	4,380	16,391	11,702	11,033	8,505	6,580	
排球場	件数	6	9	9	18	2	5	
	人員	1,600	520	1,072	1,325	700	780	

## 6 文 化

### (1) 文化財

文化財は、今まで限られた一部の市民の関心でしたが、近年都市化が進むにつれ、これを保護、保存しようとする動きが高まってきました。

市内には、文化財保護法によって国が指定した重要文化財として、金剛寺不動堂、同じく仁王門、百草八幡神社の銅造阿弥陀如来座像の3件をはじめ都重宝として金剛寺五部権現社殿、安養寺木造阿弥陀如来座像、大昌寺説法色葉集、史跡として平山季重の墓があります。この外に市指定の文化財が31件、参考文化財が7件あります。

教育委員会の文化財行政は、市史編さん室、史談会など、関係機関・団体などと連携をとりながら、調査活動として、2次にわたる神明上横穴古墳の発掘、東京西線遺跡（平山）発掘、古文書、板碑について行いました。

市民への普及活動としては、各種の刊行物を配布したり、郷土史ライブラリーを広報に掲載したほか、文化祭の一環として毎年文化財展を開催しています。また、文化財説明板も年次計画によって毎年10本程度更新しています。

さらに保護活動としては、民具類の収集、無形文化財の採録に努めています。文化財保護には、正確、綿密な調査が必要です。現在文化財専門委員によって、市指定文化財の再調査が進められています。

### (2) 文化団体

社会教育を推進する母体として、社会教育関係団体の存在は、大きな意義をもっていますが、日野市体育協会に匹敵する文化系の団体として、日野市文化協会があります。本市内文化諸団体の発展向上と、相互の交流をはかり、豊かな市民文化に寄与することを目的として、昭和44年に創立しています。昭和48年度の文化協会加盟団体は、日野市囲碁連盟、日野書道連盟、日野市アマチュア写真連合会、日野市吟詠連盟、郭真会日野支部、日野市舞踊連盟、日野市洋舞連盟、日野市民謡連盟、日野市俳句連盟、日野市菊友会、日野盆

表5-45

## 日野市指定文化財一覧

記号番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日	管理・所有者
建第1号	建造物	薬師堂	1棟	栄町5-5-1	36年10月1日	成教院代表役員 石井顕信81-1566
建第2号	〃	八坂神社本殿	1棟	日野2541	〃	八坂神社宮司 土淵英夫81-1175
建第3号	〃	安養寺本堂	1棟	下田31	40年3月1日	安養寺 石黒 81-3624
絵第1号	絵画	紙本着色涅槃図(掛図)	1幅	日野3323	36年10月1日	宝泉寺代表役員 齊藤静也81-1926
彫第1号	彫刻	木造薬師如来座像	1体	栄町5-5-1	〃	成教院代表役員 石井顕信81-1566
彫第2号	〃	木造平山季重座像	1体	平山6-15-11	〃	宗印寺 藤浪憲齊 91-3465
彫第3号	〃	木造平山薬師如来座像	1体	〃	〃	〃
彫第4号	〃	木造日奉地藏立像 千体地藏	〃	〃	〃	〃
彫第5号	〃	木造百草観音立像	1体	百草849	〃	船津91-0659石坂91- 6477大塚91-2689
彫第6号	〃	木造昆沙門天立像	1体	下田31	37年4月1日	安養寺石黒81-3624
彫第7号	〃	木造阿弥陀如来立像	1体	栄町1-20-3	43年6月20日	四谷自治会長
彫第8号	〃	銅造坂下地藏座像	1体	日野5707	36年10月1日	横町自治会
工第1号	工芸品	刀	1振	石田60	40年6月9日	土方 康 81-1493
書第1号	書跡	大政官制札	数枚	落川640	36年10月1日	中村直男 91-5148
書第2号	〃	北条氏印判状竹木制札	1通	日野2761	43年9月9日	佐藤 晏 81-0370
書第3号	〃	三沢衆文書	8通	高幡690	〃	土方義春 91-2190
歴第1号	歴史史料	平山山陸部発の発着碑	1基	平山6-15-11	36年10月1日	宗印寺 藤浪憲齊 91-3465
歴第2号	〃	殉節両雄の碑	1基	高幡733	〃	金剛寺 91-0032
歴第3号	〃	板 碑	1基	川辺堀之内595	〃	延命寺黒川81-0503
歴第4号	〃	板 碑	1基	南平1458	〃	平 清春 91-4438
史第1号	史跡	七ツ塚古墳群	1件		〃	
史第2号	〃	竹間加賀入道の墓	1基	栄町1-9-3	36年10月1日	
史第3号	〃	旧甲州街道万願寺一里塚	1件	下田49	〃	岩沢哲夫 81-3675
史第4号	〃	東光寺大橋の碑	1基	栄町5-13-19	〃	東光寺自治会
史第5号	〃	大昌寺開山讚普上人の墓	1基	日野3198	〃	大昌寺 81-2125
史第6号	〃	玉川居祐翁の墓	1基	日野3199大昌寺	〃	
史第7号	〃	豊田堀之内耕地整理の碑	1基	東豊田2-20-1	〃	日野市教育委員会 81-0742
史第8号	史跡	平山季重居館跡	1基	平山5-15-5	36年10月1日	日野市教育委員会 81-0742
史第9号	〃	落川村制札場跡	1基	落川640	〃	中村 直男 91-5148
天第1号	天然記念物	百草シイノキ群	1件	百草867	〃	
名史第1号	名勝・史跡	百草園(松連寺跡)	1件	百草560	〃	
参 考	史跡	神明上横穴式古墳群	1件			
〃	〃	まつり塚	1件			富士電機
〃	〃	上人塚	1件			日野自動車
〃	天然記念物	石田寺のカヤ	1本	石田145		石田寺
〃	〃	とうかん森	1件			
〃	〃	愛宕山のクロマツ群	1件			
〃	〃	日枝神社のムクノキ	1本			

裁会、日野市美術連盟、日野市ボーイスカウト・ガールスカウト連合協議会、日野フォークダンス同好会、日野音楽友の会など15団体、未加盟団体には短歌、茶道、華道、合唱などがあります。文化協会は、体育協会のように古い歴史をもたないため、解散や合併、あるいは協会からの脱会など、きわめて流動的です。

これらの団体から、補助金申請があれば、補助金交付要項によって助成されています。この補助金は、団体活動が軌道にのるまでの育成補助であり、その目的が達成されたと判断されたときは、日野市社会教育関係団体事業委託要項によって、特定の事業委託に切換え、補助金打切団体に道をひらいています。

### (3) 市民文化祭と文化施設

市制施行10周年記念、第11回市民文化祭は、794,000 円の予算で、日野市文化協会に委託しています。市民が主体となった、市民文化の創造をねらいとしているからです。しかしながら、市内に大きな文化施設がないため、文化祭行事を集約することができず、会期は半月にわたり、5カ所のタコ足会場で、困難な運営を余儀無くされています。特に昭和48年から新しく参加する演劇、吹奏楽は、練習の場にも事欠き、音響効果、照明、舞台装置など満足すべきものはなに一つない状態です。

学習需要の増大、学習要求の多様化に十分対応し得る文化施設の建設は、市民の文化的学習環境を高める意味でも重要なことであり、急がなければなりません。



## 1 農 業

### (1) 宅地化する農地

都心から近い関係上、年々人口の増加によって、本市の農業は大きく変わっています。それは、市民は住宅を必要とし、その住宅問題が土地の問題と直接むすびついているからです。もともと土地は、農地として食糧生産の場とされ、また、丘陵地帯と一体となって自然景観を形づくってきました。

昭和41年の農地総面積は619.63haであったが、47年には500haと、年間平均20haが宅地化されています。

この宅地化をさらに進行させているのが、新都市計画法による市街化区域の決定であります。しかも、市街化区域は多摩川、浅川と多摩動物公園付近を除く全域であるため、農業の衰退を否定することはできません。すなわち、農地の壊廃や不作地の増加は農業者の生産意欲の減退に拍車をかけていますが、それでも市全体では863戸の農家があります。

本市の総世帯数および総人口から、農家戸数なり農家人口をみると、農家率は2.3%、農業人口率は1.7%となっています。したがって、わずかな農家のなかにも、進行する都市化の影響により、農業経営条件や環境の悪化におかれて、兼業化した農家が相当みうけられ、農業所得の減少によって貸家、アパートなどの経営を兼ねるなど一部を農業以外からの収益にたよる経営に

変わってきました。

農地の本来の性格は生産の場でありましたが、人口の増加により、農業の立地条件は日々悪化をたどっています。しかし、このような環境に苦慮しながらも、都市益を追求し、狭小な基盤に超集約的農業経営を営む農家が意欲的に生まれてきています。農業意向調査の結果でも、こんご当分のあいだ(5年以上)農業をつつたいという農業者が187名と全体では少ないけれど、経営をつづけようとしています。

表6-1 農家戸数及び兼業別数

年	総世帯数	総農家数	専業農家数	兼業農家数	兼業農家数	
					1種兼業	2種兼業
45	30,212	893	182	711	145	566
47	35,737	863	187	676	216	460

農地の転用状況についてみると、昭和33年を契機に転用がふえ、36年頃から上昇し年間平均520件で、面積も20haが転用されています。そのおもな用途は住宅用地です。しかも農地転用の地域は非常に無秩序、不規則で、農地は全般に虫食い状態になっています。したがって住宅地の中に農地が残る

表6-2 農地転用の推移

項目 \ 地目	45年			46年			47年		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
件数	188	272	460	206	328	534	202	375	577
面積	239,109 <sup>m</sup>	130,538	369,647	166,563	162,629	329,192	137,558	201,973	339,531

表6-3 農業生産額推計 (単位：万円)

年 \ 区分	稲類	麦類	野菜類	いも類	果実類	花き類	畜産	その他	合計
	45	10,360	320	24,901	1,560	4,280	2,500	10,155	800
46	6,440	240	26,391	2,020	5,270	2,800	8,868	700	52,729
47	5,960	160	26,210	1,610	6,260	3,000	7,700	700	51,600

という形態を呈し、こうした状態は、農業生産条件の悪化につながっています。

つぎに農家の動きですが、全体の傾向として、農家数は減り、都市化のなかで、農業指向型農家と農業縮小型の農家との分離が、あきらかとなってきましたといえます。

こうした農家と農地の減少が、農業生産にどんな影響を与えているか、表6-4で推移をみてみましょう。

表6-4 農作物販売推計 (単位：万円)

区分 年	稲類	麦類	野菜類	いも類	果実類	花キ類	畜産	その他	合計
45	3,359	132	16,185	468	3,638	2,375	8,405	800	35,362
46	933	120	17,154	606	4,480	2,660	7,243	700	33,896
47	1,451	62	17,036	483	5,321	2,850	6,850	800	34,853

## (2) 重金属公害

昭和45年、都下におけるカドミウム汚染問題が表面化し、都の実態調査が進行するなかで、同年10月下旬、東京の水田汚染が新聞などで公表されました。

本市でも第1次調査26カ所のうち、不幸にも7カ所の土じょうから東京都基準の0.4ppmを上回るカドミウムが検出され大きなショックを受けました。引きつづき第2次調査で86戸の農家と18haの水田(全水田250haの7%)が「カドミウム産米対策地域」として指定の線引きがされました。汚染源は東京都公害局が中心となって追求調査をしていますが、工場などの排水による複合公害的要素があるため、水系ごとにあらゆる角度から調査しています。

地域指定を受けたところは、水稻など食べるものの栽培ができないため、植木、花キ類など観賞用作目へ転換しています。またこの栽培技術の修得は先進地視察、展示ほを設けて積極的におこなっています。

昭和46年度5カ所、面積50a、47年度3カ所、面積30a、48年度3カ所、

面積30a、とそれぞれ営農形態を水稻から観賞用作目へと転換しつつあります。該当事業への救済は農家特別対策事業として都、市があたっており、このようなことから一日も早くカドミウム汚染公害を解決するよう関係機関とともに努力しています。

### (3) 米の生産調整

米の需給は消費が減退し生産が高い水準で安定しており、生産過剰状態にあるため、米生産調整が実施されています。

全国で米の総生産量は1,380万tでこれに対する総需要量が1,150万tで、その差230万tが余剰量として生産調整の対象となり、全国的に配分されません。

東京都が配分をうけた目標数量は1,200tで、このうち当市へは217.3t(面積換算69.9ha)となりました。

表6-5 米生産調整の推移

年	実施戸数	調整面積
46	618	1,102,582㎡
47	583	991,940
48	569	1,004,632

一方農業者からの売渡量は希望により自由であるため売渡希望を調査した結果本年度は116.7t(1,946俵)で昨年度を22.44t(374俵)上まわりました。

このようにして出された数量が生産調整の対象となるため、その面積は69.9haをはるかに上まわる100haとなり該当農家数も569戸となりました。

### (4) 畜産と都市化

畜産のおもなものは牛と鶏および豚であるが都市化による農地の減少、環境衛生などの問題から飼養農家数は減少し、専業農家は他県へ移行しています。

表6-6 家畜飼養農家及び飼養頭羽数推移 各年12月末現在

畜産物の生産については経営技術の改善がはかられているが、経費の増大と価格の変動が多く安定した経営は

年	牛		豚		鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
45	12	285	33	243	59	13,557
46	12	67	16	324	30	15,858
47	7	61	17	343	22	13,290

困難で、しかも住宅地内での経営はいろいろの問題も生じ苦慮しているが、完全な対策には経費も莫大なものとなり、利益のうすいことなどから畜産施設への投資もむづかしくなっています。

#### (5) 都市農業の確立

農家の経済を安定するため生鮮食糧などを供給するねらいで、とくに地区的にみて平山、東光寺地区の野菜、根菜類と、下田地区の花き類、さらに近年市内では大規模な施設で野菜類の栽培をしている豊田地区が生産地となっています。

また多摩川なしとして知名度の高いなしも、観光産業として市民とのつながりをふかめています。

このような生産基盤を今後も持続する必要もあるが、農業を続けようとする農家も都市化の波にまき込まれ、後継者と労働力の不足によって農業経営が破壊されるばかりでなく都市の自然環境を保持するうえにも影響をおよぼし、環境保全上からも農地の無秩序な開発を農業サイドからも防ぎ、都市の中で調和した農業を存続し、都市における景観、あるいは防災の役割をあわせもつ生産緑地として生産基盤の整備や育成と、生産環境整備を目的とした緑地対策、公害対策を総合的に配慮し、都市農業の確立に努力しています。

#### (6) 農業委員会と農政

農業委員会などに関する法律により設置されている農業委員会は、法の定める20名の農業委員により運営され、市内農業全般の指導に当たっています。

また農地は農地法によって擁護され農地以外のものに使用されるときには届出をすることになっています。この届出も市街化区域のみであって、調整区域は許可申請の制度をとり、農業の破壊を擁護しています。

都市化の進行は農業の破壊をまねき、あらゆる公害を与え生活環境は悪化しています。

このようなときに緑の保護にあわせ、生産緑地の誕生によって緑地保全と災害および生活環境にゆとりをもたせる空間地は、生活上絶対必要とされ、これによって空気の清浄化にもつながる大きな役割もっているが、最近こ

の農地に対する宅地なみ課税が問題になっています。

東京の米どころとして注目されてきたが都市化と重金属公害、および米生産調整などにより年々、米の生産も減少しています。

世界的に非常に農産物の生産量が減収してきた今日、他人ごととはいえない時代へと進行しています。

農業委員会では汚水により米の味は低下し、栽培もむづかしくなってきたので公害に強い品種を5カ所で栽培、新品種の普及に力をいれています。

## 2 商 業

### (2) 概 要

市内には、中央線と京王線が走り、その駅も七駅にのぼっています。

そのため都心へは、大変便利となっていますが国鉄、私鉄の合流がなく、また南と北を結ぶ道路網が不十分のため、発展はそれぞれの小地域的な発展にとどまり、他市に見られるような客足が集中する中心商業地帯が残念ながらないため、隣接の立川、八王子などの画期的な発展とその経済圏の谷間にある関係上、消費者がその先進商店に流出しているのが現状といえます。

このような現状のなかで、他地区から進出してきた商店もあるが、多数を地元商店がしめ、その商法も現在の店で満足している感じさえあります。そこで団地商店街への進出をはかり、あわせて近代商法を学び、低滞気味の商魂に活をいれ、ようやくその方向へ進行しています。

### (2) 商業施設の配置形態と業種構成

市内の商業施設の特質として、他市にくらべ商店数が少ないことです。とくに百貨店、大型スーパー店はない。また、経営規模もちいさく、それぞれの従業員数をみてもわかるように、八王子市の4.6人、立川市の5.5人に対し、当市は3.3人という比率となっています。

また、多くの商店集団（商店会、名店街）がありますが、そのなかでとくに競合関係にあると思われるのは、日野、豊田、高幡不動の各駅周辺商店街です。

表 6-7 商店数・従業者数及び年間販売額の推移

業種構成についても買回品（衣料・身の回品）26%、最寄品（食料品など）74%の構成で、当市の商業は最寄品関係が主体となっています。

区分 年次	商 店 数			従業者数	年間販売額 百万円
	総 数	法 人	個 人		
41	689	159	530	2,534	3,973
43	825	—	—	3,085	12,914
45	948	—	—	3,772	21,885
47	1,096	290	806	4,239	—

資料：商業統計調査（注）47年は概数

表6-8

規模別商店数・常時従業者数・年間販売額の推移

年	項目	人員						
		総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50人以上
昭和	商店数	825	666	131	17	5	5	1
	常時従業者数	2,869	1,474	815	215	126	339	△
43年	年間販売額	12,914	3,882	3,697	2,071	899	2,365	△
		百万円						
昭和	商店数	948	767	134	30	8	7	2
	常時従業者数	3,772	1,788	879	390	199	516	△
45年	年間販売額	21,863	6,210	4,788	3,695	3,418	3,775	△
		百万円						

資料：商業統計調査

表6-9

分類別商店数及び従業者数の推移

年次	区分		総数		一般卸売業		飲食店		各種商品小売業	
	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数
43			825	2,869	29	265	157	585	2	—
45			948	3,772	48	437	181	741	—	—
47			1,096	4,239	49	506	226	816	2	—
	織物・衣料・身のまわり品小売業		飲食料品小売業		自転車荷車小売業		家具・建具・什器小売業		その他小売業	
	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数	商店数	常時従業者数
71	171		360	1,140	11	34	55	195	140	426
86	265		388	1,237	11	29	61	206	173	817
81	200		439	1,528	17	103	71	249	211	777

資料：商業統計調査(注)47年は概数

### (3) 大型店の動向

豊田駅北口附近で多摩平名店街に開店、常に現代感覚ととりくみ、新鮮なアイデアのもとに、日用品、雑貨など最寄品が主体の高島屋ストアがあります。また高島屋ストアの南側で、豊田駅附近でスーパーとして、もっとも早く設立された新生ストアがあり、総合食料品が主体で、日野駅北側にも開店し、駅前商店街のなかでも特殊な存在です。また、高幡不動駅南側に商店街の中心地に開店した、スーパー忠実屋が食料品、衣料、雑貨を主体として、新風を吹き込んでいます。これからは近代的大型スーパーの進出によって、消費人口の他市流出を大巾に阻止し吸引したいものです。

### (4) 商圈と競合関係

日野市の競合関係にあるのは、立川市、八王子市であって、小売業全般の流出流入の状況を比較してみると、立川市55%流入、八王子市11%流入に対し、日野市55%流出となっています。

八王子、立川の商圈の谷間にある、当市の場合の商業機能は、近隣小売商業ともいえます近隣消費者のための局地的な商店で、最寄品を中心とした小売店舗が多いのが現状です。

購買層の他市への流出は大きいですが、昭和40年の小売額を100とした場合、八王子市3.2%、立川市4%とのび率は非常に低いですが、当市は43%と高い率をしめしています。販売高において成長をしめたのは、人口増と大型スーパーのすくないことなどが、商業をとりまく客観情勢が有利に作用していることと思います。

### (5) 消費者教育

物価の値上りは、消費者にとって切実な問題です。消費者物価は昭和35年以来、上昇ムードにすっかりのり、タクシー代などをはじめあらゆるものが値上りしています。とくに理容料金はマスコミなどによって騒がれず、知らぬうちに値上りをつづけています。このような値上りのなかで、生鮮食料品の高騰は激しく、45年の春には野菜の暴騰がありました。

値上りムードのなかで、さらに食料品に対する添加物などからの公害問題

は、生活上もっとも大切な健康を害する大敵として、消費者は充分これに対する知識を広め、一人一人が「かしこい消費者」とならなければいけないと思います。したがって、豆腐一品買うにも時間的に余裕をもつことが大切で購入品の計画を立てるなど、ちょっとした工夫で楽しい生活ができます。

市では、毎年度消費者モニターを住民一般から募集し、市内の品物に目を光らせています。このための勉強会および見学などにより、知識を広めた結果が生活のかたとなれば幸いです。また、消費者モニターを経験した方を、

表 6-10 消費者物価指数と家計費の推移

区分 年次	消費者物価指数				卸売物価指数		東京都区部勤労	
	40年 = 100				45年 = 100		家計	
	全 国	全国対比 月(年)比	東京都 区 部	対前月 (年)比	指 数	対前月 (年)比	実収入	消費支出
		%	%	%		円	円	
45	130.4	7.7	130.4	7.2	100.0	3.6	121,898	91,072
46	138.4	6.1	138.6	6.3	99.2	-0.8	135,173	102,604
47	144.6	4.5	145.3	4.8	100.0	0.8	154,546	113,494

資料：東京都小売物価統計調査

表 6-11 消費者物価指数

区分 費目	46年	47年	47年	48年	48年	上 昇 率	
	平均	平均	7月	6月	7月	対 前 月	対前年同月
						%	%
総 合	106.3	111.4	111.2	124.0	124.8	0.6	12.2
食 料	106.6	110.6	109.1	123.8	124.3	0.4	13.9
居 住	103.7	108.6	109.4	118.3	118.9	0.5	8.7
光 熱	101.6	105.6	101.3	113.0	113.1	0.1	11.6
被 服	109.2	115.4	116.8	139.6	140.8	0.9	20.5
雑 貨	106.3	112.6	113.5	121.6	122.9	1.1	8.3
季節商品 を除く総合	106.7	112.7	112.9	125.1	126.1	0.8	11.7

資料：東京都小売物価統計調査

中心に消費者の会を結成し、消費者活動の基盤を確立し、さらに市民運動に展開させたいものです。

図表最終欄の48年7月現在を費目別にみると

- 食料指数 124.3 となり、前月に比べ(+) $0.4\%$ と上昇をしめした。これは、生鮮魚介、鶏卵が値下がりのもの、塩干魚介、果物がかなり値上りしたほか、肉類も値上りがみられたためです。
- 住居指数 118.9 となり、前月に比べ(+) $0.5\%$ と上昇をしめした。これは、畳表替え費、水道工事費などの設備修繕が値上りしたためです。
- 光熱指数 プロパンガスなど、わずかに値上りがみられたものの全体では113.1となり、前月に比べ(+) $0.1\%$ と微騰をしめした。
- 被服指数 140.8となり、前月に比べ(+) $0.9\%$ と上昇をしめした。これは、男子皮ぐつ、婦人ゲタ、指輪などの身の回り品のほか、下着などの衣料が値上りしたためです。
- 雑費指数 122.9 となり、前月に比べ(+) $1.1\%$ と上昇をしめした。これは、新聞代の値上げなどにより、教養、娯楽が上昇したためです。

### 3 工 業

当市の工業は、通称日野五社（日野自動車、小西六、富士電機、オリエント時計、神鋼電機）と、さらにこれと関連する企業が多いのが現状です。

平山台区画整理による工業団地の造成で、帝人、東芝など平山グループがくわわり、工業都市として進行したが、しかし、土地の値上がり、騒音などの公害問題もくわわり工業都市への方向が中断され、自然と大手企業は現状維持となり、進展性もなくなってきました。

中小企業においては、近代化などによる生産性の向上が課題であるため、住宅地域としての性格と共存可能な範囲内で発展しています。

また、中小企業対策においても、求人活動の推進および融資あっせん事業などを行なっています。

市内への学卒新就職者に対する事業としても、遠くはるばる故郷を離れて当市にこられた方を、一同に招き市内の紹介などを含め、歓迎会を行ない、最近急激に流行しはじめたUターン作戦なるものに対応するため、求人確保にもそれぞれの工夫で定着させる方向に進めています。

表6-12

規模別工場数・従業者数及び製造品出荷額の推移

各年12月31日現在

規模別	年次	43			44			45			46		
		工場数	従業者数	製造品 出荷額等 <small>百万円</small>									
総数		97	16,503	108,539	93	17,260	135,956	101	18,257	166,215	113	17,990	173,303
3人以下		6	16	48	4	11	57	5	14	76	6	18	70
4～9		28	172	410	25	163	452	25	173	564	30	213	668
10～19		14	211	477	19	287	1,204	23	331	1,224	31	484	1,897
20～29		△	260	523	7	169	408	9	221	1,046	8	197	868
30～49		9	329	1,102	10	357	1,292	12	459	1,790	11	430	1,637
50～99		12	841	2,438	10	713	3,027	6	406	2,539	6	392	2,449
100～199		7	1,071	4,165	6	857	3,451	7	922	4,473	7	824	3,654
200～299		1	—	△	2	△	△	3	670	4,781	4	958	6,340
300～499		2	—	△	4	1,736	11,495	4	1,596	12,736	4	1,660	17,806
500～999		2	—	△	1	△	△	3	2,063	14,651	2	△	△
1,000人以上		5	11,498	87,378	5	11,964	108,226	4	11,402	122,333	4	12,814	137,915

資料：工業統計調査

表6-13

従業者数内訳・製造品出荷額内訳及び現金給与総額の推移

(単位百万円各年12月31日)

年次	区分	工場数	従業者数			現金給与 と総額	製造品出荷額等			
			総数	常用労働者	個人業主及び 家族従業者		総数	製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額
43		97	16,503	16,465	18	11,770	108,539	108,539	421	4
44		93	17,260	17,239	21	13,641	135,956	108,114	1,493	11
45		101	18,257	18,237	20	17,599	166,215	164,632	1,557	26
46		113	17,990	17,970	20	19,495	173,303	172,374	789	141

資料：工業統計調査

## 4 観 光

現在、わたくしたちをとりまく社会の環境は、高度化した文明によって、ささえられています。

技術革新は、産業や経済が大きく前進した反面、人間が生きていくうえにとって、必要なものを数多くうばってしまいました。それは人口と産業の都市集中化で、生活環境を極度に悪化してしまいました。しかし、こんにち清らかな水や空気、そして緑と太陽を求め、失われつつある自然と、人間性の回復をはかろうと努力しています。

観光レクリエーションの量は、昭和46年における国民全体量からみると、1人当たり回数は、約42回となっています。このうち、1泊以上の観光レクリエーション量は、総観光レクリエーション量の18.8%をしめています。

したがって、単なる脱都市現象でなく、とかく自己を見失いがちな現代社会において、自己を再発見する機会として、大きな役割をもっています。

このようなことから生活のなかに、「うるおい」と「いこい」を求めため、人間行動として、位置づけられなければならないが、こんにちのように物質、文明の先行した現代社会は、生産第一主義の結果と都市への急激な人口の集中が、自然を破壊し、人間の心と心のふれ合いを忘れた、精神的な欠如ではないでしょうか。

かつて、市民の生活環境の一部ともなっていた「原っぱ」なども



表 6-14 写真コンクール出品数

年	総数	白黒	カラー
46	237点	177点	60点
47	350	260	90

少なくなり、レクリエーションスペースも都市生活の合理性と、経済性の優先によって消えさりつつあります、その現象のひとつとして、多摩丘陵地域一帯は緑の多い「いこい」と心に「うるおい」の満される場と

して、愛されてきましたが、都市化による波頭は、容赦なく押し寄せ平坦地はもちろん、丘陵地への住宅造成により、年々その容姿を大きく変えてしまいました。そのため都心から僅か40分近くで緑を充分求められたものが、赤裸裸な姿を露出するはめとなってしまうので、ハイキングコースは分断され、しかも丘陵とともにその名を知られている、高幡不動尊および百草園なども、季節によっては、おとずれる客も少なくなっています。また、これに反して躍進しているのが多摩動物公園です。

このようなことから、観光事業の一環性をもつため、撮影会による「観光日野」をキャッチフレーズに、広く市外に紹介しています。この撮影会も、毎年実施していますが、非常に好評で年々出品も多くなっています。また参加者も遠くは、千葉、埼玉などからも訪れ充実したものになりました。

表 6-15 多摩動物公園入園数

年	人員
45	1,423,440人
46	1,529,417
47	1,778,852

資料：多摩動物公園調べ

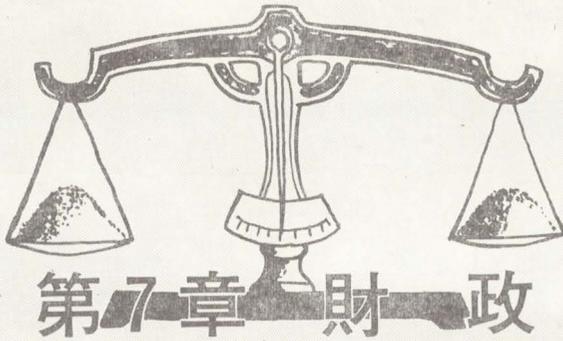
さらに迫力のある菊まつりの開催は、秋のシーズンにふさわしい各種菊の花で会場はなごやかな雰囲気となり、会期も約一ヶ月の長期にわたり開催されますが、近隣では見られない菊人形による名声高い時代物が被露され、観客を楽しませています。

また、この菊まつりへの出品者も、市内菊友会をはじめ、近隣市からも参加が多く大変好評で、年々出品点数も多くなっています。このような事業の開催によって、市内はもちろん遠方からの観光客誘致に努力しています。

表 6-16  
菊まつり出品数

46年 744点

47年 818点



## 財 政

### 1 概 要

健全な地方自治とは、市町村が自主的にその地域の特性を活かし、住民の福祉の増進をはかっていくことであり、自主的に行動するためには、まず市町村が自主財源（税等）によって、財政運営を行うことであります。自主財源であれば国から何ら制約を受けずに、市の判断に基づいて、これを住民福祉のために、もっとも合理的に使用することができます。

また自主財源は、直接住民が納付するものですから、その使用について住民の監視、批判も厳しく、その住民の自治行政への関心も深まっていく、という意味で真の自治の発展のために望ましいのです。

しかし、人口急増、生活水準の上昇などにより、市民の市政に対する要望は、数限りなく寄せられ、また、市としてやらなければならない事業が山積されています。

これに対して、自主財源は年間総予算に対して、約50%でこの割合は年々低下する傾向にあります。この他は、国と、都からの支出金、地方債、事業収益金（競輪、競艇収入）交付税など、その他の収入でまかっています。

### 近隣市と財政力指数

自主財源、とりわけ、税収入（地方税）の多少によって、団体の財政力が

あるとか、ないとかいわれます。この財政力を表わす方法として、一般化されているものに、基準財政収入額÷基準財政需要額があり、この数値は「財政力指数」と呼んでいます。

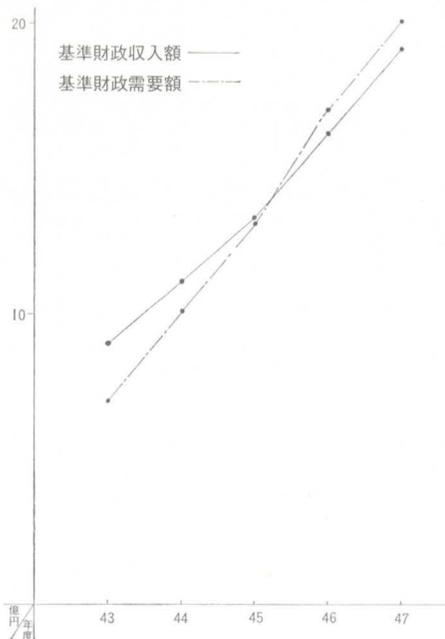
表 7-1 財政力指数

年 度	日野市	八王子市	昭島市	立川市	国立市	府中市
45~47年 平 均	0.97	0.90	0.78	1.02	0.70	0.98

指数が1を標準として1未満になると交付税の対象となります。

- 基準財政需要額……地方団体が合理的で、妥当な水準で行政活動を行っていくために、最少限必要な財政需要（一般財源）を示すものです。
- 基準財政収入額……通常標準的に徴収し得るであろうと考えられる。税収入のうち、基準財政収入額として算定された、標準的な財政支出との見合いの額（標準税収入の25%）です。

図 7-1



## 2 税収の概要

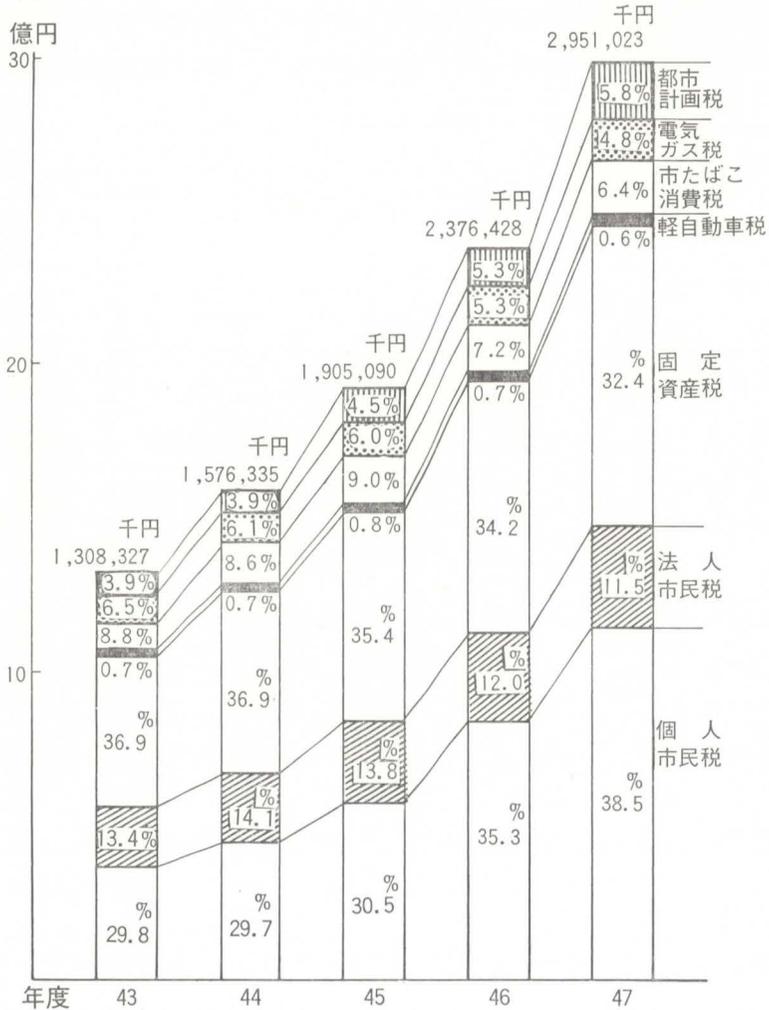
表7-2

単位 千円

	年 度	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7
市 民 税 (個 人)	金 額	389,487	467,194	581,587	839,437	1,135,912
	43年度対比	1 0 0	1 2 0	1 4 9	2 1 6	2 9 2
市 民 税 (法 人)	金 額	174,826	221,511	263,698	283,065	338,338
	43年度対比	1 0 0	1 2 6	1 5 1	1 6 2	1 9 4
固定資産税	金 額	482,586	581,953	674,016	812,856	956,484
	43年度対比	1 0 0	1 2 1	1 4 0	1 6 8	1 9 8
軽自動車税	金 額	10,274	11,689	14,799	16,614	17,135
	43年度対比	1 0 0	1 1 3	1 4 4	1 6 2	1 6 7
市たばこ 消費税	金 額	114,807	135,200	171,322	172,118	188,370
	43年度対比	1 0 0	1 1 7	1 4 9	1 5 0	1 6 4
電気ガス税	金 額	84,724	96,541	114,136	125,536	143,142
	43年度対比	1 0 0	1 1 4	1 3 5	1 4 8	1 6 9
都市計画税	金 額	51,623	62,247	85,532	126,802	171,642
	43年度対比	1 0 0	1 2 1	1 6 6	2 4 6	3 3 2
市 税 合 計	金 額	1,308,327	1,576,335	1,905,090	2,376,428	2,951,023
	43年度対比	1 0 0	1 2 0	1 4 6	1 8 2	2 2 6

税収を税目別に過去5年間について、その増減の状態をみると、都市計画税、市民税個人分、固定資産税、市民税法人分の順に伸張が著しくなっています。個人市民税では毎年課税最低限や、諸控除の引上げが行われますが、所得の伸びが遙に減税分を上回っており、法人市民税では経済好況の持続により、固定資産税は評価の上昇、および、事業所の償却資産への投資が活発であったことなどが原因と考えられます。とくに、都市計画税は、評価の上昇にともなう急激な税負担の増加を避けるため、とられていた負担調整措置がおわったためです。その他の税目も、いずれも増加していますが、それぞれが、各年度内にしめる割合では、個人市民税が最も比重が高くなっており、固定資産税、法人市民税は逆に低くなる傾向が見られます。

図7-2



市税の特色

市税の現年課税分（滞納繰越分を除く）の人口1人当たりを、昭和47年度分について、都下26市の場合と比較しますと、法人市民税では家屋および、償却資産にかかる固定資産税、電気にかかる電気ガス税などが多くなっており

税収の面から本市は、工業都市型であるということが出来ます。

しかし、土地にかかる固定資産税が小さいことは、価格の最も高い宅地の割合が少ないともいえます。さらに市税合計では、最近の財政需要増にかかわらず、税収だけは依然富裕団体のグループに入ります。

表7-3

		日野市人口 1人当たり 円	26市中最高額 円	26市中最低額 円	26市の平均 円	26市中 日野市順位
市民税(個人)		10,656	18,125	6,473	11,440	第15位
〃(法人)		3,168	9,297	734	2,122	第3位
純資 固産	土地	1,387	5,355	780	2,174	第20位
	家屋	3,571	3,895	1,774	2,914	第4位
定税	償却資産	3,571	3,571	356	1,434	第1位
交付金・納付金		406	1,465	158	523	第17位
軽自動車税		159	317	98	163	第11位
市たばこ消費税		1,762	2,043	929	1,467	第5位
電ガス 気税	電気分	1,106	1,377	615	891	第4位
	ガス分	234	447	※81	216	第11位
都市計画税		1,603	3,267	836	2,184	第15位
市税合計		27,623	39,730	15,086	25,252	第4位

(注) 1.人口は47年1月1日による  
2.ガス分の統計は都市ガスのない1市を除外

## 市民税

人口増とともに、当然納税義務者数も増加しますが、個人市民税について納税義務者一人当たりの税額の伸びが大きく、大巾な所得増の傾向を示しております。

法人では、昭和46年度まで1法人当たりの税額が上昇の傾向にありましたが、47年度では、初めて停滞がみられます。

表 7-4

年度		43	44	45	46	47	
個 人	税額（現年課税分）	千円 390,084	千円 469,860	千円 587,616	千円 846,012	千円 1,137,642	
	納税者	人 26,227	人 27,942	人 30,760	人 34,968	人 36,379	
	義務者	43年度対比	100	106	117	133	139
	納税者1人当り税額	金額	14,873円	16,815円	19,103円	24,194円	31,272円
		43年度対比	100	113	128	163	210
法 人	税額（現年課税分）	千円 175,472	千円 221,681	千円 264,911	千円 282,532	千円 338,313	
	法人数	521	633	746	797	970	
	1法人当り税額	336,798円	350,206円	355,108円	378,729円	348,776円	

※納税義務者数及び法人数は7月1日現在。

## 資産税関係

表 7-5

項目		年度	43	44	45	46	47
税額（現年課税分）	純固定資産税	土地	千円 39,026		千円 60,300		千円 147,216
		家屋	221,234		323,292		375,300
		償却資産	198,872		290,548		382,416
		計	459,132	559,057	647,140	777,310	904,932
		交付金・納付金	24,146	25,157	28,503	35,670	43,400
		都市計画税	51,238	62,533	85,732	126,887	171,747
宅地等の価格	土地の評価額	千円 10,113,609	千円 10,880,530	千円 48,299,590	千円 51,734,276	千円 55,011,410	
	固定資産税の課税価格	2,701,670	3,490,097	5,068,338	7,140,298	10,297,256	
	都市計画税の課税価格	7,543,795	10,880,530	19,909,221	34,581,774	55,011,410	
	調整歩合	固定資産税	26.7%	32.1%	10.5%	13.8%	18.7%
都市計画税		74.6%	100.0%	41.2%	66.8%	100%	

※宅地等の価格は7月1日現在

地価の値上がりが激しいため、宅地については負担調整措置により、また農地については、38年度の評価額を据置いて税額算出の価格とされてきましたが、その結果固定資産税の課税標準は、現在なお評価額の20%にも達していません。なお、45年度の評価額が急激にふえているのは、3年ごとの全面的な評価替えの年に当たったからです。

## 諸税関係

### 軽自動車税

表7-6

年度		43	44	45	46	47
台	原付自転車及び 小型特殊車	2,804	2,803	2,859	2,853	2,838
	軽自動車 (除四輪乗用)	1,378	1,545	1,664	1,617	1,640
数	軽四輪乗用車	993	1,271	1,693	2,184	2,443
	二輪小型自動車	18	32	79	144	228
税額(現年課税分)		10,339千円	12,027千円	14,450千円	16,693千円	17,720千円

軽四輪乗用車と、二輪小型自動車を除いて頭打ちの傾向にあります。

### 市たばこ消費税

表7-7

項目 \ 年度	43	44	45	46	47
売上本数	200,471千本	205,152千本	246,942千本	240,435千本	254,205千本
売上本数 43年対比	100	102	123	120	127
単 価	3円16銭4厘	3円64銭1厘	3円83銭3厘	3円95銭5厘	4円09銭4厘

※単価は全国平均。日野市単独では20~30銭増

売上本数の伸びは緩慢ですが、単価の高い上級への移行がみられます。

## 電気ガス税

表7 - 8

項目		年度				
		43	44	45	46	47
電	税 額	71,236千円	80,931千円	95,897千円	106,042千円	118,530千円
	43年度対比	100	113	135	149	166
ガ ス	税 額	13,487千円	15,609千円	18,238千円	19,493千円	24,611千円
	43年度対比	100	116	135	144	182
	世帯に対する普及率	38.9%	39.9%	43.9%	46.5%	47.5%

本市では、事業所が多い関係から、電気にかかる税収のうち、50%~60%が事業所分とみられます。従って税収の順調な伸びは、経済好況の持続と加えて、一般家庭の消費増によるものと考えられます。ガス分については、47年度に急激にふえているのは、年度途中で料金のアップがあったからです。

### 地方交付税（普通交付税、特別交付税）

市町村の財政力は、全国的にみて非常に格差があり、また市町村の面積、人口の密度などにより、住民一人当りの行政費用は異なります。よって、それぞれの市町村が同一の水準により、行政を行うためには、財政力の低い市町村の住民は、財政力の豊かな市町村の住民にくらべ、はるかに重い税を負担しなければなりません。

したがって、住民の税負担の公平をはかり、市町村間の財政力の格差と、行政の質、量の均一化を図るため、国では市町村が国家的見地から見た一定水準の行政を、行えるよう財源の調整をしています。その財源の調整の一つに、地方交付税があります。この地方交付税は国税のうち、所得税、法人税、酒税の総額の32%の額を国は全国の市町村に対して、前に述べた方法により算定し、算定した基準財政収入額が、基準財政需要額に比べて、少ないときはその不足分の額を交付すると定めています。

超過負担の調

表7-9

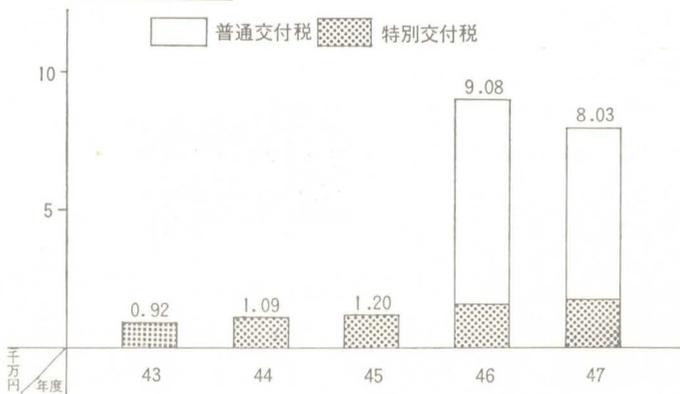
年 度	事 業 名	総事業費 A	左 の 内				
			補助基本額 B	左 の 内			
				補助率 %	国庫補助 負担額 C	補助率 %	都 助 額 D
47	小中学校施設整備費	441,159	188,209		88,765		0
	小学校々舎	120,800	40,964	50.0	20,482		0
	中学校々舎	225,050	115,208	50.0	57,604		0
	小学校屋体	5,769	5,769	33.3	1,923		0
	中学校屋体	89,540	17,512	50.0	8,756		0
	清掃施設整備費	54,354	12,540	0	4,180		0
	し尿処理施設	54,354	12,540	33.3	4,180		0
	公営住宅建設費	62,670	46,632	0	23,316		0
	第一種公営住宅	62,670	46,632	50.0	23,316		0
	公園事業費	14,740	6,000	0	3,000		0
	公園	14,740	6,000	50.0	3,000		0
	幼稚園施設整備費	30,600	14,715	0	4,905		9,810
	幼稚園	30,600	14,715	33.3	4,905		9,810
	計	603,523	268,096		124,166		9,810

48.9.13. (単位千円)

内		訳				超 過		備 考
市 負 担 額		地方負担額	左 の 内 訳			負担率	%	
起 債 E	一般財源 F		都 補 助 額 H	市 負 担 額				
		起 債 I		一般財源 J				
		G			J A			
77,700	21,744	252,950	66,387	55,000	131,563	29.8		
19,500	982	79,836	18,818	24,000	37,018	30.6	三中	
54,400	3,204	109,842	26,641	21,000	62,201	27.6	一中,二中	
3,800	46	0	0	0	0	0.0	高幡台小	
0	8,756	72,028	20,928	0	41,100	45.9	三中	
6,000	2,360	41,814	9,000	10,000	26,814	49.3		
6,000	2,360	41,814	9,000	6,000	26,814	49.3		
19,800	3,516	16,038	10,824	6,000	5,214	8.3		
19,800	3,516	16,038	10,824	0	5,214	8.3		
0	3,000	8,740	2,000	0	6,740	45.7		
0	3,000	8,740	2,000	0	6,740	45.7		
0	0	15,885	15,330	0	555	1.8		
0	0	15,885	15,330	0	555	1.8		
103,500	30,620	335,427	103,541	61,000	170,886	28.3		

本市は、昭和45年までは財政的に恵まれた市として、交付税の不交付団体でしたが、昭和46年74,641千円、昭和47年62,185千円の交付を受けて、交付団体となりました。財政的に苦しくなったことになります。

図 7-3 地方交付税



### 3 超過負担

市町村の行政に、国は補助金制度を設けて、補助基準額に補助率をかけ、算定した補助金を交付すると定めています。

この補助率によって、国と市町村の負担割合が決められているわけですが、国の補助基準額は実際の経費に関係なく、はるかに低い額で定められています。

しかし、経費は切りつめるわけには行きません。したがってそのぶん、市の持ち出しが多くなるということです。

この負担すべき額をこえて市が負担する経費を、超過負担といっています。例えば、小学校建設についてみますと、建設費は、1億2千万円で、補助率は2分1のですから、6千万円の補助金が期待されるわけです。国の補助金は2千万円で、実際の経費に対して6分1のとなり、超過負担額は、8千万円となります。

また、国は補助金の算定について、児童生徒一人当たりの校庭、校舎の基準面積も低く、規制されています。したがって、近い将来生徒の増加すること

を予想して、教室数を余分に見込んで、建築することも認められていません。

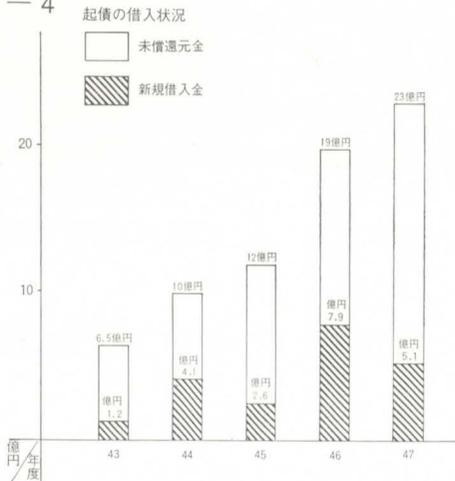
よって、国の基準より余裕をもった、校庭、校舎、整った設備のよい学校を建設しようとするれば、更に市の負担する経費は、増大するわけです。

#### 4 地方債

地方債は、地方公共団体が行う事業の財源に充てるための、長期借入金です。国は、国民から集めた国民年金や、厚生年金などを、各地方公共団体へ貸し出して、その運用を計ります。各市では、これを一定の手続きにより借り入れ、学校、市営住宅、道路、幼稚園、その他の建設及び、用地取得などを行っています。

この地方債は、返済期限が長く年賦の分割で返すものですから、単年度に、少ない経費で大きな事業が出来るため、各市町村でこれを利用しています。昭和47年度における、本市の借入の総額は、図7-4のとおりで、23億円となっています。

図7-4



#### 5 予算と決算

予算とは、「一定の期間における収入、支出の見積」で、いくつかの原則により成り立っています。

予算には、一般会計と、特別会計があります。特別会計はその事業の内容を明確にするため、一般会計から切り離して会計事務を行っています。このうち事業が企業としての性格が強く、独立採算制を原則とするものを、特に公営企業会計と呼んでいます。

本市は公営企業として、病院、上水道、下水道（法非適）農業共済がありその他は、国民健康保険及び、都市計画特別会計があります。

一般的に市の財政の大きさ、財政のしくみをみるには、一般会計及び、都市計画特別会計をいっしょにしたもので、見れば適正なものがわかるとされています。これを普通会計といいます。

予算が見積りであるのに対し、決算は収入、支出の結果を表わしたものをいいます。

当初予算のとおりに行われ、決算がスムーズに行われることは、理想的な財政運営です。しかし実際には、物価の異状変動や、政治上の問題から、しばしば予算を追加（補正予算）することがあります。

### 歳入、歳出の決算額

普通会計における歳入について見ますと、昭和47年度は60億7千5百万円で、昭和43年度の25億3千3百万円の2.4倍と、大きく伸張を示しています。その各年度の、対前年度伸び率をみますと、昭和44年度は38.9%、昭和45年度は12.1%、昭和46年度は41.5%、昭和47年度は8.8%と増加しています。

### 歳出

昭和47年度は、56億2千万円で昭和43年度の24億2千9百万円の2.31倍となっています。

各年度の、対前年度伸び率をみますと、昭和44年度は31.6%、昭和45年度は12.4%、昭和46年度は48.5%、昭和47年度は5.1%となっています。

歳出については、性質別、目的別に分類してみました。性質別は、物件費（賃金、旅費、交際費、印刷製本費、食糧費など）人件費、投資的経費、（道路を造ったり、学校用地を買ったり、学校を建設したり、区画整理をしたり

する費用)などがどのくらい歳出されているかをみることにより、使途がわかります。又目的別については、予算にある総務費(総務に関する、消防、交通安全などの各費用)民生費(福祉向上費)、など教育費(小、中学校建築、社会教育、図書館の費用)などがいくら歳出されているかわかります。

図7-5

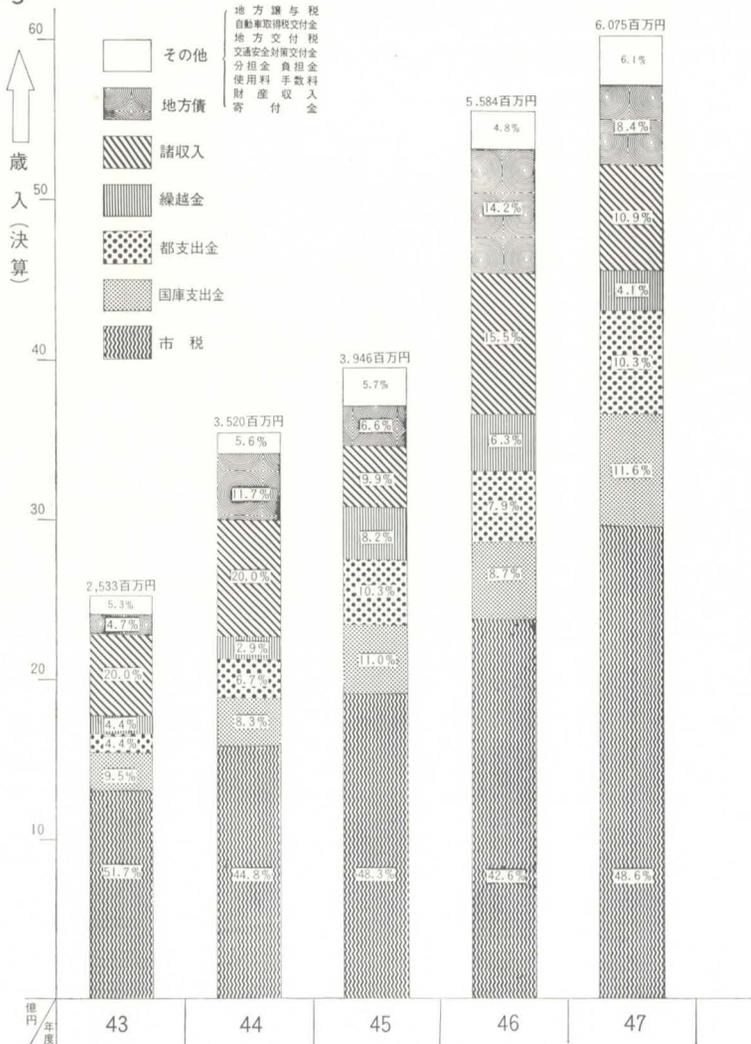
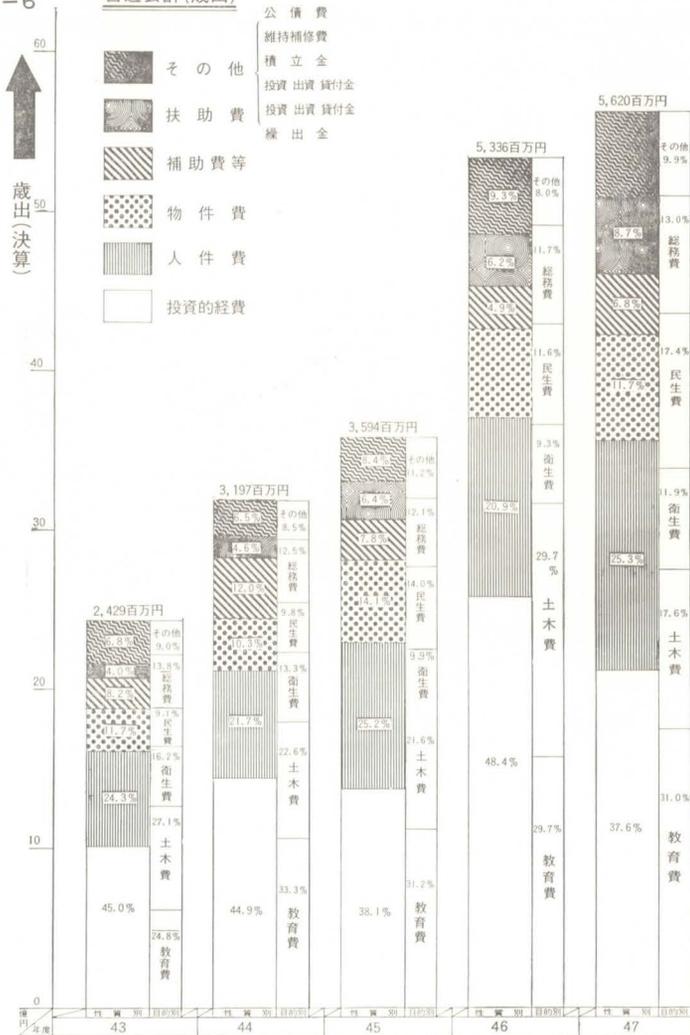


図 7-6

普通会計(歳出)



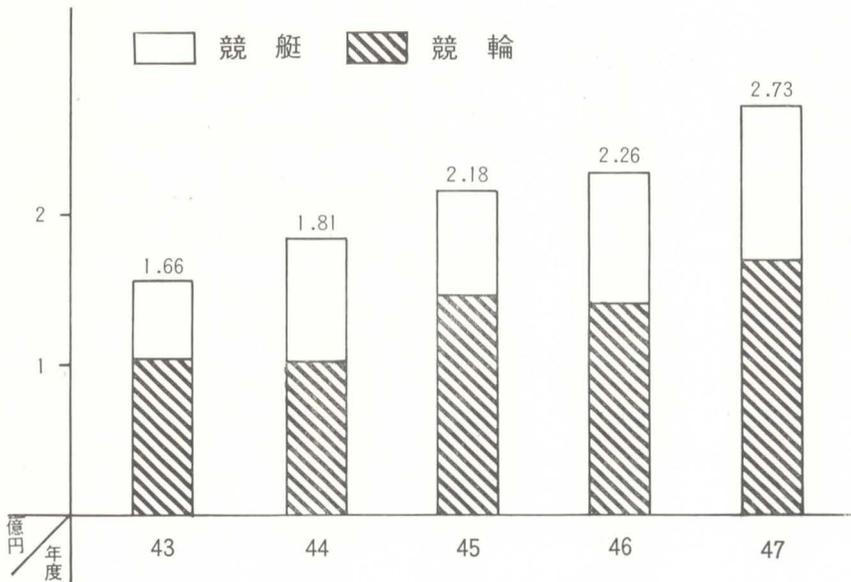
## 6 事業収益

### 競輪、競艇

自転車競技法、モーターボート競技法、の規定により、11市競輪事業組合  
4市競輪事業組合に昭和41年に加入し、市の財政の援助となっています。過  
去5年間の収入は、図7-7のとおりです。

図7-7

### 競輪と競艇による収入(収益事業収入)



# 市 政 白 書

昭和48年12月25日発行

編 集	日野市企画財政部企画課
発 行	日 野 市 日野市日野 2,900 番地 電話0425 (81) 3511 (代)
製 作	株 式 会 社 J I C C



日野市

21700 **12**

**¥12800**

*7248,000*

4561000

**¥**  
**7148,000**

**5876213 ; ; %**